

鹿児島県史料

名越時敏史料三

解題

一

今年度と来年度、『鹿兒島県史料 名越時敏史料』三・四として名越時敏（この時期は篤烈と称している）の日記である「常不止集一之巻」から「四十四之巻」を刊行する。所収される巻数割は、三が「一之巻」十七之巻」（天保十二年二月から同十三年八月、同十三年二月廿三日）五月十二日の期間は記入がない）まで、四が「十八之巻」四十四之巻」（天保十三年九月から天保十五（弘化元）年十二月）までである。

先ず、底本と校訂するのに利用した参考諸本について述べておく。

底本として使用するものは、島津家臨時編輯所において大正十四年から同十五年にかけて書写され、現在東京大学史料編纂所所蔵となつている「常不止集」（島津家本薩藩関係史料二―二―四五）である。

利用する底本は「九之巻」（天保十二年十月）から「十一之巻」（同年十二月）までの三巻分が欠如している。また、総目録では「二十三之巻」（天保十四年二月・三月）についても「二十三之巻不見、是も何事も不留置候」とある。

底本を校訂するために利用する諸本は、つぎの通りである。

先ず、「二之巻上」の総目録については、東京大学史料編纂所に「常不止集総目録」が島津家文書として分類され所蔵されている。これは底本よりも古い時期の写本であり、校訂に際しては参照すべきものである。

本文部分については、つぎの諸本がある。

A 鹿兒島県立図書館所蔵「常不止集抜書」四冊。

B 西村天因（時彦）旧蔵・黎明館寄託「常不止集」、現時点で判明しているのは一冊。

解

題

Aは、名越時敏の孫である橋口精一氏の手による明治中期頃の写本であり、「一之巻下・二之巻」・「三之巻」・「五之巻」・「六之巻」・「八之巻」・「九之巻」・「拾一之巻」の四冊本である。期間は天保十二年二月～同十二月までである。この書抜は通常の日記部分はなく、総目録に挙げられた書写部分が選択され収録されている。選択の基準については今の段階では明らかにしない。しかし、一部の収録漏れは残念であるが、底本で欠如している「九之巻」・「拾一之巻」を補うのにはAを利用せざるをえなかった。また、底本と重複する部分も、底本に疑問があるときには参照し、校訂に利用した。

Bは西村天因旧蔵になるもので、「巻之九（カ）」・「巻之十四」・「巻之十九」・「巻之二十二」・「巻之二十四」・「巻之二十八」・「巻之三十一」・「巻之四十一」の巻が現存し、他の巻は所在不明となっている。

Bは底本とした写本の元本となったものであることが判明している。すなわち、Bは名越時敏の手になる原本である可能性が高い。「名越時敏史料―名越時敏日史」の解題でも書いたとおり、残存するBを底本にし、所在不明部分を現在底本としている写本で補う方法が最良であることは勿論である。しかし、発行の準備が進んでいる最中にBを目にし、一部利用できる状況になったために、やむをえない処置として校訂に利用することにした。なお、Bは開披不能状態の部分もあるので、時間をかけて補修する必要があるが、できるだけ早く補修を進め、来年度刊行分には最大限利用できるように努力したい。

因みに、Bは平成二十四年鹿児島県歴史資料センター黎明館の寄託資料となった。これに尽力された調査史料室室長内倉昭文氏の労に感謝する。

二

「拾式之巻」には「古の遺愛」が収録されている。「古の遺愛」は、薩摩藩六代藩主宗信の慈愛の事績を讃えるために、その言行を肥後半蔵が記したものである。

『薩藩叢書』および『新薩藩叢書』第一巻に「薩藩旧伝集巻ノ四」として既に所収され刊行されているために、今回の刊行に含めるか否かが問題となったが、既刊行本とは異なる部分も多々あり、より善本として刊行することに意味を見いだし、本巻に含めることにした。

宗信は五代藩主継豊の長庶子として生まれた。宗信誕生後に將軍綱吉・吉宗の養女となった竹姫が継豊の正室となるが、その結婚の条件として、もし竹姫との間に男子が誕生しても世嗣にはしないと条件付きの結婚であったことはよく知られている。また、宗信も尾張徳川家との婚姻も実現せず、治世期間四年の短さに加え、享年二二歳という若年で死去したため悲劇の藩主として見られていたことと共に、「古の遺愛」によりその慈徳は江戸時代から喧伝され慕われていた。そのため写本も多く作られている。なお、「古の遺愛」と対の形で書写されることの多い宗信の傅育役伊集院俊矩の事績を収録した「伊集院俊矩言行録」も篤烈は書写しているが、本文は「常不止集」には載せず、ただ書写したことのみを記している。

さて、底本とした外に東京大学史料編纂所・国立国会図書館・国立公文書館・鹿児島県立図書館・鹿児島大学附属図書館にも写本がある。その内、校訂に主として利用した写本は、つぎのものである。

- 1 西村天因旧蔵・黎明館寄託の名越時敏自筆本と推定される「常不止集拾式之巻」。
 - 2 国立公文書館蔵「古遺愛 全」。
 - 3 鹿児島大学附属図書館蔵「古之遺愛 完」天保十二年、島津久光自筆写本。
 - 4 東京大学史料編纂所蔵、旧典類聚十八。
- これらの写本などの突き合わせにより、「古の遺愛」の決定版とすることを意図している。

「常不止集」は名越篤烈（時敏）二三歳から二六歳までの日記である。篤烈はこの時すでに結婚しており、長女の藤（天保十三年四月には三才）がいる。

通常、日記といえば一日の行動の記録、感想、その他のメモなどが記されるのをイメージするが、先に刊行した「名越時敏日史」と同様に、行動の記録と共に種々の分野の記録類を書写したものが含まれているところに特徴がある。「常不止集」は特に多くの紙数を書写部分に充てている。上級士寄合資格の子弟として身につけなければならない実務的知識、故事来歴を含む教養など多種多様の知識を書写の過程に身につけていったであろうことは、その書写の全容を項目で示した「一之巻上」の総目録をみると納得されるであろう。

「常不止集」は、1 通常の日記部分と、2 古記録等の筆写部分が混在した独特の形態を持つ日記であり、以後の名越日記の原型を形作ったものであると云える。

以下、1と2について、具体的内容を見てゆくことにする。

1 通常の日記部分から窺える篤烈

天保十二年六月までは、月毎に出勤状態を示す図が付けられている。

篤烈の役については、天保十二年二月十四日に「評定所詰」とあり、同十三年一月十二日には「当分物頭相勤」とある。

勤務は泊の翌朝が朝詰となり、昼詰と交代、さらに夕詰に代わるが、この順番が繰り返されるのではなく、泊は一月に一回か二回だけである。出勤状態図には▲印が付けられた日があるが、これは本務外の役務による他出であるようである。また、病欠も記される。しかし、この出勤状態図がどのような理由で記されていたか原本がないため不明であり、また写本の際の記入間違いの可能性も否定できないことから、その原因の特定はできないが、明らかに誤りの印が付け

られた日がある。天保十二年二月廿一日昼詰、廿二日泊、廿三日朝詰の印があるが、日記本文では、廿一日「今晚八泊故七ツ後出勤トシテ相良典礼殿江替」とあり、廿二日は「泊明ニ而四ツ後退城」とあり、図の印とはずれている。また、同月十五日の▲印も、日記本文では「朝六ツ過起、五ツ半出勤、出掛前内記様へ一刻參、八ツ後帰掛又々一刻立寄」とあり、通常の昼詰であったことを記しており、明らかに▲印は誤りである。理由は分からないが、この勤務状態図は同年七月以降は作られていない。

では、通常の篤烈の一日の動きを見てみよう。最初の記述である二月十三日と同月廿三日には、つぎのようにある。

二月十三日

一朝六ツ半より私宅鎗術稽古也、五ツ過相濟、出席外より四人、

一朝五ツ半より直月横山安之丞殿へ参り、四ツより出勤、八ツ後退城、

一八ツより暮迄晴間ニ庭普請、暮より二木強太郎殿入、(來脱カ)四ツ半被帰候、

一九ツ半臥シ候事、

二月廿三日

一朝六ツ過起、四ツ前出勤、出掛前屋敷へ一刻立寄、八ツ後退城、帰掛直月横山安之丞殿へ参り、八ツ半帰候、

一八ツ後より町田主馬殿所へ一刻參、枇杷木父上様御約束有之、貰帰掛勘左衛門殿へ立寄ナデシコ荒瀬戸之苗貫、

夫より直二谷山角太夫殿へ(添削カ)歌点作相頼考ニ而候へ者、(朱書「一、」)綿崎詰所ニ而留主、三男岩次郎殿被居候、暫嘶机之上江純

清丈之詠歌有之、望致一覽写罷帰候(和歌略)、大鐘過罷帰り伊藤善兵衛殿へ参候へハ留主之様子相見得候間、

直二罷帰候得者鑓之衆四五人被参居候而、先達而相頼置面籠も四ツ出来、式ツ者島津右近殿被持帰候、

一八ツ前臥候事、

解 題
すなわち、武術稽古・学問・勤務・趣味的作業・交友などを主とした生活である。

学問では、云うならば、学校での担任に相当する造士館の直月横山安之丞との接触が頻繁になされ、個人指導を受けていた。また、和歌の師とする谷山角太夫宅へもよく訪ねている。勤務明け後の時間を利用して師や友を訪ねるが、それは約束したものではない。三月廿五日の記述をみると「横山安之丞殿・谷山角太夫殿・伊藤万次郎殿・左近允新七殿・安田喜藤太殿・前屋敷内記様江参候得者皆々留主也」と訪ねていった先がごとく不在であった。訪ねていったが不在で別の人の所へ廻ることは頻繁になされている。このように約束や予告なしに人を訪ねるのが当たり前であったので、以後もこの訪問の方法は変わっていない。

名越の自宅では、(1) 軍学式夜が設定され、(2) 歌会も開催された。

(1) 軍学式夜

三月十二日に「今晚より私宅軍学式夜、二・七に相初筈候事なり」とあるのが軍学式夜についての初見である。篤烈の父盛胤は、甲州流軍学者右松十郎太の死後同家の後見役を引き受けており(二月廿二日)、その関係から名越家での軍学式夜が開催されることになったのかもしれない。あいにく初会の日は篤烈は泊であった。次会の十七日には七名、廿三日には十二名、廿七日には九名の参加者があった。

四月からは自宅での軍学式夜に加え、右松家の式夜も始まった。参加者は名越家式夜が六〜一四名、右松家式夜は八〜一四名であり、篤烈も参加していた。

しかし、六月朔日の右松家式夜、三日の自宅での軍学式夜を最後に、軍学式夜の記述は極端に少なくなる。これは、同月廿三日に「今晚ハ式夜之事候得共、今朝 父上様江御願申上置候一条之通ニ而出席不致」とあることによる。この時点から篤烈は軍学から手を引くことになったのである。

では、「父上様江御願申上」たことは何であつたらうか。

前日の廿二日、後(八月廿二日)に町田主馬の養子入りする弟郷十郎との間に興味ある話し合いがなされた。つぎの

通りである。

一朝大鐘過起、四ツ時出勤、四ツ後御暇、市郎左衛門所へ一剋參、同席郷十郎、外二階二而申候、郷十郎殿之儀ハ
当分軍学被致稽古事候間、是非是二而成就被致候へ、且又右松家之儀師匠も三才之幼穉二候間、何れ門弟之内よ
り先々不教立候而不相叶事候間、一向二抛身修行可被致、拙者も同断之事候得共、拙者儀者学文致修行候考有
之候付両方いたし候得共、(朱書「マ、」)両方共二成就難成相考候二付、郷十郎殿儀ハ軍学を一向修行被致候へ、拙者二者漢学
致修行、兩人共二致成就度候へハ、父上様も第一孝行之筋二も可相成相考候段申候へハ、甚以落涙二被及候
而、是より相互二致修行厲合可申段承候、就而者一ツ之頼あり、郷十郎殿儀ハ未經書之儀易経一冊被説居候間、
五経を拙者江給り候へハ、拙者持合之書物茂存之通四書五経・小学迄持合候二付、右五経を脇方へ差遣候而夫を
以経書古本相集読考二候、将又拙者は迄致難儀写置候城之本ハ七八百程も可有之、夫ハ皆郷十郎殿へ預置可申、
両方二相分れ一向二可致修行(朱書「マ、」)

日新公、亥にふして寅にハおくといふ露の身をいたつらにあらせしかための御歌之意を二六二中不忘、朝茂八ツ時
より自眠次第相互二起し候而修行可致、左候而、郷十郎殿懈り之色相見得候ハ、拙者より可申、拙者懈り之色相
見得候ハ、時々可被申之旨談合いたし候事、

すなわち、①郷十郎は軍学修行に全力を尽くし、右松家を支える力をつける、②篤烈は漢学修行に全力を尽くす、③
二人の修行がそれぞれ成就すれば父上への第一の孝行となる、④郷十郎の所持する五経や篤烈の所持する経書類を売り
経書古本を収集し学問する、なお篤烈の書写本は郷十郎に預ける、⑤日新公の勉学についての和歌の意をいつも忘れず
に励むために、朝八ツに目が覚めたら相手を起こし修行する、⑥学問の理解の状態については互いに指摘し合う、のこ
となどが話し合われた。

これにより、早速篤烈は古書店の経書の在庫調査を依頼して情報を得ており、廿三日は七ツに起きて郷十郎を起こし、

篤烈は六ツまで小学を一冊半ばかり素読をしている。廿四日以降は、しばらくの間、大鐘時起こしであった。

この話し合いの結果は翌日父に伝えられた。その時の父の反応は、つぎの通りである。

一昨日兄弟申合候儀、今朝 父上様江如何御座候哉之旨相伺候処、氣不向者いたし候共、申上候通定而其詮無之余
程面白考二而候間、左様ニ可致段御褒詞致承知候事、

すなわち、氣の向かない修行をしても詮のないことであるので、話し合いの結果を尊重するとの返答であり、そのため、篤烈は軍学から手を引くことになったのである。

(2) 歌会

歌会については、十二年五月八日に「暮より私宅歌会、加藤東市郎殿・相良作太郎殿入来、九ツ半被帰候」とあるのが最初であり、加藤・相良の和歌が紹介されている。さらに十八日には、加藤・相良に加え土持平右衛門が参加し、廿六日には歌会ではないが加藤・相良が暮より九ツまで来ている。しかし、六月八日の記述には、

今晚ハ歌会の約をなしおきし夜なれハ、庭なる草木に水をそゝき友立のかた／＼いと、待けれども、やむことなき
さゝはりやいてきけん、いつかたも来りたまはさりければひとり月を詠て、

しきしまの道の友立待詫て 軒もる月をひとり詠ん

右の歌をうめきいたして土持ぬしへ贈りぬ、

とあり、以後、歌会が開かれた様子はない。しかし、和歌の師である谷山角太夫を訪ねることは続けられており、また総目録に見るように、書写された和歌数は断然他の項目を凌駕しているところに篤烈の和歌への熱意が読み取れる。九月十三日、武之橋の観月に行き、和歌八首を詠じているように、一人でも歌詠みはできたのである。数多の和歌を筆写する過程で自ずから伎倆も上達したであろうし、そうならば更に興趣にかられ自然と和歌は口に出てきたに違いない。名越の日記に時に応じた和歌が記されるのは、このような若年時の地道な努力の結果であった。

(3) 武術

武術鍛錬も怠りなかった。以下、どのような武芸修行がなされているか見ておく。

① 槍術

『名越左源太翁小伝』によると、名越の槍術の流派は鏡智流である。篤烈の稽古については、先出の二月十三日条にあるように、自宅で他の出席者を加えて槍術の早朝稽古がなされ、また、退城の後も稽古があった。さらに、十六日条を見ると、

一朝六ツ時一刻鎗場へ出張、六ツ半引取、五ツより梅田家江植村鉄兵衛殿同道ニ而面作方伝授ニ差越候事、梅田家より直ニ出勤、八ツ後御暇、

一梅田家へ今朝借受候面下地籠、伊地知平次郎殿を以平佐屋敷本野矢八郎へ相頼答ニ而、手本用とシテ差遣候、梅田家籠弐ツ、内稽古籠三ツ相頼答候事、

一七ツ後鎗場へ出席、日入時分引取(略)、
と、演武館鎗場で稽古を行い、師範の梅田より面籠の作り方までの伝授を受けている。

六月十五日には「梅田九之丞殿より当分拙宅鎗出席人数其内精不精為知候」との通知に基づき、出精者五人、中出精者十人、「不打捨稀ニ致出席」者五人の名前を通知しているが、篤烈の名はこの内には含まれていない。しかし、兵具所の鎗場での稽古は散見され、鎗術の修行は継続していたことが知られる。

② 馬術

馬術修行についての記事は少ない。天保十二年四月十七日条に、

一朝六ツ時より加藤家江参り、四ツ時より出勤、八ツ後退城、直ニ又々加藤家江参り、日入帰り馬一鞍騎り、五ツ時より右松家式夜ニ出る、出席人数十二人、加藤家三段目終日ハ出席人数土持平右衛門殿・平田仁兵衛殿・伊集

院次郎殿・竹之内宗助殿・加藤清次郎殿・町田孫一郎殿二而候(略)、

と、馬に乗っている。同僚との遠馬も計画されており、四月廿三日には「明後遠馬二付三才馬借候二付上馬場二而二三篇騎」とある。しかし、この遠馬は篤烈が病気になったため不参加であった。若年時の馬術修行の状態を示す記述は少ないが、「名越時敏日史」には馬乗りのことも散見され、基礎的修行はできていたことが推測される。

③ 剣術

『名越左源太翁小伝』によると、名越の剣術の流儀は天真流である。剣術修行について直接触れた記事は見いだせないが、天真流の師範は加藤権兵衛であることからすれば、先出の史料中にある加藤氏がそうであろう。この記事に続き、翌十八日には、

一日出起、今朝ハ昨日終日之人数出席可致旨約束いたし置候二付、遅成候得共不参候得者猶わらはれ候半と存し出席候へハ、昨日五人之人数壹人も出席無之、清次郎殿・種子島遠藤宗兵衛三人二而、後稽古所二而稽古いたし候(略)、

とある。篤烈は十八日の稽古出席を約束したため、同輩に笑われるのだけは避けようと遅参しながら出席したが、約束した相手の土持・平田・伊集院・竹之内・町田は欠席していた。篤烈の真面目な性格が窺える記事である。

④ 弓術

『名越左源太翁小伝』によると、名越の弓術は日置流である。弓術は名越の得意とする武術の一つとなっているから、若年時の修行にも熱が入っていたことが記事の多さでも窺える。弓稽古の記事は天保十二年七月十三日に「大鐘より暮前迄弓を射候」とあるのが初見であるが、以後は弓の稽古にのめり込んでいる。十七日「朝六ツ時起、弓を射候、五ツ前取止る、六ツ半時分より吉左衛門二も入来二而弓なり」と、早朝と勤務後の弓射の記事が連続する。九月二日条・天保十三年二月十六日条を示すと、つぎの通りである。

一朝六ツ時起、鑓場江出張、四ツ時引入、今日者鑓終日稽古有之苦、(略)四ツ半より前内記様江參、千筋之矢数射未相済候得共、七ツ時より泊番江出、勉弓持參ニ而暮迄六拾建射(略)五ツ半時被引取候、

一朝六ツ前起、六ツ過より白坂壯之丞殿と兩人ニ而五ツ過迄弓射、今日者夕詰故八ツ前登城、八ツ後より御兵具所ニ而御雇足輕天辰甚右衛門と兩人ニ而大鐘迄弓、百五拾建射候処、七本ならしに三本不足なり、大鐘過帰宅、夫より鑓場江出張、暮各々引取、夫よりまた福留吉左衛門父子三人ニ而致劍術候付出張、六ツ過引入、六ツ半時分より前屋敷へ夜噺ニ參(略)、

鑓・弓・劍術の修行が真劍に続けられていたことを見ることができぬ。

なお、弓術の修行は単に武術の上達のみを意図するものではない。それによつて鍛えられた精神は政事にも好影響を与えることになる。十二年七月二十三日条に、つぎの話がある。

一 小松右近殿所八ツ後より弓射之企ニ而、平田直道との・平田龜遊殿・三崎平太殿外二三三人なり、平太殿より噺承候、右近殿儀ハ兼而弓ニびくつき候人ニ而、其日射場ニ而度々びくつき候由(略)御手前儀ハ一郡をも領、一郡之御政事被成御方ニ而候、殊ニ何歟御心掛被成候御方ニ候得共、此弓之びくさへ御直し被成候儀不相調位なれは、何しに御政事相調可申哉、是大抵相分候者ニ候得ハ、是より屹と相直可被成と被申候得ハ、弟矢よりびくも無之、兼而之弓より猶以宜為有之よし、

文武修行に真面目に取り組む篤烈であるが、息抜きの部分もあつたことを垣間見せる。

天保十二年五月六日条には、つぎの記事がある。

一朝六ツ半起、四ツ時出勤、八ツ後退城、帰宅、直ニ村橋彦九郎殿へ參る、同席其外書役肝煎十五人也、牛引或ハ綱を張り飛くらへ杯有之、拙者ニ者肩丈より二寸位下ケ手もなくとひ候、外ニ者大方帯より二三寸上り、或ハ

(朱書「マ」、
また帯り二而候(略)、

二十歳を過ぎたいい若者共が高飛び競べをしているのであり、篤烈は他の者よりもはるかに上を簡単に飛んだことを自慢している。堅物一辺倒でなく、このような茶目の面を併せ持っていたのである。

2 古記録等の筆写部分について

「一之巻上」は総目録であるが、それは各巻に含まれる筆写した事項の目録であり、大部分の項目には、検索に便利なように、内容毎に平仮名による符丁と△・○の記号が付けられている。出てくる順番に符丁・記号を示すと、つぎの通りである。

ぬ…調査事項(建造物や植栽の由来、諸調査報告、元祖調査、古記録調査等)

わ…人物の行状・行動形態、植物の性質と育て方、落書、特異天候、具足に関する記述、種々の事柄の始まり等

た…種々の嘸、尋ね事

を…医療・治療

よ…発句・狂歌・連歌

△…手紙

○…諸触、通達等

は…和歌

ほ…幕府・権現様関係

に…裁許・仁愛・忠心に関する話題

へ…諸氏(園田成芳・洲辺領右衛門)収集の覚書、又はそれに類する話題

か…海外情報

る…武器や部隊の運用についての記述、梅雨入りの時期、幕吏の役御免や軍用金に関する情報、配流情報等
り…父日記の抜き書き

ろ…詩文

と…合戦前の緊張緩和策、実戦

ち…上書

なお、各巻の冒頭にも項目が記されるが、これは総目録の項目中のほんの一部であり、特に重視した項目を精選し掲げたものであろうか。兎も角、例を示せば、巻の冒頭の項目数は、「二之巻」は七二項目中六項目、「二之巻」では一〇八項目中六項目のみが記され、「外二多々書留有之」・「外二も数多書留有之」とある。

また、同一項目が総目録と巻の冒頭の項目では異なる記述になっていることもある。例えば、「一之巻」では、総目録で「寄合並以上元祖之事」とあるのは、「寄合以上系図」となっている。また、「二之巻」では、総目録で「一御兵具所九之字勅之事」・「一御兵具所[㊦]此紋付御幕之事」の二項目が「御兵具所古曆樂書」と一項目に纏められている。

「常不止集」を読んでいくと、この書写はただ知識を得ることだけを目的にしてなされたのではなく、書写の過程、またはその前後の事柄から治世の在り方などの思考を鍛えることにもなっていることが分かる。天保十二年二月廿三日を例に挙げよう。

ここには、①徳川家康にみる治国の要諦、②酒井雅楽頭の人物起用の基準、③深田善兵衛にみる学問の成果、④文武修行の真意、⑤秩父崩れ時の町田主馬の諫言状、⑥裁許時の慈愛、などの記述が連ねられている。

①は、切り取られた地でも、前の支配より負担軽減がなされれば民の尊敬を受け、領主として受け入れられるとする義久仰出にもある「百姓をあはれび憲法たるべき事」・「民の利をさきとして、おのれの利を次にすべき事」に通ずるものであり、治国に当たり第一に配慮すべきことであった。②は、家臣は自らの利から追従などはせず、無私的心を持つ

ということが大切であり、これが人物起用（召し抱え）の基準であると、無礼の行為などは考慮する必要はないとする。これを書写した時、篤烈は万感のあまり「我欲をはなれて人をあはれめる 人こそさらにうらやましかれ」の和歌が思わず湧き出たのである。無私こそ奉公の柱であり、人物判断の基準となることが心に刻まれたであろう。③では、学問をしながらも言語・容貌に配慮しないことへの批判に対し、「国風」の粗野な言語・容貌を正すよりも孝養の心を学ぶことの重要性を指摘する。学問により習得すべきことには優先順序があることを教えている。④は父との対話である。富裕な者はいざという時に臆病になるのではないか、との篤烈の問いかけに対し、父は、常に、力いっぱい奉公ができ残念であるとの気持ちがあれば、いざという時に備えた文武の修行を行うが、その気持ちがあれば保身に走ると答えている。いざという時の決断ができるか否かは兼ねての修行であるとする。⑤は、文化朋党事件時に側用人を務めていた町田主馬が舎弟に対し、学問することの目的は人物・事柄の善悪を判断することにあるとし、それに注意するよう諫言している。篤烈は、この諫言状を反古箱の内から見付けたが、これは「拙者此頃些書物を見候二付、先々左様之儀いたすましきと父上様御諫言ならんか」とあるように、父親による学問の在り方に対する無言の教え諭しであった。⑥では、親の咎で処罰される者への慈悲懸けの大切さを教えている。

また、書写されたものは、為政者として知っておくべき情報と共に、現に藩治のために必須の事柄が選択され記録されたと思われる。

書写されたものは出典が明示されたものと、出典不明のものが混在している。出典不明でも、なるほどと頷かせるものがあり、そのような例をつぎに挙げよう。

一 調所庄左衛門殿杯ハあれ程不致立身丈之処有之候、表坊主之時分より大工之事者大工之上手を呼委く被相尋、商

(笑左衛門方、広郷)

(可力)

売向之事ハ町人江委く聞、耕作之儀ハ百姓へくはしく被聞候故、上様より御尋有之時御返答能出来候よし、夜

ハ八ツ七ツ之時分迄被起居書付等二而有之候よし（天保十二年二月廿八日条）、

日頃、その道の専門家から知識を得ておくことにより、藩主の間に即座に満足のいくよう答えることが可能なのであり、これにより、用に立つ人物での評価を得ることになる。日常的な努力の大切さを教えている。

また、書き物などでの夜更かしは、「主馬様ニハ何茂人々寝候跡ニ二時計御起被成御書付杯被成候よし」（天保十二年二月廿三日条）とも共通するものであり、上に立つ人や上に立つことになる人はおしなべて人並み以上の努力をしていることに気づくのである。

人物に関するものでは、「今軍有之候得ハ、（義弘）惟新様位者自分ニも可有之と （重豪）大信院様被仰候よし、御氣力強き御方様ニ而候」（天保十二年八月十三日条）と、島津重豪が義弘に負けない戦上手であると公言したとの記事である。今まで全く知られていない逸話である。

以上のように、採録された事柄、特に出典不明の逸話などは初めて見るものも多く、なぜこれが採録されたか、これを篤烈はどのような気持ちで書きしたのかなど、思いを巡らす余地を多く含む日記である。このような多種多様の記録類・逸話類などの知識が篤烈を文武に秀で、絵心や医学知識を持ち、治世にも配慮できる有能な人物に成長させたのであり、その原点がここに見いだされる。

（安 藤 保）

例 言

一本書は、東京大学史料編纂所所蔵「常不止集」（天保十二年二月〜天保十二年九月、天保十三年正月〜天保十三年八月）と、鹿児島県立図書館所蔵「常不止集抜書（解題のA本）」（天保十二年十月〜天保十二年十二月）を底本とし、『鹿児島県史料 名越時敏史料三』として刊行するものである。

一本書の目次は、「常不止集」目録をもとに、作成した。

一本文書の掲載順は、原則として底本に従った。

一収載した文書を他の文書や写本などによって補充または校合する場合は、次のようにした。

ア 校合史料からの補充箇所は▽△で示した。

但し、「イ」に挙げる「常不止集抜書（解題のA本）」および「常不止集（解題のB本）」で補正した場合は、特に表記しなかった。

なお、本文中に挿入される挿絵や花押などについては、B本の方を優先した。

イ 補充や校合に使用した典拠史料の名称は以下の通りである。

（原本史料） 旧記雑録（旧記雑録・続編島津氏世録正統系図）ともに東京大学史料編纂所所蔵）

〔常不止集抜書（解題のA本）〕（鹿児島県立図書館所蔵）

〔常不止集（解題のB本）〕（西村貞則氏所蔵）

- 〔薩陽武鑑 全〕（鹿児島大学附属図書館所蔵）
- 〔入津唐船相糺唐国風聞真物和解写〕（東京大学史料編纂所所蔵）
- 〔島津家久公御連歌斉宣公御詠歌〕（鹿児島県立図書館所蔵）
- 〔示現流伊呂波歌〕（都城島津邸所蔵）
- 〔薩藩諸記録〕（東京大学史料編纂所所蔵）
- 〔桜園叢書〕（国立国会図書館所蔵）
- 〔鶯宿雜記〕（国立国会図書館所蔵）
- 〔天保編年史〕（東京大学史料編纂所所蔵）
- 〔天保雜録〕（東京大学史料編纂所所蔵）
- 〔朝鮮軍覚書〕（都城島津邸所蔵）
- 〔淵辺量右衛門朝鮮陣覚書〕（鹿児島大学附属図書館所蔵）
- 〔古遺愛 全〕（国立公文書館所蔵）
- 〔古之遺愛 完〕（鹿児島大学附属図書館所蔵）
- 〔日新公御詠〕（鹿児島大学附属図書館所蔵）
- 〔栗野由来記 全〕（鹿児島県立図書館所蔵）
- 〔栗野由来記〕（湧水町所蔵）
- 〔旧典類聚〕（東京大学史料編纂所所蔵）
- 〔遊女直江上書写〕（黎明館所蔵）
- 〔大坂遊女直江上書〕（国立国会図書館所蔵）

(刊本史料)

旧記雑録前編〔鹿兒島県史料 旧記雑録前編〕一、二

旧記雑録後編〔鹿兒島県史料 旧記雑録後編〕一、六

旧記雑録追録〔鹿兒島県史料 旧記雑録追録〕一、八

穆佐悟性寺御石塔一件私考 全〔鹿兒島県史料 伊地知季安著作史料集〕八

薩藩例規雑集〔鹿兒島県史料 薩摩藩法令史料集〕六

鎌田正純日記〔鹿兒島県史料 鎌田正純日記〕二

徳川禁令考〔徳川禁令考〕前集第四・前集第五

花園会約〔古事類苑28〕文學部二

水無瀬殿恋十五首歌合〔群書類従〕第十二輯

島津家高麗軍秘録〔續群書類従〕第貳拾輯下

海国兵談〔新編林子平全集〕一

〔薩陽武鑑〕

〔瀟湘八景詩歌鈔〕

〔近江名所図会〕

〔東海道名所図会〕

〔倭文麻環〕

〔栗野町郷土誌〕

〔薩摩藩対外交渉史の研究〕

〔薩摩藩記録相良茸山騷動記〕〔熊本史学〕31

「新出『小町業平歌問答』二点の紹介と翻刻」（『同志社女子大学 日本語日本文学』第十八号）
「『小町業平歌問答』続考―新出『歌品問答』の紹介―」（『同志社女子大学大学院 文学研究
科紀要』第11号）

一 刊行にあたって本文の体裁をおおよそ次のように統一した。

ア 字体は、一部を除き原則として常用漢字を用いた。

イ 「常不止集」は謄写本であるため、適切な位置で字配り・行替えを行い、体裁を整えた。

平出・擡頭・闕字・割書および但書などは、原則として底本の体裁に従い、闕字は一字分あけとした。

本書の差出年月日・差出所・宛所の位置などは、適宜改行・字配りを行い、体裁を整えた。

ウ 仮名は、原則として底本の体裁に従った。変体仮名は仮名に改めたが、江・而・之・者・茂はそのまま用いた。

エ 文書・記事などの本文中には、適宜に読点「、」や並列点「・」を付した。

オ 原注は、原則として底本の体裁に従って示したが、新たに付した注記は、（ ）で囲み原注と区別し、文意の通じない箇所や文字は、（ママ）・（○○カ）などとした。

カ ルビは、底本もしくはA本およびB本にあるもののみを付した。

キ 朱書は、（朱書）と注を付して朱書部分を「」で囲んだ。

但し、総目録のみ朱書部分は（朱書）を省略し、「」のみとした。

ク 付箋・貼紙は、右肩に（付箋）などと注を付し「」で囲んだ。

ケ 文字の不明や欠失は、その箇所を□で囲んだ。

コ 「名越時敏史料三」では、底本で使用された用字の表記を次のように統一した。

例 言

嶋津↓島津

鹿兒島県史料 名越時敏史料三 目次

常不止集一

大信院様福昌寺御魄屋前大守斉興公被為立候御石碑之	左膳殿琉球よりダンチウ被取寄候咄	二二五
堂一件之事荒増	手紙之事	二二五
演武館屏付柳一件之事	国分煙草カンキ、伝書之事	二二六
愛甲藏記殿膝つぶし踊之事	大御所様薨御二付御停止触之事	二二六
伊勢伊織殿灸治之事	御兵具方与力平野勘助煙草カンキ、之事	二二七
愛甲藏記殿金山へ被行候時之事	鎌田太郎右衛門事	二二七
村田甚左衛門殿猿が鹿取候時之事	三崎嘉之助殿種子島二而字指南之事	二二八
加藤権兵衛殿白尾金左衛門殿へ差合嘶之事	右松十郎太殿江戸墓凶之事	二二八
評定所御吟味一件之事	あの山を越て爰ニきましたといふ句之事	二二八
愛甲氏金山へ被行候時之事	出家をとげて出家になれといふ句之事	二二八
御殿下二而拜礼尤之事	求摩一揆山野より地頭所へ披露書之事	二二八
南天の木養様之事	二之丸御会二而谷山純香歌	二二九
梅桜之事	寄合並以上元祖之事	二三〇
松之事	霧島嶽二而江戸之者歌之事	二三五
市来源右衛門殿目養生之事	御兵具所曆鑑落書之写	二三六
拙筆二而瀬戸山綿峯瓮句之事	川田駿河殿郡山之内二而法力不時宜之事	二三七
垂水隠居八拾八之賀二納殿狂歌之事	父上様右松家後見御受合為御礼高弟衆段々入来有川庄之進殿正道之事	二三七

父上様二拾九才之時御病疾直き御漸之事	三七	弓袋差御鑑由緒之事	四六
谷山純清殿誦歌之事	三八	求摩騒動二付大口より頭聞合書之事	四七
権現様国御切取し本之主人之様奉尊敬事	三九	久保七兵衛殿関ヶ原より戻り南之関番所通抜之事	四九
紙谷何某権現様御抱相成侯節酒井雅楽頭先見宜事	三九	総州様慈徳院様より御小姓岸喜右衛門を御費之事	四九
父上様へ戦国之臆病人を治国二而見様之思ひを申上候事	四〇	総州様へ島津主殿忠諫之事	四九
町田久譜公より御舍弟右膳盛尚公へ江戸より之御状之事	四〇	総州様御小姓義岡彈正殿小兒二而忠心之事	五〇
評定所へ親咎二仍て召出候者恒篤公御許之事	四〇	福昌寺中納言様御碑前之事	五〇
求摩相良領百姓一揆二付大口より聞合書之事	四〇	今年定家卿六百年忌谷山純清殿誦歌之事	五〇
三原七郎右衛門殿より昔漸承候八ヶ条之事	四四	去年仙洞様崩御二付而千種様御詠一首	五〇
恒篤公夕時雨忍涙恋之御誦歌二首之事	四五	一休自詠一首	五〇
京都米屋娘九才之歌心題	四五	調所笑左衛門殿事	五三
小松相馬殿十四才之歌	四五	谷山純香歌道二執心を資枝卿御感二而被下候御詠一首	五三
家久公慈眼寺御詠歌	四五	齊宣公御歌六首	五三
齊宣公右同御寺納之御歌	四五	滝之上塩焔調合所火災二付谷山純清殿誦歌其外五人歌	五四
田布施金藏院へ伊地知助右衛門殿寄進日新公七首御詠歌	四五	景樹歌一首	五五
右同齊宣公御寄進蓮亭院様御詠歌三首	四六	松永某歌一首	五五
齊宣公御詠歌右同御寺納	四六	鳩巢先生歌三首	五五
御兵具所御箴二書付詩歌之事	四六	読人しらす權之歌一首	五五
		齊彬公御詠	五五
		唐芋宝永二年二相渡候事	五六
		西行法師歌誦之事	五六

常不止集二

楠正成最後之状	五七	和田雪觀木村靜隱へ虎之絵被為見候事	七三
父上様二者鳥之汁被召上候事	五八	島原太夫が句一首	七三
父上様小田越二而火玉二相会之事	五八	薩隅日三州神社堂寺院數之事	七三
父上様溝辺石原饅頭屋へ御泊之事	五八	高崎仲左衛門殿江戸二而之歌一首	七四
瀟湘八景歌之事	六〇	何某とかいふ人一首之歌故哉留御免之事	七四
近江八景之歌	六一	木場伝内左衛門殿寄石灯炉恋之歌一首	七四
奥元広矢之根吉左衛門持參之事	六二	神祇釈教恋無常為云込芭蕉翁句一首	七四
東郷藤兵衛殿より野太刀嘯承候事	六二	芭蕉翁発句二首	七四
都之城屋敷書物多き事	六二	伴隠者不会と云題句	七四
川上左京事四ヶ条	六二	柴翁公郭公の御発句	七四
伊東加賀守具足五代正左衛門殿所へ于今有之事	六二	芭蕉翁ほとゝきず発句一首	七四
広東定海泉インキリス合戦公議書上写並聞書写上原	六二	大江為武菖蒲進上之歌	七四
百馬聞書	六二	山沢五右衛門殿句	七五
百姓へ第一之迷惑を相尋候事	六九	岩下沢右衛門殿江戸御長屋二而月の発句二首	七五
唐国へ惠幾里須人共致乱妨之大略	六九	寛政より享和へ改元之時京都之者大坂之者狂歌二首	七五
歌杯に七ツかしこきと有之ハ七賢人也	七一	関双句二首	七五
伊地知小十郎殿用心嘯之事	七二	函師伝左衛門雜題之発句二首	七五
中納言様琵琶琴御稽古之事	七二	菱刈大炊殿近江湖水発句	七五
武用弁略弓矢名所之事	七二	伊藤藤右衛門殿所有之候為村卿御詠一首	七六
御兵具所古こよミ八ヶ条之事	七二	谷山純香殿歌一首	七六
		齊宣公自在かぎの御詠歌	七六

伊集院十藏殿大目付勤之節之事	七六	うたひ初り之事	八一
山田伯耆殿奥州之家老と出会嘶之事	七六	上下袴初り之事	八一
水戸様齊興公之御質合御嘶之事	七七	浄瑠璃初り之事	八二
御兵具所古こよミ十一ヶ条之事	七七	歌舞伎初り之事	八二
井尻神力坊事	七八	月代初之事	八二
輪廻之歌一首	七九	煙草日本へ初而渡る事	八二
米良藤右衛門殿事	七九	うるしに為負時之事	八二
加藤清風鐘上達之事	七九	虱ハ勝負取流れ之事	八二
東郷重位嘶之事	八〇	総州様御代迄ハ煙草ハ不流行事	八二
右膳恒篤公皆人為褒を永井喜左衛門殿直嘶之事	八〇	惟新公より川上左京江被下候御状之写	八二
右膳恒篤公御役御免被仰下再役勤被仰付候事	八〇	御兵具所此紋付御幕之事	八五
評定所中之柱引切方恒篤公御下知之事	八〇	川上肱枕名文字読様之事	八五
瀟湘八景頓阿之歌	八〇	栄翁公小田医三を奥医二不仰付旨御意之事	八六
文字初り之事	八一	石屏初り之事	八六
紙初り之事	八一	手紙を拝見拝読と書二野夫思ひ付事	八六
南都油煙墨初り之事	八一	都之城豆腐売声之事	八六
筆初り之事	八一	平田直道殿事	八六
硯初り之事	八一	何某か飯打喰といふを他国人と問答之事	八六
カタカナ初り之事	八一	藤島孫左衛門殿鎌倉へ被参候直嘶二ヶ条	八六
仏道儒道我朝初而行はるゝ事	八一	犬飼之滝之事	八七
能はしまり之事	八一		

妙心院様中神折右衛門殿へ御成之節狂歌一首	八七	柿本人麻呂逝年之事	九二
吉川林右衛門殿狂歌四首	八七	異国より三目之人渡りし事	九二
中神折右衛門殿狂歌一首	八七	川上因幡守事	九二
吉川林右衛門殿狂歌四首	八七	中納言様より喜入摂津守へ被下候御歌	九二
去年六月十八日大津御代官石原清右衛門様京都西町奉		堀田加賀守より將軍家光公へ被申上候梅雨見様之事	九三
行松平伊勢守様御役所二而御嘶之事	八八	種子島篤殿伝受之三里之灸治之事	九三
父上様御日記書拔二ヶ条	八八	戊年江戸飢饉の狂歌	九四
大岡越前殿問付之事	八九		
須田伝弥殿弟子手本書人数之事	八九	常不止集三	
須田伝弥殿妻之事	八九	坂元廉四郎殿事	九七
三原藤五郎殿妻狂歌之事	八九	資枝卿より東郷伝兵衛殿へ被下候御詠	九七
伊作田布施辺田之事	八九	京都捨子之余り多き時公家衆御詠	九七
有馬権蔵殿直嘶を土岐矢一郎殿より承候事	九〇	日新公御詠歌	九七
御国二才初上りと度登りと兩人列二而江戸二而根付買	九〇	神人流系凶之事	九七
之事	九〇	大御所様薨御二付江戸落書	九八
堀口滴齋より兼養生灸治習候事	九〇	伊藤善兵衛殿へ誦遣候歌一首	九八
日野資枝卿御詠谷山氏所持七首	九〇	木脇刑部左衛門関ヶ原出陣之節胄于今同伊左衛門所へ	九八
御元祖恒渡公御屋敷御拝領之事	九一	有之事	九八
本田久馬殿事	九二	今和泉清水馬場屋敷新納矢太右衛門殿伊地知小十郎殿	九八
日新公科ありての御詠歌或人と拙者穿鑿之事	九二	五代直左衛門殿出會之事	九八
拙者郭公之歌一首	九二	琉球人唐へ渡り北都を立出る時之詠歌一首	九八

資枝卿郭公之御詠一首	九八	下櫛木馬場虫踊り之事	一〇八
谷山純香殿歌一首	九九	円徳院様御勘定所御通之節之事	一〇八
益山金兵衛殿歌一首	九九	永吉へ有之雁金之琴之事	一〇九
極貧なる人大風に軒を吹くつされて読し歌	九九	折田彦左衛門殿所持近江といふ琴之事	一〇九
谷山純香殿歌	九九	中納言家久公難波津之御詠歌	一〇九
加藤清正片鎌鐘穗写	九九	中将斉宣公いろは御詠歌	一一一
大玄院様片鎌御手鎌清正鐘御写	九九	逍遙院歌	一一四
御城内御廻祿之節竹下覚左衛門忠久公鐘持出候事	一〇〇	東郷重位いろはうた	一一四
拙者蒲生城見物ニ参候時之事	一〇〇	長崎助左衛門殿日新公いにしへの道の句一首之句上ニ	一一四
権大僧都頼重法印和尚之事	一〇一	有歌	一一七
吉光像刀之絵に本阿弥忠信讚歌	一〇一	征矢一腰唱様東郷十九郎殿嘯之事	一一九
正宗像刀之絵に本阿弥忠信讚歌	一〇一	伊地知小十郎殿いろは歌	一一九
義弘右同断之事	一〇一	歯痛之節隠岐の国島中の地獄権現へ願之事	一二〇
太守斉興公儀御仮屋御出之節之事	一〇二	黄檗塩元端之写	一二一
末代迄灸治イミ日之覚	一〇三	宮之城八幡宮奉納之具足之事	一二一
洛南東福禅寺官僧徹歌故流罪又歌故帰京歌之事	一〇三		
子正月十一日斉宣公御連歌御会之写	一〇四		
亥八月斉宣公御連歌御会之写	一〇五		
業平小町歌問答	一〇五		
八田喜左衛門殿歌二首	一〇八		
町田家家作之事	一〇八		
		常不止集四	
		桜島未滝之事	一二二
		桜島もへいでざる内平原四郎兵衛殿御登候直嘯之事	一二二
		本法之石垣石切合様之事	一二二
		町田主馬殿当番頭被仰付候時亀沢沢右衛門殿発句	一二二

十五六才に成る女之歌二首	一四二	常不止集五	
山川へ参候垂墨利加船之図	一四四	林肥後守水野美濃守美濃辺筑前守御役御免等之事	一四五
園田成芳覚書	一四四	谷山純清流球二而被説候歌	一四六
龍伯公雨こひの御歌	一三七	純清東都へ参ける人江被贈候歌	一四六
伊集院織衛斎興公御寵愛二相成候初之事	一三七	煙草之歌	一四六
足輕飛脚二而下り候節大坂より船二而肥後之住人と同	一三七	霧島山山の神衆隠与へ差越候市来伊作田村善五郎像	一四六
船二而肥後住人咄之事	一三七	或人孝の問答	一四七
細川幽齋鼓川二而被説候歌一首	一三九	河島伝右衛門殿説義臣伝有感之詩	一四七
八田喜左衛門殿歌一首	一三九	日新公いろは御詠歌京都近衛様へ被差上書人御返し之	一四七
資枝卿御詠一首	一三九	写	一四七
芭蕉翁菘句一首	一三九	日野家藤之御詠	一五二
国分伴右衛門殿能稽古之事	一三九	鯁玉集二有之候八田喜左衛門殿歌	一六七
新納五左衛門殿所昇竿に神鳴落かゝりし時の歌	一四〇	茅樹頼朝卿ヲ詠	一七〇
谷山純香殿江戸より被下候時中国二而疱瘡を被致候時	一四〇	大賢詠弁慶	一七〇
被説候歌	一四一	新納五左衛門殿花倉二而之歌	一七〇
日野資枝卿御会之節谷山純香歌御褒御漸之事	一四一	青山伯耆守配流之事	一七〇
忠宗公御歌三首	一四二	一所持一所持格寄合寄合並以上家格順之事	一七一
日新公御辞世歌	一四二	景樹歌一首	一七二
日新公へ伯囿公御手向之御歌	一四二	八田喜左衛門歌一首	一七二
龍伯公より幽齋へ被遣候御詠歌同御返歌	一四二	インギリス人共於唐国戦争之次第	一七二
義弘公御辞世之御詠歌	一四二	御兵具所稱荷録記	一七五

琉球在番へ被相渡置候御条書之写……………一七八

市采伊作田村善五郎霧島山中神衆隠与へ折々差越候

一件……………一八四

病瘡妙法……………一八九

伊藤善平殿歌二首……………一九二

伊藤善平殿すねを打し人の有之事……………一九二

善平殿刀目利之事……………一九三

善平殿後追へ被居候節之事……………一九三

毛虫を今北条と唱候訳合之事……………一九三

大山壯之介殿嘶之事……………一九三

村田市郎左衛門へ贈候拙者歌三首……………一九三

琉球在番並冠船奉行系図……………一九四

人ハ身の垣也といふ事……………一九九

中納言様島津新八郎殿所へ御成之節硯箱の蓋江御書付

被下候御歌……………一九九

山田昌巖殿寝入候時枕元ニ有之脇差為被取時之事……………一九九

人ハ毎日く心を引しめる事……………二〇〇

紀伊中納言頼宣公事……………二〇〇

或侍勇猛の一念大盤石之事……………二〇〇

黒田長政妻之事……………二〇〇

常不止集六

島津織衛殿人突牛と組打之事……………二〇一

水戸侯追鳥狩記……………二〇二

山中鹿之助事……………二〇九

小古善太夫八力坊といふ悪僧を取る事……………二〇九

都妙心寺和尚嘶之事……………二一〇

元祿の比殿中喧嘩ニ付御目付大道寺強九郎事……………二一一

稲葉石見守書置之事……………二一一

伊地知諸右衛門書置之事……………二一一

泰清院様御部屋へ寛陽院様御人之節之事……………二一二

曾子孝行之事……………二一二

村田藤兵衛小幡景憲の像を願ふ事……………二二三

大山武辺之介事……………二二三

武辺之介へ見玉筑後太刀台ニ被参候時之事……………二二四

山口勘兵衛事……………二二四

権現様長篠合戦之時前日軍評定ニ酒井左衛門尉狂言之

事……………二二四

古書に金打と有之事……………二二四

都之城古鐘之事……………二二四

佐土原松木左門桶籠し時之事……………二二四

町踊者本ハ小兒ニ而有之しニ女之子ニ成し訳……………二二五

矢田作十郎武勇之事	二二五	御兵具所正月十三日取手由緒之事	二二四
貴島柳右衛門より小野郷右衛門殿へ之状	二二六	新納四郎右衛門殿死去之当日立願取返シ之事	二二四
新納又左衛門殿死去之後杉山八藏殿より其家へ被贈候文	二二七	母上様を哀し拙夫之歌父上様御取直之事	二二五
黒田如水遺言之事	二二七	元禄九子年御兵具所日帳書抜三ヶ条	二二五
摂州大坂之城金銀の井之事	二二八	同十五年日帳書抜三ヶ条	二二六
吉野御牧は川上一学之仕立候事	二二九	斉彬公御兵具所御道具御覽之節御道具仕立方右松十郎大江相糺之一件	二二七
流鏑馬発端之事	二二九	平田直道殿小松右近殿之弓直シ之事	二二九
泰平寺にておかね様人質として御出之折秀吉散疑事	二二九	寿国寺キガク和尚福昌寺タイゴン和尚事	二三〇
五月五日昇り初る事	二二九	タイゴン和尚へ恵灯院クハンジヨ和尚諫言之事	二三〇
毛利好雪桑名の渡しにて肥後人を感じる事	二二九	東郷重尚御弦巻様事	二三一
光久公御側之者へ切腹被仰付を島津凶書久通働を以無何事相済候事	二三〇	常不止集七	
税所弥五太夫為人質之時新納又左衛門是を知て米一俵を被贈し時之事	二三〇	山の寺和尚惟新公若めを被下候節御添被下候御歌	二三一
諏訪兼利歌	二三〇	五節句七節句之事	二三一
日本名物甲之事	二三〇	慈徳院様壹寸弓之荒木を直鞞二而被遊候事	二三一
花園会約	二三一	川上新大夫殿谷山出張之節鶏のふんつかミの事	二三一
宝暦二年申二月廿一日上土踊之事	二三三	二階堂部殿事二ヶ条	二三一
宝暦二年申二月廿三日下土踊之事	二三三	総州様御側御小姓鼻之毛拔之事	二三三
宝永三年戌三月十三日同十六日上下土踊之事	二三三	薩隅日三州之御判物之写	二三三
		大信院様御気質強き御嘶之事	二三五

父上様小林江地頭繰替被仰付候日之事	二二三六
郷十郎殿戸柱町田家養子被参二付父上様より御諫言之	二二三六
御状七ヶ条之事	二二三六

常不止集八

成島邦之丞上書	二二一九
依大坂惟新公御像御着二付斉興公伊十院織衛へ御意之事	二二四二
光久公御筆之写其外長島へ仰渡之条々	二二四三
少将斉彬公有馬上総介様御事	二二四六
当時歌林	二二四七
町田次郎九郎殿辞世之詩歌夫二付人々の歌	二二五八
洲辺領右衛門覚書	二二五九
吉野狐御狩之事	二二七七

常不止集九

富山伝内左衛門殿狂歌之事	二二八二
かくの病気妙薬之事	二二八二
長崎より御取寄之下ントコカアムル之事	二二八三
義臣伝四十七人敵打と唱候儀評之事	二二八三
横山安之丞殿事	二二八四

大口境廻り之事	二二八四
横山安之丞殿出語事	二二八四
益山金兵衛殿董之歌一首	二二八四
谷山純香殿月の題之歌六首同しく九月十三夜武蔵にて即興十三首	二二八四

常不止集十

中将斉宣公御病氣不被遊御勝段御通達之写	二二八六
唐人九才之稚子到長崎賦二首	二二八七
島津主計殿娘九才なる人秋夜月の題の歌一首	二二八七
野田何某十三才なるか多賀山より落たる時朋友二階堂彦之進殿同年二而被読候歌	二二八七
中将斉宣公御不例二付仰出写	二二八八
公儀御儉約通達	二二八八
三位様御不例御万才之後者白銀瑞聖寺へ被為入候様奉承知御記録奉行相良八郎右衛門御先例相糺之一件	二二八九
中原林左衛門殿状之写	二二九一
斉彬公春五郎様御事二ヶ条	二二九二
中原林左衛門殿発句	二二九二
高城郡万助親に孝あるを被聞召斉宣公御詠歌	二二九二

常不止集十一

水無瀬恋十五首歌合 二九二

藤川天神梅之事 三九六
谷山沖取得候異魚之図 三九九

常不止集十二

益山金兵衛殿吉野山花見旅中記 三一七

水戸公聖堂之詩歌 四〇〇
西海拾玉集拔書 四〇一

海国兵談拔書 三二八

古の遺愛 三二九

万治三年子八月坂元織部覚書 三五六

常不止集十四
齊宣公御逝去後齊彬公より土岐平太夫殿拝領之御詠歌 四〇七

日新公御詠歌二首 三六三

若年寄林肥後守御老中水野越前守其外公義御役人御役

正月十二日大慈院様御着福昌寺御入寺之次第 三六九

御免御書付之写 四〇八

栗野由来記 三七〇

右二付江戸落書 四〇八

齊宣公御逝去之節之事共 三八〇

公義御儉約仰出し之写 四一〇

永吉島津中務藤原久陽殿より被差上候御祭文之写 三八一

町奉行矢部駿河守御役御免申渡之覚 四一二

井上主膳覚書 三八二

水野一件ちよんがれふしちよほくれ落書 四一三

稲葉堀田二侯議論之書拔書 三八六

大坂新町茨木屋惣右衛門抱遊女直江上書之写 四一五

大慈院様御逝去二付近衛忠熙公郁君様御尊詠写 三八六

御儉約二付詩 四一六

又稲葉堀田両侯議論之書之内拔書 三八七

来年之大の月 四一七

百官略歌 三八七

五月十七日大洪水之次第 四一七

樺山権左衛門殿御赦免二付御通達之写 三九五

京都宮様御欠落之次第 四一八

岩下典膳殿御役御断被申出御免二付御通達之写 三九五

尾張様御内福治庄左衛門娘十四才座敷八景詠歌 四一八

目

次

唐人九才稚子到長崎賦二首	四一九	おちま様より白心和尚へ地獄極楽御尋御返答之事	四五八
天保十一年原田政助宅變事有之直嘯之覺	四一九	西行法師夢之事	四五八
義天様御石塔之事二付伊地知小十郎殿考述之書	四二〇	谷山純香桃源和歌集拔書	四五八

常不止集十五

溪山公鎌倉御參詣御道之記	四三六
慶元記拔書	四四一
谷山中塩屋善右衛門智養子源左衛門妻千亀へ御褒美米	四四三
四石被下候御書付之写	四四三
足輕上村權之進琉球登りに海賊二逢候嘯之覺	四四五

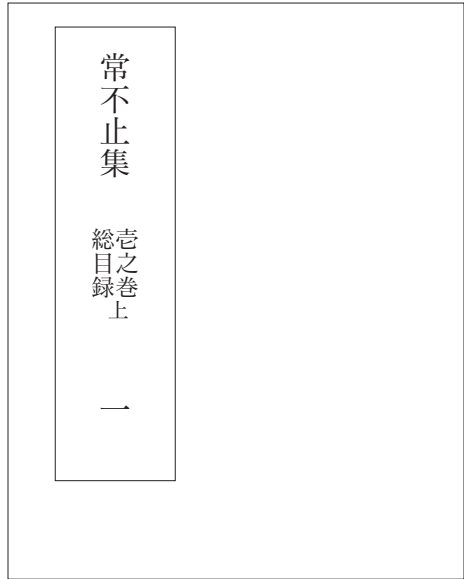
常不止集十六

琉人立二付登候浦添王子七月朔日初而登城之次第	四四八
此節琉人立二付上国之琉人役目賦之荒増	四四九
矢部駿河守御救二付詠歌	四五〇

常不止集十七

公義通達	四五四
長崎町年寄高島四郎太夫へ鉄砲指南一件二付仰渡	四五五
戸柱御は、様御病氣二付斉興公難有御意之事	四五六
御兵具方花火之事	四五七

〔表紙〕



常不止集

壹之卷
総目録

とことわ集

名越篤烈

天保十二年辛丑二月 壹之卷

〔必〕 一大信院様福昌寺御魄屋前 大守斉興公被為立候御石

碑之堂一件之事荒増

〔必〕 一演武館屏付柳一件之事

〔わ〕 一愛甲蔵記殿膝つぶし踊之事

〔わ〕 一伊勢伊織殿灸治之事

〔わ〕 一愛甲蔵記殿金山へ被行候時之事

〔た〕 一村田甚左衛門殿猿が鹿取候時之事

〔た〕 一加藤権兵衛殿白尾金左衛門殿へ差合噺之事

〔わ〕 一評定所御吟味一件之事

〔わ〕 一愛甲氏金山へ被行候時之事

〔わ〕 一御殿下二而拝礼尤之事

〔わ〕 一南天之木養様之事

〔わ〕 一梅桜之事

〔を〕 一松之事

〔を〕 一市来源右衛門殿目養生之事

〔よ〕 一拙筆二而瀬戸山綿峯発句之事

〔た〕 一垂水隠居八拾八之賀二納殿狂歌之事

〔△〕 一左膳殿琉球よりダンチウ被取寄候咄

〔わ〕 一手紙之事

〔〇〕 一国分煙草カンキ、伝書之事

一 大御所様薨御二付御停止触之事

一御兵具方与力平野勘助煙草カンキ、之事
一鎌田太郎右衛門事

一三崎嘉之助殿種子島ニ而字指南之事

一右松十郎太殿江戸墓凶之事

一あの山を越て爰にきましたといふ句之事

一出家をとげて出家になれといふ句之事

一求摩一揆、山野より地頭所へ披露書之事

一ニ之丸御会ニ而谷山純香歌

一寄合並以上元祖之事

一霧島嶽ニ而江戸之者歌之事

一御兵具所曆鑑落書之写

一川田駿河殿郡山之内ニ而法力不時宜之事

一父上様右松家後見御受合為御礼高弟衆段々入来、有川
庄之進殿正道之事、

一父上様二拾九才之時御病疾直き御嘶之事

一谷山純清殿誦歌之事

一権現様国御切取し本之主人之様奉尊敬事

一紙谷何某権現様御抱相成候節、酒井雅楽守先見宜事
(頭方)

付り、右ニ付拙者歌之事

一父上様へ戦国之臆病人を治国ニ而見様之思ひを申上候
事

一町田久譜公より御舍弟右膳盛尚公へ江戸より之御状之
事

事

一評定所へ親咎ニ仍て召出候者、恒篤公御許之事

一求摩相良領百姓一揆ニ付大口より聞合書之事

一三原七郎右衛門殿より昔嘶承候八ヶ条之事

一恒篤公夕時雨・忍涙恋之御誦歌二首之事

一京都米屋娘九才之歌心題

一小松相馬殿十四才之歌

一家久公慈眼寺御詠歌橋落葉

一斉宣公右同御寺納之御歌、初春・神祇

一田布施金藏院へ伊地知助右衛門殿寄進 日新公七首御
詠歌

一右同斉宣公御寄進蓮亭院様御詠歌三首

一斉宣公御詠歌右同御寺納、曉鷄・夏草

一御兵具所御箠二書付詩歌之事

一弓袋差御鎧由緒之事

一求摩騒動ニ付大口より頭聞合書之事

〔ハ〕 一久保七兵衛殿関ヶ原より戻り、南之関番所通抜之事

〔ハ〕 一総州様、慈徳院様より御小姓岸喜右衛門を御賞之事

〔ハ〕 一総州様へ島津主殿忠諫之事

〔ハ〕 一総州様御小姓義岡彈正殿御小姓之節ハ可為外名小兒ニ而忠心之事

〔ハ〕 一福昌寺中納言様御碑前之事

〔ハ〕 一今年定家卿六百年忌谷山純清殿歌之事

〔ハ〕 一去年仙洞様崩御ニ付而千種様御詠一首

〔ハ〕 一休自詠一首

〔ハ〕 一調所笑左衛門殿事

〔ハ〕 一谷山純香歌道ニ執心を資枝卿御感ニ而被下候御詠一首

〔ハ〕 一斉宣公御歌六首

〔ハ〕 一滝之上塩焔調合所火災ニ付谷山純清殿詠歌、其外五人

歌

〔ハ〕 一景樹歌一首

〔ハ〕 一松永某歌一首

〔ハ〕 一鳩巢先生歌三首

〔ハ〕 一読人しらす槿之歌一首

〔ハ〕 一斉彬公御詠江上咲花有歡色

付、御前様御詠

〔ハ〕 一唐芋宝永力享祿二年ニ相渡候事

〔ハ〕 一西行法師歌詠之事

常不止集

天保十二年辛丑三月 二之卷

〔ハ〕 一楠正成最後之状

〔ハ〕 一父上様二者鳥之汁被召上候事

〔ハ〕 一父上様小田越ニ而火玉ニ相会之事

〔ハ〕 一父上様溝辺石原饅頭屋へ御泊之事

〔ハ〕 一瀟湘八景歌之事

〔ハ〕 一近江八景之歌

〔ハ〕 一奥元広矢之根吉左衛門持参之事

〔ハ〕 一東郷藤兵衛殿より野太刀噺承候事

〔ハ〕 一都之城屋敷書物多き事

〔ハ〕 一川上左京事四ヶ条

〔ハ〕 一伊東加賀守具足、五代正左衛門殿所へ于今有之事

〔ハ〕 一広東定海県インキリス合戦、公議書上写並聞書写、上

原百馬聞書

〔ハ〕 一百姓へ第一之迷惑を相尋候事

一唐国へ惠幾里須人共致乱妨之大略
一歌杯に七ツかしこきと有之ハ七賢人也、名前相記ス

付り、歌二首

一伊地知小十郎殿用心嘸之事

一中納言様琵琶・琴御稽古之事

一武用弁略弓矢名所之事

一御兵具所古こよミ八ヶ条之事

一和田雪観、木村静隠へ虎之絵被為見候事

一島原太夫が句一首

一薩隅日三州神社堂寺院数之事

一高崎仲左衛門殿江戸ニ而之歌一首

一何某とかいふ人一首之歌故哉留御免之事

一木葉伝内左衛門殿寄石灯炉恋之歌一首

一神祇釈教恋無常為云込芭蕉翁句一首

一芭蕉翁発句二首、雪・ひばり

一伴隠者不会と云題句、読人しらす

一栄翁公郭公の御発句

一芭蕉翁ほとゝきす発句一首

一大江為武菖蒲進上之歌

一山沢五右衛門殿句

一岩下沢右衛門殿江戸御長屋ニ而月の発句二首

一寛政より享和へ改元之時、京都之者・大坂之者狂歌二

首

一関双句二首

一凶師伝左衛門雜題之発句二首

一菱刈大炊殿近江湖水発句

一伊藤藤右衛門殿所有之候為村卿御詠一首

一谷山純香殿歌一首

一斉宣公自在かぎの御詠歌

一伊集院十蔵殿大目付勤之節之事

一山田伯耆殿奥州之家老と出会嘸之事

一水戸様 斉興公之御質合御嘸之事

一御兵具所古こよミ十一ヶ条之事

一伊尻神力坊事

一輪廻之歌一首

一米良藤右衛門殿事

一加藤清風鍵上達之事

一東郷重位嘸之事

- 一^た右膳恒篤公皆人為褒を永井喜左衛門殿直嘸之事
一^わ右膳恒篤公御役御免被仰下^{マニ}勤被仰付候事^{再役也}
一^は評定所中之柱引切方恒篤公御下知之事
一^は瀟湘八景頓阿之歌
一^わ文字初り之事
一^わ紙初り之事
一^わ南都油煙墨初り之事
一^わ筆初り之事
一^わ硯初り之事
一^わカタカナ初り之事
一^わ仏道・儒道我朝初而行はるゝ事
一^わ能はしまり之事
一^わうたひ初り之事
一^わ上下袴初り之事
一^わ浄瑠璃初り之事
一^わ歌舞伎初り之事
一^わ月代初之事
一^わ煙草日本へ初而渡る事
一^わうるしに為負時之事
- 一^わ虱ハ勝負取流れ之事
一^わ総州様御代迄ハ煙草ハ不流行事
一[△]惟新公より川上左京江被下候御状之写
一^ぬ御兵具所九之字鞞之事
一^ぬ御兵具所●此紋付御幕之事
一^わ川上肱枕名文字読様之事
一^に栄翁公小田医三を奥医二不仰付旨御意之事
一^わ石屏初り之事
一^わ手紙を拝見拝読と書二野夫思ひ付事
一^わ都之城豆腐売声之事
一^わ平田直道殿事
一^わ何某か飯打喰といふを他国人と問答之事
一^た藤島孫左衛門殿鎌倉へ被參候直嘸二ヶ条
一^た犬飼之滝之事
一^よ一妙心院様中神折右衛門殿へ御成之節狂歌一首
一^よ一吉川林右衛門殿狂歌四首
一^よ一中神折右衛門殿狂歌一首
一^よ一吉川林右衛門殿狂歌四首
一^よ一去年六月十八日大津御代官石原清右衛門様京都西町奉

行松平伊勢守様御役所二而御漸之事

一父上様御日記書拔二ヶ条

一大岡越前殿問付之事

一須田伝弥殿弟子手本書人数之事

一須田伝弥殿妻之事

一三原藤五郎殿妻狂歌之事

一伊作・田布施辺田之事

一有馬権藏殿直漸を土岐矢一郎殿より承候事

一御国二才初上りと度登りと兩人列二而江戸二而根付買

之事

一堀口滴斎より兼養生灸治習候事

一日野資枝卿御詠谷山氏所持七首

一御元祖恒渡公御屋敷御拝領之事

一本田久馬殿事

一日新公科ありての御詠歌、或人と拙者穿鑿之事

一拙者郭公之歌一首

一柿本人麻呂逝年之事

一異国より三目之人渡りし事

一川上稻葉守事

一中納言様より喜入摂津守へ被下候御歌

一堀田加賀守より將軍家光公へ被申上候梅雨見様之事

一種子島篤殿伝受之三里之灸治之事

一戊年江戸飢饉の狂歌

常不止集 三之卷

天保十二年辛丑四月

一坂元廉四郎殿事

一資枝卿より東郷伝兵衛殿へ被下候御詠

一京都捨子之余り多き時公家衆御詠

一日新公御詠歌

一神人流系凶之事

一大御所様薨御二付江戸落書

一伊藤善兵衛殿へ読遣候歌一首、尤江戸也

一木脇刑部左衛門関ケ原出陣之節、于今同伊左衛門所

へ有之事

一今和泉清水馬場屋敷、新納矢太右衛門殿・伊地知小十

郎殿・五代直左衛門殿出会之事

一琉球人唐へ渡り北都キナを立出る時之詠歌一首

- 一^は資枝卿郭公之御詠一首
- 一^は谷山純香殿歌一首、資枝卿御点作
- 一^は益山金兵衛殿歌一首、光実卿御点作
- 一^は極貧なる人、大風に軒を吹くづされて読し歌
- 一^は谷山純香殿歌
- 一^ぬ加藤清正片鎌鎧穗写
- 一^ぬ大玄院様片鎌御手鑑・清正鎧御写
- 一^ぬ御城内御廻祿之節竹下覚左衛門 忠久公鎧持出候事
- 一^ぬ拙者蒲生城見物ニ参候時之事
- 付り、歌一首詠する
- 一^わ権大僧都頼重法印和尚之事
- 一^は吉光像刀之絵に本阿弥忠信讚歌
- 一^は正宗像刀之絵に本阿弥忠信讚歌
- 一^は義弘右同断之事
- 一^わ太守斉興公儀御仮屋御出之節之事
- 一^を末代迄灸治イミ日之覚
- 一^は洛南東福禪寺官僧徹歌故流罪、又歌故帰京歌之事
- 一^よ子正月十一日斉宣公御連歌御会之写
- 一^よ亥八月斉宣公御連歌御会之写
- 一^は業平小町歌問答
- 一^は八田喜左衛門殿歌二首
- 一^わ町田家家作之事
- 一^わ下櫛木馬場虫踊り之事
- 一^に円徳院様御勘定所御通之節之事
- 一^ぬ永吉へ有之雁金之琴之事
- 一^ぬ折田彦左衛門殿所持近江といふ琴之事
- 一^は中納言家久公難波津之御詠歌
- 一^は中将斉宣いろは御詠歌
- 一^は道遥院歌
- 一^は東郷重位いろはうた
- 一^は長崎助左衛門殿日新公いにしへの道の句一首之句上二
有歌
- 一^わ征矢一腰唱様、東郷十九郎殿嘶之事
- 一^よ伊地知小十郎殿いろは歌
- 一^を齒痛之節隠岐の国畠中の地藏権現へ願之事
- 一^わ黄檗塩元端之写
- 一^ぬ宮之城八幡宮奉納之具足之事

常不止集 四之卷

天保十二年辛丑五月

一桜島未滝之事

一桜島もへいでざる内平原四郎兵衛殿御登候直漸之事

一本法之石垣石切合様之事

一町田主馬殿当番頭被仰付候時亀沢右衛門殿発句

一十五六才に成る女之歌二首、読人しらす

一山川へ参候亜墨利加船之図

一園田成芳覚書

一龍伯公雨こひの御歌

一伊集院織衛 斉興公御寵愛二相成候初之事

一足輕飛脚二而下り候節、大坂より船二而肥後之住人と
同船二而肥後住人咄之事

一細川幽齋鼓川二而被読候歌一首

一八田喜左衛門殿歌一首

一資枝卿御詠一首

一芭蕉翁発句一首

一國分伴右衛門殿能稽古之事

一新納五左衛門殿所昇竿に神鳴落かゝりし時の歌

一山谷純香殿江戸より被下候時中国二而疱瘡を被致候時
被読候歌

一日野資枝卿御会之節山谷純香歌御褒御漸之事

一忠宗公御歌三首

一日新公御辞世歌

一日新公へ伯囿公御手向之御歌

一龍伯公より幽齋へ被遣候御詠歌、同御返歌

一義弘公御辞世之御詠歌

常不止集 五之卷

天保十二年六月

一林肥後守・水野美濃守・美濃辺筑前守御役御免等之事

付り、落書之事

一山谷純清流球二而被読候歌

一純清東都へ参ける人江被贈候歌

一煙草之歌

一霧島山山の神衆隠与へ差越候市来伊作田村善五郎像

一或人孝の問答

一河島伝右衛門殿読義臣伝有感之詩

〔は〕一日新公いろは御詠歌京都近衛様へ被差上、書入御返し之写

〔は〕一日野家藤之御詠

〔は〕一鯁玉集二有之候八田喜左衛門殿歌

〔は〕一茅樹、頼朝卿ヲ詠

〔は〕一大賢、詠弁慶

〔は〕一新納五左衛門殿花倉二而之歌

〔る〕一青山伯耆守配流之事

〔は〕一一所持・一所持格・寄合・寄合並以上家格順之事

〔は〕一景樹歌一首

〔は〕一八田喜左衛門歌一首

〔か〕一インギリス人共於唐国戦争之次第

〔ぬ〕一御兵具所稻荷縁記

〔ぬ〕一琉球在番へ被相渡置候御条書之写

〔ぬ〕付り、在番仮屋ニおひて毎朝読聞せ候筈条々

〔ぬ〕一市来伊作田村善五郎霧島山中神衆隠与へ折々差越候一件

〔を〕一病瘡妙法

〔は〕一伊藤善平殿歌二首

〔わ〕一伊藤善平殿すねを打し人の有之事

〔わ〕一善平殿刀目利之事

〔わ〕一善平殿後迫へ被居候節の事

〔た〕一毛虫を今北条と唱候訳合之事

〔は〕一大山壯之介殿嘶之事

〔は〕一村田市郎左衛門へ贈候拙者歌三首

〔ぬ〕一琉球在番並冠船奉行系図

〔は〕一人八身の垣也といふ事

〔は〕一中納言様、島津新八郎殿所へ御成之節硯箱の蓋江御書付被下候御歌

〔わ〕一山田昌巖殿寝入候時枕元二有之脇差為被取時之事

〔わ〕一人ハ毎日く心を引しめる事

〔ほ〕一紀伊中納言頼宣公事

〔ほ〕一或侍勇猛の一念大盤石之事

〔わ〕一黒田長政妻之事

常不止集 六之卷

天保十二年癸丑七月

〔わ〕一島津織衛殿人突牛と組打之事

〔ほろ〕 一水戸侯追鳥狩記

〔わ〕 一山中鹿之助事

〔わ〕 一古善太夫八刀坊（方カ）といふ悪僧を取る事

〔た〕 一都妙心寺和尚（名者）大休（大休）之嘶之事

〔わ下〕 一元祿の比殿中喧嘩二付御目付大道寺強九郎事

〔わ下〕 一稲葉石見守書置之事

〔わ下〕 一伊地知諸右衛門書置之事

一泰清院様御部屋へ寛陽院様御入之節之事

一曾子孝行之事

〔わ〕 一村田藤兵衛小幡景憲の像を願ふ事

一大山武辺之介事

一武辺之介へ児玉筑後太刀合二被參候時之事

一山口勘兵衛事

〔ど〕 一権現様長篠合戦之時前日軍評定二酒井左衛門尉狂言之事

一古書に金打（キンチョウ）と有之事

一都之城古鐘之事

〔ど〕 一佐土原松木左門桶籠し時之事

一町踊者本ハ小兒ニ而有之しニ、女之子ニ成し訊

〔△〕 一矢田作十郎武勇之事

一貴島柳右衛門より小野郷右衛門殿へ之状

〔ろ〕 一新納又左衛門殿死去之後杉山八藏殿より其家へ被贈候

文

〔わ下〕 一黒田如水遺言之事

一摂州大坂之城金銀の井之事

〔ぬ〕 一吉野御牧は川上一学之仕立候事

〔ぬ〕 一流鏑馬発端之事

〔ぬ〕 一太平寺にておかね様人質として御出之折、秀吉散（龜寿カ）疑事

〔わ〕 一五月五日昇り初る事

〔わ〕 一毛利好雪桑名の渡しにて肥後人を感じる事

〔に〕 一光久公御側之者へ切腹被仰付を島津図書久通働を以無

何事相濟候事

〔に〕 一税所弥五太夫為人質之時新納又左衛門是を知て米一俵

を被贈し時之事

〔は〕 一諏訪兼利歌

〔わ〕 一日本名物甲之事

〔わ〕 一花園会約

〔ぬ〕 一宝曆二年申二月廿一日上土踊之事

〔必〕一宝曆二年申二月廿三日下土踊之事

〔必〕一宝永三年戌三月十三日・同十六日上下土踊之事

〔必〕一御兵具所正月十三日取手由緒之事

〔必〕一新納四郎右衛門殿死去之当日立願取返シ之事

〔必〕一母上様を哀し拙夫之歌父上様御取直之事

〔必〕一元禄九子年御兵具所日帳書抜三ヶ条

〔必〕一同十五年日帳書抜三ヶ条

〔必〕一斉彬公御兵具所御道具御覽之節御道具仕立方石松十郎

太江相糺之一件

〔必〕一平田直道殿小松右近殿之弓直シ之事

〔必〕一寿国寺キガク和尚・福昌寺タイゴン和尚事

〔必〕一タイゴン和尚へ恵灯院クハンジヨ和尚諫言之事

〔必〕一東郷重尚御弦巻様事

常不止集 七之巻

〔必〕天保十二年辛丑八月

〔必〕一山の寺和尚 惟新公若めを被下候節御添被下候御歌

〔必〕一五節句・七節句之事

〔必〕一慈徳院様壹寸弓之荒木を直鞆二而被遊候事

〔必〕一川上新太夫殿谷山出張之節鶏のふんつかミの事

〔必〕一二階堂部殿事二ヶ条

〔必〕一総州様御側御小姓鼻之毛拔之事

〔必〕一薩隅日三州之御判物之写

〔必〕一大信院様御氣質強き御嘶之事

〔必〕一父上様小林江地頭繰替被仰付候日之事

〔必〕一郷十郎殿戸柱町田家養子被参二付、父上様より御諫言

之御状七ヶ条之事

常不止集 八之巻

〔必〕天保十二年辛丑九月

〔必〕一成島邦之丞上書「上」

〔必〕一依大坂 惟新公御像御着二付 斉興公伊十院織衛へ

御意之事

〔必〕一光久公御筆之写、其外長島へ仰渡之条々

〔必〕一少将斉彬公・有馬上総介様御事

〔必〕一当時歌林

〔必〕一町田次郎九郎殿辞世之詩歌、夫二付人々の歌

〔必〕一淵辺領右衛門覚書「△」

一吉野狐御狩之事

常不止集 九之卷

天保十二年辛丑十月

一朔日之日桜島二而通門といふ出家二初而会候事、三日

之晚右通門相良作太郎殿入来歌読候事

一富山伝内左衛門殿狂歌之事

一かくの病気妙薬之事

一長崎より御取寄之ドントコカアムル之事

一福留吉太郎を二才になし候時歌読呉候歌

一島津甲斐殿日記書拔二十一ヶ条之事

一囲碁ハ先をいたし打候得者弥勝利有之打様之事

一義臣伝四十七人敵打と唱候儀評之事

一横山安之丞殿事

一大口境廻り之事

一横山安之丞殿出語事

一北郷松翁殿九月十五日述懐之歌

一右同人御家老職被仰付候時之歌

一益山金兵衛殿死去二付桃源亭二而追善之歌

一景樹梅之歌一首

一益山金兵衛殿墓之歌一首

一谷山純香殿月の題之歌六首、同しく九月十三夜武蔵に

て則興十三首

天保十二年霜月中 十之卷

一拙宅庭二而穴蜂多く取候事

一中将斉宣公御病氣不被遊御勝段御通達之写

一唐人九才之稚子到長崎賦二首

一島津主計殿娘九才なる人秋夜月の題の歌一首

一野田何某十三才なるか多賀山より落たる時、朋友二階

堂彦之進殿同年二而被読候歌

一山田市郎左衛門殿赤松主水殿所へ被参候時被読候歌

一町田家二而拙者犬のふんつかミ候事

一折田清右衛門殿へ長島移地頭被仰付候節東郷伝兵衛殿

歌

一中将斉宣公御不例二付仰出写

一大坂之仲兵衛といふもの諷訪大明神之即罪二当り候事

一公儀御儉約通達

一公儀御儉約通達

一^は福留吉左衛門雪降二歌遣し候二付返歌

一^ぬ三位様御不例御万才之後者白銀瑞聖寺へ被為入候様奉

承知、御記録奉行相良八郎右衛門御先例相糺之一件

一[△]中原林左衛門殿状之写

一^上斉彬公・春五郎様御事二ヶ条

一^上中原林左衛門殿発句

一^は高城郡万助親に孝あるを被聞召 斉宣公御詠歌

常不止集 拾一之巻

天保十二年辛丑十二月朔日

一^わ山谷純清殿、弟益山金兵衛殿江追善之歌段々

一^は水無瀬恋十五首歌合

一^ぬ狩夫銀由來私考伊地知小十郎殿著述

一^ぬ桃葉秦々録前後続

一^は久見崎十景

一^は山田市郎左衛門殿歌一首

一^わ加藤権兵衛殿清寅殿辞世一首

一^は川上甚左衛門殿歌二首

一[○]公儀仰出之写

天保十三年正月申

常不止集 拾貳之巻

一^は益山金兵衛殿吉野山花見旅中記

一^る海国兵談抜書

但、湯死を救方・湯火傷の薬・悪風を知る法

一^に古の遺愛

一^へ万治三年子八月日坂元織部覚書「△」

一^は日新公御詠歌二首

一^は日新公世中御百首

一^ぬ正月十二日 大慈院様御着、福昌寺御入寺之次第

一^ぬ栗野由來記

一^わ斉宣公御逝去之節之事共

一^わ永吉島津中務藤原久陽殿より被差上候御祭文之写

一^ぬ井上主膳覚書「△」

一^は稲葉・堀田二侯義論之書抜書

一^は大慈院様御逝去二付 近衛忠熙公 郁君様御尊詠写

一^は又稲葉・堀田両侯義論之書之内抜書

一^は百官略歌

一[○]樺山権左衛門殿御赦免二付御通達之写

一岩下典膳殿御役御断被申出、御免二付御通達之写

一藤川天神梅之事

一谷山沖取得候異魚之図

常不止集 十三之卷

天保十三年壬寅二月中

一水戸公聖堂之詩歌

一西海拾玉集拔書

十四之卷

天保十三年五月中

一斉宣公御逝去後 斉彬公より土岐平太夫殿拜領之御詠

歌

一若年寄林肥後守・御老中水野越前守其外公義御役人御

役御免御書付之写

一右二付江戸落書

一公義御儉約仰出し之写

一町奉行矢部駿河守御役御免申渡之覚

一水野一件ちよんがれふし・ちよほくれ落書

一大坂新町茨木屋惣右衛門(抱之)拘遊女直江上書之写

一御儉約二付詩

一來年之大の月

一五月十七日大洪水之次第

一京都宮様御欠落之次第

一尾張様御内福治庄左衛門娘十四才座敷八景詠歌

一唐人九才稚子到長崎賦二首

一天保十一年原田政助宅變事有之直嘯之覚

一義天様御石塔之事二付伊地知小十郎殿考述之書

常不止集 十五之卷

天保十三年壬寅六月中

一溪山公鎌倉御參詣御道之記

一慶元記拔書

一谷山中塩屋善右衛門聳養子源左衛門妻千亀へ御褒美米

四石被下候御書付之写

一足輕上村権之進琉球登りに海賊二逢候嘯之覚

常不止集 十六之卷

天保十三壬寅七月中

〔わ〕 一 琉人立二付登候浦添王子、七月朔日初而登城之次第

〔わ〕 一 此節琉人立二付上国之琉人役目賦之荒増

〔は〕 一 矢部駿河守御救二付詠歌

天保十三壬寅八月中 十七之卷

〔〇〕 一 公義通達

〔わ〕 一 長崎町年寄高島四郎太夫へ鉄砲指南一件二付仰渡

〔わ〕 一 戸柱御は、様御病氣二付 齊興公難有御意之事

〔わ〕 一 御兵具方花火之事

〔わ〕 一 おちま様より白心和尚へ地獄極楽御尋御返答之事

〔わ〕 一 西行法師夢之事

〔は〕 一 谷山純香桃源和歌集拔書

天保十三九月中

常不止集 十八之卷

〔は〕 一 小根占円林寺へ御成之節重位杯其外之詠歌

〔は〕 一 九月十三日夜浄光明寺左之方行詰脇寺二而加藤清通ぬ

し・相良頼重ぬし・桜島長音寺通門・小子迄四人二而

月見詠歌

一 近日美談

〔る〕 一 江戸落書

〔ぬ〕 一 差杉来由私考

〔は〕 一 鳩巢老人大学詠歌

〔ぬ〕 一 市来次右衛門殿子共教導之状

〔ぬ〕 一 公庁画障説、右次右衛門殿著述

〔〇〕 一 水戸侯仰出之写

常不止集 十九之卷

天保十三壬寅十月中

〔わ〕 一 大島之内大男手之形

〔ぬ〕 一 頼朝公あすはこふの御文

常不止集 貳拾之卷

天保十三寅十一月中

〔は〕 一 二階堂与右衛門殿家蔵、資枝卿御詠歌

〔か〕 一 広東エケレス戦争一件書付

天保十三寅十二中

常不止集 式拾壹之卷

一不老院様御病キ一件のミ也

常不止集 式拾貳之卷

天保十四癸卯正月申中

一八田喜左衛門殿歌六首

常不止集 二十三之卷不見、是も何事も不留置候

常不止集 式拾四之卷

天保十四年癸卯四月中

一浦添王子詠歌二拾一首

一日高与一左衛門殿状並弓法之詠歌二首、同小子返歌六

首

一阿蘭陀へ日本人渡りて遣候文之写

一小森新藏殿江戸詰之節子息被相果事国元より申来候時

之詠歌

一岩下沢右衛門殿発句四首

一天明六年丙午八月廿八日大風之次第

一諏訪社御神事二付一往神前迄供物相備、頭殿並在町踊

又者流鏑馬都而御引取被仰付差支有之間敷哉可致吟味

旨被仰渡、御記録奉行しらへ

一文照院様御訓誡之文

一將軍家御座之間張紙

一金吾様御最後之御状

一家康將軍御遺言之条々

一町田凶書殿と川島新左衛門旅中日記之抜書

一上下拾人ツ、弓矢先争之建之写

一三条西殿御料人へ教訓書

一懸川三の丸江豊後守様御ふくろより被為參候御意見状

一点取歌の留

常不止集 式拾五之卷 五月中

一仙洞様崩御之節、薩御屋敷計慎よき迎御褒美のありし

一時山田氏詠歌一首、七日之所二ある

一大玄院様より又八郎殿へ教訓の御状

一天氣祭り二拙者歌功ありし留

一桂円一枝拔書^{〔は〕}_{〔開カ〕}

常不止集 式拾六之卷

天保十四癸卯六月中

一骨董集拔書^{〔る〕}

一御兵具所古曆へ楽書之写^{〔ぬ〕}

一関ヶ原御合戦之大概^{〔ぬ〕}

常不止集 式拾七之卷

天保十四年癸卯七月中

一浄国院様御作御屏風画御讚写^{〔に〕}

一旧貫発揮、徳田邕興著述^{〔ぬ〕}

一骨董集拔書^{〔る〕}

一七月廿八日俄二烈風雷鳴の次第^{〔わ〕}

常不止集 式拾八之卷

天保十四癸卯八月中

一川上甚左衛門殿歌二首^{〔は〕}

一谷山純清殿歌一首^{〔は〕}

一毛利利右衛門殿辞世^{〔わ〕}_{〔下〕}

一益山金兵衛殿八月十五夜歌一首^{〔は〕}

一〇大坂町人へ公儀より御金納被仰付候仰出

付り、江戸状

常不止集 二十九之卷 三十之卷

天保十四癸卯九月中 十月中

一硝化丸薬法^{〔を〕}

一栲朮丸薬法^{〔を〕}

一公義御軍用金之写^{〔る〕}

一從元曆二年乙巳於島若宮降誕由緒有客本伝^{〔ぬ〕}

一硫黄大権現御本縁^{〔ぬ〕}

一九月十三夜長月影十三首、加藤氏歌・拙者歌^{〔は〕}

一^{〔は〕}江六白二あり
一斎彬公へ浦添王子より差上候詠歌一首

一江戸御城目付の歌^{〔は〕}

一浦添王子歌四首^{〔は〕}

一虫つゝりの歌抄二枚之写^{〔は〕}

一白尾金左衛門殿似候画の写^{〔わ〕}

一種子干塩のかたくやわらかなる付承候事、其外種子島^{〔わ〕}

の一件

一^は為家集拔書

一^ろ高橋樟山西行之画二贊之写

一^ろ向井滄浪西行之画二贊之写

一^わ拙者鍵鍵之拵書

常不止集 三十一之卷

天保十四癸卯十月中

一^〇仰渡留

常不止集 三十二之卷

天保十四年癸卯霜月中

一^ぬ平田長玄医術之詠歌二中原氏之跋

一^ぬ隅州国分之記

一^を療外塩梅之偉徳

一^〇天保十四勸農方仰出之事

常不止集 三拾三之卷

天保十五甲辰正月申

一^ぬ正月十八日島津登殿へ紅裏御免被仰付候御書付之荒増

し

一^ぬ御家之一件覚書

常不止集 三拾四之卷 三拾五之卷

天保十五甲辰二月中 三月中

一^よ高橋甚五兵衛殿発句

一^は鷲頭等水殿歌

一^わ酒・正中・菓子之官位

一淨国院様御屏風画贊之写、前二茂あり

一^は諏訪兼利之詠歌

常不止集 三拾六之卷

天保十五癸卯四月中

一^は上稻荷河通り橋々之詠歌

一^ぬ踊郷士持松村居住松下源兵衛並悴仲藏家籠いたし御兵

具方与力・足輕被差越被召捕候次第、安田助左衛門殿

受持郡奉行二而被差越居候節之書状之写

一^わ菓子類調用段々

一^ほ東照宮安国記之拔書

常不止集 三十七之卷

天保十五年癸卯五月中

一^は石神彦七殿歌

一^は上山寺住持無山和尚詠歌

一^は京都女夫婦離別二成り後悔之歌

一^ほ東照宮安国記拔書

一^わ手仕ひ棒拙者工夫

右之内盛香集五卷、別冊二四冊

常不止集 三十八之卷

天保十五年甲辰六月中

一^ぬ秩父騷働之節

一^る三位様より御一門方へ御筆御達書之写

一^は天保十五年辰五月十日江戸御城御本丸御焼失之次第

一^は京極兵部殿御所持之硯に、御祖父高門とやらぬの歌

常不止集 三十九之卷

天保十五年甲辰七月中

一^は探信絵達磨の像二讚あり、夫二拙者又達磨の心二替りて返歌

一^ぬ新阿蘭陀船長崎へ入津二付大口より申出

一[△]有馬善助殿書状之写

一^は為村卿遠嶺初雪一首

一^は権中納言光胤卿山家歳暮一首

一^は五社奉納和歌書拔歌數十首、一首沢庵和尚・烏丸大納言光広卿

言光広卿

一^は高知穂山中馬源太夫殿歌一首

一^は二階堂与右衛門殿歌一首

一^い白樂天三儀

常不止集 四十之卷

天保十五年甲辰八月中

一^わ君のことをの事

一^わ一人の人の事

一^わ慢る人に五ツの難之事

一^わ一人一ツの悪をもての事

一或人子を給仕に遣し侍る時戒の事

一ト山様捨子の御歌、実陰返し

一目二ものゝ入候時ましなひの事

一やけとましなひの事

一飛井様盆石の御讚

一義持盆石の歌一首

一小用つまり妙菜

一新納旅庵御奉公申上候次第

常不止集 四十一之卷

天保十五年甲辰九月中

一平田平右衛門殿喧嘩手業、加藤東市郎殿推察尤之事

一強力の腕をひねり付儀二付加藤先生嘶之事

一長崎へ参候異国船一卷書付

一琉球国へ異国船参候付一組之御備被差渡候付、御船奉

行異国船掛りより被仰渡候御書付

一千早振神之事

一真宗皇帝勸学

一柳屯田勸学文

一王荆公勸学文

一白楽天勸学文

一朱文公勸学文

一白楽天三儀「マ、前にもあり」

一近衛様御歌一首

一二階堂彦太郎殿歌一首

一二之宮藤太左衛門殿歌二首

一検見崎岩右衛門殿歌二首

一二階堂与右衛門殿歌三首

一細川三斎句一首

一年若き人ハ諸事二付て身をたて云々之事

一我智を出し人(とカ)にあらそふ云々之事

一或時士どもの候けるを被召出云々事

一よろつの事ハたのむへからす云々之事

一何そにつきて酒をすゝめて云々之事

一筆をとれハものかゝぬと思ひ云々之事

一春のくれつかたのとやかに云々の事

一朝鮮陣之時分

一孔孟又生れ給ふ云々

一^わ人生五十歳日数之事

一^は雪のふる日母のはかにまいりし歌

一^は細川幽斎歌二十一首

常不止集 四十二之卷

天保十五年甲辰十月中

一^は歌題はなしの事

一^ろ横山安之丞殿梅之画讚

一^は酒入之器二拙者讚

一^ろ甲州四臣讚

一^ろ山本晴行

一^ろ馬場信房

一^ろ高坂昌信

一^ろ武田信繁

一^は日野資枝卿雪の御詠

一^ろ江戸名所図絵拔書

一^わ此月古里湯治一件段々有之

一^ろ一名所図絵拔書加茂真淵事

常不止集 四十三之卷

一^ろ窓のすきミ拔書

一^は一川上甚左衛門殿述懐の歌

一^は益山金兵衛殿歌

一^わ江戸ニ而小兒へどろぼふ付候を打果候事

一^わ奇妙不時儀何もわからぬ手紙之写

常不止集 四十四之卷

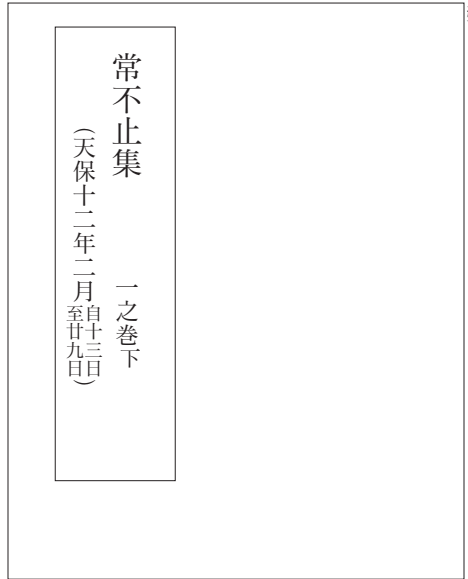
天保十五年甲辰十二月中

一^わ相良市郎兵衛殿咄、高橋甚五兵衛殿事

一^は赤松家江戸より石神彦七殿病氣尋ニ被^マ預ての返事

一^ぬ盛香集四冊、外冊二あり

（以上、「」は全て朱書）



- 一 煙草カン聞伝書
- 一 求摩山野より一揆地頭所江披露書
- 一 寄合以上系図
- 一 求摩相良領百姓一揆二付大口より聞合書
- 一 御兵具所弓袋着御鑑由緒
- 一 求摩騒働聞合書
- 外ニ多々書留有之、

常不止集 一

●	▲	●
泊	●	●
朝	●	▲
●	●	●
●	▲	●
●	●	●
●	●	●
▲	●	●
●	●	泊
	●	朝

とことわ集

天保十二年辛丑二月十三日戊戌 雨降、

壱名越篤烈

- 一 朝六ツ半より私宅鎗術稽古也、五ツ過相済、出席外より四人、
- 一 五ツ時有川氏江菊為持遣、此方へもシモツケ相貰候事、
- 一 朝五ツ半より直月横山安之丞殿へ参り、四ツより出勤、八ツ後退城、
- 一 八ツより暮迄晴間二庭普請、暮より二木強太郎殿入(来)、
四ツ半被帰候、
脱之
- 一 シモツケハ赤白シボリ抔茂有之者之由承候、

一九ツ半臥シ候事、

十四日己亥 雨降、

一朝六ツ起、五ツ前より評定所詰、四ツ退出、帰掛權

五郎様江一刻參、直に帰る、八ツ後より華舜軒并御

墓參詣、大信院様江も參詣、夫より加藤家江一刻參

候而、直二又々直月横山安之丞殿所へ參、大鐘過罷

帰候、夫より私宅鎗場へ出席、雨降けり、暮前引取

出席人数拾人位有之、今晚より落合八郎左衛門殿出

席之事、

福昌寺

一大信院公江 齊興公より御寄進之御石碑者、一体唐

二而三位以上之位二而無之候而者不相叶形之由、委

細唐江被相糺及御出来候由、唐二而三位者三品と申

者之由、石碑之字ハ松元正九郎奉拜書候由、今日致

參詣候節箱込方下地之処二而、乍恐登道冠之竜忝委

しく奉拜見候、

一今朝升形へ參候節一ツ葉多々有之候二付、何方より

御取寄被成候哉之旨承候処、横井地蔵後之辺より御

仮屋之辺江多有之、夫二而候旨承候事、

一演武館馬騎馬場屏付之柳者、大形島津權五郎殿杯馬

術稽古之時分植付被成候由、今漸式拾年計も相成可

申哉、

一四ツ過臥候事、

十五日庚子 晴天、

一朝六ツ過起、五ツ半出勤、出掛前内記様へ一刻參、

八ツ後帰掛又々一刻立寄、

一愛甲蔵記殿者膝つぶしをくゝりいとほき候而ひざつ

ぶし踊大上手之由、其節ハ手拭抔くゝり被付由、

一村田甚左衛門殿嘶二、伊勢伊織殿者灸すへられ候時

ハ腰抜ハ不出来人となり、夫ハ如何といへハ、あま

り二帶腰高く、夫故尻之方早晚さかはぎにて灸被居

候由と也、

一愛甲蔵記殿金山奉行二而金山へ被行候節、所之者隨

分はづみ候と覺候歟段々かたせ申候よし、当所は此

金山無之候へ者山茂致徘徊、到而宜候へ共金山邪魔

仕候と申候よし徘徊ハハレイト有之、
風京宜ト云コトカ、此辺ハわくひき多

き場所と申候よし是ハわくと、
景カなり

一村田甚左衛門殿猿か鹿を取候咄為有之由、山中二而

猿木之枝より鹿通候を角江取付、夫より下之方へ參

候而尻尾を引上ケ、尻之窠を指二而つくじり候へハ

こそわゆく相成騒出す由、またとまり候へハ又かく

いたし候よし、左候へハ後二者くたひれ死候と也、

ケ様之はなしも自分二者少も不笑候而被咄候よし、

酒杯被吞候へハはなしハ無之候となり、

一 今日加藤権兵衛殿白尾金左衛門殿へさし合有之候て、

白尾金左衛門これハゑつくハひくしたものとちや、

金左衛門ゑつくわひくしたものとちやと、金左衛門

殿者前江居えながら右様被申候二付、こゝに被居候

がどふしたものと申候処、是ハ五代がこと二而候、

間違くと被申候、五代何某御番所前通候節御兵具

所より相見得居候、夫より段々差合嘶有之、御番人

差合為申事有之よし、御番所下医師通候処、此医師

ハ被見馴人二而候、決而はやらぬ医師有之候半と申

候へハ、同番人何某養父二而為有之由、

一 評定所御吟味之節何某殿問付、科人江無恒産者無恒

心申者為有之よし、其節之問付至極出来候と也、唯

(朱書シテ、) 士のミ被申候よし、夫二而科人一言も無之被問付候
由、

一 七ツ後より私宅鎗場へ出席、暮引取、出席人数拾四

五人位、今晚より貴島新左衛門殿被參候、

一 今夜者式夜前二而左近允新七殿暮より入来、四ツ過

被帰候、夫より父上様御方へ參、九ツ前御暇、九ツ

半臥候事、

十六日辛丑 晴天

一朝六ツ時一刻鎗場へ出張、六ツ半引取、五ツより梅

田家江植村鉄兵衛殿同道二而面作方伝授二差越候事、

梅田家より直二出勤、八ツ後御暇、

一 愛甲藏記殿金山奉行二而金山へ被行候節、所之者參、

ハツミ物語之内に、爰元ハ百田ヒヤクダかたく御座候と申候、

其百田紙之事之由、

一 皆人御寺之前二而者拝礼いたし通者候得共、御樓門

前二而ハ拝礼いたす人無之いふ嘶有之候事、

一 梅田家へ今朝借受候面下地籠、伊地知平次郎殿を以

平佐屋敷本野矢八郎へ相頼答二而、手本用とシテ差

遣候、梅田家籠式ツ、内稽古籠三ツ相頼答候事、

候由、

一七ツ後鎗場へ出席、日入時分引取、夜入二本強太郎殿入来、九ツ前被帰候、

一右膳恒篤公御歌会之節、瀬戸山綿峯者歌読〔朱書〕マ、二而八無之候へ共、兼而句杯もてあそひ面白者故御人数二御加被成候処、折しも梅之時分二而風に飄り林泉二散

一九ツ過臥候事、

かゝりケれハ、直に、

十七日壬寅 大雨降、

梅ちるや池にそらく／＼昼の星

一朝六ツ過加藤家江参、五ツ過帰候、五ツより直月横

と付候由、

山安之丞殿江一刻参、直二出勤、八ツ後帰る、

一垂水隠居八拾八之賀に納殿歌 寄竹祝

一地蔵町筆結江渋谷左膳殿註文筆相頼答二而、手本預

此度ハ尺八拾の祝なれハ

り持帰候事、

長いきて吹鶴のすこもり

一今日は谷川次郎兵衛殿所へ嘶二参候旨被相誘候得共、

一渋谷外記殿琉球よりダンチウ相頼被取寄候節船中二

今晚ハ私江右松家一件二付門弟中集候答と相断置候

而死候処、塩いたし持越候由、誠二琉球人ハ堅キ生

事、

質者二候、

一南天之本ハ魚之汁をかけ候が宜物之由、

一渋谷左膳殿状ハ何も前之挨拶ハ無之者二而、何某と

一桜ハ折候へハ悪敷、梅ハ折方宜物之由、桜折馬鹿梅

ハ云人何か細工之物相頼催促申遣候節之返答、只今

不折馬鹿と也、

小刀磨方二而御座候と返答有之候よし、何もケ様之

一松ハ古木二相成候へハ必逆枝を打候と市来源右衛門

文言二而候、

殿咄二而候、

一今日より筭之留出候付、付無之候而ハ被留候よし、

一市来源右衛門殿ハ目の養生二毎朝我小便二而目被洗

一当分之雨ハ天之予病キヤクにて一日ヒトツこしに降フセウとなり、又此

比雨迄位上りいたし、一日郷土と云郷土に相成候と也、

一右松家一件二付父上様御方へ森喜右衛門殿・安田喜藤太殿・町田平寛殿・宮原甚五兵衛殿被參候二付、

暮より九ツ時迄父上様御方へ罷出居候、父上様も十郎太殿死去二付而ハ頓と込りと御嘶二而候事、九ツ半臥候事、

一国分住人本田清兵衛と煙草カンキ、名高キ者書置候伝書之由、中馬甚右衛門殿今晚持參二而写置、

一車田 上出来、似武元、

風味口中之内にむつくりとかゝり、煙多く、香氣の口にあるにふるひたる埋香ありと、いとも名香に似たり、此煙しはらく消さらず、竜の登るか如し、又葉に火さし付れハいつまでもきえさらずして其儘燃捨たる事妙なり、

真土 一伊勢ケ敷 薄葉砂ケ町似たり、

口中之内至て甘味あり、香氣などやかにして名香に似る、其煙多く、白雲山の腰を廻るか如也、

砂地 一砂走 竜王極々薄葉上出来、似戸崎、

口中さら／＼と砂を千鳥之走るか如し、吸付にあらく／＼として、始終かわる事なし、煙多く、香氣

沈香にひとし、
真土水気 一竜王 砂走不出来似、
〔朱書〕コマ、

口中之内ニ至極強々あり、煙多く、香氣発する所
釜土 梅花之開に似たるか如し、
一武元 常盤上之出来に似たり、

口中和にして煙多く、香氣あるといへとも末に強々を持す、又車田の不出来に似るへし、

真土 一常盤 園田似、

風味武元に似たるといへとも、末少しにかミあり、
真土 一砂ケ町 有下極上出来似、

至極和かにして煙多く、香氣之内ニ少し松之香ひあり、末あらわなりといへとも、五ヶ所に絶るとハ是なり、

十八日癸卯 曇天

一朝六ツ起、四ツ前出勤、今日者

〔家彦〕 大御所様先月晦日薨御被 仰出、

御三殿様江伺御機嫌八ツ前被仰出、大鐘過退城、御

一門方始諸大身分・月次御礼罷出候面々伺

御機嫌有之、右二付御停止左之通、

一普請者日数式拾日可相止候、

一家職二付音高き儀并店出候儀、日数七日可相止候、

尤、町屋之ミや鎖置候儀も同断、

一家職二付而魚獵いたし儀、日数十日差留候、

一市を立候儀、日数五十日差留候、

一鳴物遊興ケ間敷儀、山野之殺生、日数五拾日差留候、

一髪月代立候二不及候、

二月十八日

一今日御殿より罷帰候へハ御ばゞ様御病氣二而冲瑞雲(瑞方)

入来、無程被帰候、暮より十郎太殿鬚髮当着二付右

松家江父上様・郷十郎杯同道二而一刻見廻、拙者共

兄弟早く罷帰候而今晩も御ばゞ様御前へ相結(語力) 中馬

甚右衛門殿・吉左衛門・正兵衛・弥兵衛杯入来、四

ッ過被帰候、

一御兵具方与力平野勘助ハ煙草カンキ、大上手之由、

江戸ニ而何方御座より歟早々御用と申来候二付、何

事歟と則罷出候処、煙草カンキ、にて是を吞候へと

の事二付吞候へハ、今迄不相吞初而吞候煙草故、何

と究申候儀難出来、先(朱書「マ」)□地を可申上候、先高き山を

かたとり、其下之広き地面に作り候煙草と申候へハ、

あたりに同前之由、富士之下に作候富士之煙といふ

煙草之よしなり、

一九ツ過臥候事、

十九日甲辰 霽、

一朝六ツ時起候、四ツ時出勤、八ツ後帰り掛長島移地

頭職谷川次郎兵衛殿暇乞に參、夫より右松家江參、

十郎太殿出棺、六ツ時後より不断光院まで參り、夫

より直二帰候、

一崎掛といふ菊ハ恒篤公御実植ニ而御植出し之菊也、

一鎌田太郎右衛門殿ハ二才之時分より人より見当越た

る人か、二拾計之時分田舎江被行候節、鎗之鞘(朱書)を被

□候二付人皆打笑候へハ、太郎右衛門殿被申候者、

扨々左様ニ被仰候哉、今御覽被成候へ、鎗為持可懸

御目と被申候へハ如案其通之よし、

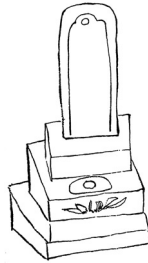
一三崎嘉之助といふ人種子島江被行候節、所之者嘉之助殿江御用二付、山田司殿と書候節、司といふ字寸暇と致失念候二付、嘉之助殿江相尋候処、則同といふ字を二枚をろしにいたし、骨付之方と被答候となり、

一右松十郎太殿江戸墓石左之通出来候筈也、

法名義松院忠肝操柏居士

閏正月十八日死去

墓所江戸大円寺



一八ツ過臥候事、

廿日乙巳 晴天、

一六ツ起、五ツ半時分より父上様御同道二(不断光院カ)而不断院右松先生之墓江参詣、夫より右松家へ一刻参、夫より父上様二者頼母殿江御出、野夫二ハ直月横山安之丞

殿一刻、権五郎様へも一刻参、甲陽軍鑑全部拾七册借用、直二出勤、供婦より右書物取二遣、八ツ後退城、

あの山を越へて爰にきましたといふ句に、

一忠は明日孝は今宵の鳥かきり

明日戦場に出るといふ前晚、親のもとに行て終夜

名残ををしみて別るゝ時の句といふ、

一出家をとけて出家になれといふ句、

蚊屋を出て又障子あり夏の日

一求摩一揆山野より地頭所へ披露書

覚 山野

求磨江内乱為有之由吹聴二付聞合方仕、大概左二申

上候、

一上求摩之内へ椎茸山押而被入置候処、右之山被入置候得者天气悪敷国中之痛二相成候旨百姓共申談、去ル朔日比右山打崩、山子共追散シ引取候由承申候、一去ル八日晚相図二三四拾目位鉄炮を打候処、四方より高挑灯二而城下元より拾了位山田川原と申処江国

中百姓共斧并大なた・棒類持參二而打奇、又鉄炮を打、壹番二椎茸山支配人五日町増屋辰右衛門と申者所居宅打崩、家財類不殘切捨、右山田川原江相集候由承申候、

一 貳番二貝杯吹立、七日町与七兵衛と申者所居宅打崩、右同断之由承申候、

一 三番二七日町五之助と申者処打崩候由候へ共、名前等委しく相知レ不申候、

一 去ル九日諸役人屋形近辺江出張、右相制申候へ共聞入不申よし承申候、

一 同十日御下屋敷内内田佐仲殿御出張二而被差留候得共、聞入不申由承申候、

但、右佐仲殿ハ当御家督様伯父之由承申候、

一同十一日先御家老米良半右衛門殿御出張二而内乱之

基被相糺候処、当分御家老田代善右衛門殿御仕置二

而先年二相替、近年貳拾ケ条余新法相企二就而八段々

國中相旁、御年貢等茂不相調振合二成立候間、右之

ケ条御引取之上田代氏首御渡被成候へハ直二引取可申候、無左候へハ田代氏居宅ハ勿論、首打取可申段

申上候処二、無是非誤合二而善右衛門殿切腹之由、外二壹人出頭役切復之由候得共名前相知不申候、夫より皆共皆共引取候由承申候、

一 外二百姓目付役四人打殺候由承申候二付、聞合方として差越候得共、旅人取締廠敷城下蹈入候儀不相調候間、境近辺東之村と申村二而右之段百姓共より直二承申候、委細之儀ハ相知不申候へ共、此等之趣御届申上候、

丑二月十五日

地頭横目

成尾衛守

右同

緒方六右衛門

与頭

岩切七郎左衛門

右同

岩切軍兵衛

郷土年寄

緒方記藤太

右同

川原良助

御地頭所

御取次衆中

一二之丸御会二而谷山角太夫殿 春暁花

影やとす花も名残やおしむらん

こすへの月の明かたの雲

一 八ツ時臥候事、

廿一日丙午 晴天、七ツ時分少雨降、

一 重留者(當方)越前家御取立、

一 加治木八十八代 三位中納言家久公御二男、寛永八

年未九月為 惟新公御跡目賜加治木、且士三百七拾

余人被召付、元祖源忠朗(義弘)始忠平、忠明、
又八郎、兵庫頭、

一 垂水家八十五代 貴久公御二弟藤原忠将元祖也又四郎、
右馬頭、

於福山、
戦死

一 今和泉家者四代太守忠宗公御二男和泉下野守忠氏五

代又四郎直久之後嗣御取立、吉貴公六男延享元子

十二月 吉貴公依命嗣直久跡、賜指宿之内今和泉、

源忠郷元祖三次郎、
因幡

一 日置家貴久公御三男藤原歳久公元祖又六郎、左衛門、二
督、入道晴養

代忠隣三郎次郎、薩
摩守義虎二男

一 花岡家八廿代綱貴公御二男也、享保十年賜花岡、爾

来世々領之、元祖源久儔虎徳丸、三郎五郎、又、
八郎、周防、始忠英

一 川上東馬殿元祖者五代 貞久公他腹長男藤原頼久也

孫三太郎、左衛
門尉、大夫判官、

一 島津久馬元祖者十九代 光久公御拾男源久明虎之丞、
大蔵、御

老家、

一 宮之城家、十五代 貴久公御三弟尚久元祖也左兵衛尉、

一 島津主計殿黒木元祖者八代 久豊公御三男藤原季久

也越後
守

一 永吉家元祖者十五代 貴久公御四男藤原家久又七郎、中
務大輔、

一 知覽家元祖者四代 忠宗公御三男藤原忠光佐多三郎、
左衛門尉、

高氏卿より、
知覽ヲ賜フ、十五代久達虎三郎、備前、御城代、実光、
久公御五男、正徳元賜島津号、

一 佐司家元祖者十七代宰相 惟新公御三男藤原忠清久四郎、

一 島津助之丞殿元祖八十八代 三位中納言家久公御四

男源忠広市正、入道万、
山、御家老

一 新納四郎殿元祖者四代 忠宗公御四男藤原時久近江守、
入道祐齋、

一 樺山権左衛門殿元祖者四代 忠宗公御五男藤原資久

安芸、
守

一 都城家元祖者四代 忠宗公御六男藤原資忠北郷、尾張
守、文和四

年賜、
私領、

一 桂宇右衛門殿元祖八九代 忠国公御四男藤原勝久也、

一 島津頼母殿元祖八十九代 光久公御十三男藤原久記、

一 島津求馬殿元祖八十九代光久公御十七男藤原久房、
一 喜入多門殿元祖者九代忠国公御七男藤原忠弘五郎三若、
守、

一 町田監物殿元祖者二代忠時公七男常陸介忠經三男藤
原忠光也五郎太郎、

一 島津与十郎元祖者七代豊後守久賀二男藤原久元帶刀、御家老、

一 島津新八郎殿元祖者本家島津尚久四世島津下野守久

元二男藤原久茂也、中務、御家老、二代久馮甲斐、

三代久文助太夫、新八、内記、若年寄、四代久昌新八、五代久臈内記、

六代久澄新八、内記、七代久住新八、内、波門、八代久謚新八郎、

九代久雄新五郎、内記、

一 北郷左門殿元祖者本家資忠十代讚岐守時久三男藤原

三久千代鶴丸、宗次郎、作左、衛門、佐渡守、加賀守、

一 新城島津数馬殿元祖者本家右馬頭忠将五世又四郎久

信四男藤原久章大和守、於谷山被誅、後世以忠清為久章跡、

一 島津矢柄殿元祖者八代久豊公御二男薩摩守用久六世

薩摩守義虎四男藤原忠榮越前守、

一 大野多宮元祖者薩摩守用久二代国久三男藤原忠綱

大野駿、河守、

一 吉利主馬元祖者薩摩守用久二世薩摩守国久四男藤原
秀久伊勢守、入道休田、外女、

一 島津内藏元祖者島津下野守久元二男中務久茂二男藤
原久達長壽、織部、明曆二、年立二男家、御家老、

一 伊集院伊膳元祖者伊集院右衛門佐藤原久昌也、

一 市成島津伊勢元祖者土岐中務大輔源立頼、

一 穎娃織部元祖者穎娃左馬介伴兼政也、

一 小松式部元祖者祢寢家、本領祢寢、小松内大臣平重
盛、

一 入来院平馬元祖者平重聰也、

一 比志島靜馬元祖者源立頼自立久公、諱字拝領、

一 肝付典膳元祖者肝付越前守伴兼光也、主殿久兼活堂

殿八肝付家九代目也、

一 菱刈安房元祖者半右衛門尉藤原重広也初鶴千代丸、義、久公奉屬義弘公、

一 諏訪甚左衛門元祖者筑前守神為秋貴久公仍命討本田、賜下井村、仍以為氏、

一 川田求馬元祖者源義朗宮松丸、駿河守、入道牛、兵道者、墓郡山アリ、

一 島山数馬元祖者源義家三男式部太夫義国之裔島山上

野介康国二男源義深阿多、尾張守、十代盛淳長壽院、御家老、於関ヶ原戰死、

十三代義扶松之助、島山式部、実ハ光久公御十、元祿十四年改阿多賜島山氏、

一 鎌田藤馬元祖者^(大織冠)大職官鎌足公二男大政大臣房前三男^(五力)

左大臣魚名四代孫田原藤太秀郷五男左衛門尉千常七

代山内首藤権頭助通二男藤原通清元祖也^{(始号鎌田、}
鎌田権頭、

一 伊勢兵部元祖八平貞興^{(熊千代、陸奥守、平信長仕戦死久、}
伊勢氏以為名家、後世以貞昌為嗣、

二代貞昌^{(兵部少輔、御家老、実有川雅樂介、}
三、三代貞昭^{(兵部少}

男^{(久公十四、}四代目貞顯^{(兵部少、}五代貞榮^{(松寿、}六代貞

起^{(兵部、}七代貞矩^{(伊豆、播磨、}貞喜^{(亘、早世、}八代貞

皎^{(雅樂、伊織、大目付、}九代貞長^{(伝之助、矢、}十代貞章

兵部、島津主、
殿久明二男

一 市田主税元祖者江州佐々木源氏之支流市田治部少輔

末葉源貞行人^{(市田喜内、御広敷用、}二代盛常、勘解由、寛

政二酉十一月列一所持、後出雲、

一 義岡藏人元祖者八代久豊公五男藤原豊久^{(源左衛門、伯耆}
守、於日州飢肥

戰、

一 山岡右京元祖者日置島津左衛門久竹二男藤原藏英

角樹家、光久公為御子、
分樹家、号山岡齋宮、

一 島津周防忠救二男島津鞞負源久倫文化九年申二月立

二男家、

一 島津相馬元祖者加治木島津兵庫久住四男助左衛門藤

原久龜^{(后久、}

一 末川久馬元祖者垂水島津備中貴備二男藤原久救^{(將監、若}
年寄、号

山、

一 今和泉島津安芸殿忠厚^(三子)二男島津藏人源久武文化十三

年子十月立二男家、

一 島津織衛元祖者日置島津三郎右衛門忠朝二男藤原久

近^{(又右衛門、清、}
太夫、主税、

一 川上孫左衛門久齡元祖者本家上野守久隅嫡子藤原久

利也^{(彦三郎、左衛門、雖、}
△^(鹿兒島大学附属図書館所蔵本より補)

一 川上矢五太夫元祖者川上家十五代上野久尚二男藤原

久明^{(孫八、弥、}
五太夫

一 島津右平太元祖者宮之城島津図書久竹二男藤原久知

内、

一 島津登元祖者永吉島津安芸守久雄三男島津八郎左衛

門藤原久矩^{(後賢、}二代久置^{(登、若年寄、中、}三代久連

登^{(御、}四代久兼^{(登、御家老、}實島、

久命^{(桑次、權五郎、王、}久包八郎、權五郎、久籌八郎、

一 郷原 軫(久雄力)元祖 島津助之丞 忠守 二男 藤原久兵衛(又十郎、次郎)、
夫、軫、御家、
老、隱居聲翁、

一 川上 式部元祖者 川上家五代上野守兼久 三男 藤原忠基(塞力)、
又三郎、
左近將監、

一 新納 次郎四郎元祖者 新納氏四代修理亮忠治 二男 藤原
是久 新納駿河守、武藏守入道拙齋者六代目、

一 樺山 伊織元祖者 樺山氏十二代美濃守久高 二男 藤原久
盈(采女正、
權左衛門)

一 北郷 男史元祖者 北郷氏十二代讚岐守忠能 三男 藤原久
常又二郎、

一 北郷 哲五郎元祖者 北郷氏十九代筑後久龍 二男 藤原久
綿(北郷、
權八)

一 桂内 記元祖者 桂氏五代太郎兵衛忠助 三男 藤原忠增
外記、太、
郎兵衛

一 島津 仲元祖者 島津薩摩守義虎 三男 藤原忠清(島津備、
前守)、

一 伊集院 源助元祖者 忠時公七男 常陸介忠経 四男 侍從房
俊忠之子 藤原久兼(圖書、
父)

一 新納 衛守元祖者 新納家四代修理亮忠治 二男 駿河守是
久 嫡子 伊勢守友義 二男 藤原忠澄(新納能登守、入道魚、
陰、忠良公後見職)

一 町田 主馬元祖者 町田家十七代兵部左衛門久徳 二男 藤
原久政(源六、
衛門)、源左、
戰死、
二 代 久則(勘解由、伊賀入、
道石心、御家老)、
三 代 忠代
御家、
四 代 久盛(源左衛門、
横目、
宋書云、)、
五 代 久孝(勘解由、
頭、御諸役兼)、
六 代 久芳

宇左衛門、
七 代 久亮(源左衛門、
嶺山)、
八 代 久輔(主馬、
大目付、
後久識)、
久

輔弟 盛尚(名越石膳、
恒篤養子)、
九 代 久珍(左膳、
勘解由、
久珍弟盛胤)

名越石膳、
盛尚養子、
十 代 久白(源左衛門、
不為家督死、
久昶、
主馬、
實島津周防)、
忠救、
男、

一 伊集院 巨元祖者 伊集院家十四代十右衛門久朝 二男 藤
原久照(越中、
遠江、
若年寄)、

一 新納 主税元祖者 新納縫殿久詮之四男 藤原久品(帶刀、
榮休)、
齋、

一 山田 新助元祖者 常陸大掾良望 長男 平貞盛 四男 常陸介
維衡 九代 平有貫(山田式部大輔、
忠久公賜日置、
内山田而居之、
仍以為氏、
代力)、

一 鎌田 奎之丞、
鎌田氏十四氏越前守政経 三男 藤原政常
李之、
助、

一 平田 刑部元祖者 内大臣宗盛嫡子 右衛督清家 男 清祐 初
号 平田、
薩州家臣トナリシコト 嫡流断絶故不詳、
平

親宗(新左衛門、
久公御家老)、
氏、

一 高橋要人元祖者秋月支流高橋對馬守春実嗣子大藏種
時中務大輔、筑前之内領數郡

一 仁礼小吉元祖者新羅三郎義光之末流主殿助頼房子、
源頼景信濃守、藏人、別府、隼人、頼延子請改別府為仁礼

一 二階堂薨元祖者藤原行旦主計、御家老、明和、七年六月代々寄合

一 二階堂源太夫元祖、二階堂氏元祖山城守行政庶流藤原行経二階堂休左衛門

一 名越右膳元祖源恒渡源太郎、浅右衛門、右膳、御家老、二代恒索右源太

三代恒篤左源太、右膳、幼名源太郎、御家老、四代盛尚左衛門、久亮二男、五

代盛胤右膳、実八町田、主馬久輔二男

篤烈右源太、幼名、盛貞、委細八外二有之、(四力)

一 小林齊宮元祖者永吉島津中務久輝(四力)二男藤原政一中太兵衛、左

内、一角、大目付、安永、二年有命樹家、号小林

一本田主計元祖者本田親恒之子藤原貞親左衛門尉、初、此前下薩州

御家老六人迄有之候得共、十七代由親より享保年中列寄合、作左

衛門、大目付

一 相良典礼元祖者藤原長泰六代長賢大藏、大目付格、長賢女殿吉貴公御寵愛之

人也、享保、年中列寄合

一 平田平太左衛門元祖者家嫡二代美濃守重宗二男平宗

保民部少輔、

一 堀四郎左衛門元祖者大友氏支流也、藤原興四郎左衛門、孫右衛門

一 小笠原轅元祖者江戸旗本小笠原安芸信盛二男郷左衛門信孟之男源長賢八三郎、郷左衛門、大目付、初而薩州の家臣と成

一 鎌田愛太夫元祖者鎌田氏三代藏人太夫光政二男藤原政重彈正、左衛門、(四力)、十五代政直六郎太夫、御家老、列寄合

一 鎌田休之進元祖者鎌田氏三代政佐二男篠原藤四郎清時始号鎌田、老、岐守、立別家、(四力)

一 市来次十郎元祖者八文字広言之裔市来備後守家保二男民部左衛門尉為竹内隱岐守養子、其后違變復市来

氏、惟宗家政号市来備後守卜、始竹内兵部、(朱書ニマ)

一 河野外記元祖者一王伊右衛門通貞湘雪齋三男越智通重、少輔ト云、后家久公復市来氏

一 赤松主水元祖者村上天皇第七御子具平親王六代從三位季房末葉正三位左中將師季九代赤松入道円心三男

源則祐、十一代則正甚右衛門、造酒、御家老、明和七年列寄合

一 洪谷外記元祖者嫡家四郎左衛門重將三男平重影喜兵衛、明和七年、列寄合

一 宮之原三十郎元祖者畠山次郎重忠三男畠山重俊後裔、

始下向日向宮之原、仍以邑名為家号、平重氏宮之原

伝左衛門、六代通直甚五太夫、主膳、春山、御家老、明和七年列寄合

一 関山紇元祖者御年寄女関山勤功アルヲ以跡ヲ拳テ樹

家、養池田氏之子、号関山氏、冒日下部姓、日下部

金宗関山、權平

一 山田司元祖者平勢惠山田大泉院權大僧都、法印、本姓河野氏、後改山田氏、五代有儀

司、伯耆、御家老、寛政五年五月列寄合

一 岩下典膳元祖者藤原藤七兵衛実名不詳、始田布施居住、奉仕義弘公移飯野、高五十五石拜

領、又庄内高城、七代方泰佐治右衛門、文化三年、加治木転、四月大目付格、列寄合

一 伊集院隼衛元祖者伊集院庶流藤原久直隼衛、大目付、重豪公御付御側

役勤、文化、年中列寄合

一 上野善兵衛元祖者藤原篤貫善兵衛、帶刀、大目付、善格、文化九年列寄合

一 猪飼央尚敏文政十一、年御家老、一橋大納言様御用人猪飼茂左衛門(二九)三男也、

一 調所笑左衛門藤原広郷始御表坊主、御使番、文政七次番頭御側御用人、天保三年二月大目付格、同四年御家老、列寄合、寄合並、奥表向総兼務以下

一 三崎平太元祖島津鞞負久迨二男藤原久品三崎太夫、治部、新樹家

一 倉山作太夫元祖者黒木島津内膳久起二男藤原季武倉山

作太夫、文、化九年樹家

一 谷川休次郎元祖者谷川次郎兵衛藤原清久、

一 村橋彦九郎元祖者加治木島津兵庫久住三男藤原久貞

村橋左膳、

一 北郷多仲元祖者都城庶流島津又次郎久常二男藤原久

弘中務房、助太夫

一 伊勢平四郎元祖者伊勢兵部少輔貞昭二男平貞見新五

郎、

一 西彦太郎元祖者源純員西園齋、初目州延岡城主有馬、修理太夫臣也、純員薩州為臣

一 龜山主右衛門元祖者十四代太守勝久公御長男忠良公

修理、太夫

一 山田孫五郎元祖者二代太守忠時公他腹御長男藤原忠

繼山田式部少輔、

御兵具方与力

一 川路千右衛門霧島嶽へ致参詣候節、江戸之者二人と

石江歌書付為有之之よし、

ひとすちにかけてたのまんみしめ縄

神のこゝろや誠なるらん

一 今晩ハ泊故七ツ後出勤トシテ相良典礼殿江替、暮よ

り御道具掛中馬彦左衛門・押番川路与右衛門召呼、
四ツ半時分迄嘶候、九ツ半臥候事、

廿二日丁未 風雨烈シ、

一泊明二而四ツ後退城、六ツ時起、

一御兵具所明年鑑曆鑑江書付有之候、二月廿五日下午
士踊有之候処、五千三拾七人之由、一騎返し行列二
而二番太鼓柿本寺通二階堂家門之辺江參候時分五ツ
打候由、通筋山之口より高見馬場押通シ、柿本寺通
より千石馬場筋罷り通、直二升形江繰込候、加治木
家・肝付家・入来院家・垂水家・宮之城家・都城家
より御心差二而酒飯いづれも踊人数へ御出被成、皆々
辱頂戴いたし候、御通り七合入之土器二而頂戴被仰
付、皆々三ツ四ツ頂戴仕候、夫より御城下惣人数一
騎通シ二而罷通候様被仰渡、行列御覽之上甚以 御
機嫌二被 思召上、いづれも難有思ひ罷通候而ちと
せましてさてと二三篇ツ、うたひ候由、尤至極之事と
存候、

一廿一日、上士踊首尾克相濟、殊二天氣能有之候、人

数者千五百拾三人、

一廿五日、下士踊首尾克相濟、天氣宜、其上

上様御機嫌之由、五千三拾七人、

一廿七日、上下町踊有之候得共踊以之外長く、

上様御滞有之候事、惠美須・大黒おかしく有之候事、
一寛政八年辰二月廿七日より磯於御茶屋 御内証様芝
居被仰付、女計見物二而候、男老人も見物不被仰付、
鹿兒島中賑々敷事二候、

一寛政三年八月廿五日晝より下町会所前より出火有之、
丑寅之風強く、夜明四ツ時分日置屋敷焼、夫より高
見馬場二本松方へ類焼いたし、勿論下町中は(一軒力)一間も
残らず、八ツ時分迄二焼失いたし候、誠二古今無類
事故記置、

一右同年七月、いかなる事にや、各踊中途拍子打候儀
御法度二被仰渡、場所々々踊候、夫故中途無拍子ゆ
へ草臥候由承届候、

一寛政九年四月九日、御楼門橋渡り初め、上町町人七
夫婦人数拾四人二而相渡り、見物之賈賤目を驚かす、
九ツ時迄、

(朱書^二マ)
右八ヶ条者御兵具所古きこよミへ有之候、

一 市米照明寺といふ寺(朱書^二マ、^一)ハ鶴応元年二建立之寺、于今其ま、何とも無之由、千何百年相及と也、

一 肥後能本者城下元へ有之候田地拾八万石申処之由、五拾四万石と申処なれとも内実ハ百万石余之由候、

一 比志島静馬殿元祖ハ七万石余被持居候人之由承候、

一 菱刈安房殿元祖ハ肥後之辺迄二拾万石余被持居候人
と也、

一 川田駿河殿墓ハ郡山之内洞源山大川寺といふ処へ有之、大川寺下之辺ヒヨウ(降ヒヨウナリト)いふことハ不云、馬

所駿河殿被居候時分、六七月之比所之百姓丸はたかにて畠作いたし候而、あまり之あつさに只今ヒヨウ降り候へハよきと申候二付、駿河殿被聞、実ニ降候

不能かと被申候へハ、宣候と申候二付、為降可見とてインをむすはれ候へハ、俄ニ空かき曇り、敵敷ヒヨウふり来り、はたかのもともいたさ入り入候由、夫故ヒヨウとハ于今不申よし承候、

一 只今上ニ寄合並以上三拾九家部、下ニ寄合並以上七

拾貳家部也、

一 北郷七郎左衛門殿幼少之時分親江被(朱書^二マ)候二付、右膳盛尚公偏ニ御世話様ニ而毎日程北郷家へ御出之由、御は、様御咄ニ而候、

一 父上様右松家御後見御受合之為御礼、門弟坂元休左衛門殿・有川庄之進殿・森喜右衛門殿・宮原甚五兵衛殿・安田喜藤大殿・貴島孫次郎殿・折田貞助殿入来、有川庄之進殿被下候節於桑名当杉山八藏殿へ被会候処、伊東十郎右衛門・一空殿賦書参居候二付、

尊公迄差遣置候とて右賦書箱受取候而、祐賢使へ右嘶被致候へハ、かへせよともなく召置候へとも未承置候二付、自先生近々下り可有之候二付、其節返済之合候処、誠ニ存外死去故右不相調、就而ハ父上様御後見二付、父上様迄差上置へく、勿論能ハ分りも不致者故先上置との事候、忝冊持参也、誠ニ正道武士之手本と可成事なり、

一 父上様ハ二拾九才之御時、御庖瘡ニ而御顔杯至而はれ、平日之四ほとはかり相成居候よし、其節ともしをあげられ、丸田孫市殿被申候者、やれく昼見候

節ハケ程迄ハ無之、是ハいかんく被申候へ共、

其節ハ父上様ねツ杯相さめ、御心持能相成候居候節(朱書「マ、」)

之由、御全快之上右之段丸田氏へ御申被成候へハ、

扱々其節ハ御覚居被成候哉、是外たんく何方と

もなく被参候由、父上様右様御はれ被成、目杯ハ谷

そこへ有之、頓とをほへん人と相見得候由、

一 九ツ時分より奥山藤之助殿・吉井藤兵衛殿被参、大(朱書「マ、」)

鐘被帰候、右松家より致借用置候城取之抄壹冊奥山

藤之助殿遣シ被持帰候事、

一 昼より父上様御方へ罷出、九ツ御暇、九ツ過臥候事、

廿三日戌申 雨降、

一 朝六ツ過起、四ツ前出勤、出掛前屋敷へ一刻立寄、

八ツ後退城、帰掛直月横山安之丞殿へ参り、八ツ半

帰候、

一 八ツ後より町田主馬殿所へ一刻参、枇杷木父上様御

約束有之、貫婦掛勘左衛門殿へ立寄ナデシコ荒瀬戸(添削カ)

之苗貫、夫より直ニ谷山角太夫殿へ歌点作相頼考ニ

而参候へ者、綿崎詰所ニ而留主、三男岩次郎殿被居(朱書「マ、」)

候、暫嘶机之上江純清丈之詠歌有之、望致一覽写罷
帰候、

二月九日今年別荘桃源の花満開独吟、

はる毎にめつる色香もたらちねの

親の恵の花の下庵

九月十九日大奥御休息御二階にて御酒宴あり、

町田八郎殿泊にて紅葉の一枝を奉る人々よむ、

己にもよみて奉る、

君と共に心染るも手折てし

情の露の枝のみみち葉

峯初雁

いなむしろ刈敷秋の禁田に(朱書「マ、」)

峯飛こへて落る初雁

石沢六郎老母に孝養を尽し、学文武芸心掛宜段

被聞召通御銀拾枚御褒美として拝領被仰付、右

の悦の砌求に応して遣しける、

親につかふ道に正しき袂とて

かゝる恵の露もかしこし

磯の花をみて

あら磯の其名も春ハ忘れかひ

ひろふなきさの春そのとけき

城か瀬戸を越て伊敷を望めは、

なめ行水の煙も立そひて

かすむいしきの春の河つら

大鐘過罷帰り伊藤善兵衛殿へ参候へハ留主之様子相

見得候間、直二罷帰候得者鑑之衆四五人被参居候而、

先達而相頼置面籠も四ツ出来、式ツ者島津右近殿被

持帰候、

一茶ハ紙包二而ふところに入候へハ茶之位悪敷成者之(物カ)

由、

一直月江参候節何か軍書等敷者被読候二付、何御読ミ

被成候哉之旨尋掛候へハ、誠忠義臣録と申者之由候(物カ)

誠忠武鑑によほと似寄、あれを名計為替者之様二相

見得候と嘸二而候、

一権現様者国を御切取被成候へハ、政事ハ何も本成二

被召出御替被成候事候、年貢取納計之由、本十納候

者ハ八ツに被成、五ツ之者四ツ二被成候之由、夫故

本之主人様(朱書「マ」)二奉尊敬候と也、

一酒井雅楽守殿(頭カ)ハ誠二違たる処有之候、紙谷何某を権

現様御抱相成候節雅楽守殿紙谷へ始而被会候砌、気

不相付失礼被致候処、其時分ハ雅楽守殿といへハ皆

人敬ひへつらひいたす処二、紙谷何某以後会礼不致

候へハ、権現様被聞召通甚御腹立二而、紙谷ハ三百

石二而可召抱約束いたし候へ共甚不屈之者候、百石

可遣、夫二而も可過と被仰候へハ、雅楽守殿被申候

ハ、是ハ八百石二而も少き程之者二御座候、右通私

へ致失礼申候も追徒(追従カ)輕薄私の無之故二而御座候、誠

二気分の面白者二御座候、先々御用二も相立申者二

候へハ、ケ様のものを左様二被成候へハ他国へ之間

得も不宜、能人したひ参不申と被申上候由、紙谷夫

二而致感心、則参上一礼を述候由、兼而之人二候へ

ハ、致失礼者なれハ却而可遠之処、夫を右之通被申

上候儀、無私被致方感心のあまりに、

篤烈

我欲をはなれて人をあはれめる

人こそさらにうらやましけれ

一深田善兵衛殿ハ市来治右衛門殿江書物為被習由二付、

何ぞ兼而之言語容貌等之事ニ為勝氣寄之儀無之哉之旨承候へハ、至而親ニ叮嚀に孝養を被尽候由漸ニ而候、

一 兼而ふゆうをかまへ候ハ、戦国之時分ハ大臆病人ならんと父上様へ申上候ハ、(朱書「マ、」)考尤二候、兼而残念といふ心得無之候へハ文武之修行も不參、戦国にハ臆病をかまへんと被仰候、

一 善悪之人に和シ候様からがむつかしきものと被仰候、

一 秩父相崩候節ハ、町田主馬様(久輔)にハ御側御用人にて江戸江御登り、其跡崩候由、其節主馬様より御舎弟右

膳盛尚公へ御諫言之御状に、拙者ニも折角学文ニ而

無之候而ハ不宜と御学ひ候処、段々見様有之、右通之儀致到来候間、能々念を入見申事二候、盛尚公へも左様ニ可有之と江戸より御申遣候之由拙者此頃此書物を見候二付、

先々左様之儀いたすましきと父上様御諫言ならんか、右御状者反古箱之より後見出候事

一 主馬様ニハ何茂人々寝候跡ニ二時計御起被成御書付杯被成候よし、

一 親筈に仍て召出候者、御裁許掛相糺候上年を承り候へハ、十五才と申候へハ、右膳恒篤公大目付ニ而御

詰被成、いや夫ハ未幼少当惑いたしてかく申へし、十四才ニ而可有之、さげよと御申被成候よし、夫故何れ咎無之、夫成相濟たる之よし、

一 今日沖瑞雲殿漸之由、加藤権兵衛殿ハ鼻茸と云病氣先日より相煩候由、早々能養生不被致候へハ重く相成候へハ、漸々相衰へ、余命無之者鼻之すより肉舞出る病キニ而、只今鼻之すより一部計之処迄肉参居候由、

一 八ツ前臥候事、

廿四日己酉 朝雨後霽、

一朝六ツ過起、四ツ出勤、八ツ後退城、求摩百姓一揆聞合書一卷致借用写、

求摩相良領百姓一揆二付大口より聞合書

此節求摩領内騷働ニ付聞合方仕、先達而御届申上候処、又々跡聞合として横目兩人差遣聞合方可申上旨承知仕、依之去ル十一日より横目寺原安兵衛・同種子島喜三右衛門、外ニ町足輕兩人差越細々聞合仕、

同十三日罷婦、聞合成行左二申上候、

一 求摩相良領騷働起り者先達而御届申上置候通、同国諸所惟茸山仕入有之、夫故田地不宜、百姓一統婦服不致、夫而已ならず段々新仕向打立、第一此比出頭家老田代善右衛門と申人役目之權威二つのり、右山仕入方其外諸事仕向等古相良清兵衛より之規定悉ク相替、剩賄賂をむさほり、別而行跡悪敷故、国人一統相悪ミ、畢竟ハ夫より右騷働相起り候、取沙汰いたし候由承申候、

一 右椎茸山去ル亥年二茂百姓共申合焼払為申由候処、其節ハ夫形引取相成為申由承、左候へ共其砌より無間又々仕入かた有之候二付、猶々百姓共立腹いたし、始ハ大小場質地之者共より諸所へ申通、先月廿日比より寄々注進為致由候処、元来何方村々ニも同気之者共故無子細及領掌候由、去ル二日ニハ大小場之椎茸山焼払候人数千八百人程新城原と申所江致群集、夫より町江^(薩摩藩記録相良茸山騷働記より抽)右椎茸山仕入候者共、罷居候付△押掛、右支配人家宅を可打崩評儀之折柄、盜賊頭其外役々出張ニ而相鎮り候様申論候処、其節者夫形引取相鎮

り為申由候得共、城下元より上方限之村々矢張徒党諸所へ相催置、去ル九日既二町江押寄候処、先程新城原より引取候千八百人之徒党之者共又々相発り一所二相加り、其刻ハ一万五六千人計ニも相及候由ニ而、右山支配人共之家宅を三拾軒程理不尽ニ打崩、殊之外狼籍ニ相及候二付、段々役目杯出張ニ而相鎮り候様為申聞由候得共、中々聞入体無之、却而敵対可致体ニ而、別而強勇の拳働ニ而役目共も頓と持悪ミ、空敷引取為申由承申候、

一 御一門方相良^(頼直)左中と申人、馬上より諸所へ屯居候徒党之内江馳廻り、此節之儀ハ拙者へ相預ケ早々鎮り呉候様実正神妙ニ申被居候処、右左仲殿儀ハ格別成御家柄と申、殊ニ当殿様御叔父ニ而兼而領内一統尊敬いたし候人ニ而、其刻ハ相鎮り為申由、左候へ共前文余多之徒党ニ而惣人数容易ニ難取鎮、方々馳廻り大働之由承申候、

一 徒党之者共声々に呼び候ハ、田代善右衛門生首取不申内ハ何様之儀ニ而も引取間敷杯と相罵り為申由承申候、

一 右左中殿より徒党江向、田代善右衛門家老役儀差免、其外改革之規定一々引取本之通可相成候二付、是非引取呉候様再度申聞せ候由承申候、

一 去ル九日夜明ヶ前ニ善右衛門并嫡子仲助役儀御免之由、尤、仲助事ハ御用人勤之由承申候、

一 去ル九日之晚田代善右衛門宅江及両度可致乱妨之含ニ而押寄為申由候得共、左中殿働ニ而相止為申由承申候、

一 田代善右衛門事、永国寺と申隱居寺江逃入候処、此辺之森へなりとも被差越可致切腹と住持より申掛候よし、夫より宿許江帰、直ニ為致切腹候由承申候、

一 去ル十日七ツ時分左中殿諸所江馳廻り、徒党へ向、田代善右衛門事気分悪敷、決而存命いたしましく候付、早々引取呉候様為申由承申候、

一 右騒働之最中大小場又者山田郷之百姓とも薩州勢千人計只今到著ニ而、薩摩勢といふ目印之旗を立候由、取沙汰いたし候付殊之外及騒働候由、左候へハ是ハ徒党之者共味方勇氣引立のため右様取計為申由、直ニ相分為申よし承り申候、

一 此節徒党鎮方之儀者偏ニ左中殿壹人之働ニ而有之候由承申候、

一 改革之儀左之通、

一 椎茸山 一 紙請座

一 麻苧請座 一 一国中銀札

一 人參植付方

一 盜賊方手先キ諸所之取締方として差向

一 死牛馬皮剥方

一 右死牛馬之儀ハ土中ニ埋メ申仕向之由候処、近年

改革ニ而死牛馬に相成候へハ持主より穢多方江申

遣、其上穢多より仕抹いたし候由承申候、

一 薩州口堅メとして愛甲利左衛門と申人八拾人計之手

廻ニ而大小場へ出張之由、是ハ日々交代有之由、名

前確と相知不申候、

一 肥後口同断、

一 土橋之方御代山築木皆川去ル十一日比及騒働候由ニ

而、取鎮方として日野左市と申人早馬ニ而差越申候

由承申候、

一 前条家宅三拾間程打崩シ金銀米錢等段々有之候へ共、

右品者其儘二而一切取為申者無之、堅ク停止之筋申合候由承申候、

一此節聞合方としては非城下迄差越、実否承合含二而城下より半里位之処小備中迄乍漸差越申候処、城下二者張番等二而旅人通行六ヶ敷、容易二難差越色々尽手右之通承合罷歸申候、

一右者此節求摩騷働二而聞合方として横目兩人差越候処、右之通騷働右之段百姓共より承付、実否相分り不申候得共形行申出候間、被仰上可被下儀奉頼候、以上、

丑二月十四日

横目

種子島喜三右衛門

同 須佐美覚之助

同 寺原源七

同

寺原安兵衛

同

上村左源太

組頭

寺師宗兵衛

同

井畔覚左衛門

同

上村庄兵衛

同

大脇権蔵

同 有村隼治

同 郷土年寄 有村鉄之助

同 北原民右衛門

同 大脇主兵衛

同 鹿島吉次

同 今村筑石衛門

同 有村隼之助

御地頭代

大脇正兵衛殿

(朱書「マ、」)

一雀が浜くりに成、蛇が兵庫蛸に成、はつふきがあら

かふに成、午房か蛇に成、山芋がうなきに成、菜虫

が蝶に成、芋虫か山蝶に成、飯粒がなめくしりに成、

蟬二壺虫が成、山こふがとちうほりに成しよし、

(朱書「マ、」)

御兵具所 一大信院御薙刀直元作金銀之御拵誠二結構、恐入拝見、

能御薙刀二而候事、

一今晚ハ五ツ時分より風邪気分二而甚不塩梅故、粥・

酒杯呑候而四ツ時分濟候事、

(風力)

廿五日庚戌 快晴、

一朝六ツ起、四ツ前出勤、八ツ後退城、帰掛島津権五郎様・梅田九之丞殿・直月横山安之丞殿參、七ツ後帰候而夫より直二私宅鏝面作二出張、

一三原七郎右衛門殿七拾四才被罷成候二付、貴様若き時分二ハ物之風儀為相替儀ハ無之哉之旨相尋候処、二才之風儀第一為相替由、七郎右衛門殿杯二才之時分ハ一統鬢者壹寸ばかり、本結も壹寸計、巻帯ハ梅染白ゆて、衣服ハすね半切二而ひさつぶしのミへん計、勿論裏ハあさき裏・白裏二而為有之由、夜嘸杯ハ茶といふハ無之、皆湯二而為有之由、皆式拾四五才迄ハ郷中二無懈怠出テ為申之由、其時分兵子といふは何某殿杯二而為有之哉之旨承候へハ、皆一統兵子二而たれと分り不申之由候、

一桜島出来候者和銅元年、此比燃出候者安永八年亥十月朔日二而候由、(朱書「マ、」)一七日前より大地震いたし候由、燃出候者昼の九ツ時分二而、煙丸こまり真丸二出候二付皆人何てあるうかと為申由、そうく申内多く之煙出大騒働二而各々あされはて為申由、夜二成候へハ焼石上り中途二而打合せながら光物之如く為有

之由、左候而、燃上り候煙り之端ハ真赤二いたし、ふくりん之如く有之候由承候、

一演武館不相立内櫛木馬場二而之由、其時分者御覚不被成哉之旨七郎右衛門殿へ相尋候へハ、馬場之儀者不覚候へ共、右二付而戸柱之辺を安養院より石を引候而戸柱橋涯二而赤牛黒牛為突合儀杯被覚居候旨承届候、左候而、牛通候替橋頭殿之節、水棚之様成もの出来候馬場へ出来居り候由、

一伊藤善平殿ハ学者二而、其上刀之銘聞大上手二而為有之由、

一伊藤善平殿すねを打候へハ扱々面白被成様哉、誠二面白御こゝろさし、我等の弟子と被申候よし、

一善平殿ハ上二而兵子之由候聞つははき掛可見、何様之事か可有之と下二而兵子と覚居候人行すいにつハはきかけ候へハ、名前承届候計二而被行過候二付、兵子と申程ハ無之と申被帰候へハ親殿へ參、貴様御嫡子ハ今日途中二而ケ様々々之儀被成候、誠二実心二而ハ無之と相考候二付、為御心得為御申上候と被申置候よし、

一 善平殿歌に、

わすれても後迫にハうつるなよ

片山里の意地のわるさよ

一 貴島磯右衛門といふ人大わくど嫌ひ二而為有之由、

日外脇方へ差越、夜帰掛我宿の門江気絶被致居候付、

引起内へ引込気付杯あたへ候へハ、漸く目覚而被申

候者、門二而わくどを踏候得者ぐふど申、夫より不

覚との嘶二付、直二石門江参候へハなすびにて為有

之よし、

廿六日辛亥 霽、

一 朝六ツ過(起脱カ) 四ツ前出勤、八ツ後退城、七ツ後より各々

出席、書院二而鑑面作、暮引取、

一 恒篤公御歌夕時雨

園の名の入日の影ハさしなから

しくるゝ雲の色も淋しき

忍涙恋

人しらぬ心そくたくわか袖を

あまるなミたをせきとゝむとて

一 京都米屋娘九才の歌心題

釣へなき古井の底の水よりも

人のこゝろハくまれさりけり

一 小松相馬殿十四才歌

主によやまの桜木幾ちもと

ひとへハゆるせ家つとにせん

一 家久公慈眼寺御歌橋落葉

はし姫の滝の白糸くり掛て

紅葉のにしき浪やおりけむ

齊宣公右同御寺納初春

春くれハ治まる国やとをつおやの

恵にきハふ民の家々

神祇

むかしよりこゝにしめさす宮柱

久しくなりぬ住吉の神

一 田布施金藏院江元禄十五年壬午八月七日伊地知

助右衛門殿寄進

日新公七首御詠歌御筆有之、左二記、

唯たのめうき世なれはや神心

かたしけなくもちりにましりし

いのれ猶すくなる道ハさそならん

迷へる世をも神ハまもれは

光をハ世にやハラけておろかなる

心のやミをてらすとをしれ

こゝこそハこくらくなれとミくまのゝ

かミの光りもあひに合つゝ

村雲にやとりてこそ八月の名の

きよくものほれ此神も神

実にさそとたゝとく思へ世のために

たちくたりける神の御心

昔とへ遠くハあらしちハやふる

神ハけふより御幸成けれ

蓮亭院様御詠歌御筆

いつしかと草葉にかよふ秋の風

吹ハ身にしむねやの手まくら

めにとまる梢も見えぬ朝ほらけ

雪にはれたる遠^(空日)山端

名のミしていつをあふよとたのミいき

うき年月の過^(空日)つれなき

右斉宣公より金子三百疋被遊御付

御寄進、

暁鷄 斉宣公

長きよハゆふ付鳥の鳴て猶

あくる久しきしのゝめの空

夏草

ふる郷のあれ行まゝに夏草の

おのれとしける庭の中垣

外二、

一 義弘公御鎧御甲桃形

一 龍伯公御寄進御長刀 一 振

一 日新公御椀御食鉢

但、ねころにぶとの巻絵

一 御兵具所御箆に

武士と生るゝからに弓と筆

へたとしりても思そすつるな

智者不惑、仁者不憂、勇者不懼、

一 弓袋差御鎧

一 領

右、宝持院へ御奉納相成居候処、御取繕申上文政十年亥六月廿五日御兵具方御格護被仰付候、

但、弓袋差御鎧之御由緒不相知、尤、御記録方へ

も相糺候へ共不相知候二付、川上拾郎右衛門方へ

糺方仕候処、彼方へも書留等ハ無之候得共、

義弘公朝鮮御渡海前、無恙御勝利ニ而再御帰朝之

依御願 義弘公御手自流鏑馬被遊御勤、其節久保

公被遊御弓袋、左候而、朝鮮国江御鎧被遊御著段々

御軍功も被為在候二付、御帰朝之後十一月、三ヶ

年之間、三門之乙名此御鎧を著仕弓袋差相勤候様

義弘公より被仰渡置候哉二川上拾郎左衛門方御座

候由承届申候、

一昼より相良市之進殿入来、四ツ後被帰候、九ツ時臥

候事、

廿七日壬子 八ツ後より雨降、

(朱書「マ」)
覺求騒働頭聞合書

求摩相良領江椎茸山取仕立有之候処、田地作職相障

候由二而、百姓共一統不納得二而五百拾人程徒党を

組、右椎茸山江責入山木屋焼払、殊之外騒働有之候

段、爰許一里山口辺路御番所番人早水孫八より風聞

承届候段申出候二付、直二御地頭へ申出候処、早々

聞合方として可差越旨承知仕候二付、郷士年寄大脇

主兵衛、組頭有村隼治・横目上村左源太・町足輕両

人召列、一昨四日求摩城下元江差越細々聞合仕候次

第左二申上候、

一此節騒働之起、去春大小場村・黒然村・植村・西村

其外諸所へ椎茸山御取仕立有之、右村之百姓ハ勿論

作人一統不納得二而候哉、大小場村之者共相起り徒

党を組候を及聞、上揚ヶ村・植村・赤地村・西村一

統致荷担椎茸山山床焼払賦之由承申候、

一去ル二日大木場村椎茸山山床焼払為申由承申候、

一去ル三日晚城下元より三里位も有之新城原と申所江

徒党之者共千五六百人程相集り、鉦太鼓ニ而威勢を

張及騒働候も、盜賊頭と申役場より右場所江被差越

相鎮候様申諭有之候得共、大音を揚ヶ聞入体無之候

二付、役所司並御国ニ而御裁許御掛之御役場ニ而者

無之哉等承申候、御勘定方と申役場差越有之、申諭

為有之由候へ共徒党之者共一円難聞入申出候由二而、右役場無是非屋形江引取被尽吟味、又候右新城原江差越、右椎茸山不納得二付而者三日之内御引取可有

之候付、納得可致旨申渡も為有之由候得共、此上も不納得二候哉、上様より弥椎茸山引取之御証文被成下候ハ、納得可仕申出候付、此上御引取無之候ハ、以後我々共相對何分思通り可申出、左候者何様二も取扱可致由二而少し者相鎮り候筋承申候、

一人數日々相重千七八百人位と承申候、

一徒党之人数得道具竹鑓・斧・鉋、間二者鉄炮所持いたし居候者も有之由承申候、

一昨四日右徒党、右徒党之者共諸所之椎茸山山床而焼払之上、椎茸支配人城下町藤田辰右衛門・同町岩屋甚藏・藤屋民藏居宅打崩、夫より御城下川中洲へ相集り、上様より之御取扱御沙汰次第徒党之形行可訴出賦之由承申候、

一此節騒動之起、三ヶ年以前黒然村其外諸所椎茸山御引取之訴訟為申出由候得共、取揚無之故黒然村郷士・足輕・百姓之内頭取之者遠島被仰付、徒党之者共者

御城下橋御普請之節三拾日之科仕為被成由二而、此節騒動二及候由承申候、

一椎茸山共取仕立之儀有之、支配人七日町藤田辰右衛門と申者長崎へ差越、御代官御方江御内訴申上、彼御方より被申越由二而御物御仕立之筋二而去秋御仕入有之候二付、一統不納得二而右様一味取企為申由承申候、

一大木場村庄屋祖母、外二女共兩人柴胡堀として椎茸山辺江差越候処二、椎茸山山子共見当、丸裸二相なし追帰候二付、大木場村其外之者共申談、是を幸二徒党を組候由承申候、

一御家老田代善右衛門殿近年改革として御政事向不正何篇一統帰服不致、此節騒働相及候儀二者無之哉と承申候、

(朱書ニマ、)
一黒然村去秋御年貢上納不致哉二承り、又者上納不致筋二も承実否不詳候付、何様之訊二而御年貢上納不致候哉承候処二、前文三ヶ年以前椎茸山山床致放火候不調法二付遠島又者科仕被仰付候二付、難渋二成立候由二而、村中江談滞二為相成由二者無之哉と承

申候、

一此節騷働之第一御家老田代善右衛門と申人、近年改革二而国政不宜、先相良清兵衛殿と申人被定置候規掟も致破却、何篇賄賂之風俗二成立、國中一統致心苦、其所より俄二徒党由二者無之哉承申候、

一右徒党之者共都而引取相鎮候由承及申候、

右者求摩相良領江騷働有之向承候形行、右之通御

座候、追々相替儀も有之候ハ、追々御届可申上候、

以上、

丑二月

郷土年奇

有村鉄之助

同

大脇主兵衛

同

今村筑右衛門

同

有村隼之助

請持掛

御郡奉行

大野清右衛門殿

一久保七兵衛関ヶ原より被帰候節、肥後之内南之関と

いふ番所へ被参掛候得者番人甚以六ヶ敷、色々尽手

候而も難被通候二付、金玉杯出し馬鹿之真似を被致候得ハ、番人左なからの馬鹿と思ひ、夫なら通れくゝと為申由、夫より大口江軍有之と被聞、直二彼の方へ被差越候と也、

一総州様(古尊)慈徳院様(宗信)処へ御出之節、御犬 総州様へ食り

掛り候二付、慈徳院様則御脇差を以御打殺被成、御

側之衆へ捨よと被仰候へ共、兼而御秘藏之御犬余り

恐れ多きに右ふためき候内、岸喜右衛門十二三才之

節末座より直二罷出取捨候へハ、夫より 総州様御

氣に被為入、喜右衛門を御貰ひ為被成由なり、

一総州様浄光明寺御取立之節、二才之者共浄光明寺へ

ユコ引ニ参候二付甚以御立服(腹力)、切服可被仰付之旨候

二付、其時分御家老衆被差留候へ共、別而御立服之

上なれハ一円御聞入不被為在、押付島津主殿殿可罷

下、一末右江致相談候ハ、御思ひ置候、之も可被為

在道も有之候半と今やくゝと被相待、著当日水上ま

て御家老衆被差越、右相談被致候へハ、主殿殿水上

より磯之様被罷出 総州様江被申上候ハ、甚以不可

然儀仰出之由、御家老中申談申上候儀御隠居様之御

身振として一大事之事被仰候儀、此比御氣儘出申候、

此二而も御聞入不被為在候ハ、私又々則江戸へ出府

仕、公儀江形行申出御手前様を御取扱可申候、左様

御心得可被下被申上候へハ、夫二而御聞濟為被成由

也、

一総州様御庭之花段へ菊為御植被成、是ヲ折候者も候

ハ、(服方)切服可被仰付被仰出候二付、皆人おぢ恐れ居候

処二、義岡彈正兎御小姓二而十二三才之時分、則右

菊を被切払候二付甚御立服被為候処、先者何様之心

得二而ケ様二切払候哉御糺被成候へハ、上様あの菊

を折候者ハ切服被仰付との事故過分之菊なれ、是よ

り先折候人多々有之、切服被仰付候儀を恐れ爰二而

唯今私、切払候へハ無其儀、私忝人切服可被仰付奉

存候而乍恐ケ様切払候と被申上候へハ、幼少二而是

ハ(奇特方)氣毒成儀を為申とて御褒美之由、是ハ後か御家老

二被相成、此人より寄合二列し候と也、

一福昌寺本寺江鼠甚荒候二付住持、(家久)中納言様者御刀

を御指被成候間、鼠御切被成候わんものをと申候得

ハ、翌朝 中納言様御前へ御刀抜鼠切殺シ為有之由、

(朱書)マ、住持頭置二付候由、

一今年定家卿六百年忌ありければ者谷山角太夫殿

寄月懷旧

かたふくをおしミし秋のかた身とて

月や小倉の峯に染らん

一去年 仙洞様崩御二付而千種様御詠

春秋の出まし(朱書)マ処造りえて

こゝハいつくへの御幸なるらん

御幸ハ何様之儀をさして申候哉之旨承候得者、只

天子脇方へ御出之事と也、近代之名歌と為申触由、

一一休和尚歌に

一休ハめ鼻口なし耳もなしへんてつもなきひよく

らひふたんと瓢箪之絵に讚有之となり、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後退城、大鐘時分よ

り谷山角太夫殿江參、夜入九ツ過帰候、八ツ過臥候

事、
寒中年頭 篤烈

(朱書)「校正者曰、以下朱書台本のマ、」
よの中ハ春ならなくにあら玉の

年立かへる雪の明ほの

新玉の年立かへるあしたより

祝ふも冬〔朱書〕「いままた寒きうら」

〔朱書〕
「冬にハ寒きハいわんことなれ
と春なれハかくいふなるへし」

朝立春

峯の雲今朝ハ霞に立かえて

おさまる御代マ春立マにけり

関の戸のあくれハ空はあら玉の

とし立かへる相坂の山

海辺立春

ふるとしハいつちるにけん海原や

帆かけかすミて春立にけり

今朝よりハのとけかりけりいせの海や

霞へたつる海士の釣舟

子日

はる立てけふを子日の初めとて

千代の根さしの小松をそ引

子日とて引も二葉の小松原

いかてか千代のこもるなるらん

初春祝

あら玉の年の初のあしたより

千とせを契る鶴の諸声

幾春も立かはれとてあら玉の

としの初を祝ふ諸人

寄花祝

吉野山花の日数の春をへて

つきせすさかん君か万代

はなあかぬ心の色も幾千代の

春につきせす猶やにほはん

遠近卯花

卯花の野へに遠近咲比は

むら／＼つもる雪かそ見る

今朝見れハむかひの岡の卯花の

垣ねも同し色に咲けり

郭公何方

うたゝね夢かあらぬかほとゝきす

いつかたとなき声きこゆ也

あし引山路マのくれの郭公

声マハいつくとわかれラカきりけり

久堅の空にかたろふ時鳥

すかたハ雲の立へたてぬる

深雪

野へ山へはるく遠く見渡は

ひとつ色なる雲の白妙

ふミ分てとひくる人もなかりけり

あまりに雪のふかくつもれハ

夜雪

月かけのさゆる砌とおとろけハ

ふりつむ雪の光り也けり

白雲のかゝる外山と見ゆる哉

夜ふかき雪のさゆる光りは

桜花

皆咲そひ散もはしめぬさくら花

けふそなへての盛也ける

朝ほらけ峯の霞のたえ間より

雪よりしろき山桜はな

霞

打むかふむかひの山もわかぬまで

かすミ棚引明ほの空

春きてハ同じ常盤の色そへて

霞そ埋むミをの松原

樹陰氷

立ならふ木の下陰ハ寒かりし

苔のした水とつる氷に

わきかへり谷の木陰を行水も

冬ハ氷のセきやとゝめん

岩間氷

谷河の滝の白玉ミたれちる

岩間の水も氷この比

山川の岩間くのとみにハ

氷りて同じ岩と見えける

初雪

めつらしく軒端はかりに降初し

雪のあしたの袖そさむけき

初雪をころにふかく詠れハ

ことしも今ハ末に成ぬる

寒夜月

更ぬれハ猶袖さえて冬の夜の

氷をそしに照らす月影

冬の夜梢のあらし寒けれど

空照らしそふ月ハ詠ん

旅

野辺山辺きのふもけふも行暮ぬ

物うき旅の道にまよひて

山路霰

山深ミ木の葉散かとおもほえて

分行道に霰降也

分行は空たに見えぬ奥山の

松のはしのきあられ降也

(朱書)校正者曰、以上朱書(台本)マ、

廿八日癸丑 曇天、

一朝六ツ過起、四ツ時より鳥居鉄炮改見分寄二而差越、

同役有川勇四郎・書役河野郷兵衛・下目付土持岱助、

四ツ後帰宅、

一調所庄左衛門殿杯ハあれ程不致立身丈之処有之候、
(笑左衛門カ、広郷)

表坊主之時分より大工之事者大工之上手を呼委く被

相尋、商売向之事ハ町人江委く聞、耕作之儀ハ百姓

へくはしく被聞候故、上様より御尋有之時御返答

能出来候よし、夜ハ八ツ七ツ之時分迄被起居書付等

二而有之候よし、

一谷山純香か歌道に執心なるを感賞して
(朱書)「マ」

資枝卿

ことの葉の露もとしへてみかきなは

か、やく玉の光りミすらし

于今谷山角太夫殿所短冊有之、

一齊宣公御歌

海原や積りもやらて浪の上に

むらくしろき雪の釣舟

花

うすくこく染なす花の梢をハ

春の錦と人やミるらん

早苗

植渡す千町の早苗色そひて

秋や待らん賤か家く

五月雨

日をへつゝ行かふ雲や五月雨の

しはしも晴ぬ軒の糸水

早秋

桐の葉の一葉散つゝ今朝よりハ

木の間にかよふ秋風の声

千鳥

かせ寒ミ佐保の川原の明かたに

きくも淋しき千鳥鳴也

雪

山里ハゆきゝの道のわかぬまで

峯も麓も積るしら雪

一天保十年正月十八日滝之上塩焔調査之官府火災落命の者八人、家僕も其中にあり、前世の宿業とハ明らめなから、わつか二十余り一年の春をたに送り得さりしハ、いともく残かた多くて悲歎の涙セくへき袖もくちたり、

純清

めぐりこしほのほ車にしめし野の

草も煙りのあちきなの世や

時の間の煙ときえて哀身の

はてハほのほのかけも残らす

千代の坂はるくつきてこえはやと

たのめ置てし杖ハ朽にき

かゝりける事のありけれハ、かゝる歌杯よミて

うるさき心をもなくさめつと人々に告げるを聞

て、

小倉知位

時の間の煙と消し身の果を

きくに哀そいや増りぬる

千ほ女

時の間のあハれ煙と消し身も

このことのはを嬉しとやミン

町田実仍

身の果よ哀とそ聞いかなれハ

野辺の煙と共に消けん

兼尾龍王

哀なりかく共しらて身ハうしの

ほのほ車にかゝると思へは

稲州

消る名ハ残れ焼野のけむりけん

親の心にかわりて

泣くたけハ泣て桜の散をミよ

となんしよのよミ給ひしことのはを見て

純清

手向にと数書つむる言の葉の

露にもいと、袖ハぬれけり

景樹

玉すたれゆらく春風吹にけり

外山の雪もけふそ解らん

中山大納言

おしからし君か恵のふかさゆへに

身ハ東路のつちと成とも

松永某の歌

槿の花一時も千とせふる

松にかはら心（ぬ脱カ）ともかな

鳩巢

天地にうけし誠をそのまゝに

咲てハしほむ槿のはな

あたなりと見てやはやまん槿の

咲もしほむものはなの誠を

そこなはずむさほらんをそ槿の

松にかわらぬ心とハしる

読人しらす

おもひなきものとやいはんうき秋の

夕部をしらん槿のはな

一斉彬公御詠歌

江上春曙

難波かた入江のあしのめもはるに

かすみてしらむ浪明（朱書「マ」）ほの

花有歛色

幾春もこと葉の種の花桜

ちよの色香ハかねてミえけり

御前様御詠歌

立ならふ松の木の間のしら雲と

ミゆる桜の盛りなるらん

御はなむけとして瀬川玄斎へ於江戸被下候よし、

一 唐辛者^(宝水方)享祿二年山川之内へ初而相渡候と也、

一 西行法師者歌会之節者庭をあゆミて歌誦し人と也、

一 七ツ後より右松家法事ニ差越、参掛不断光院右松先生墓参詣、六ツ過帰候、九ツ前臥候事、

廿九日甲寅 曇天、

一 六ツ過起、四ツ前出勤、八ツ後退、帰掛権五郎様より直月横山安之丞殿・梅田九之丞殿・右松家江一刻ツ、

一 七ツ半より暮迄鐘之衆入来面作故、同様暮迄出張之事、

一 暮より四ツ半迄折田貞助殿・吉井藤兵衛殿入来、右之衆江、此度右松先生死去ニ付而ハ何れ門弟中兄弟同様ニ相思、稽古而已ニ不限兼而之言行不行届儀ハ門弟中なれハ誰ニ而も申入、又不合点之儀ハ遂穿鑿行跡相勤、漸々修行不致候而ハ当流之奥意ニ難至ト申候へハ、扨々左様之儀ニ候へハ拙者ハ誠ニ面白、左様ニテそあり度銘々同意と承候、

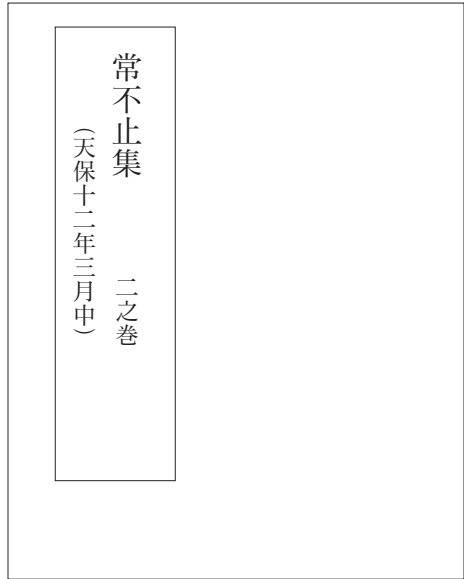
一 拙者儀ハ鍵稽古ニ而本心ニ為本付処ハ無之哉ニ候旨

承候ニ付、少者鐘ニ而兼而言行之ためにも為相成と之旨致返答置候、

一 今朝より父上様御病キ之処、熱氣被為在アセ甚強く被遊候間、野拙二者到而世話ニ奉存候ニ付、皆々被寝候而も我等儀ハ難臥候ニ付、無何心書物杯見、眠り付候節ハ写物杯ニ而壺人小座よりカンヲ取候而夜明いたし候事、

名越篤烈

二月中日記終



外二も数多書留有之、

とことわ集

日新書記 貳之卷

▲	●	●	
牙	洵	●	●
牙	朝	●	●
牙	●	●	●
●	●	●	●
●	●	●	●
●	●	●	●
●	●	●	夕

とことわ集 二之卷

天保十二年辛丑三月

朔日乙卯 霽、

名越篤烈

一夜明之四ツ前出勤、八ツ後帰候、七ツ過より鐘之衆

入来、面作二而出張、

〔朱書〕マ、レ

一 楠正成最後之状

尚々此卷絹一疋拜受、ぐそく八祖より我等迄着古
候、長片身と送候、

- 一 瀟湘八景歌
- 一 広東定海県インキリス台戦公儀書上其外段々右一件書留
- 一 惟新様より川上河内へ被下候御状
- 一 御兵具所古曆棗書
- 一 中納言様喜入摂津守へ被下候御詠歌
- 一 戌年江戸飢饉歌

此度準人差下候事、

非別事、我等最後近々と覚候、願貴殿成長之器度候
得共、義重処更二難遁候、弥勤学無怠、成長之後我
等心中可被察候、謹言、

建武三

同兵衛

正月廿日

正成（花押）

楠庄五郎とのへ

一九ツ時臥候事、

二日丙辰 晴、

一朝六ツ起、四ツ前出勤、八ツ後退城、七ツ後横山安
之丞殿一刻参、夫より谷山角太夫殿江参、大鐘過罷
帰候へ者鍵之衆入来、面作故出張す、

一 父上様二者鳥之汁被召上候由、何れハ骨ニ而も羽ね
ニ而も沓ツ入候得者致悪香不食者之由、羽ね者兼而
之鳥之様ニむしらすニ、皮共ニはき取者之よし、

一 父上様御二才之時分、同年輩二才共拾人計御列立、
夜中より栗野踊見ニ御出被成候節、ヲ夕越ニ而其内

年増之新納仁左衛門殿被申候者、爰はばたか火不灯

処なり、皆々けすへき被申候へハ、各（空目）にこふさく

な、とこより左様被聞候哉、むほう杯之可申事なら
ん被申候へハ、直二向より二尺ほうはかり之火玉飛
来り、左之方土屏にあたり数玉にわれ、又跡より数

飛来同断われ候よし、早々火消、乍漸御通過被成候

よし、

一 溝辺石原饅頭屋処御泊り為被成由、右者直二自分之
御家来候処、両方より御存知無之跡より御聞為成よ

し、家来も残多存候よし、

一九ツ時臥候事、

三日丁巳 晴天、

一 六ツ過起、四ツ時出勤、九ツ時退城、夫より権五郎

様・荒田御姉様・梅田家・平佐北郷家・浄光明寺・

加藤権兵衛殿・福昌寺御寺御暮（第九）・伊藤善兵衛殿・谷

山角太夫殿・町田主馬殿・前島津内記様へ参、七ツ

過帰候へハ戸柱御ば、様・伊藤家おのりとの杯入来、

節句御祝ニ而酒杯吞候事、四ツ時分寝、

今日御殿二而中村黒人殿より馬渡大八筆巻物二巻借

用之事 但、壹ツハ書出し八、
(采書「マ、」)
月、壹ツハ白日なり

四日戊午 雨降、風烈、

一朝六ツ過(起脱カ)、四ツ時出勤、八ツ後御暇、七ツ前より鍵

之衆入来、鍵面作出張、暮皆々引取、

一伊地知平次郎殿書物そろへ板頼置候処、今日出来、

一 花留人 篤烈

うらゝかに霞渡りて山桜

咲ぬるかけハ立うかりけり

しはしとて花咲かたに立寄らハ

(采書「マ、」)
いつくもけふの日ハ暮ぬへし

名所花

吉野山はなの盛りに成にけり

峯もふもともかゝる白雲

桜花咲てたくひハあらし山

木のめも春の光り見むらし

山寺花

山深ミ人もとひこんふる寺に

はるをしらする花のひとつもと

落花

はな見んと分こしものを吉野山

道のまにくけふハ散ぬる

盛り過花のところハ時ならぬ

雪のふるかとあやまたれける

花間鶯

山桜咲そふ花の木伝ひて

鳴鶯の声そのとけき

吉野山桜か枝をかのもこのも (采書「マ、」)

鳴渡りける鶯の声

山中鶯

分行は空たに見えぬ山中に

猶奥ふかき鶯の声

はるくと山路をふかく分入は

鳴鶯の声そめつらし

一四ツ半臥候事、

五日己未 雨、四ツ後より止、

一六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後退城、七ツ後より面
作及暮、九ツ前迄父上様御方へ罷出居候、

一相良作太郎殿被出候題

蛙 篤烈

萍のりのあなたこなたに行散て

すたく蛙のさわく諸声

我宿の池の砌に声するハ

すたく蛙のすめハ也けり

山吹

梅桜散ぬる跡にやま吹の

(朱書「マ、」)
われワカホなる色に咲ける

山吹ハ口なし色に咲出る

こゝろあるへき花と見ましや

苗代

賤の男かけふハ荒田を打かへし

種おしまきて秋や待らん

なかれ行河原に賤かせきかけて

小田の遠近青む苗代

春雨に賤やこゝろのせぎたて、

われおとらしと種をまくらし
藤

峯におふる松に千年の色そへん

むらさきふかくかゝる藤浪

晚春鶯

夕日さす梅の梢に千代の春

かけてそき鳴鶯の声

暮かゝる霞に声ハ埋て

はるめきにける峯のうくひす

一瀟湘八景歌

瀟湘夜雨

船よする浪に声なき夜雨と(巻カ)

とまよりくゝるしづくにそしる

洞庭秋月

秋にすむ水すさましく小夜更て

月をひたせる沖つ白浪

(煙カ)
遠寺晚鐘

くれかゝる霧よりつたふ鐘の声に

遠方人も道いそくなり

(遠カ)
煙浦帰帆

風むかふ雲のうき浪立と見て

釣せぬ先にかへる舟ひと

(山カ)
小市晴嵐

松高き里より上の峯晴て

あらしにしつむやまもとの雲

江天暮雪

蘆の葉にかゝれる雪もふかき江の

汀の色ハゆふへくもなし
(とカ)

平沙落雁

まつあさる蘆辺の友にさそはれて

空行かりも又くたる也

漁村夕照

浪の色ハ入日の跡に猶見えて

磯際くらき木陰れの里
(宿カ)

一 近江八景歌

三井晚鐘

おもふそのあかつきちかきはしめそと
(ちきるカ)

まつ聞三井の入相のかね

矢橋帰帆

真帆引て矢橋にかへる舟ハいま

打出の浜をあとの追かせ

勢田夕照

露しくれもりやま遠くすき来る
(来つ、カ)

ゆふ日の渡る勢田の長はし

粟津晴嵐

雲はらふ嵐につれても、船も

千船も浪のあはつにそよる

比良暮雪

雪はる、比良の高根の夕暮ハ

▽花のさかりにすぐるころかな△
(東海通名所図会より補)

堅田落雁

峯あまたこえて越ちに松ちかき
(先カ)

かた田になひき落る雁かね

石山秋月

石山やにほの海てる月影は

あかしもすまも外ならぬ河波
(朱書「マ、」)

唐崎夜雨

夜の雨音をゆつりて夕風を

よそに名たつるから崎のまつ

一九ツ半臥し候事、

六日庚申 雨、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後退城、七ツ後より

鍵面作、暮引入、

一 奥元広矢之根惣長三尺壺寸六部有之候を昨日古金売
持参候を為取とて吉左衛門持参、本ハなめり川の辺

より為出由、

一 野太刀といふハ大家之衆之処へ者段々有之者ニ候得

共、宮之城江者元祖御子様尚久公何方軍之節ハ被用

候太刀有之段、東郷藤兵衛殿斬ニ而候、

一 都之城程書物多き処ハ無之由、先祖何某殿か江戸中
判起有之者ハ不用之者迄も被求候由、ケ様之商売者

初而いたし候、御大名様さえも是程一所ニ御求被成

候事ハ無之、都之城役人を一日請待を可致と書物屋

共申候よし、次二者花岡屋敷多く有之処之由、宮之

城ハ掛物多く有之処之由、

一 深江ニ而敵陣安德より川上左京被出由ニ而敵井下清

甫なり、左京清甫を被打取、其刀于今有之、左京も

足ニ手疵を負候、清甫の甲を打破り頭にあたり討留

被申候よし、

一 深江ニ而左京鍵被仕候、脇鍵福崎新兵衛・竹内与六

〔空目〕ニ市来織部といふ、

一 ちゞハにて左京よろひ武者を被突候へハ、鍵すへり

突留被申儀を残念ニ存し、染川帯刀左衛門に刀鍵を
為作、其鍵ニ而隆信を突留被申候よし、

一 豊後衆高城に陣取候砌、居仁と申付大将を左京拾九

歳ニ而被打留候、

一 伊東加賀守具足于今五代正左衛門所へ有之由、

一 御ば、様御病キニ付御隠居江罷出居、八ツ半ニ皆々

臥候、野拙事ハ小座江引入彦人夜明いたし候、

広東定海県インキリス合戦公儀書上写并聞書写

天保十一年六月清国江インキリス船を仕渡渡来相

戦、同年十二月上原百馬聞書致し候写、予於所々

伝聞候雑説迄も聞候ま、文面ニか、はらす留置も

の也、

御奉行所書出候写

唐国^{カン}広東^{カン}湊ノ外ニ古来ヨリ渡商致候外国人ノ内イン
 キリス共、何れの比よりか唐国^{カン}の者江あへんニ而製
 し候多葉粉ヲ勸メ、追々相弘置、自分共ニハ阿片を
 持渡商売致来候処、阿片多葉粉之儀ハ元より高料之
 品ニ而、数年相用候得者終ニハ人命をも害し候ニ至
 りし故、近年一統禁制に相成候得共不相止候付、上
 意により諸方より制禁之仕法奏聞致し候由、山東之
 文官黃爵滋と申者申立候通を以改而稠敷制禁ニ相成
 候処、去春尚又大造之阿片持渡候迎、福建之文官林
 則徐と申者上使として広東表に罷越、右持渡候阿片
 式万余箱買上、^(天津唐船相糶唐国風聞真物和解写より補)相当^ニ之代り物遣し候上[△]不残焼捨
 二相成候而、以来ハ持渡方停止之趣稠敷申渡相成候
 ま、種々苦情申出候へ共許容無之候処、右インキ
 リス人を初メ広東住居之外国人共追々本国江引払は
 せ、其後当六月寧波府之内定海県と申処江四拾余艘
 之インキリス船渡来、同八日鉄砲打掛、双方死傷有

之、別而定海県之知県并同所惣兵官打死いたし、終
 ニ定海之一県インキリス人江被奪取候由、然処六月
 廿四日インキリス船壹艘乍浦表江渡来、双方より鉄
 砲を以打合死傷等有之候得共、引汐に乘し行方不知
 相成申候処、九月廿日比インキリス国第三之王女精
 兵七八十人卒し端船ニ取乘、寧波府之内余姚県之海
 岸近く漕寄せ大筒数拾挺打掛候処、其処浅沼故大筒
 之余勢ニ而、終ニインキリス船裂ケ自然と乗沈候処、
 地方之土民共かけ集て右王女并兵卒貳拾人計生捕、
 其余ハインキリス人小船を以救ひ遁去らせ、右生捕
 之者寧波府ニ而禁獄致し置候処、インキリストモ書
 簡を以申越候者、王女を被差戻候ハ、責取候県裏之
 舟山速ニさし戻し、元之通広東へ罷越制禁相守、神
 妙に商売相願可申段申出候得共、未沙汰ニ不被及、
 当時寧波江之上使にハ滿州武官伊里布と申者被差越、
 定海県之海辺寧波鎮之出口招宝山と申所へ官軍貳万
 千余人ニ而防禦いたし候故、インキリス人打入候儀
 不相叶、昼ハ舟山に屯し、夜者船中江引取、日々同
 様之由御座候、

上原百馬入津之唐人共招呼、時々聞出致し置書
留借用置もの也、

当節唐国江戦争之次第渡来之唐人共より追々承候処、
同所広東其外浦々江古来より渡商いたし候外国人之
内インキリス、何比より歟唐国へ阿片を以相製候煙
草を進メ、追々相弘メ年々阿片を持越シ商売いたし
来候処、此阿片煙草と申ものハ高価之品ニ而、平日
用候得ハ腹痛・頭痛・癩氣等之病を治メ、平人若宿
直夜勤等之節是ヲ用候得者眠を覚し、或ハ酒肉之食
後ニ用れハ酒肉之毒を解し、香氣紛々として口中を
不去、聊之少能有之といへ共、一度相用候者、中年
ニ而被止候へハ人命を害し候、若四五才之余命を
保候共、氷刀衰へ七民悉く病死同様ニ而大害をなし、
終にハ天下国下之大事にも及候故、近年一統制禁ニ
相成候へ共、不相止候而諸州より上意を下し制禁之
主諸様之奏聞致候内、山東之文官性ハ黄、名ハ爵滋
と申者申立之通を以改而嚴敷制禁相成候処、去秋猶
又大造之阿片持渡候上、福建之文官性ハ林、名ハ則
徐と申者上使として広東表へ罷越、右持渡候阿片式

万余箱買上不残焼捨、以来右煙草吞候道具ニ而も取
捨候ものハ死罪に可行旨國中へ相触候処、忍々に右
焼捨候灰を取て是を吞候間、阿片焼捨候場へ毒薬を
入レ吃と吞間敷と相触候処、是をも不厭吞候而死亡
するもの追々有之也、此多葉粉之国害をなすも切利
子丹宗門の徒より猶甚し、以来ハ持渡方停止之趣嚴
敷相成候処、イキリストモ種々苦情申立候へ共許容
無之、然処右インキリス人ヲ初メ広東住居之外国人
共追々本國江引払候也、其後当六月寧波府之内定海
県と申所へインキリスの大將スルメと申者を初め軍
船四拾余艘ニ取乗渡来、同廿八日鉄砲打掛双方死傷
有之、別而定海県之者知県・同所惣兵官討死いたし、
終ニ定海県一県インキリス人江被奪取、然処六月廿
四日インキリス船壹艘吉浦表へ渡来、双方より鉄砲
を以打合死傷之者多候処、引汐に相成水浅く、イン
キリス人共舟中大に驚き、冲手のかたへ漕出し候ニ
付、此手之提督滿州之衣利布（伊里布之）と申ものへ軍兵千を与
へ候ハ、追打ニ打取可申趣再応申立候へ共、衣利
布如何思ひ候哉、是を聞不入、提督官大に長歎し、

わつかの手勢を以追打致候へハ兵不足、終二冲手之方へ行方不知相成候処、九月廿日比インキリス国第三之女王精兵七八拾人を卒シ端舟に乗組、寧波府之内余姚県之海岸近く漕寄セ大筒数挺打懸ケ候処、其処浅沼ニ而大筒之余勢ニ而終二インキリス舟裂ケ自然と乗沈候故、土民其鉄砲を以駢集り候処、一人の行間朱書「此余姚県へハ女の乗たる舟ニ而見物の為なると見ゆ、然るに浅瀬色白く鼻高く、眼髪ハ日本人へ同じく、今年拾八才、勇猛大力之女にて、群掛る土民三人を殺し、弥精神民至而人品不直、いつも海賊をなし舟を犯すもの由、舟をむぼわんが為を属し勇威をふるひ相働候内、壹人鎗を以右之肩先初ハついで出たる也」後より突貫候を、大勢相集り終二王女をはしめ軍兵式拾人計生取、其余ハインキリス人小船を以救ひ遁去候よし、右生捕之者ハ寧波にて禁獄いたし置候処、インキリストモ書簡を以申越、王女を御差戻候ハ、責取し泉裏之舟山速ニ差戻し、元之通広東へ罷越制禁相守り、神妙之商売相願可申段申出候へ共、林則徐不致許容、戦書を以申送候者、追々寒気茂烈しく相成候へハ、異性之蛮夷共唐国之軍務に暗く闘戦叶間敷、何レ成春三月ニも及候ハ、勇々敷一戦をもちたし、末々願二よつてハ王女を差戻し候ハ其時宜ニ

より可及沙汰旨敵敷申渡さセ、此林則徐と申者、其先猶明朝江仕て州郡之太守なりしかハ、世を韃靼ニ被奪、清朝林則徐に到りてハ福州府ニ而纔の地を領し候へ共、忠義之志深知莫才福州府に双者なく、既二インキリス人トモ先達而広東へ数十艘之軍船を向へ候へ共、元来広東ハ外国交易之湊ニ而、唐国随人者安津ニ而人氣盛ニして、武備精く日々三七之定日を立、陸軍軍水之調陣無怠、治国に居て乱を不忘、インキリストモ悉く敗軍に及ひ候処、寧波吉浦へ罷越候間、林則徐忽命令を諸州へ伝へ浦々札を出し、何の浦ニ而もインキリストモ狼藉におよひ候ハ、速ニ打取可申、大將軍のものハ生捕ニも可致褒美ハ望ニ可任趣を触置候、依之インキリストモ吉浦河筋へ乗入口下本ノマけも、土民共の手を以て王女を生捕たると聞及ひ、弥林則徐が勇知に恐れ、来ル三月於広東ニ王女受取之儀も此者对阵中者如何有之候半かと甚恐怖致し居候由、扱又寧波江者滿州之武官姓ハ衣伊カ名里布カハ利布と申者、身丈六尺、眼するどく髪ハ胸を越し、猛勇聞へあるものなれとも貪欲無道之者ニ而、大國

を領し威勢強く、北京之文官某へ志通し、インキリストモへモ無体之難題を申付、是迄数多賄賂をとり、若賄賂を出さ、れハ無故商売相止させ、或禁制之阿片をもわいろを以て願へハ内密に是を免し、種々悪計を廻し金銀をむさぼり、此節之戦争も右兩人が非道之行ひに仍て相発り候哉ニも相聞得候得共、是を知者独林則徐のミ、彼等が奸悪を察し、衣利布が陣中へも腹心之ものともを付置其働様を伺候処、果而衣利布が下官兩人インキリス内通之者有之候を見頭し、寧波府ニおひて其一族を悉く打ほろぼし候も全く林則徐が先けん之明かなる処にして得かたき名令(朱書「マ、」)と承り候、此節唐船唐国出帆之比ハ天子より林則徐江密詔を被下北京へ被下候由、然る処未衣利布が不義不忠を明らかにするものなく、此者を大将として定海県之海辺寧波鎮之出口招宝山といふ処へ官軍貳万余人ニ而後詰いたし、インキリス人共ハ、昼ハ舟山江屯し、夜ハ船中江引取り承り、此衣利布六月廿四日インキリス人吉浦へ乗入戦争之折、提督官一千之兵を与候節も相あたへさりしは如何候奸計を以与(朱書「マ、」)

へさりしや心中難計、家鼠国賊共可言ものなれ、

一インキリス共乗組罷在候軍船四十余艘之内二艘者火舟と相見へ、火勢を以舟を遣り、船の左右二数十之車を仕掛、車の輪毎ニ水掻きを付、此車ハ勢にて廻り候得者逆風逆浪も不厭、東西南北(朱書「マ、」)をなし、唐国よりいんきりす国迄壹万余里の海上十八日之間に往来し諸事を通達致し候由、誠ニ奇妙之火船と承候、(奇力)

朱書

インキリスハ六国心ヲ合せ居と云説アル由、其説証ナラス、インキリス広東引私の節、外国住居之者も引取候也、六国トハ、フロシヤ、アメリカ、ロリン、アンナン、インキリス、

先年インキリス人於広東二一人の男子を出生し、拾(行間朱書「二インキリスハ、兼テ唐国ヲ手ニ入タヒ志アルヨシト云ラハ唐ノ五才之時本國江つれ帰り、美男の聞へ高く王女の恋を請、今年二十六才ニ相成り、一日乗組打越候へ共、(行間朱書「二王女ガ一人ノコシモトノ女アリ、王女ガ捕シテ見テ自ら鉄砲を王女被生捕候節ハ本船留主居致し候由、此者言語書ハナチ死タルナリ」)

(朱書「マ、」)

通等ニ茂書成、諸州の悪害・人氣之剛弱をわきまへ、広東を退き寧波府定海県舟山を征取も此者の智計ニ而、不思唐国も不意を被打候由を、別紙長崎江ハ往古より唐紅毛ども渡来致シ、出生ノ男女多しといへとも、本國へ連帰候儀ハ重き御制禁にて、不祥之爰(朱書「マ、」)

二候(朱書「マ、」)いて是を聞是思へハ彼国之大禁そと爰二知のみ、

是より聞書

一 広東二而ハ大造之戦二而、夏紅毛船より申出候通唐

国二も過分之討死二而大台戦為有之由、紅毛広東ハ

備よろしく備へ宜敷候、皆韃靼人を以禦カセ、韃人

ハ至而武勇之者二而、殊二大軍を二付引退き候也、
(朱書「マ、」)

二 唐国打死三千余

但、韃人ハ都而火打短筒を携へ為居之由、武官之

者右専ら韃人を召仕候由、武官之者ハ文にかゝわ

らす、文官之者ハ武にかゝわらず候由、兼而能く

兵を練り兵余程強く有之由、
(本のま、)

一 定海県は八十里位之島なる由、インギリス凡三日之
(行間朱書「二 年甫ヨリ定海県ハ八十里位有之由云
行間朱書「二 於定海県士民共少しも不障丁嚙二有之故、其地之百姓共ハ商賈

内に攻取之由、地頭職のものとも討死致し候間、左
(朱書「マ、」)

候而当分其所之郭内へ入る、外二今一重所之墓石を
(朱書「マ、」)

集め郭を築き、嚴重二相構へ居候由、
(朱書「マ、」)

一 乍浦来候時ハ廿八日之事故、朝夕に乘し来り、何そ

乱妨之賦二而も無之考之所二、先達而より異国打掛

候旨申渡二相成候間待構へたる所二而、直二乍浦之

方石火矢打候由、然二インキリス舟よりも不得止事

大砲を打、既に乍浦之城門を打碎き、十一人打殺し

候由、インキリス方者九人之討死二而昼比迄戦候処、

引汐二相成退出、夫より引取候由、其内二アトニテ
(朱書「マ、」)

インキリスヨリ打掛候玉ヲ掛見渡二、三四斤之玉ヨ

リ貳拾八斤ニ及候玉有之候よし、大玉ハ打付候処
(朱書「マ、」)

二而、打はつし害をなし候由、
(朱書「マ、」)

但、城門を打碎き候玉ハは舟之船帆枕之矢倉が打
(朱書「マ、」)

下候而、玉先キけん是も発する玉二而為有之由、
(本のま、)

右矢倉より打かけ候処に式カ為砲術切しくもの打
(朱書「マ、」)

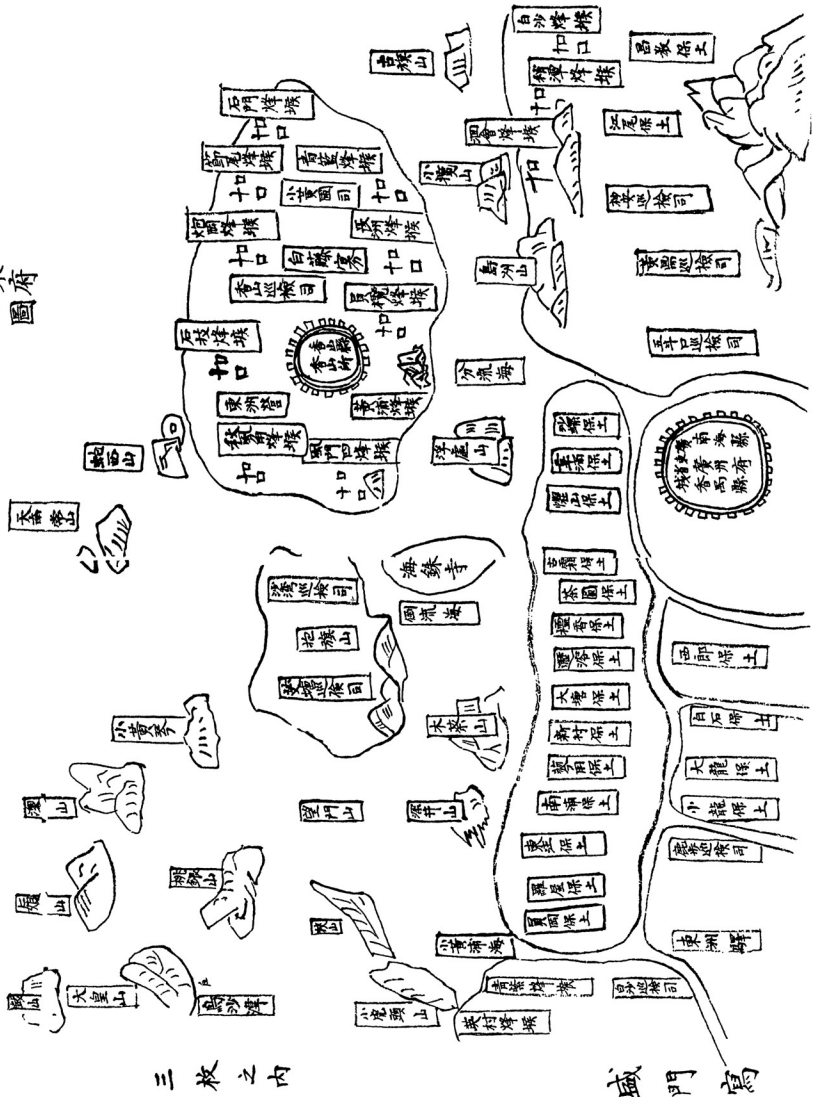
方差図して、其矢倉を目付いたし兵打候処、終二

矢倉を打落し人も落し候由、一艘入津イタス、此

舟よりハ追々船數打重ミ
(朱書「マ、」)

す、
詳二相知れ

廣東府沿海圖



七日辛酉 雨天、

一夜起、四ツ時出勤、八ツ後退城、直二同席中拾人同道二而伊勢平四郎殿所参、五ツ過罷帰候、

田の中二而

一百姓江何之比之公役が第一之迷惑かと相尋候へハ、

仕付時之公役第一迷惑二成と申候、公役ハ何様之儀

第一二有之かと相尋候へハ、雨降候へハ道普請杯二

何日もくく出候と申、其外段々有之候へ共、先第一

仕付時道普請多くハ出候と承候、苗代に相成候種ハ

三日前より水につけ置者之由、

一今晚ハ八ツ半臥候事、

八日壬戌 四ツ前小雨降、

一六ツ半起、四ツ時出勤、八ツ後退城、七ツ後より鍵

場出張、外出席人数十七人、暮引取、暮より二本強

太郎殿入来、四ツ半被帰候、

唐国江惠幾里須人共致乱妨候大略

唐国ゑきりす人取騒候哉之風聞有之、御尋之趣奉

畏候、当十一月午浦出船迄之大略左二奉申上候、

一近年唐国諸所阿片相用数多之人命を害するより、去亥年以来外国より阿片持渡商売仕候儀停止二相成候

処、ゑきりす国商船二かきり不相守、又候去ル亥年

春広東表江（本書二マ）多分持渡候儀京都之上聞二達し候故、福

建府へ相詰居候官人林則徐を被差越、不残持出させ

焼捨二相成、以後持渡候儀停止之旨達有之候へ共、

ゑきりす人とも種々苦情申立強訴いたし候二付、数

十人刑罪二被取行、其末亥年秋九月廿八日二至帰帆

之砌、数艘より石火矢を打掛候故、広東表備場并備

船よりも同打出し、双方共手負・死人多有之候付、

猶嚴重二備有之、尤、唐国之掟相守候而、外国之分

ハ是迄之通商売被差免候得共、ゑきりす国商船二限

り前条之次第故其儀出来兼、依之当子夏六月七日寧

波府辺へゑきりす船四拾八艘参、翌八日舟山定海県

江船寄来、此処之官兵と双方石火矢を打合、互二手

負・死人有之、終二者惣兵官も打死いたし候付、知

県も恐怖之余り城之堀へ身を投死去仕候儀居民とも

見聞いたし、何れも相驚き四方江散乱仕候、虚二乘

し一梟被奪取候、此中江十五ヶ所之小湊有之、一湊
二武三艘宛船分上陸いたし、所々墳墓を廢し石碑等
取集、城外へ今一重高塀を築添、今以割拠仕居候、

扱又当六月廿四日午甫湊近クイキリス船壹艘寄來候

付、城内より石火矢打出イキリス人九人打殺候故、

（入津唐船相亂唐風聞真物和解写より補）

▽同船よりも打出城門を打崩、居民拾壹人呈被打殺

候故△居民共驚き住家を明捨不殘蘇州辺所々江逃移

申候、其後九月廿日頃寧波府之内余姚江同壹艘寄

來、所々相同居候内所々居民共數万人馳集り、防禦

いたし双方打戦候半に、船中より石火矢二放打出申

候、此辺海中至而浅く、汐之満干二随ひ砂高に相成

候儀をイキリス人トモ不相弁打出候故、右余勢二而

船底を突破り相沈候を數万人之居民とも追詰相戦候

付、多勢二不勢、端舟に乘移り逃去、漸く式拾一人

程生捕申候、此内女壹人有之、至而勇猛二而鎧・刀

等數十本被打折申候、此女イキリス国第三之王女之

由二付、イキリス人トモ不得止事定海県江引退、書

札を以申越候者、右之王女返呉候ハ、奪取候定海県

早速可相渡候、万一殺候時者領国の軍船を仕出押寄

來との事故、當時寧波府へ差越二相成居候滿州の大
將軍伊里布と申者、二万余之兵卒を引具し相詰被居
候、此伊里布より之返書、右王女請取度候ハ、船々

之石火矢并諸軍器共不殘持出し、且定海県引弘、広

東表江罷越、若願之筋も有之候ハ、同所之官府へ申

立候様可致、右王女者陸地差送、同所二而可相渡旨

被申越候へ共、イキリス人共被相欺候哉も難計疑惑

いたし候故歟、兎角之返答も不致、今以定海県へ滯

船仕居、昼之間ハ上陸いたし、夜二入候へハ帰船仕

候、依寧波府ハ不及申、海辺所々津留二相成出入を

被禁厳重二備有之候、漸々当十月末より商船出入被

免候儀二御座候、当夏も戦争之半と申、殊更僅之間

二双方二而三艘も及破舟、商業可取統術二尽果難涉

仕居候得共、御取締已來専交易之信儀不取失事而已

肝胆を碎候、折柄一季二而も仕出不申候而ハ於貴国

も商情御憐恒被成下、重御沙汰も蒙り、尚当春以來

厚き御恩沢を戴き候儀二対不相濟訳付、イキリス

船乱妨中をも不顧押而式艘程仕出し候処、天運と者

乍申逆風強力に難及、不得止事乘戻、莫大之損耗相

立、去迎空敷手を束ね居候而ハ御定船敷御請仕居候
詮も無之儀ニ付、責而為 御恩報当冬五艘之辻仕出、信

(朱書「マ」)

剏心園

同三番船主

郡極斎

義を顕し申度心得ニ御座候、興廃を天ニ任セ双方荷
主共差はまるを付候ハ、速ニ被仰渡候御趣意を重

同財馴

陸吟香

り候故之儀、乍恐御垂鑑可被成下候、イキリス船一
条者人質も有之候故、只今之模様ニ候得ハ、来夏迄

沈晋伯

楊貫月

之内ニ者極而平和に相成可申候、然上者愈以出精仕
出方相励候儀可仕候、此段御尋付大略奉申上候、

十二家在番船主

周蕩亭

子壺番船主

沈耘穀

右書付之通和解差上申候、

同財馴(副カ)

(後脱カ)
西村三郎

陳辺舟

神代徳次郎

徐松頭

婁竹林

一歌杯に七のかしこきとあるハ晋の世の七賢人なり、

同二番船主

嵒康・阮籍(ニヤケンカ)・王戎・山濤・阮咸・向秀・劉伶(カウ)なり、

王雲帆

此人世をさけて竹林にこもり琴をならし、詩つくり

沈萍香

酒のミテ樂しミけるとなり、其後山濤・王戎出て宮

同財馴

仕しけり、残り五人を五君ともまた五賢とも云へり、

王秋濤

古のなゝの賢き人も皆

竹をかさして年そへにける

仲実

遊よし、

万葉集

古のなゝの賢き人もたゝ

ほしかるものハ酒にこそあれ

一九ツ半臥候事、

九日癸亥 雨、

一六ツ半起、四ツ時出勤、八ツ後退城、七ツ後鐘之衆

入来、面作相濟、稽古所二も一刻出張、人数十六人、

大鐘より横山安之丞殿参、日入前より谷山角太夫殿

江差越、暮帰ル、

一伊地知小十郎殿漸之由、人者用心第一なり、馬場杯

を通り候時も第一用心なり、下人溝端などのどろを

上候時、夫をよけ片脇の方を通る時ハ大事なき也、

夫をよけす通る時ハ、右之どろ杯飛候得者公事に相

成、終二ハ打果候儀も及事有之なり、畢竟者我無用

心之所よりかく成立候也、

一中納言様者頭琵琶之稽古被遊、後ハ琴も御稽古為被

右ハ今日御兵具所ニ而武用弁略江有之覚のま、記置也、

一八ツ半臥候事、

十日甲子 霽、暖也、

一朝六ツ過起、四ツ後稽古所ニ而家来共剣術有之候付

一刻出張、夫より吉左衛門江参、九ツ過迄、夫より

直二帰候而夕詰出殿、大鐘時分退城、

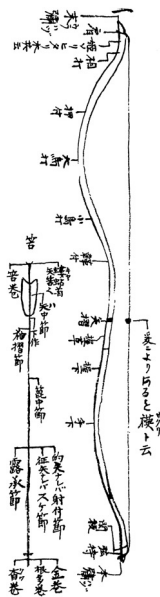
一文化五年戊辰八月廿七日朝五ツ時御楼門橋渡はしめ、

上町町人池田自休・嫡子伊助・二男十左衛門其外部

合七夫婦なり、自休年八拾七才ニ而候事、石橋御掛

替千秋万歳目出度事二候、

一寛政六年三月比江戸橋江辻番所被召立候事、





一 是ハ肥後竹石衛門殿なりと、

一 天明九年十一月五日近藤彦左衛門殿居宅出火、同十一日市田

勘解由殿御役被差免一所持格被仰付候、

一 天明八年戊申九月廿六日二之御丸下下乗并下馬札相建、

一 安永四年乙未四月朔日より吉野橋御門・韃々蓼々御門・西田橋口御門被召建、足輕番人三人ツ、御城下三ヶ所辻番所同前被仰付候、

一 安永三年甲午七月晦日之夜明七ツ時分より南林寺門前より出火にて下町大火なり、

一 明和九年壬辰三月十一日於福昌寺石屋大和尚三百五十年忌有之、旅僧千八百六拾九人(朱書「マ」一切テ見得ス)其内(朱書「マ」二きれて)

一 宝曆十四年甲申正月(重案)太守様五社江御參詣、御供川見得ず

一 上源之丞相勤候、晴天ニ而首尾能御帰館也、陰陽之御太刀・御弓・てつほう御兵具所より出る、

一 右八ヶ条御兵具所古曆落書うつし、

一 和田雪観ハ木村静隠江者絵書ゆかんと被思候而、静(朱書「マ」)

隠へ虎之絵を書て被為見候へハ、静隠被襲生て居様

二有之と被申候へハ、御自分ハ虎を被見候哉と雪観之被申候へハ、私二者猫かと見申候と返答之由、

一 島原太夫が匂

手にとるなやはり野にをけ蓮花草

一 今日ハ夕詰ニ而候処、八ツ後より大鐘迄不時儀也、

狐鳴通ス、

薩隅日三州神社堂寺院数

一 神社四千六百五拾六社

内、三拾九社御物御修甫

三百五拾四社寺社方修甫

三千九百七社修甫無構

一堂三千九百六拾六

内、式拾六御物御修甫

式拾八寺社方修甫

三千八百六拾四修甫無構

一 寺院千五拾七

内、式拾八御物御修甫

貳百七拾七拾五寺社方修甫

七百五拾四修甫無構

一 高崎仲左衛門殿江戸御長屋ニ而淋しき折から、今日

共ハ喜三左衛門殿へ何方江出たら面白からんといふ

こゝろの歌をいひ被遣けれ者、川上喜三左衛門殿も

資枝卿御門人ニ而、兼而歌道にこゝろある人之由ニ

而返歌に、

恋しさハ見ればそまさるおミなへし

たゝよそなから思ひくらさん

一 かりのこす夕への野への片うつミ

妻かふ声のあはれなる哉

右歌を何某とかいふ人不思議入哉留被免候よし、

一 寄石灯炉恋木葉伝内左衛門殿中庭の石灯炉のこゝろ

御すかたをちらとみかけの石とふろふ

もゆれとしんのなきにハ

一 神祇釈教恋無常為云込句也、

古池や蛙とひこむ水の音 芭蕉翁

善吉和尚右句にいひて被書候なり、

四方かけ打茶碗のそ晩

影うつらね八月ハやとらん

一 雪 芭蕉翁

猿とんて松のひと枝あおミけり

ひはり

長き日もさえつりたらぬひはり哉

伴隠者不会と云題にて御前ニ而詩作之節読人しらす、

柴の戸をとへとあるしハミそさらり、

一 栄翁公郭公御句

一声やあれハたしかにほとゝきす

一 芭蕉翁ある処へ被参候時、主しこたつにふとんをか

け、其上にほとゝきすの入候籠を乗せ候而申候ハ、

ケ様のほとゝきすも句か出来申哉と申けれハ、

つかもなひふとんかけたかほとゝきす

進上

一 水辺菖蒲先年五月五日

大江為武

右之通相認、帝へ大江為武菖蒲を進上被奉候二付、

為武程のもの歌もよますに菖蒲のミ奉りし事なし哉

と御不審被思召けるに、其席に詰し公家衆直に是歌なりと被見出候よし、

進上す水のほとりのかきつはた

ちとせ五日のいつかたえせん

はたいつゝ日は天神の祭りかな

一 廿五日ハ天神の祭りかな

右山沢五右衛門殿句なり、

一 岩下沢右衛門殿江戸御長屋二而

武蔵野をせはめて窓の月見かな

明月

いもむしも葉にいてゝ鳴けふの月

一 大坂之町人京都へ出けるに、享和元年改元ある故、

自分大坂を立候時迄ハ右之沙汰不承、いつの間に改

元ありたるや、また何の意味の字にてあるや杯申け

れは、京のもの何の意味とハ不存候へ共、右之歌有

之と也、

ちよつとして一して口して子か出来て

上ハよろこひ下ハ和く

かく候へハ私しにも一句とて大坂のもの読侍り候、

大坂ハいまた寛政十三里

のほりて見れハ享和元年

大坂より京都まで十三里なり、

一 関双句下町町人小島茂
右衛門といふ也

草の戸を明てハ落ん片朱書「マ」つもり

明月

十五夜ハ腹ふくれしに後の月

一 図師伝左衛門殿江大きなものかこしにぶらく、又

死んたる跡の大声と云題をいだし、是を被読叶候へ

ハ金屏風を可遣と申候へハ、読て金屏風をとられし

となり、

印籠の巻絵にしたるふしの山

山伏のこしにさけたるほらのかひ

一 菱刈大炊殿近江湖水を被見て、

湖をなめてこゝろの塩をぬき

一大鐘時臥候事、

十一日乙丑

霽、至而暖也、

一五ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後退城、七ツ後伊藤藤

右衛門とのへ一刻参、和歌八重垣三册返す、夫より

谷山角太夫殿へ暮迄、夫より横山安之丞殿へ参候へ

ハ留主故直二帰、

一伊藤藤右衛門殿所へ為村卿と相見得候字ニ而桜の絵

に御讚有之候、

へたててもなへて盛りの桜花

かすみ
空に匂ふ遠近の春

一谷山純香殿出来歌と承候、誠ふとき歌なり、

白雲をまつ咲春の花と見て

たかまの山に鶯や鳴



三度是をたく時は天下平也、

たかさる時ハ民苦む、

ミたりに是をたく時は家を破ル、

(朱書「マ、」)
強くたかさされハ友の交りを失ふ、

よしににへあしきになよなべて世の

人のこゝろハ自在かき也

右白金御隠居様御作なり、

但、齊宜公之事也、

一伊集院十藏殿大目付勤之時節、身分聞合之時ハ悪敷

聞得有之候者も、何之何左衛門悪敷聞得有之候ニ付

聞合候へとハ不申、唯何左衛門身分を聞合可申旨横

目江被申付候由、無左ハ悪敷処而已聞合候間、問合

ニ相成人ハ能人ハ無之候、誠ニ無拗氣之付処ニ候、

悪敷聞得之人ニ能人有之、又能く聞得候人も内々ハ

悪敷人も有之なり、

一山田伯耆殿御家老之時、江戸ニ而奥州之家老と被取

会候時伯耆殿被申候者、薩州ニハ誠ニ遠国ニて、都

ニ而ハ言語が不通故、頓と込入と被申候得ハ、奥州

之家老返答二者、私共にも遠国ニ而候得共、左様ニ

者考不申候、律ハ国々之風ニ而難替者ニ候、私之主

人將軍ニなられたなら諸国一統此言語通し候半と兼

而存候由申候へハ、さすか之伯耆殿も頓と迷惑之由、

一九ツ半臥候事、

十二日丙寅 晴、

一朝六ツ過起、鏝場へ出張、六ツ半引入、今日
太守様齊興公ナリ御著城二付五ツ半出殿、九ツ時御著城、

今晚泊故直二御暇、又々七ツ後より出殿なり、

一齊興公ニ者草ふきの崩れ家に大風あたり候に、少も
不動被居候様な御質合ならんと水戸之当御家督御斷
為有之哉ニ承候、実証之儀ハ不存候、

一今晚より私宅軍学式夜二・七に相初筈候事なり、

一宝曆十二年壬午正月十八日上土踊、廿三日下土踊、
人数五千、

一同年同月十六日芝御屋敷御殿迄御守殿其外南東西御

長屋不残御類焼、西南御家老宿三しれす長屋・西御蔵・

御馬屋相残る、其時江戸詰合物頭新納次郎四郎、筆

者園田五郎兵衛、肝煎北川四郎左衛門・竹下与市右
衛門、桜田坂口宅右衛門、高輪山口慶左衛門、

一宝曆十一年辛巳二月廿三日、此

蝙蝠図之通御楼門通口之土戸ニ

すみ居候処ニ、不運成哉、外戸

板二而おさへ候と相見得死シ罷

在候を、御鎧蔵役大脇仲蔵取之

御兵具所へ持出る、皆々興を醒シしばらく言葉もな
かりけり、

一宝曆十年庚辰五月十二日之夜、源舜庵住持を弟子之

応脱差殺致欠落行得不相知候付、捕方として足軽二
十一人同十三日被差出、同十四日八ツ後加治木より
捕引越候事、

一同六月廿九日夜向舟手二而宇都宮弥兵衛殿と申人川

太郎を切被申候、右図、

弥兵衛殿心安キ衆三四人あい合被

喰候へハ、味しぶミ有之、きれて見えず

不参候由伝承候、壹人ハか

もの様有之と三盃被喰候人有之候
得と茂、半時計いたしときやく被
致候よし、

一同九年己卯三月比北東之方ニ相当り箒星と申物出申

候、光り余程長く有之、暁出候、大かたハ火災の表

と申事ニ而候、

長一尺一十五部金差



色黒シ、
開五部半

横六寸一部金差

毛色かや毛
頭ひらく
耳少く
目丸く
口ひろく
きは有



高サ三尺二寸金差

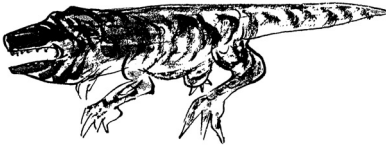


一 同年四月廿一日夜六ツ時御普請方御細工所消失、国
中大騒動、同夜八時過徐物頭夜番本田盈親、

一 同年閏七月

今日御門橋渡り始メ、下町人深田ト申者男女家内三
拾四人、右之内二一兩人ハ上田為有之と承、二種一
荷・青銅千疋拝領被仰付、又酒・肴を献上ス、野村
弥九郎御樓門ニ而朝六ツ時より御祈禱甚、(朱書ニマ、)暮七ツ時
ニ相濟、昼九ツ渡始、首尾相仕舞拝領の酒をした、
か被下、定而だりう仕らんと人々申なり、野村氏も
老若男女召列御渡り被成御帰り被成候而ハだりう共
ハいか、候哉、

一 同年こよミに、
此かたちのもの
三十年前硫黄島
より相捕、御勝
手方へ相納候二
付、御兵具所ニ
而千方格護いた
し置候様ニ被仰



渡有之、千方いたし
召置候処に、数年ニ
相成候へハくさミ有
之、長々寄付ものも
無之、鼻ニ引入候人
ハ皆病と成て死する
者有之ニより、右之
趣申出、御普請方へ

土中ニ掘埋相成なり、尤、名ハだりうと申之由ニ而、
長崎江被遣候へハかひきんと申之由おらんだ人名付
候由、右通珍敷者後代ニ実ニ相成候筈候得共、右通
くさく候故取捨ニ相成候事、残念く、
長六尺八寸五部、

形如図、

一 宝曆八年戊寅三月虎之間御頰竹へ大閉をほる、
一 同年七月大風破家折木、別而大事、夜番本田新次郎、
郡方御家之尾イラカヲ吹崩、其時之風者車掛ト申風
之由、御用人座迄ユワサリトシタト申、

右十一ヶ条御兵具所古コヨミに有之候落書拔書、
一 五ツ過より当番押番竹之内連右衛門・郷押番川路与
右衛門招呼、四ツ半時分迄、九ツ時臥候事、
一 今日者相良典礼殿へ替合泊相勤候、

十三日丁卯 雨、冷氣あり、

一 朝六ツ時起、泊明ニ而四ツ後御暇、
一 伊尻神力坊ハ日本廻国ニ而 (忠長)日新公御逝去三年目帰
国、石腹ヲ為切となり、

一四ツ後御暇掛より梅田家・碓山殿・権五郎様江一刻
ツ、参、九ツ時帰宅、大鐘過横山安之丞殿へ参、暮
より又々権五郎様江参、九ツ過帰、外二森岡新助殿・
谷山次郎太殿・伊地知庄次郎殿・長崎新太郎殿・伊
勢平右衛門殿杯なり、

一横山日記とて〔朱書〕マ、一曆伝書に為似寄もの有之よし、鹿府ニ
も本児もじといふが有之、谷山へ出張し者候由、其
節石原被差越、料理ニ而何々之料理杯と有之、元禄
年鑑以前之日記ニ而、〔朱書〕マ、一段々曆伝相見得候由也、

一八ツ時臥候事、

十四日戊辰 雨降、冷氣甚、

一朝六ツ半起、四ツ時出勤、八ツ後退城、帰掛前之内
記録、夫より老舜軒御墓御寺・〔重書〕大信院様御魂屋江

参詣、七ツ後帰、

一輪廻之歌を上下よりおなじやうに読む歌いふなり、廻文歌ともいふ、

おしめともついにいつもと行春ハ

くゆともついにいつもとめしを

一九ツ前臥候事、

十五日己巳 雨降、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後退城、大鐘過横山
安之丞殿江参候へハ素説多人数ニ而候間帰、直権五
郎様江参、暮より菱刈家江見立ニ参、五ツ前帰、

一米良藤右衛門殿者学者ニ而至極面白人ニ而為有之よ
し、右ニ付御側御用人長崎甚七殿可嘶承とて折々伝
言有之候得共、御側御用人杯と嘶候得者甚面働なり
とて一年余り不被参候処、是非被参候様及数度被申
送候得ハ漸被参候由、藤右衛門事ニ候間、決而頭よ
りしたしきものならんと被思候処、致相違甚以慇懃

過候程為有之由、ひと通り盃事等相済候へハ最早辞
儀〔空目〕□濟たり、御免被下度とていたくちミに被為、其

夜ハ大鐘迄被嘶候由、甚七殿も余り之面白さに又々
再三被申送候得共、二度参候へハ引場なしとて夫よ
り不被参候となり、左様之学者故 殿様ニも被達御
聞候よしなり、

一加藤清風者鑑入門際に中極意を被習候二付、皆人早
きものとてそしり候を治繁先生被聞候而、ある時稽
古所庭江たわらに土を〔朱書〕マ、一入ル門人之衆江鑑ニ而家軒江

被上候様被申候へハ、忝人も上候人無之に清風忝人被上候由、其時治繁被申候ハ、権兵衛殿江中極意を免し候を皆々門弟衆御そしり之由、拙者二者ケ様之見所ありて為免となり、後二者馬上之鎧まで為習人なり、是ハ加藤東一郎殿より承候二付申伝有之、実説ならん、

一 東郷重位出語之由、風邪ハ手前之油断よりつく、薄著をすれハつき、ひたるけれハ付、うた、ねをすれハつき、先油断より付候病故折角油断無之、なまあつき時節薄ぎをせず、寒けれハ猶以なり、ひたるけれ飯(ハ脱カ)を食ひ、多くくへハ又つく故、是も用心いたし能節にくふへし、うたたね無用、其外油断よりつく、能々念を入よとなり、加藤権兵衛殿晰也、

一 右膳恒篤公御家老職御勤被成候節、丸田孝兵衛との死去被致候へハ御出不叶故、館門前を通候節、仙香をたき門外江御出候而御式礼被遊候得者、師を大切に御存被成候処よりかくまで被成候半、誠二氣之入たる被成様ならん、世間江專評判為致由、翌日時親(朱書一マ)類より為御礼参上為致と、永井喜左衛門殿八拾一才

二 而直晰委く承候、

一 徳野彦左衛門殿といふ人被書置候曆伝書の様なるもの彼の家江残り有之由、其人御記録奉行二而為有之故、少しも疑説無之面白もの、よし、今日川上新太夫殿より承候、

一 恒篤公御役御免之節、是迄毎夜程為参居人もつんとまいらん人而已有之しに、大目付再役被仰付候得とも、又々打立為参人数多有之候を御覽し、あれか面を見がなるかと度々盛尚公江被仰しよし御晰し為有之と、父上様御晰也、

一 評定所中之柱引切有之候者、恒篤公大御目付御勤之節御下知二而引切レ候処江うけたまハリ候、

一 九ツ前臥候事、

十六日 庚午 雨、冷氣強、

一 大鐘起、四ツ時出勤、八ツ後退城、帰掛末川久馬殿・

川上藤馬殿江祝儀に参候事、

一 瀟湘八景之歌題ハ前を見合すへし、

船とむる入江の浪のある、よも

庵静かなる雨の中哉

すむ庵八庭も尾のへもへたてねハ

月(をハからぬカ)おそからぬ秋の山陰

峯うつむ雲のはつれにてら見えて

磯山ふかき鐘の音哉

あま人のやとハそことも浪の上に

いそくかたほのさすか見へつゝ

松か枝のひゝきを雨にきゝなして

ふかぬあらしにさハく市人

長閑なる夕(日カ)への浪に舟うけて

霞をすくふ春のあみ人

ゆくすへにむかふ浪路やとふからん

洲さきにやすむ雁の一行

いそ山の梢は雪(のカ)にしつまりて

ゆふへの浪にのこる塩風

右八景和歌頓阿法師作

一文字ハもろこし蒼頡(ソウゲツ)といふ人、鳥の足跡を見て作り

出たせしと也、我朝に文字の弘まりたるハ応仁天皇

の御宇、百済国の人渡りてよりはしまりしとかや、

一紙ハもろこし後漢(蔡倫カ)の蔡倫初て作る、日本二而ハ推古

帝の御宇高麗より曇止徴といふ僧渡りて紙筆を作け

ると也、

一南都二而油煙墨を製する事、興福寺二体持仏堂之油

煙を取てつくりしよりはじまる、

一筆ハ古より有といへども、唐土蒙帖(恬カ)より委くす、日

本にてハ応神天皇よりはじまる、

一硯ハ唐土黄帝の時よりあり、後鉄を以て作る事漢の

揚雄にはじまる、そのゝ石瓦を以是を作るとなり、

一片かなハ吉備大臣(真備)作初め給ふ、いろは四十八字弘法

大師のつくり給ふとなり、

一仏法ハ欽明天皇十二年百済国より仏像經典渡る、儒

道ハ応神天皇十五年同く国王より経書を奉る、また

王仁もめさしむ、是より世に行ハる、

一能ハ後花園院(寛正カ)元正五年くらまの清光院京ノ糺川原に

おいて勸進能はじめてありしとなり、

一うたひは東山慈照院(足利義政)殿のころ観世太夫清阿弥作初む、

一上下袴ハろくおんじよしみつ公、元日殿中賀会の輩

素袍の袖とすそとを切しより吉例となし、又信長公

の時松永是をはしむるとも、

一 浄るりは信長の侍女に於通三河国浄溜理といふ娘が
事を十二段につくりしよりはしまる、

一 歌舞伎ハ慶長十九年さとしま於国といふ女、なこや

山三郎と京四条川原にて芝居して舞うたひしより初
る、

一月代をそる事、北条泰時の比よりはしまる、

一 たばこハ慶長十二年南蛮より初て渡る、とうからし

ハ秀吉公朝鮮攻之砌初て取来しと、又煙草と一時と
も、

一 うるしにまけたるハさんせうをせんじあらひてよし、

一 四ツ半臥候事、

十七日辛未 雨降、冷(朱書「マ、」)氣至而□霜不降計也、

一朝七ツ前起る、四ツ出勤、四ツ後御暇、

一 虱者角力とりのなかれにて、于今三ツ辻を取ると也、

一 総州様御代迄ハ煙草ハ毒ならんとて余りはやらすと
なり、

一式夜二而平覚殿・喜藤大殿・直次郎殿・清一郎殿・

貞助殿・庄太郎殿・熊次郎殿出席、四ツ被帰候、八
ツ半臥候事、

十八日壬申 霽、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後退城、

一 惟新公(義弘)より川上河内江被下候御状写

任風便企一書候、仍其地之船一円不參候而、拙者壹

人遅陣に罷成迷惑之至候間、賃船を以卯月廿七日二
対馬名宝之湊より任順風漸今月三日二高麗ふさんか

ひに罷渡候、此地之事、先手之衆ふさんかひを初め

城々余多責崩、近日都可事済由申散候、同四日二船

二而都江入河口に押かゝり、夜昼先々江可尋行覚悟
二候、

一 毛利壱岐守殿者こもかひ口といふ所江著陣之由申候、

亦中途船二而尋申候得者、ちやはんと申城を被取巻

候処二、無程落去二付都江被取入由申候、如何様二
候而毛利壱州江可尋逢候哉、七日八日或者十日路程

も為押隔事二而も候ハ、国広道筋余多二而候半儘

終二行逢事罷成間敷候、是茂遅陣故二候事、

一 今度御唐入二付軍役可相調由、老中談合を以承候処

二、今船壹艘茂不參、御家御國を傾ル迄二候事、龍伯(義久)

様御為御家之御為を存知、身命ヲ捨、名護屋江も能

時分二參候得共、船延引候故日本一之遅陣二罷成、

自他之失面目候、剩先之様仕合可惡事覺悟之前二候

得者(共力)、別条二可仕様無之候間、公義之御使を待、兎

茂角茂可罷成意二而無念千万候事、

一 万一先之様仕合茂あへしらい二而▽御宥免之儀共候(日記雜録ニより補)

ハ、国元見次之事、涯分精二被入候而△可然候、

先手之衆者米其外用意存分二有之候得共、我々国元

無見次而者相続ましく候、此心遣も遅陣故二候事、

一 あまりく遅陣迷惑二而、五枚帆ヲ壹艘借出候而令

乗船、去月対馬わたりを渡候、誠二小者壹人二而鎗

五本共不持高麗迄渡候事、浅間敷為体涙もと、まら

ん仕合二候、船著とまり二而も身を忍ぶ様二候事、

呉々国元嘸ヲ恨入候事、

一 安宅殿下向を以種々精々被入、替米をも大概二可相

調様二承候而(朱書「マ、三兵芳情短筆二難尽候、彼在國中又八(家久)

郎所よりも折々音信可有之事、

一 旅庵此中より辛勞申候、涯分安宅殿江令入魂、諸事

肝煎肝要二候事、

一 各如存寄常住我々地体之事、先年上様薩州江御動座

之時、命ヲ被助置刻二ヶ国余令拜領、京都江も壹万

石被下、諸士之中別而辱御詞ヲ被加、殊二名物肩衝

を始種々御高恩深重二候条、且□(自然力)之折節者何様二も

御奉公可申心懸二候処、今度船依無參著日本一之遅

陣二罷成、累年之心懸も無二なり候事、生々世々口

惜次第二候事、

一 久保事、無異儀令同心、尤珍重二候事、

一 又八郎其外子共之事、肱枕ヲ頼入候事、

一 銀子少々所持候茂替米之返弁二遣候、残候も船賃に

被成候間、一円無之候而不如意千万二候事、

一 山田理安・鎌田出雲別紙を以可申候得共、任急便無

其儀候、心得可被申候事、

一 大炊兄弟別而奉公申候、余二船延引之間、大炊事ハ

壹岐江召置舟肝煎二而、爰許江者久右衛門壹人召列

候、船不自由之故任世なども壹岐江残置候而、此地

舟追付候供之衆茂なく、誠二不興千万二候事、

一重言ながら 太閤様江御奉公何様と存候処、此心掛

茂無二罷成、遅陣候事御糺明之時、如何様科ニもあ
たり候はんと存計ニ候、

龍伯様無御存知事ニ逆心の者共より仕崩さる、迄ニ

候、逆心を企候者之事、後日顯然可申候事、

〔朱書〕
「文祿元年」

五月五日

義弘

〔川上忠賢〕
肱枕
参

新武入・左京無何事奉公申候半、鎌田出雲・蔵人

無恙候哉、白坂美濃・周防・菱刈大膳・蔵人・龍〔新カ〕

次郎・軍三郎堅固ニ奉公申候、伊勢弥八郎・弥九

郎・任世勇健ニ候、一々別紙を以可申候得共、急

便候間、肱枕より心得可被申候、各涯分留主之儀

頼入候、

〔朱書〕
「本文之通ニ御座候へハ、名物肩衝之御茶入者朝鮮御

渡海以前、天正十五年 秀吉公西征之比御拝領為被

遊二者無御座哉、其通ニ候ハ、義弘公鶴田ニ而御

目見大隅一國御拝領之時分此肩衝も御拝領歟、左候
処御重物由諸ニ、文祿四年朝鮮國ニ台翰御到来ニヨ

リ 義弘公御帰朝ニ而、伏見において

秀吉公より御領國御朱印并御録御賜、其節小泉御胄・〔祿カ〕

平野肩衝・御茶入一所ニ御拝領被遊、再朝鮮國江御
渡海云々御座候者此名物肩衝とハ別物歟、最御渡海

日本一之遅陣ヲ御口惜被思召上、此文中ニ最中如此

肩衝ヲ始御恩賜被為在候明文有之ニ而愚案仕候得者、

〔文祿カ〕
元祿元年始テ御渡海以前ヨリ名物肩衝御拝領被遊し

二者無疑被相考候、同敷御朱印御賜之内ニ而も、大

隅一國之御朱印御賜ト一所ノ事を文祿御檢地御朱印

御賜にて、小泉御胄御拝領ノ時と一所のやうに誤れ

けるにハ非すや、左なけれハ名物肩衝 義弘公ニツ

筒御拝領の筋ニなれハ合不申、必御敷寄屋御糺被成

間敷哉、格別成御書と能符合不仕茂殘多、殊に肩衝

一ツ筒ニ而二ツ筒ト無御座候ハ、此御文中之肩衝

に可有御座、左候へハ小泉と一所之御拝領に無之筈、

識者に御吟味被遊度極内分一寸朱書して此段も申上候、尤、右御文中に中辱御詞を被加と被為書候事、実ハ去夏鹿籠ニ而探出候古書(詳カ)ニ祥ニ相見得、能々符合珍敷書ニ御座候、追而備御覽可申候、

文禄元年壬辰三月高麗入初陣組御座船遅ニ付幸侃船ニ而对馬御渡海、久保公御座船御供衆中野甚右衛門・五代助五郎・伊地知民部少・曾木弥五郎・平山作右衛門・大乘坊・村尾与五郎、

右同時御座船遅参ニ付敷根藤左衛門船ニ而对馬迄御渡海(藤左衛門カ)兵庫様御座船御供衆鎌田庄右衛門・上床衛藤左門・土持権兵衛・伊勢弥九郎・大田吉兵衛・山崎助右衛門・東郷源四郎・古郷、
新六

十月十五日

右之通加治木旧記之内ニ有之由承申候、

伊地知小十郎著(季女)

はるかひさしくをしうつり候へハ、いよゝ御めつらしくこそ候へ、くにもとよりのふね共一そのものほり候ハす、こゝかしこのかりふねにて、やうゝきのふかうらい国ふさんかいと申ところまで御わた

りなされ候、われらも御とも申候、くにゝの大ミやう小ミやういつれもゝ舟をかさり、われもゝとうち渡られ候に、ちんふね無事をくれになりたちとまりゝにてさへも忍ひゝにまかりとをり、よちんのおそれおなしわつらひ候、まゝにあはれをとゝめたる事に候、なかゝ申もおろかに候、やかてゝゝミやこのことゝ(旧記雑録より補)まかりとをり候間、おいゝたよりをもとめ△申こし候へく候、又八郎・長満へもにはやく心え候てたまハリ候へく候、かしく、以上、

五月四日(朱書「マ」)

隅州くり野うち城

さいしやうとの(久保) 又一郎(久保)
まいる申たまへ

一 御兵具所ニ有之候九之字鞆ハ、九州一円御取被遊候時分、九州といふしるしならんと申伝有之候、

一 ●此紋付候御幕ハ御本丸といふ事ならん申伝有、
一 川上河内守(三河守カ、忠智) 脇枕者(コサ) 彼の子孫ニてハ脇枕(シ)といふよし、

川上新太夫殿より今日承候、

(重鑿)
一 栄翁公江小田医三を奥医師に被仰付可然と御側御用

人より被申上候へハ、我一人之医師にあらず、あれ
をわがさじに申付候へハ諸人可込、われハ医三を頼
候節ハ何にても可頼、我がさじに申付候へハ諸人の
頼事なりかたかるへし、先夫なりに置へしと御意之
由、

一 石屏のはじまりハ戸柱野村勘兵衛所ニ而、夫より琉
球飯屋・重富・入来杯也、唐孟そふ竹も京ちくとふ
も野村先祖唐より為持渡と也、磯御飯屋孟そふハ戸
柱野村所より御直し為被遊と也、

一 九ツ過臥候事、

十九日癸酉 晴天、

一 六ツ過起、五ツ前出勤、八ツ後退城、大鐘時分より
暮前迄鐘場へ出張、出席人数十八九人なり、

一 今日風と思ひ付候、人より手紙杯参候時、辱致拝見
候・難有拝覧仕候杯と返答シテ拝して見らぬハ、誠
ニ言葉ヲ飾り現事を偽といふものにて武士の第一嫌
ふ事ならん、拝するといふ字者合掌しおがむといふ

字なるに、おかまん程あらばかしらより書簡に偽り、
拝の字ハ書へからず、武士ハ影ニ而も眼前ニ而も替
らぬが正道といふなるへし、人より音信物杯為参時
も、右ニむかひ拝礼可申なり、

一 都之城ニ而豆腐売候時ハむかばくといひて売候由、
桜島ニ而者しろ肴と売候となり、

一 平田直道殿ハ毎朝六ツ前より被起、縁頬ニ而煙草を
(朱書ニマ)
呑候をいかたに被致候人のよし、

一 何某とかいふ人飯を打喰ふと被申候へハ、他国人聞
之、飯を打くわねども能そふなものを打喰ふとハい
かなる事ぞと申候ニ付、古歌ニも段々打といふハ御
座候、たこの浦に打いて、見れハといふもあり、ま
た瀬たの長橋打渡りといふも有之候、是ハいかなる
事そやと申けれハ、扱々誠ニ左様之事も有へしと甚
感心にて深厚褒し候よし、

一 藤島孫左衛門殿鎌倉江被参

頼朝公御像を被奉拝見候得者、黒御装束ニ而月毛御
馬ニ被為召候由、御顔者面長く大抵壹尺余り之御像
也、彩色能いたし有之候由、此方より参候得者左手

之方江

忠久公御石塔土手の穴有之、其穴之内江有之よし、
其差次ニ大江広元之石塔有之由、

一 鎌倉江の島岩元院といふ寺ハ富士を庭にして能寺之
由也、彼の処より暁七ツに富士を見候得ハ、富士の
かしらに朝日あたり居となり、(采書) 昼じよちへんと見得(頂上ノ意)
候処者八分計となり、

一 犬飼の滝ハ踊之内なり、岩之下くゝり落るとなり、
(繼豐御室、赤信実母)
一 妙心院様中神折右衛門殿江御成之時地に伏しなから、
御成とて何の御馳走も中神か

柳の下にほふて折右衛門

一 平佐北郷家江川上十郎左衛門殿被參候へハ、酒呑強
く候間逃被帰候二付、家来共追かけつかめ候得ハ、
吉川林右衛門殿ニ而有之よし、左様ならハとて、

かけいたすくつはの音ハ林々ト

吉川上の取違ひかな

一 福昌寺御法事詰之節二才之者より歌望候得者、御法
事にハ歌も不出来候得共一首共ハとて林右衛門殿、

夜深れハ風ハ蕭々福昌寺

ねすの番にハ目目ハ玉龍山(符)

一 主馬様・右膳様御兄弟祇園橋ニ而御涼ミ被成候処江
吉川林右衛門殿通りかゝり、辻立ハ誰そととかめら
れ候へハ、主馬様御兄弟故御断りにとて、

辻立ハとこのおなごやしらね共

とかめましたハあや町田様

一 林右衛門殿狂歌の弟子段々有之、其時分ハ夜会の式
夜有之よし、右之内一晚不参者有之、翌日不断光
院下にて被会、夜前の式夜いつかた有之たるや之旨
尋候へハ、日笠さしなから、

笠さしのわたしか宿か座本にて

中神折右衛門殿師走

一 左之通之歌を門へはり弓を引被居候へハ、掛取之者
共恐れ帰りけると也、

武士の弓馬の家に生れきて

かけ鳥などハ射て落す也

一 磯方江吉川林右衛門殿夜嘯にゆかれ候而朝音院の辺
江被帰掛候時分、桜島かたより月出けれハ(桃力) 桃灯(桃力)をけ

して、

地こふから星のおやちかひよといて、

火事の玉子を吹消にけり

星の親ちがずばぬけてといふ説もあるなり、地こふハ桜島の事なり、

一 吉川林右衛門殿山吹の間内へ被入居候二付、石原何某そこハ不入処御控候得と留けれハ、

山吹の間に流込吉川を

いての石原せきとめにけり

一 祇園橋の下にて岸喜右衛門殿綱ミを被打けるに、吉

川林右衛門殿被通候二付狂歌被望けれ者、

橋のした岸とあつまるちんの魚

あミひつさけてうつに喜右衛門

一 垂水屋敷へ林右衛門ハ被參候人二而、毎も古羽織の

同シ物ヲ被著候二付納殿林右衛門殿羽織を引て、

いつ見てもかわらぬものハ此は織

といふて逃けれハ、逃うせぬ内に指をさして、

そなたの袴いくよへぬらん

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後退城、出勤掛沖瑞

雲・加藤権兵衛殿江一刻參候、権兵衛殿鼻茸(茸)漸々快

よし、

一 去年六月十八日大津御代官石原清右衛門様、京都西

町御奉行松平伊勢守様御役所二而御漸之由、

東海道原之宿乞食次郎太夫と申者、旅人落候金八拾

九兩拾置、直二宿役江留置、主尋来候を待不残差返

シ候而一錢之礼物も不受取、宿役共感心候故心付候

半と相尋候処、左之通詩歌残置立去、再原之宿江不

来、

橋上路傍一二錢 往来昼夜数幾千

生死貧福任天命 昨日錦繡今草薙

宝そとおもハ、袖につゝむへし

ひろひて重き罪をかさねん

一 今晚者風邪氣分故四ツ前粥杯すゝり臥候事、

廿一日乙亥 快晴、

一朝日出に起候、今日者不氣分故頼遣候、出勤不致、

一文政十一年戊子二月十六日晚六ツ半時分より下町大

廿日甲戌 霽、

火、九ツ時鎮火也、父上様御出張之旨御日記ニ相見
得候、

一文政十三年庚寅八月十九日野拙御目見二付、八ツ後
より男女七十人位之客上下百五十人計賑々敷(朱書「マ、」悦と

父上様御日記へ有之、

一 恒渡公御判  恒索御判  恒篤 

恒澄公御判  盛胤時宣
初盛貞
篤烈  篤烈時敏 判モ又 

一 四ツ過臥候事、

廿二日丙子 雨天、

一朝六ツ半起、

一大岡越前守殿町奉行之時、科人ヲ皆々口々ニ被聞付
候共我名ヲ不申者有之候処、越前守殿右席へ出被申
候者、最前より承候得者何某ニ而なき事別条無之、

於其儀ハ御用無之、下ケよと被申、引下ケ候処を
又々其名を申懸られ候得者、返答をいたし後を見候
二付、夫より被問付候へハ手もなくあやまり候と也、
落かせ其名を呼返候所誠ニ発明ならん、

一新納四郎右衛門殿・浜田伝右衛門殿・中村貞助殿・
樋口小右衛門殿者須田伝弥殿字之弟子ニ而、字書被

申候而皆人手本頼為申人之よし、

一 須田伝弥殿妻者京都之人ニ而、伝弥殿よりもかへつ
て筆達者也と、伊作八幡へ夫婦にて被書候十六歌撰
有之、(朱書「マ、」とりがとりとも不分様ニ有之由、

一 三原藤五郎殿妻長崎甚七殿所より被参候得者、我宿
者富貴なるに三原家ニ被参候得者極貧家故、朝夕の
飯汁のくわれさりけれ者、

朝夕に汁の鏡を見る毎に

猶我宿の鍋ぞ恋しき

一 今日浦の浪写方相濟候事十二行紙数七十二枚、
一 暮より式夜人数十三人出席、九ツ半臥候事、

廿三日丁丑 曇、

一朝六ツ半起、病氣故出勤不致、暮より私宅軍夜出席
人数拾貳人、
一九ツ時寝候事

廿四日戊寅 快晴、

一朝六ツ半起、

一 田布施(金峰山之)金降山嶽に国見之石といふ拾枚敷計之石有之

也、夫に登り見候得者御城下藏家抔能見得候よし、

一 伊作・田布施辺之田八年々吹上之砂(朱書「マ、」)二而むばると也、

一朝四ツ前植村鉄兵衛殿入来、夜九ツ時臥候事、

廿五日己卯 霽、 太守様御著以後今日より初而御用被為聞

筈也、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後退城、

一 今聖堂有之辺者木櫛の木馬場二而候処、

(雜書)宥邦院様御隠居後かの処に御牀机に被召御出之由候、

老若通掛り控居候得者、通れ〜と御意候、有馬善

助殿兄有馬権藏殿直漸之由、土岐矢一郎殿より參候、

権藏殿二も両度迄右之御沙汰有之候よし、

一 御国二才衆於江戸初登りと度登りと根付買二外方江

被出候而ツフハサミを買わんと被申候得ハ、商人う

つらず候二付、度登り故爰ハと思ひて、ツンハサミ

の事よと被申候得者猶々うつらずとなり、

一 堀口滴齋江鹿養生之灸者どの辺江いたし候而宜哉之

旨申候得者、七九十三江骨より一寸五部ツ、開きて

よろしきと也、



兼而之一寸ヨリハ短寸也、

一 右同人江釘治相頼候事、

一 横山安之丞殿・谷山角太夫殿・伊藤万次郎殿・左近

允新七殿・安田喜藤太殿・前屋敷内記様江參候得者

皆々留主也、(奇之)寄妙〜、暮より父上様御方罷出候得

者孫左衛門殿入来、四ツ半臥候、

一 今日伊集院俊矩言行録写方相濟、紙数三十枚ナリ、

谷山純香所持の賀茂川石の硯を瀬見と名つけて、

従一位資枝卿

いし川やせミの小かはの水きよし

なかれて世々に玉やひろはむ

詠桃和歌

やまひめのすみかをとへはものいハぬ

はなのしたかけみちは有けり

花如旧

ことの葉のなさけをくるゝ世の春も

花ハむかしの色にさき嘆鶏

雪

年をつむひかりもあらはまなふ身を

つるにてらさむ窓のしらゆき

詠初郭公和歌

やまもりもきゝはふるさし卯月まで

日をへぬみねになくほととぎす

詠楓和歌

正三位光施

もみち葉もたゝ我ものと見む人の

こゝろにかなふいろに染らし

詠山家和歌

正二位光実

されはこそ人もとひこねあらましの

思ひにかなふおおくやまのいほ

右七首の和歌ハ谷山氏江有之候ヲ写取ル也、皆

別々七軸也、

廿六日庚辰 霽、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後退城、八ツ半より

横山氏江参候得者留主、谷山角太夫殿留主(朱書マ)二候得共、

相良作太郎殿被居候間七ツ後帰ル、作太郎殿より歌

題を貰ふ、雉子・暮春・時鳥・早苗・橘、七ツ後よ

り鑑場江鑑木屋作り也、先日田中清右衛門殿字書方

相頼置候処今日二卷出来、

一御元祖恒渡公中西文右衛門屋敷拜領年号先日御勘定

所へ御糺置候処、今日相知、当屋敷へ恒篤公讚良善

助殿と御移り替りも相分ル、

一北条織部殿所江新納又左衛門殿具足注文書、其外知

覧奎殿筆其時分御家老状杯段々有之よし、

一九ツ時臥候事、相良作太郎殿より新古今和歌集解本

今日借用、

廿七日辛巳 霽、

廿七日辛巳 霽、

一朝六ツ過安田喜藤太殿江参、五ツ前帰る、四ツ時出

勤、八ツ後退城、七ツ後鑑稽古所普請、大鐘より谷

山角太夫殿江参、暮六ツ帰る、夫より拙宅軍学式夜

江出張、四ツ半済、

一本田久馬殿といふ人鳥ヶ島に遊ひて三刃鉄砲にて小鳥を被射候へハ、横山氏二挺ろにて鳥ヶ島をさして被參候二付、早々為被逃事有之よし、

一 ある人 (忠良) 日新公いろは御歌の内とかありての御歌ハ、科人多く出候得ハ悪人より善人をも殺事これあらん、夫レ故早く悪人ハころせよといふ御歌ならんといふ人の有之故、

日新公御仁政の厚き誠ニ衆人難有処を不汲得かく被申事、愚拙茂甚心中致立腹候二付思ひをのふるのミ、人ヲ殺す儀二付而ハ誠ニ無此上大切成事故軽々敷無之、吟味之上にも吟味を尽し、可成丈いかし候様二吟味をいたせよとの御詠なるへし、前条不仁政に浅間敷見成事、至而心中こらへ兼たり、

一 今晚折田貞助殿集義外書四冊借用被致候、三之巻一冊残置、式夜出席人数九人なり、九ツ時臥候事、

廿八日壬午 風雨、

一 六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後退城、帰掛内記様江立寄、

一 今晚相良市之進殿より園田成芳覚書一冊借用也、
一 八ツ前寐候なり、

廿九日癸未 曇

一 朝六ツ起、加藤家江出張、五ツ時帰、四ツ時出勤、八ツ退出、

一 四ツ前福留吉左衛門參、今暁ハ時鳥鳴しゆへ野拙二ハ歌も出来侍らんと申けれど、其節ハまた夢の内なりけれハ、

郭公人伝にのミ聞からに

さしもつれなき身を恨ける

一 柿本人麻呂逝年神亀元年三月十八日なり、

一 大宝三年異国ヨリ三日之人わたりしなり、

一 川上(因幡守カ、久国義也)稲葉守者 惟新公御代ヨリ中納言様御代迄の御(家久)

勝手方御家老二而能御家老之由なり、

一 中納言様より喜入撰津守江被下候御歌

一 夫喜入大炊入道治嘉ハ出てつかふるに、忠貞をもつはらとせしかは舟かちと心をやり侍りし、退てハ花下に暮し月の前にあかし有為転変のことハりを觀し、

四時の移り行を惜て和歌の道に心を染しか、今年身
まかりぬる手向にとてみたの名号を句上にして六首
をつらぬるならし、

中納言家久

無人の忘れかたみやことの葉の

花の跡とふ法の山風

むらさきの雲も八重立ゆふ霞

いろわかれぬハ涙也けり

哀けに鳴音やいつこ子規

むなしきしての山ちと思へハ

みし夢の名残更行有明の

月の光も照せ後の世

玉ゆらの霞もわすれぬ忍ふ草

(朱書)^マ
のふに堪ぬ鳥へ野の末

冬草の枯にし跡ハしら雪の

積るやあたし台なるらん

寛永九年七月十八日

右者平の馬場田代彦太郎殿所へ有之よし也、

梅雨之事

一 甲乙年ハ 五月節より二ツ目ノ壬ニ入て廿一日アリ、

一 丙丁年ハ 五月節より二ツ目ノ甲に入て七日あり、

一 戊己年ハ 五月節ヨリ二ツ目庚ニ入て十四日あり、

一 庚辛年ハ 五月節ヨリ二ツ目戌に入て九日あり、

一 壬癸年ハ 五月節ヨリ二ツ目丙ニ入て廿一日あり、

右 正保四丁亥年堀田(正盛)加賀守將軍家光公江被申上候よ

し、水間か梅雨ハ五月節ヨリ初之壬ニ入、

一夜八ツ時臥候事、

晦日甲申 曇、

一朝六ツ半起、四ツ時出勤、八ツ後退城、七ツ前田中

甚四郎殿・相良市之進殿入来、

一 朔日右左九右左十一 二日右左九右左十一 三日右左九右左十一 四日右左十一

五日右左十一 六日右左九右左十一 七日右左九右左十一 八日右左八右左十一

右男

一 朔日右左八右左九右左十一 二日右左九右左十一 三日右左十一右左十一 四日右左十一右左十一

五日右左九右左十一 六日右左九右左十一 七日右左九右左十一 八日右左八右左十一 九日右左八右左十一

右女

毎月朔ヨリ八日迄右之通三里江きう致候へハ、諸

病のそくしん妙也、第一無病長寿之事、

右種子島篤伝受なり、

一 戌年江戸飢饉の歌

天台

不作にて定て腹もひゑひ山

皆たくはつに外江でんきよふ

禪

一物もなしと悟りし宗旨さえ

本来より喰ふにこまる世中

真言

朝夕に芋もませずにくふ粥て

腹もそつたやうんといふほと

浄土

豊年といへと今年ハ凶年て

齋^{トキ}法事さへないの十念

日蓮

飢饉にて米題目の高上り

茶計り吞て腹ハだぶく

一向

麦や豆其外他力本願で

帰命無量のめしを喰ふ也

山伏

ときんより飢饉にこまるこしん言

おんころく貧たらやそわか

神主

茶計て高間か原もやり通し

せめて粥でもきこしめせと申ス

儒者

是をあふげハ弥高し米直段

いつそ喰ハすに死のう日ク

士

智仁勇備へし程の大將も

兵糧せめに降参そする

農

壺升や式升の米に込るのに

浦山しくも百升のいゑ

工職人

食ふ人と名を唱ふれと米の直の

高ひにつれて内もがらく

商

算盤のけたに迦れし米直段

せめて麦ても挽わりにせん

一八ツ時臥也、

三月日記終

名越篤烈

〔朱書〕挿入ノ別紙

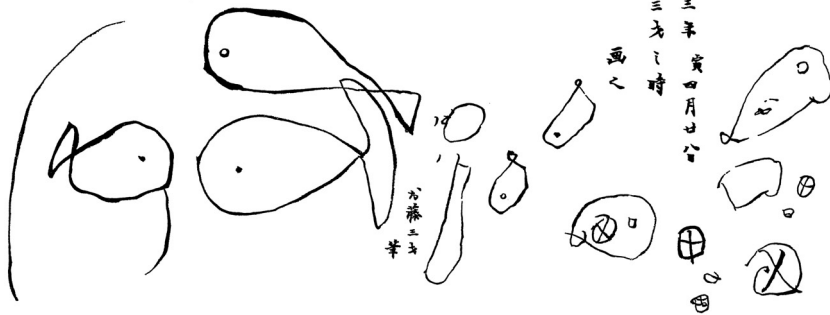
一本寿善

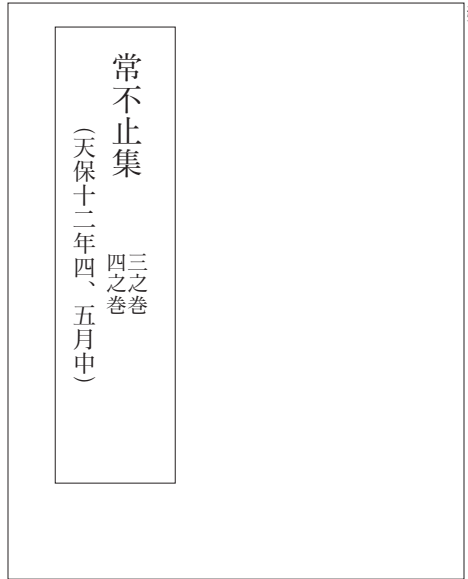
一煮付硫磺 貳拾目

一唐ごしう 五匁

一くつ 拾匁

〔朱書〕挿入ノ別紙





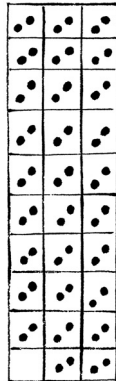
外二も数多書留有之、

日新書記 参之卷 四之卷

四月



五月中月番



とことは集

天保十二年辛丑四月中三之卷

名越篤烈

朔日 霽、

一朝六ツ半起、四ツ時出勤、八ツ後退城、帰掛升形登

様江一剋参、出懸前内記様江一剋参る、

一家久公難波津之御詠歌

一中将齐宣公以吕波御詠歌

一東郷重位以吕波歌

一長崎助左衛門義護殿日新公いにしへ道句一首之上二有

歌

一伊地知小十郎殿以吕波歌

一園田成芳覚書

一八ツ前より相良堅助殿入来、七ツ後被帰候也、

一先坂元簾四郎殿劍術者始加藤清風門人二て、後江戸
牢人金保隼人といふ人門人被成テ修行之由也、居相

者含性流之旨を被致候人二而至極名人二而為有之よ
し也、古術軍学杯佐々木(朱書「マ、□マ、と云門人となりて稽古
之由よし、(也カ)

一東郷伝兵衛殿ハ日野資枝卿御門人二而、哉留御免候
得者、哉留而已詭被差上候処、資枝卿、

おのれより心高きに移るなよ

古巢を思へ谷の鶯

一大鐘時分より横山安之丞殿江参候得者留主、夫より
谷山角太夫殿江参候得共相良作太郎殿被居、五ツ時
分迄嘸、同剋帰候得者源左衛門殿入来、九ツ時被帰
候、八ツ時分臥候也、

二日 霽、

一朝日出起、七ツ時泊出勤、夕詰郷田仲兵衛殿江替合、
押番竹之下彦右衛門・郷押番有馬善之丞、

一暮より彦右衛門・善之丞招呼、四ツ後引取、五ツ過

御引ケ、四ツ後臥候事、

一京都にて捨子之余りおふかりけれハ公家衆、

哀なり夜半に捨子のなきやむは

母にそいねの夢やみるらん

此歌のひろまりしより捨子すくなく成たると也、

一日新公御歌

世中にももの、稽古をするかなる

富士の高ねに名をあげよ人

一神人流長刀之祖ハ上野納右衛門篤恒也、此人若年よ
り武艺に身を抛て、諸法之高師に随て余多之流儀ヲ
相伝せられ、中ニも長刀に氣を寄られて昼夜工夫之
折から、夜夢に威風凜々たる白髪之老翁来て難之要
妙を伝られしと也、夫より疑心ことくく晴たるよ
し、門人之出語をきひて留置者也、篤恒法名号王耀
(朱書「マ、

院臥雲活龍大居士、

上野納右衛門篤恒

二世
上野彦九郎篤億

高弟
家村覚兵衛住重
高弟
佐久間勘左衛門盛種

二世
佐久間勘兵衛盛道
第三世
佐久間勘兵衛盛陽

高弟
渋谷喜三左衛門(室白)
高弟
田代新左衛門

三日 霽、今晚式夜七人出席有之、
九ツ過被婦 九ツ半臥也

一朝六ツ時起、四ツ帰ル、七ツ後横山安之丞殿江參候
得ハ留主、谷山角太夫殿江參候得共是又留主なれと
も相良作太夫殿被居候、暫晰し伊藤万次郎殿江參ル、
今日江戸より善兵衛殿状相届、(家齊)大御所様薨御二付
江戸落書、

君 上野 うかむ 君しんで上野々
増てうかむかな
(増上寺カ)増浄寺と上野の御寺とかたひくち御入候処、此度ハ

二度迄続き御入故、外ニも段々落書有之よし、
一善兵衛殿此度ハ始而之登ニ而候処、御殿山江花見物
ニ被参し事、同じ文言ニ委く二処に有之しをあまり
おかしく思ひて、明日之飛脚より此歌讀て遣ける、
武さしの、原にや心まよふらん

ふた、ひいつる水茎の跡

四日 霽、

一六ツ半起、四ツ時出勤、八ツ後退城、

一木脇刑部左衛門殿関ケ原ニかぶられ候胃、于今木脇
(祐秀)

伊左衛門殿所被持居候よし、

一今和泉清水馬場屋敷江新内(新納矢太右衛門カ)太左衛門殿・伊地知小
(五カ)

十郎殿・手代直左衛門殿杯芍葉之花盛り之時分見物

ニ被参候処、花之晰しハ毛頭無之、頭より弓鉄炮軍

ばなし其外歴記晰有之、夜明け翌朝五ツ時分に皆々
(朱書「マ、」)

勤も有之候間、先今日ハ可宜とて漸く被引取しよし、

一七ツ後私宅鐘場江出張、暮引取、夫より加藤東市郎

殿・相良作太郎殿入来、九ツ時被帰候、

一琉球人唐へ渡り北都キナを立出るとて、

誰もミよ是を誠の唐錦

北の都を立いつる袖

一資枝卿

山守もき、ハふるさし卯月きて

日をへぬ峯に鳴ほと、きす

(朱書)「校訂日、梓弓ヲとり具ニ直シタルナラシカ、原ノマ、」

一 谷山純香殿歌 資枝御御点作(添削カ)

(朱書「マ、」)
弓とりて射る矢にもミよ武士の

心言葉の直きすかたを

一 益山金兵衛殿歌 光実御御点作

雪降れハちもとの花の面影を

さなからそれとみよしの、山

一 極貧人なるにある時大風吹てある何某被問けれハ、

軒もくつれしに歌を読たるといだされし也、(空白)人之

(朱書)「校訂者日、以下ハ抹消ノ部平田云々ノ意カ」
儀ハ誤り也

秋風に軒の板屋ハさそへとも

月ミんためにいとハさりけり

一 谷山純香殿江戸ニ而旗本衆より自詠の歌に秘蔵の

歌者なきやと被尋候時、三首被申上候よし、

独りねはいかてあかさなかさゝきの

渡せる橋の長さ霜夜を

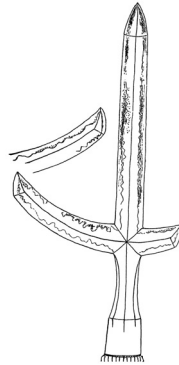
一 九ツ半臥候事、

五日 霽、

一朝六ツ半起、夕詰八ツ前より出勤、日入前泊伊勢平

四郎殿替合扇、

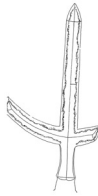
加藤清正片鎌鎧



寸かつかふ同断

裏図

大玄院様片鎌御手鎧清正鎧御写



出雲守大掾藤原吉武

寸かつかふ同断

範昌

一 (朱書「マ、」左方)
覚右衛門尉

元禄九年丙子四月廿三日夜 御城内廻祿之時、御重

物第一

忠久公御鎧納御兵具所蔵、常有崇敬件御蔵甚猛煙、

既及焼亡之期、覚右衛門範昌走入御蔵御鎧自身守出

之、御門迄持出時御蔵悉為焼煙也、範昌此度之奉公

無比類働之由有万人感、

右御記録所江御書留有之候よし也、

一 私儀

御城内回祿之節御兵具所江走參、御長屋之上懸候火

之子を消申候得共、段々火急ニ罷成候故御塩焔櫃壺

ソ御城堀畑迄持出置、直ニ走帰候節最早火移、

御殿御蔵ニ階ニ御座候

忠久公御鎧壺領乍漸持出候処、鮫島与一左衛門其場

江罷居候ニ付相合中御門持出候砌、御門直ニ地ニ倒、

精力を尽し走通、海手之方江持越相守居候処、暁天

雨を催し

御鎧可相損奉存候付、南林寺江持參仕客殿之御床ニ

相備置、火鎮候故上井五郎左衛門殿御差凶之上御下

屋敷御番所江相納申候、其節之働方書付可申出旨被

仰渡候付有筋言上仕候、兼而不被仰付置候処不慮之

御縁ニ而右之

御鎧守出候儀、誠ニ冥加至極奉存候、

竹下覚左衛門

右竹下覚左衛門家書留有之候、

一四ツ時臥候事、

六日 曇

一曉八ツ半起、七ツ時より相良市之丞殿并郷十郎同道

ニて蒲生城見物ニ參ル、吉田境川原ニ而夜明、彼之

処少し手前之方にて郭公鳴ければ、

朝またき小野々細道かき分て

明行雲に鳴ほとゝきす

また蒲生之方をさして行ければ、彼地に五ツ之時分

ニ当著す、始て参し方なれハ何も空しきやミの夜の

道まとわんとおもほへて、田かえず賤やあるハまた

所之郷士と見へけるに行逢度ニ尋てもおなしくしり

たる人もなし、其内ひとり教へしハ、此かたわらに

住にける北原三左衛門といひし人ありしなり、此武士に尋へし、さらハ大抵わからんと聞より早く尋行城の事とも尋ぬれハ、是ハくわしき老翁の足もいと

はす本丸迄も登りて細々教ける、爰ハ御門の跡也と、塩入戸口や横尾口・大手・搦手・水の手の五ツの口

の左右之土へに柱の跡の能しれて大盤若の札立にけり、城ハくわしく見てよりまた彼の宅に参けれハ、

(朱書「マ、」)御門戸びらハ五六枚軒に守護してありにけり、其内かけを持帰る、相良氏にハハかすげを貰被帰ける、

蒲生を八ツに打立て、大抵五ツに帰宿也、

一 今晩ハ九ツ時臥候事、

一 吉田之内道はたす、ミ松のかたわらに齒の神あり、是ハ齒痛ミて被死人なり、其辺にて越後殿とそとの

ふ也、法名権大僧都頼重法印和尚と有之、

一 蒲生重栄寺、伊地知伯耆居地頭之節建立なり、

七日 小雨降、
一 朝六ツ過(起脱)、四ツ時出勤、八ツ後退城、七ツ後相良市之進殿・植村鉄兵衛殿入来、暮被帰候、市之進殿今

晩式夜故四ツ後被帰候、式夜出席人数十三人なり、
四ツ半臥候事、

八日 小雨降、

一 朝六ツ半起、四ツ時出勤、八ツ後退城、
一 吉光像刀之絵に本阿弥忠信讚



いくとせかうつす水の

面影に

日本をミかく

夜半の月かな

本阿弥忠信書判有



一 正宗像刀之絵に本阿弥忠信讚

霞たつ末の松山ほのくくと

波にはなる、明ほの、そら

一 義弘右同断

やま／＼のつ、く高根に村雨の

きりたちそふるしの、めの空

一中村善八郎殿歌

夏衣夜の間の風や残るらん

ねての朝けの袖の涼しさ

一 今晚より歌の式夜二而作太郎殿壺人入来、

当座

夏草

作太郎殿

初わかなさミしきのふの野へにはや

緑すゝしく茂る夏草

しけるともよしやはらわし秋にミン

花の恵の露の夏草

兼題
郭公

篤烈

うたゝねの夢にもあれや時鳥

いま鳴声ハいつちなるらん

ほとゝきす月見んとてや雲の上に

しはしかたらふ五月雨比

一声ハそれともきかて時鳥

また待いつる有明の月

当座
夏草

草にたにいとふこゝろのあれハこそ

山とし茂る五月雨の比

のる駒のたへす行かふ野路さへも

踏分かたく茂るなつくさ

一 七ツ後より横山安之丞殿江参、夫より伊藤善兵衛殿・

谷山角太夫殿処へ参、暮帰る、暮より相良作太郎殿

入来、四ツ半被帰候、九ツ半臥候事、

九日癸巳 小雨降、

一朝六ツ半、^(起脱カ)五ツ半冲瑞雲殿・加藤権兵衛殿参、四ツ

時出勤、八ツ後退城、権五郎様へ一剋、夫より直二

内記様へ参、五ツ過帰候、四ツ時臥候事、

一 太守斉興公先日磯御仮屋江御越之節者、仏道之御行

二而御飯杯御自分様御手つぎニ而被召上候よし、此

度玉里御仮屋ニ而上之愛岩社^(愛岩カ)江御登り候而御飯か

たゝ之事右同断ニ而候よし也、

十日 小雨降、

一朝六ツ半起、四ツ前前内記様へ一剋立寄出勤、八ツ

後退城、暮より右松家式夜江出、朝四ツ後出席人数

八人、九ツ過臥候事、

御触書御写被成、御家中相心得候様被仰付候、

末代迄灸治イミ日之覺

月日
正未 二戌 三辰 四寅 五午 六巳 七酉 八
申 九亥 十子 十一丑 十二卯

一子年之人二月午ノ日、三年より内死ス、
一丑年之人二月寅日、十年より内死ス、

右者灸治忌日、

一寅年之人三月巳日、則死ス、

一洛南東福禪寺官僧徹之歌、徹といふハ官名也、

一卯年之人四月申日、十年より内死ス、

散をなを見ぬ唐土の鳥もこし

一辰年之人十月戌日、三年より内死ス、

桐の葉こしの秋の三日月

一巳年之人年中吉、

此歌和国不吉之歌故ニ奥州江流罪、配所ニ而七月魂

一午年之人十月午日、則死ス、

祭りニ被読し一首、

一未年之人十一月子日、則死ス、

中々になき魂ならハ我も又

一申年之人六月十一月子日、則死ス、

かへらぬものをけふの夕へに

一酉年之人六月酉之日、則死ス、

此歌都へもれ聞へ 禁裏より十首之難題を被下、此

一戌年之人正月卯日・巳日、則死ス、

難題に歌読ならハ帰京と之御事、

一亥年之人九月巳日、則死ス、

煙十文字

右者長崎御奉行島田久太郎様大明国之人江御尋被

あふ原や小塩の山の横霞

成候処此書付差上候よし、其後死罪ニ被行筈之科

たつハ炭焼けふりなりけり

人此灸治被仰付候処、聊無相違相果候よし、依之

北行月

諸万民之国度々島々迄茂承知仕候様御官内孫五郎殿

露そゝく翅のうゑに影落て

月も越路にかへるかりかね

雪中早苗

ふしうつる田子水田の五月雨に

雪かき分て早苗とる也

七夕駒牽午

八十瀬こく船路あさくハ七夕に

かさはや天の川の川のこしま

月陰引鳴子

露かゝる鳴子の繩に影おちて

月引こほす小田の鱒魚マス

賤月見

いとなミ本のみ、夜下、毛相見得候夜田をかる賤か村雲の

かゝる折にや月を見るらん

雪中杜鵑

深山にハ冬も鳴らんほどゝきす

かりふる雪を卯の花と見て

水上雪

かりすつる秋のいな（朱書）「マ、かふちよくほくと

雪をならふる水のうゑかな

短橋駒

山かけにみしかき橋を渡すらん

駒の足音二ツ三ツ四ツ

寒夜床扇

寒き夜の床の扇を手にとるも

おこらぬ炭の火をいそくとて

右歌読おふせられて帰京せらるゝ（朱書）「マ、帰京の後此一首、

人なみにけふハ都に（朱書）「マ、の鳥

齊宣公 君か齡を八千代とそなく

一子正月十一日御連歌御会之写

何人

言の葉の種やこゝろの松の春

法眼 昌逸

長閑にすめる代々の国民

齊宣公

天地もおなし霞のいろ添て

玄川

あかてそむかふ山の端の川

富成

秋の野々（朱書）「マ、帰さや暮を深むらん

昌永

置露白しみちの草村

信道

降雨も晴行里の遠かたに

為（空白）

友呼鳥の声静かなり

通経

朝日さす汐の入江ハ寒からて

今そ船出をいそく旅人

山越しきのふ風や替るらん

年立四方に花やまたるる

梅桜またきに春の色ミへて

齊宣公
一亥八月御連歌御会写

萩の栄猶潤すや秋の露

暑さ残らぬ殿々の庭

行巡り月日の照らす空澄て

江の水広く山水(朱書「マ、」)なり

春来てや雪も氷も解ぬらん

音寒からすわたる東風々

鶯ハ囀る野への朝ほらけ

仮ねのまくら起いつる道

日にそひて都ハ跡に遠さかり

けふのつかれに越なつむやま

うちつれて狩の帰りに暮深ミ

いとまもなミにさう渡し舟
袖つとふ市の声々聞し

良胤

清村

其何

昌徳

寿輔

齊宣公

江月院

護信院

実恵

海蔵院

達伝

北水軒

太門

谷村与左衛門

純興

検見崎右衛門

兼貞
長崎喜右衛門
通光
長崎仙右衛門
通徳
北郷賈門
久定
桂太郎兵衛
久芳
川田伊織
義住
島津相馬
久儒

行ハ遠近まねく帘(朱書「マ、」)

淨光明寺内
蓮詣

十一日末 霽、

一朝七ツ半起候事、四ツ時出勤、八ツ後退城掛より新

太夫殿先達 而些仕落之儀、今日南林寺下小林座敷江(朱書「マ、」)

参呉候様二付参り、暮六ツ半帰候、

一業平小町歌問答

むかし在原業平朝臣小野小町にあひ給ひて、世の中

にあるとありけなる事ともをふたつ／＼合せて何れ

か増り侍らんとたつねけれハ、うたよみて答へられ

給しとなり、

長閑に霞むあしたと秋の夕へとは何れか増り侍らん、

長閑にも霞むあしたはさもあれと
秋の夕への風そ身にしむ

鶯の初音とね覚のほとゝきすとハ何れか勝れ侍らん、

鶯の初音より猶ほとゝきす

ねさめこととふみしか夜の夢

風になひく柳と露にしほるゝ薄とハ何れか増れるや、

おく露にしほれふしたる薄より

いとやさしきハ風の青柳

華の盛りの嵐山と紅葉流るゝ大井川とハ何れか勝れ
たらん、

大井川もミち流るゝ秋ハあれと

あらしの山の花そえならん

さくらかりと野あそひハ何れか勝れ侍るそ、

桜かりこゝろのかよふミ山より

千種の花にまじる野遊び

散花の名残と在明の別れとハ何れかまさるそや、

風に散る花の名残とくらふれハ

さすかつれなき有明の月

忍ふ草と葛の葉とハ何れか増り侍らん、

思ふにもしのふこゝろそあはれなる

葛のうらミの茂き葉よりも

月の夜と雪の暁(明ほの夜)とハいつれか勝れ侍らん、

和きかたや積れる雪の明ほのと

月の夜なゝ照すをそ見ん

荻の上風と松のあらしとはいつれ勝れたるそ、

松のあらし荻の上風何れやハ

をなしねさめの夢まさるらん

雲井の雁と霜夜の千鳥とはいづれか増り侍らん、
風に渡る雲井の雁の声よりも

友よふ千鳥猶あわれ也

旅の時雨と山路の入相とハいつれならん、

山寺の入相の鐘の哀さも

まさるハ旅のしくれ也けり

枯のゝ霜と庭の落葉とハいつれか増り侍る、

朝ごとに散しく庭の落葉より

草の枯野における初霜

草の庵の雨と板屋のあられとハいつれか増り侍らん、

くさ(庵の雨之)の庵その雨よりも猶板屋さし

もらぬあられに袖ぬらすらん

まれに聞鹿のねと枕にちかき虫のねとハ何れか勝れ

侍るへき、

まれにきく鹿の音よりも夜もすから

人まつ虫そわひしかりける

暁の砧打音と夜船こく音とハ何れのかたや増りたら

ん、

夜船こく音にもまして暁の

遠の砧そいとゝさひしき

形見と移香とはいづれかまさるそ、

是もその人の形見と思へとも

猶なつかしき袖の移りか

あわさるおもひとわするゝうらミとはいづれか増り

侍るや、

あわぬ間は頼ミもあるにわすらるゝ

うき身を何と誰にかたらん

待宵の鐘ときぬくの鳥の音とはいづれか勝れ侍ら

ん、

きぬくの鳥の音よりも浮ハたゝ

いつわりを聞待宵のかね

たきものゝにほびと琴音とは何れか勝れ侍るへき、

空たきのゆかしけれとも琴のねの

聞ゆるかたにこゝろひかるゝ

床敷かたの物かたりと昔を思ふ夢とハいつれか増り

たるそ、

古にかへる夢よりよそなから

おもふあたりをかたることの葉

見目よくして志をなからんと愛ありて見めわろきと

ハいつれかましならん、

薄しほの人にハいかにそひはてん

愛たにあらハ見目わろくとも

まよひ道のしるへと思ふ人の玉章とハいつれのかた

やうれしからん、

行まよふ道のしるへのうれしさも

その玉章をみる程もなし

歌読て物書ぬと物書て歌よまぬとハいつれか勝れ侍

るそ、

浜千鳥跡たにあらハ和歌の浦

よまぬ八人のこゝろならばや

あわれ思ひと逢て名にたゝんと何れか増りけるそ、

後にたつ名こそつらけれあわぬ間は

忍ふの中に頼也けり

老て子なからんと若時ひとりあらんとハ何れか増る

ならん、

老て子ハなからんとても盛りある

身ひとり世をはいかにへぬへき

一九ツ半臥候事、

十二日丙申 霽、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、四ツ後御暇、夫より終日

城取、夜五ツ過より右松家江出張、四ツ後帰る、八

ツ時臥也、

十三日丁酉、

一八田喜左衛門殿歌

逢坂の関の杉村かすむ也

としより先に春やおこらん
おこらんとはきき、なれん言葉

故郷のこゝろあてなる山の葉も

夕日とゝもかくれつるかな

一朝六ツ半起、四ツ時出勤、八ツ後退城、一剋帰宅、

町田主馬殿当番頭被仰付為祝直二差越、夜八ツ前帰

ル、八ツ後臥候事、

(以下六行朱書)
一今晚四ツ時分戸柱門江山田喜三右衛門殿任酒酔打と

かし被居候処供之者共見候、皆々野拙といひはやし候よし辻元弥兵衛より承候二付、ケ様之儀者兼而第

一二相嗜事候処、右通被云候儀甚以残念二相考候間、

右之評判可相除ため玄換番所之辺を度々すれもひ候

事、

一町田監物殿家者元禄十二年ニ出来之家ニ而、于今が

んちよふに有之、材木ハ大方松ニ而候よし、

一下櫛木馬場櫛ニ虫付候付今日虫鋪有之、太鼓九十六

挺之よし、式拾四ケ名之内壹名より太鼓四挺ツ、出

候よし、

一円徳院様御勘定所下御通之節、十五六才之二才衆御

勘定所窓より首を被出居候処、不拔候二付風呂敷を

かふせ置候得者、跡ニ而今日之様余り異かふな風呂

敷杯ハ不出置様いたすべく旨 御沙汰之由也、

十四日戌戌 霽、

一六ツ半起、五ツ半より花舜軒御寺御墓参詣、夫より

町田主馬殿所へ一剋立寄、夫より出勤、八ツ後退城、

今日ハ御殿ニ而御用人座触番刀を御作事奉行平田何

某殿被差替、四ツ後暫く御門留有之、七ツ後より横
山要之丞殿へ一剋参、夫より谷山角太夫殿参候へハ
留主なれとも次郎太殿・作太郎殿被居候、大鐘過
帰ル、同剋伊藤万次郎殿入来、明日吉野御馬追二付
馬具借用被致候、暮前下吉左衛門殿所へ一剋参、四
ツ時臥候事、

十五日己亥 霽、

一朝六ツ半起、四ツ時出勤、今日御馬追二付島津織衛
殿・倉山作太夫殿・二階堂源太夫殿・菱刈(空右)兵衛と
の杯入来二付九ツ前御暇、皆々八ツ時入来、四ツ時
被帰候、同剋臥候事、

一今日御馬追二付屋敷前馬上二而通候人数百六拾四人、
外二御厩より三拾四人、都合百九十七人なり、

一御著城以後今日より初而御出座、

十六日庚子 朝小雨麗、後霽、

一朝六ツ過(起脱)、四ツ時出勤、八ツ後退城、

一水尾院より中納言家久両馬卜一所二御拝領之雁金

之琴永吉島津又七郎家二所持之よし、

一折田彦左衛門所江相讚近江ト云て日本へ二ツ有之と

いふ琴所持之よし、最早七百年に及び候琴之よし、

一今年寛永五年上洛之剋難波津の歌三十一字を句の上

にして船中の歴ミにつらね侍しものなり、

家久卿

何事もやつより学ふ道なれや

こゝろをかけて高き賤しき

悪しとてころす命のあはれしれ

二度帰りこぬ世ならねは

忘るなよ忠孝の道あさからぬ

つかふる事をたゝ思ふへし

積りぬる雪の朝けハ乙女子か

花の袖とふみよしのゝ山

似せものゝ刀ハめきゝあるものを

人のなかこハしられさりけり

咲やこの花に釣簾まく朝ほらけ

霞にもるゝ鶯のこゑ

国家のためにしあらハ露ちると

身をおし捨て、おしからめやハ
やとりかる世ハた、夢のこちそと

哀をかけよ人も我身も

理りの義にしたかひて憚からず

改るこそ道し也けれ
(朱書「マ、」)

のかれんとおしむとも又玉緒の

かきりはかなやいつまての世そ

華にして枕の月の下ふしも

夢の浮世や老も若も

名のミ今世にこそ残れ弓とふて

はなの色そふことの葉の道

ふきならずものとかはかり尺八を

五音五調子しる人そなき

夕風の袖も涼しき木つたひに

初音またる、山ほと、きす

こゝろしてつとめによめる経したに

うらやましきハ親の日毎に

求めつ、作為なくとも歌連歌

ミちの習ハたへす伝よ

りのしらへ品は殊更にあひ竹の

ひき出にたるたくひやハある

諫めをもちゆる人のうしろミよ

なれるへにしやえにしなるらん

まつりことすくに道ある人をこそ

天のたすけも守りあらなん

恐れよや堂宮のまへ神仏

老たる人といとけなき人

恥(朱書「マ、」)かはすいもせの中の情ある

えにしやみ世の契りなるらん

類ひひろくさかふる家のすへくハ

おこりてあしきものとするへし

隔にハ紙の障子もなれハなる

人の五臓ハえやハかくれん

ともすれハ思ひ出ぬるたらちねの

いさめハ後のかた身也けり

さりとしてハ千人きりの行もある

たすくる行のなとかなからん

苦しくとその家々のまつりこと

絶へすつゝけよ末の世人(代カ)

矢にあまた習ひあるとも逃犬を

よハふけむ見はあらしと思ふ

苔むせる岩尾の松の鶴亀を

君か千年のためしにやせん

のかるまし科をきるにハ是非もなし

是非なきとてもかるくこすな

計りなく神や仏をたのむ身の

ちかひハもれし此世後よ

馴も見ぬ君か千歳ハいつる日の

かきりあらしな天の香久山

一大鐘前より内記様江一剋、夫より横山安之丞殿江参

り、日入より権五郎様江参り、夜九ツ半帰り、八ツ

過臥候事、

十七日辛丑 霽、梅雨、

一朝六ツ時より加藤家江参り、四ツ時より出勤、八ツ

後退城、直二又々加藤家江参り、日入帰り馬一鞍騎

り、五ツ時より右松家式夜二出る、出席人数十二人、

加藤家三段目終日ハ出席人数土持平右衛門殿・平田

仁兵衛殿・伊集院次郎殿・竹之内宗助殿・加藤清次

郎殿・町田孫一郎殿二而候、右松家より四ツ後帰り、

九ツ時臥候事、

十八日壬寅 小雨降、

一日出起、今朝ハ昨日終日之人数出席可致旨約束いた

し置候二付、遅成候得共不参候得者猶わらはれ候半

と存し出席候へハ、昨日五人之人数耆人も出席無之、

清次郎殿・種子島遠藤宗兵衛三人二而、後稽古所二

而稽古いたし候、今朝ハ風に浮雲を払ふかやうに有

之、誠二面白く候、

一ジミを明礬水につけともし候へハ、一筋二而誠二能

あかる之よし、

一中将様以呂波御歌

古の聖のミちを学ひても

こゝろとめすハ身にハ甲斐なし

ろかひとるいやしき海士におとる哉

人にへつろふこゝろありせば

はからずも人にハ人もまよふ也

こゝろのおくのかため能せよ

似たるこそ友とし学へ人よりも

おとりやハすな身の行を

外よりハ我身の上も見ゆるそよ

わきて独をつゝしめよかし

へたつとて人を笑ふなひとよりも

わかあやまちをそしりこそすれ

とをつ親の恵ミわするな誰も皆

そのとし月のまつりよくせよ

智あるともことハいたくも年たけし

ひとの前にはしらぬ顔せよ

利と義理とこゝろに分よ小車の

つとめ行身をうしと思ふな

ぬきかふる夜の衣のふすまにも

心のまゝにこゝろはなすな

るいすへきものハあらしなたらちねの

庭の教をまもれ人の子

おのれよりこゝろの駒の行まゝに

たつなゆるすなあれまさるとも

わするなよねても覚ても思ふへし

分し此身の親の恵ミを

かそいろにうけし此身ハ時の間も

きすなつけしと心つゝしめ

よくこそハこのむこゝろのすき間より

なを入やすき物ととしれ

誰も皆こゝろにかけて思へとや

忠と孝との道のふたつを

礼するも高き賤しき諸人の

その品々のほどをおもへよ

其職にそなわらされハ人の上の

よしもあしきもいわぬならひそ

つとめよやまよひやすきハ花鳥の

いろ香にめつる人の心を

願事神やうくらん身の上に

たゝしき道を能まもりなは

ならぬとてこゝろゆるすな身の業の

つもれハちりもやまと成ぬる

老人ハ若きをいとへ若き人

長につかふる道な忘れそ

昔よりつかふるミちの其業を

こゝろにかけて守れ世の人

打とけて心ゆるすな壁に耳

もるゝもやすきたとへしれかし

違背すな千種百草置あまる

露よりふかき君の恵ミを

後の世に名ハあるものをいたつらに

我おこたりに身をハくたすな

思ひ立始こそあれ終にハ

たゆむこゝろのこゝろつとめよ

苦も楽も心ひとつによる物を

つとめハ後そたのしかりける

山里も都もいかてかわるらし

すむもにこるも心ひとつに

まことなきこゝろよりこそ祈るとも

御前の神の恵ミあらまし

けふも猶此世のほかの外ならし

たゝいたつらにすこすおろかさ

風俗のよきもあしきも程あれハ

おこる心をつゝしめよひと

こゝろこそ心をつけよ心より

向ふこゝろの心ゆるすな

縁あるもゑんなき人も隔なく

よきとあしきも分ちあるへし

天道にそむかぬ時ハおのつから

家も我身もなかく栄へん

あさゆふにこゝろたゆむな学文は

心を見かく種となるもの

さきの世にたをる車の跡をミよ

後に生れしひとのいましめ

君といへとあやまちあらハいさめをハ

いるゝハ臣の道のミちなり

行末ハ誰しもしらぬものなれや

薄き氷をふむこゝちせよ

目にミるも耳に聞にもあちおふも

聖の道の教たかふな

道ならぬ道をハミちに守りつゝ

まかれるかたに行なまよひそ

しることもしらぬ顔せよこと多き

ことは八人の苦のたねそかし

ゑふとても心乱すなのむ酒に

ふけれハのちは身をも失ふ

ひとかたに思ひ定めてかはらしと

きをまもれよ命すつとも

もろこしも大和も同じ人なれハ

なとか聖にいたらさらなん

性心ハ元より清し世のちりの

にこるをすませもろくの人の

すむ月の光りをミよや人々の

みつれハかくる世の習ひ也

一 逍遙院歌

民におふるこゝろもなく安くねハ

夜のふすまの錦ならまし

一 東郷重位以呂波宇多

いなからも敵のこふしに気を付よ

目つけもあちも此外ハなし

六道にまよへハ地こく曳かへて

悟れハむつのおしへとそなる

はしたなくうたんと思ふ太刀に猶

をしミひかふるつなのかゝるに

俄にもつめかけられて其まゝに

すんの打ふて敵をいためよ

ほとけとて外にもとむる道もなし

むねんむそふの心あち也

へたハたゝ目つけくハしくちからいれ

しふんたかくハたくミ多さよ

とりとめてくわしき事を求なよ

あちハおとろく心のはたらき

知恵もうせならひも去てあきれぬる

時にハあちハあらハれにけり
利根立する人毎にめぐりすき

すくなるあちやとふさがるらん

ぬきいたす太刀を其儘打をこそ

うまれなからのすかたとハしれ

るつうせてかなわぬことハ体と意と

ふちんからの身持也けり

おろかなる心ならずや打果す

太刀をかためておしミぬる人

忘れてもあちハいつへきことそかし

かへの草さへあまつちをしる

勝ぬへき道ハさまくあるとても

たゝていこうをかんゆうとしれ

世の中の人のまねする兵法ハ

たんこんかきの道にうつへし

太刀のつかつよくしめつゝ打にこそ

ちこくの底もあらはれにけり

れんくゝのあそひハへちによりも有り

敵のこふしを我こふしにせは

そくはくの太刀の習ひを其儘に

ひとつになしてこつそかさなる

月花に詠め人間のわれもなし

これや仏のすかたなるらん

ねたしとてちからを入て打太刀の

はやくあたれる事ハあらしな

なかくゝにちかひのすきる兵法ハ

はかいのむてに劣りやハせん

楽も苦も心せむれハあるものを

とめむハさらになにもかもなし

むつかしきこゝろひとつにさへられて

かたきのうつにおくれこそすれ

うつ人もうたるゝ人もなきそこに

本らくうの心たわふれ

るかりたるむねは火宅の地こく也

たゝやきはらへくをものかれよ

のかれざる時の太刀こそはしかけれ

極る鼠ねこをはむせ

大かたの教也ともわするなよ

塵もつもれハ山となるらめ

くり返し思案ハしすな物毎に

ちかくて安き心にそある

やわらくハミきのかひなとこゝろ得て

ひたりハかたしひちと手の内

まの打ハ思ひ定てかゝるとも

敵のさかふハ寸とこしう地

稽古とて外よりよれる道もなし

心のちりを払ふ計ぞ

ふりあくる太刀もむしんに打太刀も

うちての後も無心こそよき

こうしやとて敵をあなとる汀江の

たへまハまけにならんもの也

得たりとてゆたんハしすな太刀のあち

敵より打ハあやうかりけり

てのうちを強くかためて打太刀の

よわくなるてふ事ハあらしな

あちハたゝ敵よりいつるものなれハ

たくミて打ハ意識なるへし

さら／＼と踏より足のはやけれハ

敵のゑんそにかけぬあち也

きと声唯イとわかふして打太刀にこそ

はやき強きハそなわりにけり

ゆうしんハ折ふしことにきくなれハ

まつ汀江を第一とせよ

めにもミス唐土迄も行心

まちかき敵を打ハはつかし

一四時出勤、八ツ後退城、七ツ後横山安之丞殿へ参候

得者留主、谷山角太夫殿参り日入帰り、鏝場へ出張、

暮過より相良作太郎殿入来、四ツ過被帰候、

一松や楓杯の類ハ大木になるものなれハ、小鉢杯へ植

て見る事ハあまり野拙（朱書「マ」）にハ面白からぬと、鳥を籠に

入れて見るに同様に考はるゝ申候へハ、誠に其通な

らんと被申候、

一今日ハ谷山氏へ参候節、次郎太殿より花かつミのげ

んじの花を貰ひおらんとしけれとも、誠ニ折ことお

しけに有之けれハ終におらず帰ける、このころの

出るもやふ歌にても読候おかけならんと独なから存

候、

一夜八ツ半臥候事、

十九日癸卯 小雨、

一

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後退城、七ツ後馬二

而上方方々乗廻シ横山安之丞殿へ参候へ者留主、谷
山角太夫殿参、日入帰ル、直二吉左衛門所江参、又
々鐘場へ出暮迄劍術、四ツ時臥候事、

廿日甲辰 晴、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後退城、七ツ後より
清水馬場より磯辺騎廻シ暮帰、直二右松家式夜出張、
四ツ帰ル、八人出席、

一 いにしへの道を聞ても唱ても

わか行にせずハかひなし

此御歌の三拾壹文字を句の頭にして長崎義護読侍
けるよし也、

いさゝかもあしきを捨ていさゝかも

善を行ひ身をハ慎め

似せて見よ聖人にこそならずとも

賢といふへき人になるへし

知るや人唐も大和もよき人は

たゝ学文のちから也とは

益もなき驕をなさす上を見よ

我身の程を能思ふへし

後といひ心ゆるすな何事も

今一念のうへにまなひて

ミつからを能つゝしミて交らハ

糸ひすの国もすミよかるへし

忠臣の世にし出るもかくるゝも

君たる人のこゝろ二社ある

おもへく何につけても思へたゝ

父と母との深き恵ミを

君ハ舟臣ハ水にて能浮め

水よく舟をやふる(朱書「マ、」)とハしれ

君となる人こそ民の父母なれハ

下を隣(隣力)む心あるへし

天道にうけし誠のあきらけき

心の鏡ちりも曇るな

武士は武備をこゝろに忘るなよ

治れるよに生れおふとも

友多き友の中にも心せよ

損友もあり益友もあり

何事も人の善事ハかたるとも

人の悪事ハ云さるそよき

撰つゝ言葉ハ出せ多言なる

身の災となるものそかし

天道を恐れつゝしめ人しらぬ

心のうちをミそなしるそと

求めつゝ夜昼わかす身の上に

人のいさめをきゝたるもかな

我とわか心のミちに叶ぬハ

わか私のあるゆへそかし

学問の道ならずして身も家も

国天下をもいかておさめむ

おのか身の誠を尽し勤むへし

人をハそねミ羨すして

こふへをハはねらるゝ期に及とも

仁義の道にたかふへからす

情ありて物の哀を知れるこそ

まことの道の心也けれ

いかりにハ難ある物ぞ堪忍し

さて何事も能思案せよ

似あわして麤相なりとも武具馬具ハ

ことかゝざるを嗜にせよ

聖賢の書を見る事は身の上に

其行ひをせむためそかし

速に我あやまちハあらためて

二度せしと身をハ慎め

私をおもふ心の露もあらハ

つかふるミちハいさきよからし

仮初も人もあさけり偽の

たとひ当座(朱書)の虚はふれにして

幾度も身を顧て行ひの

よしあしを向へ道のこゝろに

何事も人に善をハ譲りつゝ

欲をはなれて身ハ後にせよ

舜も人我も人そと思ひつゝ

まなひハいかてしるしなからん

一八ツ時臥候事、

廿一日乙巳 霽、

一朝六ツ半起、四ツ時出勤、八ツ後退城、帰懸菱刈八
郎太殿へ参候へハ留主、暮より吉左衛門入来、九ツ
前届、

一 征矢十二本を一腰といふ事あやまり也、腰に付候へ
ハ老本二而も一腰也と東郷十九郎殿咄しよしなり、
一 伊地知小十郎殿以呂波歌

五の道そ常なれハ
勵ミテ夙夜怠らす
日々忠と孝とをは

外に出てゝも人も又
平生忘れすこゝろかけ

時の僅も油断せず
力を文武に竭すへし

理非をつくく味ひて
抜んで胸を明らめよ

類を求て交るも
老名し人と道知れる

我にましたる人そよき
軽るく浮れ己か身の

欲に任せる人ハたゝ
誰も終りハ身を穢す

礼を守りて何とて
其筋道を履てこそ

終に人ともいふへけれ
懇に善く親母に

何も気さすり懸あけす
楽に此日を送らしめ

無理な叱りに逢ふとても
敬ひ聞て怨ミなく

弥孝を尽すへし
法に任せて我君の

仰付らる其事を
苦にも思はず身を致し

役義弁へ勤むへし
誠ひとつを胸にたて

家内郷党も人は皆
深く推すへく愛敬の

こゝろにさかふものあらし
益なき事を争ふな

敵を求めて害の種子
明くれ露も胸の中

さわき濁らす事なけれ
清く澄てそ物毎に

行当りても増かゝみ
目にミる事もいふ事も

耳きく事もする事も
静に照らし理みへて

叡智の徳もあきらけし
日々に磨きて其徳を

専ら養ひにしへの
聖謨に質し此身をハ

捨て学ふそ人ならめ

本のま、
右安々秀澄かいろはの文字を句ことにかふらせ長歌
(あこカ)
よみて見せけれハ、只その志を悦ひつゝなほ間々至

らんふしとも多サカなれハ、やかてそのあした半の時も

移さず立処にとりなをし、かくなもかきならへ彼か

身の戒にも省ミハやと授ケ侍る、時ハ天保五とせと

いふ年の如月十日なる朝のまの事なりき、

潜隠散人

一夜八ツ過臥候事、

廿二日丙午 霽、

一朝日出起、四ツ時出勤、八ツ後退城、出掛菱刈八郎
大殿參、帰掛升形権五郎様へ參、大鐘過上馬場二而
馬二騎る、暮より右松家式夜江出張、人数八人、四
ツ後帰る、

一齒痛ミ候節ハ、隱岐の国畠中の地藏権現へ能クなし
給り候へハ、一日精進いたし可申と願を立候へハ則
能なる事、奇妙之よし也、

一暮より右松家式夜江出張、四ツ後帰ル、八ツ時臥候
事、

廿三日丁未 霽、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後帰り、明後遠馬二
付三才馬借候二付上馬場二而二三篇騎、直二伊敷洪
谷左膳殿処へ同席中參候而夜四ツ時分帰ル、右出張
二付北条織部殿家来供帰二冷水方小兒へ失礼之儀有
之、右家来貰ニかゝり乍漸織部殿則打果断可被申候

へ共、其筋にて一世遠島可申付候間可聞濟吳旨及六
七度ニ申断、乍漸断相濟候、郷田仲兵衛殿杯二者五
度迄被通候、九ツ時臥候事、

廿四日戊申 後小雨降、

一朝六ツ前起、柏所へ能有之、父上様御同道二而宮之
城棧敷へ參候而能一見いたし候、能九番、狂言五番
有之、日入前相濟候、九ツ時臥候事、

廿五日己酉 大雨、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後帰ル、不塩梅故直
二臥候事、

廿六日庚戌 晴天、

一今日茂病氣故臥居候事、
一今日ハ谷山へ同席中遠馬之企有之候処、右通病氣故
書役篠原仁三次へ申遣村橋彦九郎殿迄右之断申込置、
御殿之方も頼遣候事、九ツ時分堀口玄徳入来、

廿七日辛亥 晴天、

一 今日茂病氣、八ツ前相良堅助殿入来、七ツ半時分被
帰候、直二升形おつや様御出、六ツ過御帰、暮前よ
り堀口滴齋入来、五ツ半被帰候、

一 黄蘗塩元端

不侮脩持清淨身

幾回磨歴ヌス愈天真

来々去々無差路

死々生々没兩人

白刃出能捨鉄骨

青山終弗著紅塵

求背跌坐離情泚

突出杖頭万劫青

廿八日壬子 曇天、

一 今日も病氣ニ而出勤不致、

一 宮之城八幡宮江奉納具足誠ニ古物のめつらしき具足
ニ而、公義へも聞得差出候様ニと有之候得者、焼失
之旨御返答之よし、

廿九日癸丑 晴天、

一 朝六ツ起、四ツ時出勤、八ツ後退城、帰懸に前内記
様へ立寄、九ツ時臥候事、

(朱書「マ、」)
一 今日 立候事、

三之巻終

四月中日記終

常不止集

天保十二年辛丑五月中四之巻

朔日甲寅 大雨、

一 六ツ過起、四ツ前出勤、八ツ後退城、

一 今日月番承、引合桂真十郎ニ而候事、

一 今日者下方大水出、八ツ前五尺之届承候事、

一 九ツ時臥候事、六ツ過より右松家式夜へ出張、

二日乙卯 霽、

一 六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後退城、直二平田鞆負

とのへ参り、帰懸升形権五郎様へ参る、六ツ過より

右松家式夜へ出張、四ツ時帰ル、出席人数十四人、

九ツ過臥候事、

三日丙辰 霧、

一 六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後退城、大鐘より鐘場へ出張、出席人数二拾貳人、暮過より私宅軍学式夜出張、出席人数十四人、九ツ前被帰候、

一 桜島未滝者下へ者流れ不通候よし、

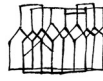
一 桜島も忽不出内者もへ穴無之、唯野原二而為有之よし、

し、平原四郎兵衛殿十六才之時登り被見候由直晰承候、今之もへ穴之辺へ権現堂為有之よし、又穴之辺

へ白水之池といふ実ニ白き水之池為有之よし直晰也、

一 未滝ハ未之時ニ見得候付未之滝と唱候よし、

一 本法之石垣石切合様者左之通ニ而候よし、



壱ツをケ様切合二重
ニ組上るものよし

四日丁巳 霧、

一 朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後退城、暮より高岡

本田次郎兵衛入来、九ツ時帰ル、九ツ半臥候事、

一 朝霜の雪はつしろき草葉哉

玄旨

五日戊午 雨、

一 朝六ツ半起、四ツ時出勤、九ツ御暇、上方方々礼廻り、八ツ時帰、直ニ宮之城・垂水・梅田家へ参、八ツ半より友次郎殿昇り立納めニ付権五郎様へ参り、

五ツ時帰り、四ツ臥候事、

一 先達而町田主馬殿当番頭御役被仰付候節亀沢沢右衛

門殿句

千石のミのり初やな、代田

六日己未 雨天、

一 朝六ツ半起、四ツ時出勤、八ツ後退城、帰宅、直ニ

村橋彦九郎殿へ参る、同席其外書役肝煎十五人也、

牛引或ハ綱を張り飛くらへ抔有之、拙者二者肩丈よ

り二寸位下ケ手もなくとひ候、外二者大方帯より二

三寸上り、或ハまた帯りニ而候、暮より御用人新納

主税殿・新納次郎四郎殿杯入来、拙者事ハ些早目ニ

五ツ時分ニ帰ル、四ツ過臥候事、

七日庚申 小雨、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、出掛村橋彦九郎殿へ一剋
立寄、八ツ後退城、暮より右松家式夜江出張、四ツ
過帰ル、出席人数十四人、九ツ過臥候事、
一興国寺八元岩崎折田清十郎殿辺へ立居候由、

八日辛酉 小雨、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後退城、暮より私宅
歌会、加藤東市郎殿・相良作太郎殿入来、九ツ半被
帰候、

東市郎清通夕立

俄にも涼しく成ぬ夕立の

あとよりはるゝ月のさやけき

相良作太郎頼重納涼

うへ立し田面の稲葉露散りて

袂に風のかよふ涼しさ

一八ツ時臥候事、

九日壬戌 晴天、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後退、帰懸安田喜藤

太とのへ参候得共病氣故不逢、直二帰ル、七ツ後よ
り弥兵衛参り、暮過帰る、四ツ時臥候事、

一江戸杯二而栗之花咲候得者梅雨ハあがると申之由伊
木七郎右衛門殿嘶之よし也、

一昨日より明日迄於南泉院〔朱書〕マ、一 文燕院カ二恭□院様四十九日百ヶ日
之御法事有之、

〔朱書〕マ、
一十

十日癸亥 大雨、大二雷鳴、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後退城、暮より右松

家式夜出張、出席八人、四ツ後帰、九ツ時臥候事、

一今日神鳴ハ荒田松榊山家之木・平佐ギンナン之木并新納四

郎右衛門殿所昇竿へ落候、四郎右衛門所者板蔵迄も

角之方崩候よし也、

十一日甲子 雨降、

一朝六ツ半〔起脱カ〕四ツ時出勤、八ツ後退城、八ツ半時分臥

候事、退城懸権五郎様へ一剋参候へハ、八ツ〔朱書〕マ、帰り半

二中途ニ而傘を吹崩され、(朱書ニマ、)似牛ぼうに誠ニおかしき次第也、

一十五六才之女の歌

ともに名のたゝんほうしとする墨の

音さへ忍ぶ閨の玉章

学へたゝ夕へに聞し道のへの

露の命ハあすきゆるとも

十二日乙丑 雨、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後退城、暮より右松

家式夜江出張、出席人数八人、九ツ過帰ル、八ツ後

臥候事、

一

山川江参候ア亜墨メ

利加船之図

船ノ形箱ノ如シ

舟ノ内家ノ如キ

物金蔵ノ如シ、

人数ハ三十六人之内日本人九人

乗居候由



カチト見得候

十三日丙寅 雨降、

一朝六ツ半時分起、四ツ時出勤、八ツ後退城、大鐘よ

り安之丞殿へ参り、暫して帰ル、暮より私宅軍学式

夜、出席人数九人、四ツ後皆々引取、九ツ時臥候事、

一此三十年以前ニ浄光明寺松之木へ雷落、大松木一本

焼ケすたり候よし、

十四日丁卯 風雨、

一朝六ツ半時起、四ツ時出勤、八ツ後退殿、

園田成芳覚書

一光久公雉子御ねらひに吉野原ニ御差出被遊候処、六

尺計成男雉子笠をかふり鉄炮を持雉子ねらひ候様子

相見得候ニ付、御供之衆より、何者なれハ御法度の

場ニ而鉄炮持罷居候哉と咎目懸候へハ、右之笠をぬ

き捨逃行申候を 光久公被遊御覽、右之者追候二不

及候、かの者持居候笠を持来候様ニと被遊御意候故、

右之笠を拾取被差上候処、其笠に持主之名書付有之

候を被遊御覽、扱不屈至極なる者也、兼而此処者鉄

(薩藩諸記録一より補)
炮[▽]法度申付置候処也、然るに雉子ねらひ候儀死罪

のかれかたき者也、△早々追付名を承候様二と被仰付、小刀を以笠に有之候名書を御けし捨被遊候、左候而、追手之衆を御呼返し、大事成科人二而候間、

必ずにかし不申候様可仕候旨被仰付候故、何れも逸足を出し追行候を、又々御呼返し被遊候故、右之者を取逃シ不可申旨被仰付、及両度御呼戻被遊候故、右之者何方共不知逃行候故、何者共不相知候事、

一 光久公或時桜島に被遊御光儀候処、横山より八九丁手前より海上に御飛入、横山さして御游被遊、横山

御飯屋之下二御上り被遊候へハ、御跡より大きなるふか頭を出し申候二付、御近習之衆より、扱々御運

御強き御事二奉存候、只今御跡に大き成ふか頭を出し候よし被申上、光久公被聞召上又々則海江御飛

入、烏島をさして御およき被遊候二付、御供之面々肝たましひも身に不付あされ被果候、しかれとも無

何事烏島へ御上被遊候故御近習之面々被申上候者、ふか頭を出し申候も只今之事二御座候処、則海御入

被遊候儀御運強けれハこそ候へ、あふなき被遊かた

のよしと申上候へハ、光久公御意、其方共分を不存者共哉、三国之太守二生れくる果報二而何ぞ魚鳥のゑしきにならんや、若又魚鳥のゑしきに成程之運二而ハ三ヶ国之太守二なる事も不面白候、いはんや乱世之砌二者と被遊御意候事、

一 光久公東国御參勤之節国分之内小村二御滞宿被遊、明日四ツ時御立可被遊由被仰出候故、翌日五ツ半より不残御供二罷出奉待候処、八ツ時迄御酒盛最中二而御立不被遊、御供之御家老者島津^(又通)書殿舎弟島津

^(又度)中務殿二而候、御酒盛之御座敷へ被出長谷場伊角殿・平山久馬之介二向ひ被仰候ハ、^(薩藩諸記録一より補)各儀ハ当時御目付

役にて候得ハ△万事の善悪をたゝし御仕置のくさびの役目二而候、今日四ツ時御立可被遊旨被仰出候故、

今朝五ツ半より不残御供二罷出、馬二ハ重荷付、諸人別而難儀仕候処二、左様成儀も不申上御酒盛之御

相手二罷出候儀役目不相応、則御前可罷立候、中務儀御名代二御供之人数を召列則可罷立と被仰、御間

関二而高声二、御名代中務罷立候間御先之行列よりくり出し可申由被仰候、光久公被聞召上被遊御

意候、中務殊之外立腹為仕様子二候、とかく六ヶ敷可有之候間、御立可被遊旨御意二而則御立被遊候事、

一 島津甲斐殿事、小歌之上手之由兼而 光久公被聞召

上候故、西目御參勤之節於いから島二御意被遊候ハ、

今晚こそ兼而被聞召上候甲斐殿小歌御所望可被遊由

二而、夜入時分より御酒盛始り、夜中二御意二而三

度御所望被遊候、又御近習之面々よりも度々所望二

而候得共、甲斐殿うたひ不被成候、夜明候節其通二

而、御酒盛治り申候、翌日御近習之面々より甲斐殿

江被申候ハ、夜前 御意二而三度迄御所望被遊候処

二御うたひ不被成候儀如何之由被申候得ハ、甲斐殿

何そ返事も不被成、につこと打笑ひ被居候故、又々

脇より三度迄御意を御そむき無心元被申候、其時分

甲斐殿大の眼を見開き被仰候ハ、御家老役を相勤候

者太守之前二而小歌なとをうたひ候儀曾て無之儀也、

各抔ハたとへふりまはりおとりまひ申共、御前二而

小歌二而も御家老ト申者うたわさるもの、よし被仰

候、

一 光久公の御代、諸人より進上之目録請之へき、上下

(朱書「マ」)

二 不依御細工所に被遺漆にてくろく御ぬらせ被遊候
二付二御細工奉行より御納戸奉行二相談被致候ハ、

御前より塗二御下ケ被遊候へき、殊之外廬相成手よ

はきへき二而候、然を漆二而黒塗二仕候へハ殊之外

御損二而候、手強きへき相調塗申候ハ、御為二も候

よし被申候二付、則御納戸奉行より右之段被申上候

得ハ、光久公被遊御意候ハ、左様仕候へハ宜儀上

も御存被遊候、本より此中より塗調差上候へき曾而

御用二も不相立候、然共右へき御ぬらせ被遊候儀、

漆仕候者共之かつへさる様二と被思召上候故御ぬら

せ被遊候間、此中之通塗調可差上候、以後共左様成

こしやく成事に氣を付申間敷候、惣して細工人細工

無之時ハ色々之悪心を起し、盗人亦は火を付申候、

左様二候へハ殊之外大き成御損被遊もの二而候由御

意被遊候事、

一 光久公御代に波江野千千代と申町人若衆有之候、後

二者波江野孝右衛門と申候、母ハ山野田与左衛門と

申而 光久公御心易被召仕候者之姉二而候、右千千

代事、須磨仁右衛門と申鼓打之弟子二付而稽古仕候

故、御參勤之節千千代母御内証より、千千代事須磨仁右衛門弟子二而御座候間、此節之御供仁右衛門同前二江戸江被召列可被下旨奉祈候故、三人御賦被下江戸江可被召列旨被仰出候、御供之御家老種子島〔久時〕藏人殿御承、則被申出候者、町人に三人之御賦被成下江戸へ被召列候儀跡々無之儀御座候、御赦免被仰付侍二被召直候ハ、格別之事御座候、然其当時鼓稽古仕候とて町人を侍二御赦免被仰付候先例も無御座候、此儀ハ御意二而も絶而不罷成儀二御座候、此節御參勤之御供藏人二為被仰付事二御座候へハ、藏人より右之段申上候由被仰上候、光久公被聞召上、藏人申上候儀尤至極被思召上候、流石家老職被申分程有之由御意候事、

一 或時光久公島津市正殿〔忠広〕被召列築出御茶屋御入被遊

さまたけに成候儀を仕候儀、言語道断不屈至極二被思召上候、凡国家之仕置と申ハ親きうときもかまわす善悪二付而正道二執行を以仕置候様二す、猶以親きもの悪事有之とき重科に行事仕置之專一とする所也、然る時ハ近江仕形逢 上聞通悪事於無別条ハ切腹被仰付家を御つふし可被成候、新納一睡ハ同名之事二而、早速近江宅江參様体見届委細可申上旨、殊之外被遊御立腹御意二而候、一睡ハ奉畏、則近江殿所に被參暫く有之被罷帰候故、市正殿を始御近習之面々一睡の返答に依て善悪相極事候得ハ、かたつをのミ被罷居候、光久公被遊御覽一睡何様二有之候哉御尋被遊候、其時一睡被申上候ハ、近江所へ參様子見届候へハ、御意とハ格別成事二而御座候、近江事、永々病氣ニおかされ存命不定ニ相見得申候、只今之様子ニ而ハ中々廿日共にた得申様子ニ無御座候、いわんや昨晚行屋にて人をねちころし為申なと者、近江大病ニて御座候へハおもひもよらざる事二而御座候よし被申上候、光久公被聞召上につこと御笑、左様ニこそ可有之旨被思召上、最早御落著被

遊候、近江なと下々之者之様ニ左様ニ悪行ハ不仕筈
之儀被遊御意、以後近江殿病気快氣之節横目頭被仰
付、御高三百石被下候事、

一或時 光久公下方ニ被遊御越候、彼方ニ飢に及候者
余多有之候ニ付、皆共不殘飢米被下候、左候而、御
帰館被遊、則竹之内助市を御呼被遊御意候者、此節
下方ニ被遊御越ニ付、其方ニ別而能御ミやけ可被下
と被思出御呼被遊候由御意候、助市より申上候ハ、
難有次第奉存候、何様なる御ミやけ被成下候哉と、
其節御意被遊候ハ、其方平生慈悲を被成候様ニと
度々申上候、此節下方ニおひてうへに及者余多有之
候ニ付飢米被下候、何より之ミやけニ而可有之と被
遊御意候、此時助市被申上候ハ、夫ハ小人慈悲と申
て女はらへの仕事ニ而御座候、国主之慈悲と申ハ左
様成うへ人の国中に無之様ニ仕置仕候者ニ而御座候
よし被申上候、其時 光久公御意ニ、尤至極ニ被思
召上候、已後共御心得可被成儀と被遊御意候事、
一 光久公御下向之節於伏見佐土原島津式部殿是モ江戶^(久志)
へ御上りニ付被居候ニ付、此御方御屋敷に參上ニ而

御機嫌能被遊御著候御祝儀被仰上候、御支度裏付上
下御著用ニ而候、右ニ付 光久公御意被遊候ハ、於
江戶方ニくかひ仕候者之支度ニ氣を不付如何敷被思
召上候、今日ハ任伺御機嫌參上ニ而候へハ麻上下著
用可仕事ニ候、已後共左様成事に氣を付可申由御意
にて御叱り被遊候、兩日有之、亦々式部殿御屋敷に
參上被成候、其節ハ麻上下著用被成候ニ付 光久公
被遊御意候ハ、此中ハ著之御祝儀ニ參上ニ而候故麻
上下著用之場ニ而候、今日者只御機嫌ニまかせ參上
ニ而候得ハ裏付上下著用之場ニ而候、黑白茂不分支
度之由御意ニ而殊之外御しかり被遊候事、
一 光久公ハ毎月御日待被遊候ニ付、増山曾兵衛と申而
御漸御相手ニ每度參上之人被申上候ハ、殿様ノ每
月御日待者如何奉存候、出家・山伏皆共御機嫌宜様
ニ迎御日待差上候へハ、御直ニ被遊候二者及中間敷
と被申上候、 光久公被遊御意候ハ、成程出家・山
伏皆共左様ニ可仕候、為御身に者御日待不被遊候、
諸士ハ本より之儀御領国中諸人之為に御日待被遊候
由御意候事、

一 光久公御前に或時勝岡市左衛門と申人細工人罷出御用被仰付候節、市左衛門へ是ハ唐しんちう二而候間被下候由 御意二而、六寸廻り計之しんちうを被下候二付而押いたゝき罷帰り、其晚拝領仕候由二而金具師二見せられ候処ニ金具師申候、是唐しんちう二而ハ無之候、金二而候由申候二付、翌日罷出市左衛門より申上候ハ、昨日拝領被仰付候唐しんちう夕ハ金具師二見せ申候へハ、唐しんちう二而ハ無御座候、成程玉金二而御座候由申候二付返上仕候由申候、光久公御意被遊候ハ、夫ハ成程唐しんちう二而候、下手金具二而玉金と申候半と被思召上候、成程唐しんちう二而候間申受候様二と被遊御意候、市左衛門申上候ハ、下手金具二而候得共 殿様より者唐しんちう・玉金と能見知申候間返上仕候と申上候、 光久公御意被遊候ハ、大馬鹿を申候と御笑候事、

一 綱久公者御部屋栖之内被遊御逝去候、御一世の中(一)薩藩諸記録より補御領国中に御飯屋御立間敷由御意二而△始終▽御飯屋御立不被遊候、 光久公より御立被遊候△御飯屋二而御すまし被遊候事、

一 光久公より二之丸に御普請被遊、綱久公二被進上候、十二月御煤スさけ之節綱久公より被仰渡候ハ、 光久公より為被下御普請之儀候間、御煤下ケ二付未々迄もたゝミ敷付之儀被進候時之敷付二不違様二敷付可申候由被仰渡、其通敷付有之候事、

一 綱久公於江戸上野に被遊 御仏詣候処大雪降申候、然共御乗物の両方之戸を御ひらき、御乗物之敷居之上二両之御手を御上せ被遊候故、御駕籠廻り之衆より、殊之外之大雪二而御座候間、御乗物之戸を御さし被遊度奉存候、御身茂よわく被遊御座候へハ、寒に御当り如何可被遊御座奉存候由申上候、其節被遊御意候ハ、人間貴賤上下皆共五体五りんハ何ぞ為替事ハなきもの也、過去之善報二依而貴人と生れ下と生るゝ我か縁、くわこの善報二依而只今三ヶ国之嫡子と御生被遊候故、同人間より一命を捨てうやまはれ候、今日の大雪別而御供之者共難儀仕候、せめての事二御手計成共雪に御うたせ可被遊と被思召上候よし御意被遊候、始ハ御身のあたゝかなるうちは御手の甲二ふり為申雪きへ申候が、後二ハ御手ひへ申

候故御手甲に雪つミ為申由候事、

一 綱久公は、御閑狩にハ不依風雨毎年御在国之節ハ御登せ被遊候事、

綱久公者正月二日二者諸士の兵法毎年被遊御覽候事、
一 綱久公ハ何方ニ被遊御差出候ニも御剋限無相違、たとへは四ツ時之御触ニハ四ツのかねの沓ツ打初候と則御差出被遊候よし候事、

一 弘文院殿殿は芝御屋敷前御通り有之節、不依風雨何時ニ而茂乗物より下り御通りニ而候、乗物より下り御通り之様子ハ、薩摩守綱久殿ハ聖賢之道を守り當時日本之賢人也、左様成人の門前を知人無之ととも乗打を致候事如何之由被仰、下乗被成御通候事、

一 綱貴公六月御下向之節、於御道中江田武兵衛ニ被仰付候ハ、其方事御先ニ參、何ぞ食物類有之茶屋之近辺ニしはらく御駕籠を可被立候間、す、しかるへき場所見立可申由被仰付候故、武兵衛御先ニ參、御意之通之場所を見立御駕籠を被立候、其節御近習役之人々江被仰付候ハ、今日ハ殊之外暑氣強く有之、御供之者共別而難儀仕候間何そくわせ候様ニと御意被

遊候故、御近習之人々より被申上候ハ、御近習廻り計可被下候哉、また外様迄可被下候哉、御尋被申上候、綱貴公御機嫌悪敷御様子ニ而、今日致供候者

ニハ壺人も不残くわせ候様ニと被仰出候様家中之草履取類迄不残被下候故、其辺之茶屋ニ水一しつুকも無之候、左候而、追付被遊御立御壺宿之御本陣ニ御入、先御取次之御近習役を御呼被遊御意候ハ、先程御供之者ニ何そくわせ候様ニと被仰付候節、御近習廻計可被下候哉、亦外様迄可被下候哉御尋申候、我様ニハ御先祖様御代々五百年來御相統為被成御家ニ候得ハ、三ヶ国之町人・百姓ニ到迄外様と申ハ壺人も御持不被遊候、其方事ハ外様之何様之と申分能為存様子ニ而候、とれよりとれ迄を外様と申候哉可申上旨被仰出候故、右御近習役之人必至と迷惑被仕甚以こまり被申、其時被遊御意候ハ、此節迄ハ被遊御免候間、以後共左様成不忠之言葉出し申間敷候、其方不案内ニ而為申ニ而可有之候、表方之諸士承候者其方を差置申間敷候よし被遊御意候事、

一 綱貴公或時福昌寺へ被遊御仏詣、住持被召出御直に

被遊御意候ハ、御仕置を被遊候ニ先盗人も為仕もの何方ニ而も死罪に被行事ニ候、然共ぬすミにも段々品可有之事に候様子ハ、我身ひとつのかせきを以極老之父母を介抱仕者、永々大病におかされ快氣を得ても長病ニ而こんきう、その上しかくの渡世続も無之、目前に父母渴命に及候故無是非致盜候者も可有之候、是ハ孝にかへたる盜ニ而候得共、致盜候上者死罪に不行して不叶事也、或ハ亦生付とんにしてものいゝ分明ならん者、盜を言掛られ言分候事難成ころさるゝ者も可有之候、或ハまた主をころしたる者ハ親兄弟迄も死罪に被行事なり、其親兄弟右式大悪を少も不存者なれとも大罪之故是又親兄弟死罪に行所なり、然者石式之者とも誠にむさん之仕合別而かわゆく被思召上候、依之住持所ニ而此金子を以能々とむらひゑさせ候様ニと被遊御意、小判金拾兩懷中より御出し御手渡ニ被下、住持泪をなかし、誠ニ以難有仕合、只今之御意ニ而ハたとへ吊不申候とも成仏可仕候、其為御菩提所に御座候間御金を戴くに申不及候間、於御寺に能吊ゑさせ可申由ニ候御金を

被返上候、其時被遊御意候ハ、思召有之御金御持參被遊候間、じたひ不仕受用仕候様ニとの御意候而御金住持ニ御渡被下候事、

一或時 綱貴公常盤谷に御入御一宿被遊候節、有川設樂之介より被申上候ハ、乍憚 殿様二者御用を強く御聞被遊候故御草臥可被遊と奉存候、依之奉存候者御用之格を被遊御定、たとへハ十ノ物を三ツ程も御聞被遊、残七ツは御家老被承被相濟候様ニ被遊度奉存候由申上候、綱貴公被遊御意候ハ、致左様候者御用之品少く御聞被遊儀者上茂被遊御存候、先以御国之大守と申八国中之諸人の父母として子をおもわさる利あらんや、家老中ニまかせ置候時ハ、尤我様よりきりやうすくれたる家老中なれハ万事可有之候、然とも爰に人に備りたる情有之候、其情と云ハ家老中ニ仕置事をまかせ置万一不届して諸人も痛ニ罷成儀ハ無哉と被思召上候時者、きつく御用御聞被遊候者御気をつかわるゝ故御草臥被遊候、たとへハ此節設樂之助ハ在国被仰付候、江戸へ者不被召列、依之孫之五郎二者定而親分を頼可申候、其親分者別而正

直ニ律儀なる、万事功者我にましたるものを頼可申候、夫ニ而も何之氣遣ニハ不存候哉と被遊御意候事、

一 喜入安房殿(久亮)の息女又八郎様(綱貴男、久備)ニ御縁組被仰渡候節、

綱貴公御自筆之御書付を以^(確藩諸記録)安房殿被仰渡候付、安房殿より被仰上候ハ、被成下候御書付△私家之記録

ニも罷成事ニ御座候間、何卒御判被遊被下度旨被仰上、

綱貴公御意被遊候ハ、縁組類之儀御判被遊かたく候、以後何様之儀も有之、戦功有之時被遊方なく由 御意候事、

一 綱貴公御仕置者被仰付候日者早晚之様ニ御膳も不被召上、早晚其日者常盤谷ニ被遊御入、最早今日何時

ニ成候哉と毎々御尋被遊候、大形今日も九ツ時ニ而も可有御座候哉と被申上候得者、仕置者相済可申候、

国之政道正敷無之候ニ付而科人余多出來事ニ而大事之人をころし候事、嗚呼誠ニむさんの仕合ニ而かわゆき次第被遊御意、御目に御泪をうかび申候事度々之由候事、

一 綱貴公御代に天下之御包丁人頭原金左衛門殿と申人、此御方様ニ御心安き御立入之人芝御屋敷ニ被參、

綱貴公ニ御取次を以被申上候ハ、公方様御事、天門冬別而御好物ニ而御座候間、早晚六月土用ニ焼酎と

一所ニ御差上被成候得共、脇方之天門冬御好物之故最早無之候、尤、脇方之天門冬ハちひさく風味能無

之御用ニ不相立候、依之御内証より右天門冬御差上被成度候、公方様ニも左様被思召上候由、綱貴

公被聞 食上被遊御意候ハ、公方様被召上候物を御内証より御意ニ而も被差上候儀ハ曾而不罷成候、

御用ニ而候ハ御月番之御老中を以被仰渡候ハ、如何様ニ而も可差上候、被召上候物を御内証より差上候

儀絶而不罷成候由被遊御意御差上不被遊候、公方様ハ綱吉公ニ而候事、

一 綱貴公常盤谷に御一宿被遊候節、有川設業之介・山下喜左衛門兩人ニ被遊御意候者、其方共事、御心得

御前に被召出御漸等被遊候儀、かまひて出頭仕と存間敷候、平生御用等余多被聞召上候故御世話のミニ

而被成御座候間、御なくさミのため被召寄御漸等被遊事候間、是又別而其方共平生存詰可申候、其方と

も御心易被召寄候ニ付而ハ、諸人より御内証ニ而も

達貴聞可被下なと頼可申者可有之候間、不依何色二
訴訟等之儀一向受合御内証より申上間敷候、左様二
有之候得ハ御仕置之妨ニ罷成候、たとへハ筋々之通
表方ニ相付申出相済申事ニ而候、其方なと一言ニ而
も申上候ハ、其訴訟申達間敷候間、此等之儀平生心
中ニ存詰可申儀第一之由被仰付候事、

一 加世田に兄弟之百姓有之、母壹人介抱仕申候、別而
孝行ニ有之候、或時 綱貴公日新寺江御仏詣被遊候
節、加世田士踊被遊御覽候、前方御書院御縁かわに
被遊御出座、右孝行之百姓兄弟共ニ御しらすへ被召
出被遊御覽、御用人鎌田(政辰)後藤兵衛御取次ニて被仰渡
候者、其方兄弟壹人之母に別而孝行ニ有之由達貴聞
神妙ニ被思召候、江戸江相聞得候而も正道成御仕置
故、其方杯之様成孝行之人御領國中ニ有之候との御
沙汰、且又他国迄之聞得別而御満悦に被思召上候、
依之御褒美として当時作来候御蔵入式拾五斛不残永
代作取ニ被仰付候、且又下々と乍申道を相守、兄弟
之者今日御覽被遊候ニ付壹人ニ青銅式百疋ツ、兄
弟二百疋被成下候よし被仰渡候、右兄弟之者難有

被仰付候付加世田噯座江罷出申候ハ、私共母ニ孝行
仕候とて段々御褒美被下候、私共何そ是こそと申孝
行ハ不仕候ニ付而ハ、被下候御褒美申請候儀ハ(薩藩
諸記録より補)如
何之由申候、噯中よりも其方兄弟別而孝行ニ有之儀
ハ△国中之諸人為存前ニ候、夫故右之御褒美被下候
と被申誠之孝行何れも被申候事、

一 於江戸 綱貴公上野江被遊御仏詣候所ニ俄ニ大雪降、
上野御寺内ひさつふしに雪掛り申候、御帰館之節直
ニ桜田御屋敷護摩所に被遊御入候、然処ニ何様之御
用ニ而候哉、御先供之内山本伝左衛門早馬ニ而何方
へか被參候、一時余り有之被遊御立芝御屋敷御玄喚
に御入被遊候節、御用人野村太左衛門殿より御供之
諸士一身者・御駕籠者下々迄被仰渡候ハ、今日上野
へ御仏詣被遊候処俄大雪ニ而御供之者別而難儀仕候、
依之桜田御屋敷御入彼方より山元伝左衛門早馬ニ而
被遣御供之面々江粥相調くわせ候様ニと被仰遣候間、
物奉行所下或ハ御台所江參り味噌漬大根・粥を被下
候様ニと被仰渡候、何れも難有奉存候、罷出候へハ
粥を被下候、其節相良市郎左衛門殿御小納戸ニ而御

供被致候、殿様ハ御玄閑より御入、御書院を御通り御近習番所より御座之間被遊御入候、市郎左衛門殿ハ近道を罷通御先ニ御近習番所ニ被參候而被罷居候を被遊御覽、市郎左衛門殿を御ひさもとに被召寄被遊御意候ハ、其方ハ野村太左衛門より何様にも不承候哉との御尋被遊候故、市郎左衛門殿より被申上候ハ、御供之面々江粥を被下候よし承申候由被申上候、其時被遊御意候者、左様ニ承候ハ、其方支配下之者ニハ何とて右之段不申聞候、今日之大雪御乗物被召候而さへ御難儀被遊候、いわんや歩行或ハ其方抔之様馬上ニ而御供仕候者別而難儀ニ可有之候と被思召上、桜田御屋敷ニ御入山本伝左衛門被仰付早馬ニ而早々粥を相調置、御屋敷ニ御入候ハ、則くわせ候様ニと被仰遣候、左様成御志を其方支配之者へも不申聞、其方計御近習番所江參儀儀支配覚悟之詮無之候、以後共万端氣を付候様ニと被遊御意候、雪降出し候間御乗物之戸を御ひらき被遊、先年 綱久公被遊候通被遊候事、

一 綱貴公江戸江被遊御座候節、河野造酒之丞殿御前に

被相動居候処、御国許より御使有之、御屋形御類焼之由申来候、其節被遊御意候ニ、御屋形御類焼ニ付而ハ人死ハ無之候哉と被遊御意候、いや人死ハ忝人も無之よし承候段造酒之丞殿より被申上候、亦被仰候者、武具者焼申候哉と御尋被遊候へハ、武具之儀ハ大形焼失候由被申候、亦々被遊御意候ハ、御代々^(薩藩諸記録より補)之▽御記録ハと被遊御尋候、△御記録ハ忝ツも焼不申由被申候、大事成御記録を三番目御尋被遊、人死を忝番ニ被遊御尋諸人難有奉存候、二三日有之、御国元ニ御使有之候ニ付、平生御前ニ被召置候から矢五拾本武具焼失之由ニ付、是成ともと被遊御意御国元江被遣候よし之事、

一 綱貴公夏御下向之節、備後国矢島より御供之舟ハ御跡被召置候、小早小鷹丸被為召惣御供立より先ニ御下向被遊、筑前之内蘆屋より川舟ニ被為召川上りニ小屋瀬御著、夫より種子島彈正と御名乗、無御泊屋夜御休計ニ而御下向被遊候、御駕籠之者も無之、次人足ニ而御駕籠を廻し御通被遊候、種子島彈正と御名乗被遊候故、宿々ニ而御茶屋ニ御入之儀難成、宿々

二薩摩問屋^(一)、^(二)志里ツ、有之二被遊御入候、肥後の国

八代に被遊御入、薩摩問屋△正中屋と申に御入被遊

候処ニ、たゞミ古く有之候ニ付而者朝五ツ時ニ而候

剋御立被遊候、御駕籠廻しの人足も未參御歩行被遊

候、其時之御供二者御茶道田原友雪・使足輕馬渡橋

助・御手道具持永田稲右衛門・御草履取園田新平四

人計の御供ニて候、八代川を御越之節ハ御舟之上ニ

而御手道具を御杖ニ御付候、左候而、道々被遊御意

候ハ、其方共未朝めしを不被下候哉と御尋被遊候、

其時皆共未被下候由申上候所ニ御意被遊候ハ、嘸ひ

たるく可有之候旨、乍併昨日より未食事を不被下候、

今朝も不被下と存候故心草臥候ニ付身も草臥申候、

只今平生なれハきのふよりくわぬ、今日未くわんと

申候、乱世之節ハ生死の難儀を仕、七日も八日もく

わん筈ニ候、左様成事武士と申者者何日不被下候而

も道を如何程ニあゆミ申と心見罷居候事ニ候、御前

ニも未今朝御膳不被召上候、ひたるく有之候而も堪

忍仕候様ニと御意被遊候ニ付、皆々共是ニ勢ひ付御

御越被遊此間ニ高き岡有之、右岡之半分計より水出
申所有之候ニ、御腰に御下候御水呑ニ而右水を被召
上候節、吉田右衛門次郎殿次人足に御駕籠を為持被
參、御駕籠ニ被為召候半哉と被申上、被遊御意候ハ、
最早ひなくも今少ニ成候間御歩行被遊候と御意ニ而
候、御駕籠之内ニ紙ニ包候物式ツ可有之候間、右衛
門次郎殿取而可差上旨御意ニ而候、則右衛門次郎殿
より取而被差上候を、道のかた原の芝の上に御かゝ
ミ、右式ツ之紙包より御つくねめし四ツ・焼味噌式
ツ御取出シ、右衛門次郎二者最早今朝食を被下候哉
と御意ニ而、右衛門次郎殿被申者、私儀只今八代ニ
而被下候と被申上候、四ツ之御つくねめし・式ツの
御焼ミそを五ツに御手つから御分ケ被遊、壹ツ分ハ
御前ニ御とり被遊、残り四ツを田原友雪・馬渡橋助・
永田稲右衛門・園田新平四人を御呼被遊御手渡ニ被
成下候、誠ニ以難有儀不過之、新平存候ハ、昔之衆
殉死を申上候ハケ様成事之節ニ而可有之候間、御約
束可申上と奉存候へ共、公義御法度之儀ニ候へハ右
之段申上候儀如何と奉存差控申候、扱被成下候食老

親に持下りくわせ可申と存候へ共、只今二而も何事も有之候ハ、はたらかせ可被遊と被思召上被下事と存当り申候、則被下候、左候而、ひなく二御着、小舟に被為召佐敷之様二御越候処二、其日式百十日二而候故、大夕立兩度參風茂立候二付、田之浦より陸へ御上り御歩行二而佐敷へ被遊御著候、其時道々被遊御意候ハ、兵庫殿・筑後杯のよふに御身持ハ難被遊候、右之衆者殊之外衆之身持を仕よしと御意候事、(光久雜至)綱貴公御代江戸高輪御屋敷御類焼以後、陽和院様田町御屋敷二被遊御座、其夏 綱貴公・陽和院様被遊御同道兩國橋花火御見物二御出被遊候、陽和院様二者川舟御借り被為召候、綱貴公二者早崎丸とて田町御手舟有之に被為召、定主水被召乗被遊御越候、陽和院様御舟は御跡、綱貴公御舟ハ御先きにて御しのび花火御見物二被遊御越候、然処に兩國はしの下二而川上より小舟參候二付、此方定主より舟と申候へ共向の船不聞付候哉、向の船の申程に此方の御舟あたり申候二付、向よりろふせき者と申候而、早崎之面に罷居申候うた之助・主左衛門と申者之あた

まにみさを打掛申候得共、主左衛門手二持申候しもくを以てうけ申候、左候而、御舟二飛乗可申とむかふより仕候節、御草履取永田長八と申者刀をぬき可申と仕候節 綱貴公より、長八刀は抜申間敷候、鐘やれ〳〵と被遊御意候へハ、西田奎兵衛と申御手道具持之さやを抜御鐘計直二差上申候、是二向之者驚き下になり申候、其節中西長門右衛門殿ミさを、以て向之者之あたまを打被申候、種子島十左衛門殿・御草履取園田新平は御供舟に(薩藩諸記録より補)〳〵乗り御船の跡に罷居候故、向の船と御船の間に右御供船を△乗入申候、長門右衛門殿二被打候者二余之者申候ハ、親方いたミは不仕候哉と申、如何様船頭を被打候哉と存申候、其節長門右衛門殿より舟法も有之候間、御番所迄參候様二と被申候へ共不參、直二川下(衍力)茂之様乘行申候、舟法二者不依何色下り舟之負と申事二付其通二乗行候半と存候、後承候ハ甲府様御手舟之船頭之由承申候、夫より花火被遊御見物、八丁堀南丁石より御上り被遊候、其節御上り被遊候所二非人ふせり居候を無御存、枕元〳〵に召置申候めんつうをおふみわり被

遊候、其時△非人存候ハ、金銀をたくさん可取とて、此めんつうハ私代々之めんつうニ而候を、御ふみわり被成候など、可申旨御笑被遊候事、

十五日 小雨降、戊辰

一朝六ツ半(起脱カ) 五ツ時出勤、八ツ後退城、御暇掛捨五郎様・内記様・町田主馬殿へ参、主馬殿儀ハ今日奏者番兼務被仰付、暮より右松家式夜ニ出張、出席人数八人、四ツ過帰宅、九ツ時臥候事、

一 龍伯公雨こひの御歌

五月雨ハ雲かさなりて常にふれ

なへて田面のうるふ計に

右ハ国分之内へ御筆之御短冊有之由(朱書「マ、」)□□之年ハ

百姓共右御歌を書写候しへを竹之先へ結付踊候得者、則空かき曇り雨降事奇妙之由なり、

十六日 小雨降、己巳

一朝六ツ半起、四ツ時出勤、八ツ後より御矢数始り射方相勤、外ニ射手村橋彦九郎・桂真十郎・伊十院半

之丞・上野藤馬・是より上物頭鎌田登太夫・以上三人書役鎌田孫右衛門・宇宿

稚太郎・篠原二三二・与力児玉源左衛門、外ニ与力・足

輕五人名前略ス、右者大鐘時分相濟、跡ニ而饅頭其外木

瓜・なます・煎しから豆腐抔相ましへ、につけ候を

添物ニ而皆々打寄頂載、同剋御暇、直ニ横山安之丞

殿へ参、暫して帰ル、暮過須田善兵衛殿・藤島孫左

衛門殿入来、四ツ半被帰宅、此時分より些風烈シ、

一 伊集院織衛儀、 齊興公御寵愛ニ成候始者、雷強く

鳴り候節御側ニ相話、直ニ御前よりいだきつき候よ

し、暫して織衛ニ而為有之かと御褒語為有之と也、

夫より一入御叮嚀之よし也、

一 足輕嘸之由、日外飛脚ニ而下り候節、大坂より船ニ

乗り家中と相見得候人と致同船、右家中より其方者

何方之由相尋候ニ付、薩摩飛脚、身分ハ足輕之由返

答いたし候得者、扱て足輕と承候得者一入ねんころ

に嘸も合候、自分も元来ハ足輕ニ而数度飛脚も相勤

候由、就而ハ一ツ之嘸あり、自分日比飛脚ニ而登り

候節薩多山(堆力)に行かゝり候得ハ、手前之方木屋ニ而甚

自分を留、明朝此山を越候由申候ニ付、為何訳合ニ

而左様申候哉之旨承候へハ、此山中盜賊罷居候而人を殺し候由申候得共、左様之事ニ而候得ハ少も無構、自分ハ飛脚之身分ニ而夜自行通シ之ものなれハ、左様ニと、まる事出来兼候間、是非罷通之由ニ而山中峠に登り候得ハ、梢より何かすら／＼と落来候二付、見候へハ髪結かふり候女体也、此山中ニ盜賊居候而人を殺候由其方ならんと申候得ハ、其通也、何そ人を殺候考ニ而ハ無之候得共、梢より今通落候へハ皆自分より谷杯へ落死候也、手前のことく落著居候人ハ無之始て斯之通也、其方頼事有之と申候二付、頼事とハ何事哉之旨申候へハ、此山出はづれに町あり、其右之方ニ間目之妻ニ而候処、或女自分を殺シ候而跡ニ自分が夫之妻ニ相成居候二付、甚残念故右を取殺シ申度念願存候得共、彼之処戸口ニ大盤若札張有之候二付、夫より内ニ入事かたく、取殺候儀不相叶甚残念ニ候間、右札はぎ取呉候様再三承、無是非処より可取呉旨致返答候へハ、右女無何方分行山中を出候へハ如案町あり、二間目ニ右女待居こ、ニ而候由承候得共、夜中人寝入候処江入、若も起出候得ハ

何共返答無之由ニ而申断候得共、為起申間敷旨申候二付、不及是非ニ參候而はぎ取候へハ、直ニ右亡魂家ニ入暫して出申候ハ、御蔭を以うらミ居候女取殺シたる之由申候二付、如何して為取殺哉之旨申候へハ、のとこをくひ切候由為申由也、右礼何か申述度旨申候へ共、礼ニ不及旨申候へハ、亡魂申候ハ、何迄もケ様ニ飛脚を被成哉之旨申候二付、何迄も飛脚相勤之由申候へハ、左様ならハいつニ而も船中無滞早く御通り被成候様申候由、其以後いつも船ニ乗候へハ無滞早く致著候故、其功ニ依て当分馬廻り迄相成、ケ様ニ相勤居候由船中もの語之由、右者肥後の住人也、

十七日庚午

大風雨、昼九ツ時分より北東風吹出、夜八ツ時分より西風甚烈シ、大鐘時分吹止む

一 朝六ツ起、五ツ時分より紀殿死去ニ付関山新六殿江暇ニ參候而、直ニ帰り四ツ前出勤、八ツ後退城、昼時分屏ハ勿論一間廻りはかり之梅之木吹たをし、瓦飛事木の葉のことし、八ツ半臥候事、

一朝鮮より御持越ニ而吉野橋口江御植付之松本三枝有、

六七年跡二大風之節一枝吹折、又今日一枝吹折既へ
たおれかゝり屏五間位崩ル、其晚無通用翌朝大道明
く、

十八日辛未 雨、

一五ツ前起、四ツ時出勤、八ツ後退城、暮より拙宅歌
会二而加藤東市郎清通殿・相良作太郎頼重殿・土持

平右衛門殿入来、八ツ前被帰候、

一細川幽斎鼓川二而読る、

こゝも又吉野にちかきなつミ川

流て滝の名にやうつらん
(おカ)

一八田喜左衛門殿歌

吉野山霞の奥ハしらねとも

ミへしかきりハさくら也けり

右歌みへしをミゆると景樹直シ之由なり、

一資枝卿歌

すさまじき冬の夜也とむかはすハ

月に心やあさくミゆらん

一芭蕉句 松風や軒をめくりて秋くれん

十九日壬申 曇、

一朝六ツ半起、四ツ時出勤、八ツ後退城、八ツ半時分
横山安之丞殿江参候へハ留主、直二柏能云合見物二
参候へハ父上様杯ニも御出、大鐘過より前内記様へ

参、夜五ツ過帰宅、四ツ臥候事、

一国分伴右衛門者(朱書)マ、□□流能者ニ而候が、二才之時分長

刀舞之稽古いたし候時、師より長刀を以被打候へハ

甚残念ニ思ひ、田代家長刀ニ入門、長刀茂致上達候

へハ猿楽之方ニ夫より余程違ひ候よし、

廿日癸酉 晴、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後退、大鐘前一剋横

山安之丞殿江参、夫より谷山角太夫殿へ参、暮より

伊藤万次郎殿へ一剋参、直二帰、九ツ時臥候事、

廿一日甲戌 晴、

一朝六ツ時起、直二柏家能見ニ、四ツ時出勤、八ツ後

退城、大鐘前より鐘場へ出張、暮前横山安之丞殿へ

参り暮帰、同剋より植村鉄兵衛殿・上村周内殿・鎌

田孫右衛門殿入来、后月いて候歌読杯有之、九ツ過被帰候、

夜ふくるもしむ嘶故なかくなる

孫右衛門

御亭主の御心にかわりて

この御客いつもなからの長嘶

亭主も終にあき果にけり

周内

友としにこゝろの内をことゝへハ

今宵の月をてらす言の葉

鉄兵衛

まれ人におふ夜ハ今宵までしはし

月にこゝろをミかく言の葉

右源三

一新納五左衛門殿所神鳴昇竿に落かゝりし時の五左衛

門殿歌

武士のしるしの旗と鳴神の

落かゝりてもくたけさりけり

一八ツ前臥候事、

廿二日乙亥 霽

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後退城、直二川田主

水殿へ詰衆昨日被仰付候二付祝儀二参る、直二帰り

登様江参り、七ツ後帰り、大鐘より木村様、暮藤島孫左衛門殿入来、四ツ後被帰候、九ツ前臥候事、

廿三日丙子 霽

一朝六ツ半起、四ツ時出勤、八ツ退城、七ツ前より北

郷多仲殿所へ参、暮過帰、直二拙宅軍学式夜へ出張、

四ツ後相済、出席人数十一人、九ツ前臥候事、

廿四日丁丑 霽

四ツ時出勤、八ツ後退城、父上様心岳寺様御参詣、

夜七ツ前御帰故、大鐘過臥候事、

廿五日戊寅 晴天

一朝日出起、四ツ時出勤、八ツ後退城、八ツ半藤島孫

左衛門殿入来、夜入前より東郷弥右衛門殿入来、先

月七日右弥右衛門殿異人より齊家脩国平天下之道伝

(朱書「マ、」)挟之形行承る、委細ハ跡に委く記すへし、右折から

東之方江光り物いたし候へハ、近々大風吹へしと被

申候、無間又同所江何かまとまり光り落候へハ、弥

右衛門直二扇二而手を打候而被申候ハ、扱々つまら

廿七日庚辰 雨風、

す能人死たりと被申候二付、為何訳合ニ而左様ニ被

一朝六ツ半起、四ツ時出勤、八ツ後退城、七ツ後より

申候哉之旨申候へハ、只今星落たり、五拾本之白木

横山安之丞殿江参り直二帰り、四ツ後臥候事、

箸を則持来り候へと被申、即剋五拾本之箸を差出候

廿八日辛巳 小雨、

へハ、易をひかれ候処乾火同人之卦起、天火ニ而東

一朝六ツ過起、五ツ時出勤、八ツ後退城、帰懸権五郎

都ハ今晚大火也、天火同ニスルヲ人故に殊ニより而ハ此方御

様江一剋(朱書「マ、一夫岩山玄伯殿著之祝儀、夫より前内記様

屋敷茂あぶなく、殿様ニも御難渋ならんと被申候、

江一剋参、七ツ後帰り、大鐘時分より横山安之丞殿

此人ハ先達而よりハ野狐ならん相含候処、今晚段々

江参候へハ客人有之哉ニ相聞得候間、直二谷山角太

承候へハ誠ニ野狐之仕事ならんと存候、弥右衛門殿

夫殿江参、暮帰ル、一剋伊藤家へ立寄、

占之分者兎哉角とあたり候、弥右衛門殿・孫左衛門

一 谷山純香歌

殿同道二四ツ半時分被帰候、

江戸被下候節道中ニ而痘瘡を被致中国ニ而被説

廿六日己卯 霽、

候歌、

一 明六ツ半起、四ツ時出勤、八ツ後退城、大鐘時分安

あこかれてなき魄なれハ古郷の

之丞殿処江参候得者折角被出候処致同道罷帰、暮よ

一 出こしかたの雲にかへらん

り東市郎殿・作太郎殿入来、九ツ前被帰、九ツ後臥

一 日野資枝卿御会之節御漸之よし、薩州二谷山純

候事、

香と申者歌説申候、此頃余程能説め申候、其節

御咄之歌浜菊、
こゝろある海士やもしほにくミそへん

浜辺に咲る菊の白露

一 桃源和歌集秋冬之部・恋雑之部都合二冊次郎太殿よ

り相受取、谷山角太夫殿より借用之事、

一 四ツ後臥候事、

廿九日壬午 霽、

一朝五ツ前、(起脱力)四ツ時出勤、八ツ後退城、七ツ後横山安

之丞殿江参候へハ留主故、直二土持平右衛門殿江参、

暮前より祇園江参り、六ツ時分帰る、

祇園の橋にて読める

一 篤烈

荒磯によせくる浪のはけしきに

風の松か枝音もさわかす

一 忠宗公御歌新後撰集恋部第四

浪こゆる油の湊のうき枕

うきてそひとり音ハなかれける

同集雑部中

中々にうきもつらきもしられすハ

こゝろのまゝに世をハすくさん

続千載集雑部上

川渡るなつミの川の夕くれに

山陰すゝし日くらしの声

一日新公御辞世歌

いそくなよまたとゝまるなわか心

さたまる風の吹かんかきりハ

一日新公江伯圀公御手向之御歌

春またきたくひハあらし手折とて

仏のために咲やこの花

一 龍伯公天正十六年御帰国之節御詠幽斎江為贈玉ふ、

二世とハちきらぬものを親と子の

わかれん袖のあわれともしれ

幽斎返歌

馴々し身をハはなれし玉手箱

二世とかけぬ中にハあるとも

一 義弘公御辞世之御歌

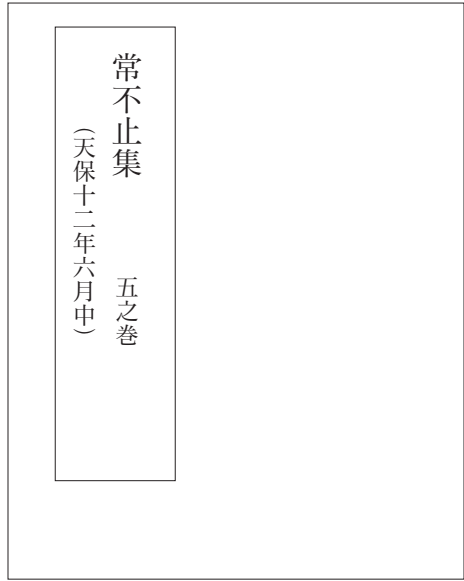
天地のひらけぬさきのわれなれハ

いきるにもなし死ぬるにもなし

一 九ツ時臥候事、

五月中日記四之卷終

名越篤烈



一日新公以呂波御詠歌京都 近衛様被差上書入御返し
 写

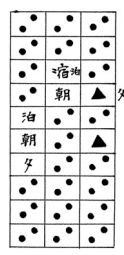
- 一 日野家藤の御詠
- 一 鯁玉集 江出候八田喜左衛門殿歌
- 一 唐国インキリス合戦
- 一 御兵具所稻荷縁記
- 一 琉球在番へ被仰渡置候 御条書之写

付り、在番仮屋におひて毎朝読聞せ候筈条々
 一市来伊作田村善五郎霧島山中山之神衆隠与折々差越候
 体

一琉球在番并冠船奉行系図
 外二も段々書留有之、

常不正集 五之巻

六月中



天保十二年辛丑六月朔日癸未霽、五之巻

名越篤烈

一朝六ツ過起、五ツ時出勤、八ツ後退城、 齊興公御
 書院江御出座、物頭御祝儀江罷出候人数十九人、七
 ツ時分より横山安之丞殿へ参、暫して帰ル、

一 公義若年寄壹万八千石

上総貝淵具服橋之内

林肥後守(忠彦)

御留主居番 名代

貳百俵 深尾小源太

拾八人扶持 牛込白かね丁

其方義、兼々勤方思召二不応候二付御役御免、菊之間縁頼詰被仰付、御加増之内八千石被召上差控被仰付、居屋敷家作共被召上候、

右於水野越前守宅二掃部頭・老中列座同人申渡候、

大目付跡部信濃守・御目付小出丹宮相越候、

御側衆八千石

大御所様御用兼御用取次

外校田

水野美濃守(忠鷹)

御先手 名代

御鉄炮頭 井上左太夫(正路)

九百石 赤坂火消屋敷前

其方義、兼々勤方思召二不応候二付寄合被仰付、御加増之内五千石被召上差控被仰付、居屋敷家作共被召上候、

大御所様内

御小納戸頭取

八千石小石川御門前

(美濃部筑前守女、茂炬)
美濃辺筑前守

御使番 名代

九千石 花房七左衛門

築地

其方義、思召二不応候二付御奉公御免、小普請入甲府勝手被仰付、(知行力)地行之内三百石被召上差控被仰付候、

右於大和守宅若年寄中出座同人申渡候、大目付初

鹿野美濃守・御目付水野舍人・一宮主水相越候、

丑四月十六日

一右二付江戸落書、林肥後守事ならん、定紋太鼓之由、

定紋のやぶれ太鼓にばちあたり

林所か居所もなし

一暮より右松家式夜江出張、四ツ後帰、出席人数八人、

二日甲申 霧、

一朝六ツ半起、四ツ時出勤、八ツ後退城、七ツ後より

横山安之丞殿江参、大鐘時分より谷山角太夫との江

参、暮前帰ル、

一谷山純清殿琉球二而被読候歌

めつらしな門田千町田郭公

鳴や五月にミのる稲葉は

一純清東都へ参ける人へ被贈候歌

うき事も思ひわすれて武蔵の、

月にうそむき花にたはれん

一琉球ハ雪霜降事ハ無之、稲葉五月にミのるよし、

一九ツ過臥候事、

三日乙酉 晴天、

一朝六ツ半起、九ツ時分吉左衛門所江一剋参る、今日

者夕詰故八ツ前出勤、泊り九良賀野巨殿江替暮前帰

る、今晚拙宅軍学式夜、出席人数六人、四ツ過済、
九ツ過臥候事、

一煙草之歌

海士のすむ浦ならねとも煙草

人の浪よる汐と社なれ

一霧島山山の神衆隠与江差越候市来伊作田村之善五郎

像也、足之痛有之、貴人高下も不憚立ひざのよし、

委細之儀ハ先江有之、

再撰方より御用二付、五代直左衛門所十五六日罷居

候節御絵師参候、直二見写候像をすき写にいたし候

図也、



一 或人孝を問答、孝ハ先少より勤むへし、善ハ少しよ

り行へし、小孝小善なすにたらずと思は、一生尽る
 まで孝も善もなさすに止へし、小孝を積て親の心に
 違ふ事なきハ大孝ニ而候、小善を積て道の心に違ふ
 ことなきハ大善ニ而候、或書に、親に^{本のま、報之}私をいたし、

起居を安し給仕するは定たる子の職也、孝とするに
 足らず、身を立、道を行ひ、家をおこし、父母の名
 をあらはすハ孝といふへしと見得たり、此語ハ孝を
 励さん為成へし、小孝を勤て大孝に至り度候、道は
 高きに求むへからず、ひきゝに求むへし、小より積
 て大に至るへし、小孝を積て五輪の和を見玉へ、孝
 を勤めおよはずして親に別れ、大孝を望にいとまな
 かりき、今に小孝のたらざるを思へは胸塞侍る故に
 すゝむる事切也、慎て小孝を怠たり玉ふましく候、

一 河島伝右衛門殿待^(朱書「マ」)ニ文政九戌正月

読義臣伝有感

四十余人報^レ仇^レ辰 寒宵雪霽月華新

当時賜^レ劍雖^二身死^一 千古環^為二忠義臣^ト

四日丙戌 晴天、

一朝六ツ半起、四ツ時出勤、八ツ後退城、七ツ後より
 横山安之丞殿江参り、大鐘時分より谷山角太夫殿江
 参候得者留主なれとも、次郎太殿被居候間暫はなし
 帰る、

一 いにしへの道を聞ても唱ても

わかおこなひにせずハかひなし

古の道も我行ひにせずハ甲斐なきよし、

しゆひよく調ひ末代の守りとなりて候、

楼の上もはにふの小屋もすむ人の

こゝろにこそハ高きいやしき

人無高下、心有高下、

はかなくも明日の命をたのむかな

けふもくくと学ひをはせて

勿謂、今日不学而有来^(白脱之) 此言葉に相叶ひ

候、

似たるこそ友としよけれ交へらは

我にます人おとなしきひと

無友不如己者、

仏神他にましまさず人よりも

こゝろにはちよ天地よくしる

人心生一念、天地悉皆知、

へたそとて我とゆるすな稽古たに

つもらハ塵もやまとことの葉

高きやまも麓のちりひとつと侍るに相当

り候、

科ありて人をきるともかろくすな

いかす刀もたゝひとつなり

(非殺之為後輩、非誠之為助庶也カ)
非殺之為生後輩、非誠之為助庶也、

智恵能ハ身に付ぬれと荷にならず

人ハおもんしはつるものなり

理も法もたゝぬ世そとて引やすき

心の駒の行にまかすな

二首の心調銘肝入骨候、
(詞カ)

盗人はよそより入と思ふかや

耳目の門に戸さしよくせよ

耳目の門の戸さし耳目をなくさめ候、

るつうすと貴人や君か物かたり

初てきける顔持そよき

仕る人のためかくこそあらまほしく候、

小車のわか悪業にひかれてや

勤る道をうしとみるらむ

是を見てつとむる道に入待らさらむや、

私をすてゝ君にしむかハねハ

恨もおこり述懐もあり

尤私を捨む事毎(タカ)二存合候、

学文ハあしたの汐のひるまにも

波のよるこそ猶しつかなれ

学文の道のいさめ目をよろこはしめ候、

よきあしき人の上にて身をミかけ

友ハかゝミとなるものそかし

見賢思齋焉、見不賢而内自省也、

たねとなるこゝろの水にまかせすハ

道よりほかに名もなかれまし

礼するハ人にするかは人をまた

さくるハ人をさくるものかは

両首いつれと申かたく殊勝に候、

そしるにもふたつあるへし大かたハ

主人のためになるものとしれ

衆悪之必察焉、衆好之必察焉、

つらしとてうらみかへすな我人に

むくひくゝてはてしなき世ぞ

怨以報怨終不尽、草以火如消、恩以報怨

終尽、水（以火如消脱カ）

ねかはすハへたてもあらし偽の

よにまことある伊勢の神垣

誠をねかへとにや、

名をいまに残しおきける人も人

こゝろもこゝろ何かおとらん

幾度も吟し返して此味ひを得度候、

衆も苦も時過ぬれハ跡もなし

世にのこる名をたゝ思ふへし

世にのこる名を大かたに心得けりと只今

目を驚し候、

むかしより道ならずしておこる身の

天のせめにしあはざるハなし

若人作不善得顕名者、人不害天必誅之、

うかりけるいまの身こそハマへの世と

思へはいまそ後の世ならむ

欲知過去因見其現在、欲知未来果見其現

在固（因カ）

亥に伏て寅にはおくとゆふ露の

身をいたつらにあらせしかため

下句感に堪かたく候、

のかるまし所を兼て思ひきれ

時にいたりてすゝしかるへし

最後の大事を兼てならせとこそ剛と云け

るものもおしへしよしうけたまハリ置候、

おもほへすちかふもの也身の上の

よくを離れて義をまもれひと

おもほへすちかふへき事恥入候、

くるしくと直道をゆけ九折の

す急ハくらまのさかさまの世ぞ

始末の詞に見所おほく候、

やハらくといかるをいはゝ弓と筆

鳥に二ツの翅とほしれ

経文云、慈悲忿譬如車輪、
(忿脱カ)

万能も一しんとあり仕ふるに

身はしたのむな思案堪忍

下句ありかたく候、

賢不肖もちひすつるといふ人も

かならずならは殊勝なるへし

晋中行氏尊弗能用、賤不肖弗能去、
(賢脱カ)

無勢とて敵をあなたる事なかれ

多勢をミてもおそるへからず

弓箭の道のいさめ無比類候、

心こそ軍する身の命なれ

そろゆれハいき揃はねハ死す

軍の場見るやう、
(端カ)

ゑかうにハ我と人とをへたつなよ

かんきんハよししてもせずとも

ゑかうのこゝろを得て悦入候、

敵となる人こそハわか師匠そと

おもひかへして身をもたしなめ

此師匠あたらしく驚愚眼候、

あきらけきめもくれ竹の此よより

まよはハいかに後のやミちハ

りんゑの道あわれふかく候、

酒も水なかれもさけとなるそかし

只なさけあれ君かことの葉

一罇醪不能味一河水といへり、殊勝興を
(單カ)

催し候、

きく事もまたミる事もこゝろから

ミなまよひなりミなさとりなり

こゝろからまよひさととり眼前に候、

弓を得て失ふ事も大将の

心ひとつの手をハはなれす

得弓与矢弓、豈離楚王之手、
(平カ)

めぐりてハ我身にこそハつかへけれ

先祖のまつり忠孝の道

忠孝の道我身つかへとなるよし、又眼前

に候、

道にたゝ身をハ捨んとおもひとれ

かならず天の助けあるへし

(旧記雑録より補)
道にすてん身ハ猶かろく成て候、△

舌たにも齒のこはきをはしる物を

人ハこゝろのなからましやハ

舌能存齒、剛則折也、

酔るよをさましもやらて盃に

無明の酒をかさぬるハうし

句々のことハりに今四の誠までおもひ出

し候、

ひとり身を哀と思へ物ことに

民にハゆるすこゝろあるへし

もろくくの国や所の政道ハ

人にまつよくをしへならはせ

ゆるす心もおしへならはせも、とりく

哀れふかく候、

善にうつりあやまれるをや改よ

義不義ハ生れつかぬ物なり

過則勿憚改、

すこしきをたれりともしれミちぬれハ

月もほとなき十六夜の空

經文云、少欲知足、

(愚良)

右の歌ハ島津相模入道日新此道をもてあそふ心さしの浅からさりしゆへに、ひろく学ひ、とをくもとめていひ出せること葉の花、残れる木のもともなく、

おもひの露もれたる草かくれもなし、わかき老たる

をいはす、心をとゝめて見侍らハ、此四十七首を出

すしてよきあしき天か下のことわさをしり侍らん、

教誡のはしとなるへき物にや、童蒙求我のたくひな

らむかし、けにふかくねさせるこゝろのたね、かく

あらはれぬることの葉ハ呉竹の世々にもまれなるこ

とになん、是を見せ侍りし宗養法師一ふてしるしつ

け侍れかすと、わりなけれハはゝかりの関のはゝか

りなから、いさゝかおろかなる心をへ侍る事にな

りぬ、

准三宮御在判

已前度々以書状申候、定而可相逢候哉、返事不到来

無心許候、抑此一卷逐一覧候、執々面白絶言語候、

(旧記雜録より補)

▽奇妙々、仍奥書乍△斟酌書付候、外見其憚多事候、心事猶重而可申伸候也、状如件、

正月七日

近衛植家

御在判

島津相模入道殿

右いろは御詠歌今日御殿ニ而折田清十郎殿より致

借用、八ツ後より七ツ過迄の間にうつし置もの也、

一九ツ過臥候事、

五日丁亥、天晴、今晚戌刻大暑入、

一朝六ツ半起、四ツ時出勤、八ツ前より不時御吟味ニ

而評定所へ相詰、七ツ後帰ル、大鐘時横山安之丞殿

所江参候得者病氣故講釈不承、乍然暫嘶候而日入時

分帰、暮より家来名越善左衛門兄弟参り八ツ後帰、

同刻臥候事、

六日戊子 霽、

一朝六ツ半起、八ツ後より御木屋場ニ而与力・足輕共

弓見分、引合渋谷左膳・書役篠原三三三ニ而候、帰

り掛島津頼母殿・川上東馬殿・今和泉・重富屋敷江暑氣中見舞ニ参り、暮前福留吉左衛門所へ参り、暮より村橋彦九郎殿へ参り、九ツ半帰る、八ツ前臥候

事、

一日野家藤の御詠

宝曆六とせの比にかありけむ、さるつてにみや

き野々萩を根こして前栽のかたはらに植てし、

思ひもかけすいはけなき藤の二葉の根さしかわ

せるあり、年をへて此藤のつるなかくひろくさ

かへ、この春なん花も咲出ぬ、わきてゆかり殊

なるもとの根さしなれハ、千年もかゝる宿の栄

をこのはつ花に契るものならし、

咲藤も今年を千代の初花に

かけてそ契る宿の行末

いつしかと花咲にけり植し時

二葉と見へし花のひとつもと

花も猶咲こそにハめ藤かつら

かけて幾代の春のさかへに

むらさきの根さしことなる此宿に

心ありてや藤も咲らん

咲花も幾千代かゝれ春日山

藤の鳥井の陰をためしに

今年より春しりそむ藤枝の(朱書「マ、」

花をなへての色香とハ見す

さき初る花は千とせの行末も

かゝれとそ思ふ庭の藤浪

藤の花ねさしわすれす陸奥の

しのふもちすり乱てや咲

花に咲砌りの花のかゝるより

言葉の松も色やそふらん

さく藤の陰とふ袖もむらさきの

ゆかりありとや花の思はん

紫もしろさも藤のはゑありて

かゝるそあかぬ宿の藤浪

降雨をうらむらさきの藤の陰

花の雫ハよしかほるとも

春深き色よにほひよこかねにも

かへまく惜き藤の夕はへ

いと長きしなひにもあるか折かさす

袂を過てかゝる藤か枝

常盤なる梢の藤の花かつら

松にもこゆる幾千代の陰

松か枝にはひありてこそ紫の

いろをも藤ハさきけり(朱書「マ、」

いつとなき陰とやハ見ん春毎に

藤こそ松の花に咲けれ

枝たかくかゝれる藤ハ末の松

まことの浪もこゆるおもかけ

深ミとり梢をこへて咲藤の

浪ハ音せぬまつの春風

咲しより今一人の色はへて

松にこたかく懸るふちなミ

むらさきの雲やかゝるとまかふかな

遠山松に咲る藤か枝

あかすとや馬草刈をも咲かゝる

岡辺にしはし休ふ(朱書「マ、」

乙女子か振てふ袖のかけ俤も(朱書「マ、」

峯の岩ほにかゝる藤浪

橋柱かゝれる藤の浪かへて

渡りはつるふ春の山川

まつにはひ峯にかゝりてうつろへは

池の底までかゝる藤浪

夕つく夜かけをのかなる梢より

うつるも匂ふ池の藤浪

吹かぬ間も岸をめぐりて咲藤の

花の浪立池のはる風

住の江の松にかゝるも長閑なる

春のミるめをよする藤浪

春深き色にミたれて落滝津

たきの岩根をこゆる藤浪

おりたちてかさし折はや田子浦の

底にも匂ふ春の藤浪

花のかげうかふきし根は藤浪も

まことの浪も同じ色なる

生のほる苦もうら葉もミる計

岩ほになへて懸る藤枝

かさしにも折ともしらし柚人の

かよふ山路にさける藤か枝

かほりすハ思ひもいて、蓬生の

宿の梢に咲る藤浪

いつしかと花の盛りを松の戸に

此比かゝる春の藤浪

藤桂はふきあまたに咲ぬとも

誰ふるすへき花の色かハ

咲藤の木陰のつゝし色そへて

花にはへある庭のこの比

つつかしき若むらさきの藤の花

限しられて盛りとも哉

むらさきにうつろふ露の玉かつら

かけてそなひく庭の藤か枝

風薫る木陰もあかすとひよれば

袖にもなひく庭の藤枝

紫の根よけにみへて枝たかく

はひまつはるゝ松もむつまじ

さかりなる花のしなひの長き日も

匂ふにあかぬ藤の下ひも

むらさきのゆかりありとて問まほし

(朱書「マ」) 主ハしらぬ宿の藤か枝

故郷となりにしものゝ藤はらや

花咲春の盛をそ思ふ

春をへて花ハ爰にも咲かゝる

藤の盛りの長き日くらし

はなの色ハさたかならねと夕月の

かけの内より匂ふ藤か枝

咲かゝる松のあらしも更る夜に

色こそ見へねかほる藤か枝

頼もしきかけとそあふく咲花の

かゝるもたかき藤の栄へを

本枝もかゝる末葉も咲花の

はる幾千の北の藤なミ

筆にまかせぬるまゝ五十首になりぬ、ある人に

ミせぬる(朱書「マ」)に類(朱書「マ」)に珍らしき事(朱書「マ」)になり、興せられて

今五十首くはへて百首になせよとありし、もと

よりつたなきものゝ読たるも、うしろめたきは

さなるにまして百首になすハかたきことになん

とすまひけれど、しるてよめとあればそゝろこ

とをつらぬるもいとたよりなし、

うつし植し二葉の藤の年をへて

花咲春におふかうれしき

いとはやも青葉さすより咲出む

花そまたるゝ藤の下陰

春をへて心の松にかゝるとも

しらてや藤の遅く咲らん

まつたかくかゝる恵のはるにあひて

咲初けらし宿の藤浪

春深ミ底るもしらぬ色よりや

ふちてふ花の名(朱書「マ」)に立けん

この宿の契りかけてや宮城のゝ

小萩に藤の年をかハしけむ(朱書「マ」)

宮城(朱書「マ」)に生出し藤のはるくゝと

都の春の花に咲けり

今年より藤も真萩も同じ根に

春と秋との盛りをそミン

こゝなから根こしの萩の同じ根に

藤の盛りもミヤきの、春

うへしより八年の春を過しきて

咲そむる花のあかぬ藤か枝

花盛りあたら匂ひをと計に

友まつ宿のふちの下陰

末なかくかけてや藤の初花も

初もと結の色に咲らん

幾千代そ百枝の松の言葉に

かけてをめぐつる藤の生末

須磨の浦の根こしの松に咲藤の

波吹こゆる庭の春風

契りあれや須磨の浦半も宮城野も

ひとつ砌の松の藤か枝

まつのふちともに根こしの春の庭

須磨のうら葉もミヤきの、原

秋はきのねさしを藤のおもふとや

同じゆかりの色に咲らん

盛なる藤のえならぬみきりかな

日かけも匂ひ風も薫りて

さかつきのめぐりて千世の春も猶

藤咲陰に酔をすゝめむ

むへも名の藤てふ花ハ枝たかく

咲かゝるしも波のおもかけ

花もしれ心にかけて朝な夕な

藤咲陰に立なるゝとハ

うつろハて幾日もかゝれ庭の藤

あるしも花のあひもおもハ、

とりく／＼にめぐつる言葉の露かけて

色そふ藤の花やうれしき

言の葉の道にかけつゝ藤波の

立かへる花のはるをこそまで

咲藤の木陰をかれぬ春へかな

花のしなひの長々し日も

日のかげのさすかたミえて藤か枝も

南の枝にいそく初花

朝露の色こき花の陰もとへ

藤の盛りハ夕へのミかは

若ミとり裏葉のなかに色はきて

咲いつる藤の花ハマかハぬ

藤壺のむかしのはるの盛りをも

かゝれる花の陰にゆかしき

神垣にかゝれる藤の八重咲も

天に八重たつ雲のおもかけ

こゝろある海士のみるめをかけてこそ

藤も咲らめ松か浦島

むらさきに浪もそむらし花に咲

藤枝のきし根春をふかめて

花の色も遠山鳥の尾上より

なかくしたりて藤咲るミゆ

かけ匂ふ月もまたはや花かつら

くるゝ岡へのふちの下道

よしの山これもや雲の俤に

滝つ岩根の藤は咲らん

花に咲春なわすれそ忘草

生てふ岸にかゝる藤浪

うら風の梢も花の浪たてる

すさきの松にかゝる藤波

島かけにかゝれる藤ハ海童の

かさしにさせる花かつらかも

よせかへる音もあらしの松高ミ

かゝれるふちの浪そさはかぬ

かほる香をさそふ為とやかゝるらん

風の宿のまつの藤浪

枝たかく咲かゝるより常盤なる

(朱書「マ、
松もそ藤の浪の埋木

花の色のうちりも行と雨もよの

よるハこゝろにかゝる藤浪

(朱書「マ、
此宿契りをかけて咲藤の

浪にもこゆる花をこそミれ

たをらぬもかさしにさすと人やミむ

陰とふ袖にかゝる藤枝

咲そむる藤も言葉の花かつら

かけて幾世の春にさかへむ

葉かへせぬ松を香ことに咲藤も

常盤にかゝれ庭の藤波

藤のはなはひまつはれて行春の

霞の袖をしはしと、めよ

咲ふちの花も世に、ぬ陰とてや

下にかくるゝ袖つとふらん

下かけにめつる言葉の花をおほミ

けふこそまさされ藤の色かも

宮ゐするこゝハ恵のかゝるより

藤もさかへて花に咲やと

若木の藤のことし花咲春を待へ玉ひ、ひとくく

興せられてやまと歌をつらね玉ふ、われも其つ

らにくはへ玉はんとあり、もとよりつたなきも

のゝ、しゐて辞するおこかましくおほされんも

かたわらいたきわさなれハ、はかなきことく

さをかすく書つらぬるもまことに葱菫玉樹に

ましハるとやいふへからん、

光祖

二葉より植しもことし此宿に

さかりをみする藤の初花

このやとにさかへさかえむ例をも

花にそ契る庭の藤か枝

千世の春か、れとそ思ふ此宿に

藤さへ松も梢さかへて

ことしよりまつ咲そめて行末ハ

猶もさかへむ藤の初花

春におふ花もめくミの時きぬと

今年ミそむる庭の藤か枝

とことしはに陰をためしと松か枝に

かゝれる藤も盛り久しき

いとはやもことしにしめて咲藤の

花やミきりのかさしなるらん

ことしよ咲て木たかくかゝれとハ

藤もしらしなはるの恵に

むらさぎの色を砌りに咲いて、

木たかくかゝる松の藤浪

朝露もいろにこほれて春風の

ふくかたミする池の藤浪

まつかえの枝もたはゝに咲かゝる

色よ匂ひよあかぬ藤浪

田子の浦をこゝにうつして池水の

底さへ色に匂ふふち浪

かたきしの松の葉にさく(朱書「マ、ト」)

花のゆふはへあけの藤浪

木々あまたはひまつはれて咲藤に

ゆきゝわするふ杜の下道

庭の松枝もおもけに咲そひて

緑もわかぬ春の藤波

松か枝の色ハむもれて咲藤の

花をのミ見る春の此比

春風にしつ(朱書「マ、ト」)へミたれ咲かゝる

花も岩こそ池の藤浪

松の葉のいつともわかぬ木の間より

咲て春しる藤のはつ花

むらさきの色のゆかりにたちそよる

岡辺の松の春の藤浪

のとけしる吹もしつけきはる風に

さゝなみかほる池の藤か枝

陰たかき松の梢も藤の花

音せぬなミのかゝるとそ見る

あけならぬ松の梢も紫の

色にとらるゝはるのふちか枝

きし根なる松にかゝりて池のおも

影も長閑にはるの藤なミ

えたおほふまつよりこへて春風の

ふけハミたるゝ池の藤なミ

暮近き岡辺のまつに咲ふちの

浪や入る日のかげにほふらん

まつの葉のミとりをひたす池水に

色そめかへてうつる藤なみ

置露も風にこほるゝ松かけに

枝たりて匂ふふちそえならぬ

むらさきの雲かとみへて咲かゝる

宿の軒はのまつのふちなミ

長閑にも吹春風にうちなひき

かけもしつけきいけのふち浪

水のおものかけもえならぬ紫の

色をうつせる池のふちなみ

咲ふちのなひくすかたもななき日の

影さへあかぬ庭の池水

住の江の岸におとせて陰ふかき

松にもかゝるはるのふちなみ

むらさきの花のゆかりに幾度か

立よりて見る庭の藤か枝

池のおもになひきてかゝる藤浪の

さわかぬかけに遊ぶおしかも

時かぬ浪にもはるの色見へて

ふち咲かゝるうらのまつか枝

むらさきの色も匂ひもそこふかき

池のきし根の春の藤浪

さしおほふえたの春風うちなひき

池の岸根によする藤浪

池ひろミきし根の藤の咲しより

波の花さへ色にいてぬる

紫の色をふかめて咲藤の

花によせくる田子のうらなみ

はるふかき池のたまもにさく花や

そこにうつろふ岸藤根

生のほるミねの岩ほの陰たかみ

かゝれる藤は雲にまかひて

水の面に花はなひきて岸根なる

松のしるえにかゝる藤浪

葶咲道のゆくての藤のはな

同じゆかりの色そめかれぬ

ふた葉より根さしハおなし松か枝を

おほふはかりにかゝる藤浪

むらさきのゆかりもあかす藤浪の

色にそよするいけのさゝなミ

松か枝に咲そふふちの花かつら

かけて千とせのかさしとそ見る

春日山猶もさかへむ行末を

花にそあふくきしのふちなみ

今年より猶行末替千々の春も

宿にさかへむ藤のはつ花

或女房のもとにかゝることなむあるとて此一巻

をみせにやりけれハ、興あることゝて彼女房も

和歌をよめるとき、待るまゝこひにやりける、
つひて今五十首をくはへと再三いひやりけれハ、
しるていなミかたくやかいつけておくり給ぬ、
ことしまつ咲そむるより言の葉の

花もかつ見る宿の藤枝

契りあれや根こしの萩にひかれきて

宿に栄る藤の一本

植しより五とせ三とせ藤も今

春にあひぬる花やうれしき

藤の花武蔵野ならぬ宮城野の

ゆかりの色を見るも珍らし

時しあれハいつかと待た初花も

ことし見初る庭のふちか枝

花さけはありしにまさる藤のかけ

立よる袖もあかすかほりて

咲花のさかへにかけて言の葉も

いろそふ春をまつ藤浪

根こしてし萩もゆかりの色にさく

藤に枯せぬ契をやおもふ

一もとの藤もいつしか春をへて

はふ木あまたの盛をも見ん

ひかれ来てこゝにさかすは陸奥に

誰みやきのゝ花のふち浪

いやたかく生のほるかけに此宿の

栄をみする松の藤浪

咲藤の木かけのつゝしくれなひに

はへある庭のいろをそへける

此比ハ松ふく風もこゝろせよ

梢はるかにかゝるふちなみ

さりぬへきちきりと松もおもはん

はひまつはれて咲藤なみ

千々のはるやとのさかへもす急なく

かけてそ頼む松の藤浪

花にきてこゝろもはるの霞くむ

まといそあかむ藤の下陰

めてすやははるの余浪とさく花に

まして若木の庭の藤か枝

風すそふ花の木もとたちよれハ

露もこほれて匂ふ藤か枝

藤のかけねミたれ髪のもと結も

色にそ匂ふえたの朝露

咲藤ハはへある色を契りにて

松にとのミやかかり初けん

松たかミ水なき空にたつ浪や

かゝれる藤のさかりなるらん

宮城のゝ春をそこゝに砌なる

根こしの藤も花に咲比

むらさきに咲出し花はひかれこし

萩のゆかりや藤もわずれぬ

陰たのむ松の常盤をちきりにて

いく千世かゝれ宿の藤浪

花あまた盛りの木かけ立よれハ

おりてさなからかさす藤か枝

さかりなる藤の匂ひに木陰行

あけの衣の色もけたれす

藤のしなひいと長き日をあかす猶

したにかくるゝ袖もつとひて

枝たるゝ盛の藤の花かつら

明本のまかき日くらしくりかへし見む

かけとへハとのゐの衣もうらハかき

色にそかよふ庭の藤か枝

あかす猶見るゝ花の色そひて

木陰立うき藤のたそかれ

藤よけに此たそかれをとひてこそ

盛りの内盛りをも見ん

咲藤の花やいつくも夕つくよ

おほつかなくもかほる春風

夕月夜めかれぬ藤ハ松の葉の

いつともわかぬさかりなら(朱書)らん

暮にけりなこりあかすも咲藤の

かけにさなから月待てミン

夕まくれとハれぬ誰を松の戸に

うらむらさきの藤や咲らん

梅桜ちりしミきりの松か枝に

こゝろたかくも咲る藤浪

めてゝ見る梢の藤の初花に

先生さきの千代ちぎる春

はひかゝる梢の藤の咲しより

松も春しる色やそふらん

とハ、やな此藤か枝も根こしてし

其のみやきの、春ハいくかに

咲初るふちにつゝしもうへそへて

春によそほふ庭の此比

かげたかくはひあふまつの藤の花

人はとかめぬ色もむつまじ

たちよれハ袂にあかす咲藤の

浪そかけくる松の下陰

木かくれの岩ほ（本音）マに花の色ハ

苔の衣（こ）を染るふち波

春毎にこと葉の花のたねとりて

猶あかすミむ宿の藤か枝

むかふよりもとの根さしの藤原も

花にそしのふ春のいにしへ

わすれめや花もてはやす藤もその

根さしかはせし萩のゆかりを

春日山末葉も春に栄へ行

藤の鳥井の陰あふく也

栄ふるもけに此宿は本枝の

根さしすくなる北の藤浪

本枝にさかふる藤の花のかけ

ゆかりの木々もかほる春風

うつし植て今年春しる宿の藤に

さかへ千世もと契る初花

此宿の千世を契りにかけて咲

みきりの松の藤の初花

此宿のこともあれとうつし植て

今年砌の藤の初花

此宿のゆかりならねと紫の

色にとひくる藤の初花

此宿の松に小まつの栄へをも

かけてそ契る藤の初花

此宿のねこして植しひともの

色ハ世に、ぬ藤の初花

此宿の砌に千世の春しめて

まつ咲けらし藤の初花

此宿の砌の春八世にきゝて

めめる梢の藤の初花

此宿の松の常盤のかけ契る

栄へいく千世藤の初花

此宿の春につきせぬ契りをも

松にやかくる藤の初花

此宿の久しきためし今年より

砌のまつの藤の初花

此宿にとし／＼めつる言葉の

光りもそはん藤の初花

此宿にひかれこしより宮城の、

春こそしらぬ藤の初花

此宿はもとの根さしとたのむより

栄へうれしき藤の初花

此宿に咲て春しる行末の

千世いくかへり藤の初花

此宿に植て程なきひととも

今年春しる藤の初花

此宿の梅と桜に都きて

いろもめかれぬ藤の初花

此宿は千世の春をも今年より

陰にしめおく藤の初花

此宿にとり／＼めつる言の葉の

花を砌の藤の初花

此宿のこの一本も幾千世の

春に栄へぬ藤の初花

此宿の木かけのつゝし山吹も

さかりあらそふ藤の初花

此宿のミきりの松はいつの春

ちきりやかかし藤の初花

此宿の千世のかさしと春毎に

咲てをかしき藤の初花

此宿のちきりもかれす千々の春

陰とひて見む藤の初花

此宿にさしも栄む行末の

生き見ゆる藤の初花

此宿のまつ葉つとふ露かけて

匂ひこほるゝ藤の初花

此宿に咲出ぬほともむらさきの

ゆかりしらるゝ藤の初花

此宿はへたつともなく中垣に

梢さきこす藤の初花

此宿におほしたてつる一本の

春を待へし藤の初花

此宿は末葉もあまた栄へ行

例にちきる藤の初花

此宿の松にかゝるや浪ならぬ

浪とミきりの藤の初花

此宿の木するにくたくむらさきや

松風払ふ藤の初花

此宿の千世のためしに契りてや

盛り久しき藤の初花

此宿の砌にあかぬ陰しめて

ちるまでそ見む藤の初花

此宿のさかへもさそな年々の

春に色そふ藤の初花

此宿はこむ春毎に色まさる

さかり待見む藤の初花

此宿に咲てかゝれるまつたかミ

先そめとまる藤の初花

此宿の松のしつえに懸りてそ

したひそひぬる藤の初花

此宿は色も匂ひも世にこへて

さける梢の藤の初花

此宿にさけるさかさる陰たかく

ミるもめつらし藤の初花

此宿の梢の夕日むらさきの

いろやそめそふ藤の初花

此宿にさかへを見せて春毎に

いや咲そわむ藤の初花

此宿に咲いてゝこそ露の恵ミ

かけしかひある藤の初花

此宿にとしゝあかぬ色そひて

かゝる梢の藤のはつ花

此宿まぢえしからや明えて
(ママ)

見る色よりなる藤のはつ花

此宿にさしもはるけきみちのくの

春を砌の藤のはつ花

(朱書)マ
此宿うつうへしもなをさりの

契りとや見る藤のはつ花

此宿の木陰とひよる袖かけて

色そうつろふ藤のはつ花

此宿にかゝる盛りを松かえの

時こそありけれ藤のはつ花

此宿のつきぬ契りに今年より

千世もめてまし藤の初花

此宿に咲よりめつる言葉を

つきせぬ千世の藤の初花

民部卿資宣卿五位職事になり給ひける比松上藤

といふ事を、

春日山まつにつかけつゝ祈りこし藤の末葉ハ今そ

花さくとよませ給ひけるを思ひいて、

資枝

松たかくかけていのりし世々のあと

たとらて藤のおひのほるかけ

宴日或女房きたりたまはさりければ、一枝折て

つかハす、

こむ春はやとなからこそとはかりに

かけてそ見するふちのひと枝

(朱書)マ、
返書のおくに、

手折こし此一枝はこゝろさし

ふかき色をもミする藤哉

天明六年丙午年四月十一日宗匠家日野資はしめて

参殿之節御手自政寛拝借之よしなり、

七日己丑 天晴、

一朝六ツ過臥、(起力)前内記様江参候得ハ未皆々目不覚、玄

喚戸さし有之候間しはし相待、日出前玄喚明候二付

御隠居江参り五ツ時帰る、同剋池田与之進殿入来、

四ツ前被帰候、四ツ時出勤、八ツ後退城、又々池田

氏入来、中原林左衛門殿筆時しらぬ竹の歌・こゝろ

すむ池の歌短冊二枚受用候、大鐘前より鐘場へ出張、

出席人数拾三人、暮前谷山角太夫殿江参り五ツ過帰

り、九ツ過臥候事、

一 鯁玉集 江出候八田喜左衛門殿歌

知紀

霞

宮人の立ならしけむ高円の

をのへの霞ミれハかなしも

海辺霞

波の上の霞む朝けにミわたせハ

今も雲世天のはし立

尋

しら雲のいくへの峯かこへつらん

外山の花と思ひたちしを

嵐山の花見に行て嵯峨にやとりける夜

あらし山明ん朝を待はひて

春の夜なかき旅ねをそする

里卯花

卯花の月見る小のゝ山里ハ

くれてのちこそとふへかりけれ

卯花

我宿の卯花咲ぬほとゝきす

まつほとかへにあらしと思ふ

初郭公

卯月より今年も鳴ぬ時鳥

我まつ時や忘れさるらん

橘

たちはなハいつれの世にか植そめて

近きまもりの香に匂ふらん

立花の陰は月日のたゝねはや

今もむかしのこゝちのミする

わらはへの蛸をとらへて袖につゝミたる

よるひかる玉にもかへぬ心にて

つゝめる袖のほたるなるらん

納涼

夕川の岩ほか上の苔むしろ

しくものなしとすゝむ比哉

初秋風

あき風ハわきて吹かしを萩の葉（朱書「マ」）のこ

音にのミこそ聞そめてけれ

萩露

秋萩の露も盛りに成りしより

風に心をおかぬまそなき

月

たつ波のひゝきもそひて夕塩の

ミつの浜松夕風そふく

渡月

秋の夜の月をやとせるはきもこか

袖のわたりハ立うかりけり

田家月

五百代の田面の末をたつかりの

行へもみゆる月のかけかな

夕鹿

きかすしてあらましかはと思ふまで

夕かなしき鹿の声哉

山鹿

わすられん妻をこひてや笹の葉の

さやく深山に鹿の鳴らん

擣衣幽

秋風の打吹たひにおとつるゝ

きぬたハ萩の友にやあるらん

遠村擣衣

里遠きぬたの音ハ萩の葉の

そよといふにも打まされつゝ

終日愛菊

白菊の千世をこめたる苞にも

とまらぬものハ日影也けり

待紅葉

初霜のおきにし日より朝なく

櫛の立枝をいてゝこそ見れ

谷紅葉

光なき谷の陰こそ中々に

紅葉のてらす所也けり

秋遠情

寝さめしてたれか見るらんミよしのゝ

雲のしのや有明の月

時鳥

此比ハ竹の葉山を吹風の

音も時鳥にきゝなされつゝ

閑庭落葉

山里は庭の落葉を吹風の

跡こそ見ゆれとふ人ハなし

千鳥

神鳴の杜の榊葉霜ミへて

河原千鳥声更にけり

雪中眺望

ミかりするかたの、ミ雪降なへに

さやかに見ゆる天の川水

野行幸

はるまた(朱書「マ」)て野への草野ももへぬへし

けふのミゆきの大御光に

歳暮

こしかたに立もかへらぬものならハ

行としなミに袖ハぬれしを

恋

中々に物ハおもハしいけるよに

人さへつらき恋のみち哉

切恋

あはれてふ言の葉たにもつミ得てハ

死なぬ葉にならまし物を

寄虫恋

人こゝろあたちのま弓末つるに

たか引かたによらんとすらん

海路

見るか内に波路へたて、山端の

ほそく成行我こゝろ哉

山家

年も経ぬ今ハいかにと世の中も

かつハゆかしき山のおくかな

秋旅

しら雲のよそに見へつる山端を

月と霜とにこゆるよは哉

松

住の江の渚の遠く成しより

いくての松か生そはるらん

伯夷叔斉

山深く折しわらひハ万代の

道のしほりと成にけるかな

張良

沓をしも手にとりてこそ万代に

ふむへき道の跡ハとめけれ

頼朝卿

茅樹

池と野にひそミし竜の時をへて

雲こそおこせひんかしの空

弁慶

大賢

此杖ハつくにハあらず我君を

うち越きたる関のためなり

八日庚寅 晴、

一朝六ツ過起、四ツ前中村彦右衛門殿・篠原二三二殿

入来、四ツ時出勤、八ツ後退城、帰懸上方暑氣中尋、

七ツ過帰る、今晚ハ歌会の約をなしおきし夜なれハ、

庭なる草木に水をそゝき友立のかたくいと、待

れとも、やむことなきさゝはりやいてきけん、いつ

かたも来りたまはさりければひとり月を詠て、

しきしまの道の友立待託て

軒もる月をひとり詠ん

右の歌をうめきいたして土持ぬしへ贈りぬ、五ツ過

父上様御方へ罷出候得者藤島孫左衛門殿入来、九ツ

過被帰候而、八ツ時臥候事、

九日辛卯 天晴、

一朝六ツ時起、五ツ前出勤、四ツ後退城、暮より町田

五郎左衛門殿・池田与之進殿入来、四ツ後被帰候、

九ツ時臥候事、

一新納五左衛門殿花倉へ被參候節、其家之縁へ十五六

才女參けれハ、其節被読候歌、

乙女子か心の内ハしらねとも

あやしやものを思ひかほなる

一元和二年四月十七日 家康公薨御シ玉へハ、下野国

日光山へ 東照大権現宮卜崇ム、同八年壬戌四月ハ

権現様七回忌故ニ 秀忠同十二日江戸御発駕被遊日

光山へ御社參也、此時伯耆守(ガカ)刀居城岩槻城ニ御旅宿

アリ、種々難有上意トモ有之、御褒美色々被下、翌

十三日御進発也、如此御懇意深カリケル処ニ、寛永

二年乙丑十二月子細有テ御勘気ヲ蒙リ所領不殘被召
上、忠俊并二息宗俊共二遠州小村郷ノ平木村内藤弥

一右衛門卜云者ノ所へ配流セラル青山伯耆守ナリ

右一所持・一所持格、墨の片引八格印、都合四拾

六家、

〔鎌田伝十郎

〔鎌田藤馬

〔伊勢兵部

〔市田右近

一 一所持・一所持格・寄合・寄合並家格之順

〔島津山城殿 〔島津内匠殿 〔島津讚岐殿

〔島津安芸との 〔島津但馬 〔島津若狹

〔川上東馬 〔島津久馬 〔島津図書

〔島津主計 〔島津又七郎 〔島津石門

〔島津将監 〔島津助之丞 〔新納四郎

〔榊山権左衛門 〔島津播磨 〔桂式部

〔島津頼母 〔島津求馬 〔喜入多門

〔町田監物 〔島津与十郎 〔島津内記

〔北郷作左衛門 〔島津数馬 〔島津矢柄

〔大野多宮 〔吉利仲 〔島津内蔵

〔伊十院伊膳 〔種子島家跡 〔島津石見

〔顯娃織部 〔小松相馬 〔入来院平馬

〔比志島静馬 〔肝付主殿 〔菱刈安房

〔諏訪甚之助 〔川田求馬 〔島山伝十郎

〔碓山将曹

〔義岡蔵人

〔山岡右京

〔島津鞆負

〔島津相馬

〔末川久馬

〔島津蔵人

〔島津織衛

〔川上孫左衛門

〔川上矢五太夫

〔島津主鈴

〔島津登

〔郷原転

〔川上式部

〔新納次郎四郎

〔榊山伊織

〔北郷男吏

〔北郷哲五郎

〔桂内記

〔島津九十九

〔伊十院静馬

〔新納庄兵衛

〔町田主馬

〔伊十院亘

〔新納主税

〔伊十院隼衛

〔山田松千代

〔鎌田奎之丞

〔平田兵十郎

〔高橋要人

〔仁礼小吉

〔二階堂部

〔二階堂源太夫

〔名越右膳

〔小林外記

〔北条織部

〔本田久米

〔相良典礼

〔平田松次郎

〔堀四郎左衛門

〔小笠原轍

〔鎌田愛太夫

〔鎌田休之進

〔市来次十郎

〔河野外記

赤松主水 洪谷左膳 宮之原三十郎

関山新六 山田司 岩下典膳

上野司 猪飼史 調所笑左衛門

右寄合、都合五拾四家、

三崎平太 倉山作太夫 谷川次郎兵衛

村橋彦九郎 北郷多伸 伊勢平四郎

西恰之介 本田出雲守 井上駿河守

右寄合並、

一花を持たる女を見て 景樹

花つみて折かへしたるふり袖に

とまる八人の心也けり

一八田喜左衛門殿歌

あし引の山の木からし立にけり

木の葉にくもる有明の月

此度インキリス人共於唐国戦争之次第、琉球人唐国
江学文稽古ニ渡海いたし居、当度帰帆の砌山川江漂
著候者有之、右より申出候書付之写左之通、

覚

一於清国阿蘭陀人鴉片商売被差留候付逆心差発為及兵

乱由、

一去年六月初比阿蘭陀船四五艘浙江省之内定海県と申

所江寄来、石火矢を放掛、不意之事二而可防様不罷

成、県官姚氏者井川ニ身を投ケ、総兵張氏者石火矢

二当り相果、終二定海県被攻取、夫より同省之内乍

浦と申所江攻来候得共要害嚴敷防方有之、難攻入江

蘇之洋面より致往来、八月比又々同省之内崇明之長

安紗と申所江攻寄致合戦、此時大将伊氏計策を以阿

蘭陀船壹艘奪取、千余人打殺、二十二人者生取候二

付、最前攻取置候定海之地方を以生取者二替呉度旨

阿蘭陀人共願出候二付其通為相達由、

一福建之内厦門と申所江阿蘭陀船壹艘乗參候二付、川

口関守之者共阿蘭陀人おとし之為無玉ニて石火矢・

鉄炮打掛候処、阿蘭陀人とも怒を起、石火矢を放四

拾人余被射殺、追々内江攻入候付、官人始末々迄逃

走、翌日武官軍勢引率来候処、其以前阿蘭陀人者引

取不罷居由、

付、其時阿蘭陀人共村内ニ放置候、石火矢玉斤目五拾斤位、其玉之内ニ壹斤位之小玉式三拾粒位塩硝共入付為有之由、

一右通阿蘭陀人共引取候処、五六日後三艘又々寄来和睦を求め候得共、唐人共不聞入、石火矢・鉄炮打放シ候付追而引取為申由、

付、本文阿蘭陀船(馬力)伝間壹艘人数拾二三人乗込水取用離山江上り候付、唐人三百人余伝間二乗弓・鉄炮を以相戦候処、阿蘭陀人共小銃炮七八拾丁程操を以打放候付、唐人共近寄候儀不罷成、阿蘭陀人共者存分通用水取入為罷成歸由、尤、小銃炮壹丁三四度茂為響有之由、

一於広東者、総督林則徐謀を以去年中合戦十一度之内九度者清国より相勝候処、何様之儀ニ而候哉、石林氏役儀被召迎、代大将璋氏(琦善)被差遣候処、阿蘭陀人共偽を以逆心無之筋ニ申出候付、璋氏実正と差心得用心懈り居候内不図攻入、同省之内香山桌之炮台被打破、当四月初比二者虎門被攻取、夫より阿蘭陀人共鋭氣を張り烏浦と申所迄攻寄候処、湖南其外省々々

り官軍多勢寄来、段々及合戦終ニ阿蘭陀人共為敗走由、

一右璋氏事を誤り候咎役儀被差迎、代大将軍奕氏・参贊隆氏被差遣、阿蘭陀人江内通之唐人ハ人捕付死罪且又林則徐者知謀深、阿蘭陀人茂如虎恐候間、いつれニも兵事相構させ不申候而不叶段両大将より及進文被召出候付、林氏謀を定、当四月両大将者内より攻、林氏者窃ニ敵之後江廻り要害ニ兵を伏し内外より火攻を以打破、大船壹艘・火輪船壹艘・伝間大小三艘焼禿候上、千余人打果、十余人者生取候付追々打治申答之由、

付、

一火輪船と申者兵糧積船之由、作様者車仕合、風順逆無構火力を以通船至極達者之由候処、林氏計策を以海中二繩を流し候付、其繩車ニ懸り通船難叶奪取候由、

一阿蘭陀人共一旦勝袴川内江船乗入戦を催候付、林氏謀を以大船数艘二石を積、夜中密ニ外面より乘廻川口ニ船底を穿沈シ置、大勢を以攻寄候

付敵對難叶、川外江遁出んとするを沈ミ置候船
二掛り致周章候折柄散々ニ為打破由、

一 小壺之様成数百夜中阿蘭陀船江流し付、右壺透
間茂なく船江付当り、阿蘭陀人共其音ニ驚き夜

中及騷働疲入候付、翌朝攻寄勝利を得為申由、

一 鴉片一件二付死罪相究居候者共召寄、謀を教隨

分功を以罪を繕候様申聞請合候付、茶商人二粧

ひ立箱中江塩焔を入、火之起り候様ニ相調、右

箱船數艘二積入阿蘭陀船江漕寄候処、如案真之

茶箱と相心得皆奪取、配分を以船江積入候処、

追付箱内より焔火差起り、及騷働候砌軍勢差寄

為打破由、

一 当分合戦者相止候得共、阿蘭陀船數百艘浙江省・江

南省・山東省・直隸省と申所之外洋江繋居候由、

一 右通合戦二付而者於福州ニも總督其外諸官人、兵役

相率手配を以諸所江被相越、殊ニ去年六月以来当分

迄海辺之省々ニ者八千斤・六千斤・四千斤・三千斤

掛之石火矢鑄調用意ニ而嚴敷防方有之由、

但、八千斤掛り候石火矢玉目五拾式斤位相掛候よ

し、長式間四尺位之由、玉あな壺尺寸位之由、
右ケ条実否之所者相知不申候得共、於唐風說承候由

唐行之者共より承届申候、

丑六月

十日壬辰、霽、

一朝六ツ時起、六ツ過より下方暑中見舞、四ツ時出勤、

八ツ後退城、九ツ半臥候事、

十一日癸巳 天晴、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後退城、暮より父上

様御方へ罷出候得者藤島孫左衛門殿入来、四ツ半被

帰候、九ツ半臥候事、

十二日甲午 晴、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後退城、暮より父上

様御方へ罷出候得者中馬甚右衛門殿入来、四ツ半被

帰候、九ツ時寝候事、

十三日乙未

一朝六ツ時起、八ツ半より町田主馬殿へ参り、七ツ前より泊り二而出勤、夕詰梅田九之丞治矩殿江替合、五ツ半時分より黒江伴左衛門・郷押番大山五五右衛門召呼、四ツ時分被引取候、七ツ過臥候事、

御兵具所稻荷縁起

夫我朝は神明の恵ミ殊ニ盛なり、人望を満て給ふ事は衆生をたすけて其所求をミテ給ふ事世に勝れましますにや、一念欽仰を致す輩得益望のことし、神威異域に振ひ靈験本朝に秀たり、本地を尋ぬれハ吾皇御孫尊・宇賀魂尊・命婦神の垂跡也、去れハ現当を祈らん人争而か空しからむ、殊に 御当家の高祖君摂州住吉に於て御誕生の時加護ありしより以来、或は太守公戦場に趣き給ふ時、或は吉祥あらんとするとき、先其奇瑞をあらハし給ふこと幾度といふ数をしらす、仍て治承の昔より享保の今に至るまで、賢主二十二代いつれの御代にか稻荷をあかめたてまつ

らせ給はぬ、(朱書「マ、」)抑当社は稻荷三社の其一つ真狐神を安

置す、其垂跡の濫觴を尋るに、人皇百八代

後陽成院の御宇文禄元年

太閤秀吉公思召立給ふ故あつて朝鮮国を討取り、其後明国を攻従へ四百余州の帝王とならんとて肥前国名護屋まで 御出張あつて、中国・四国・九州の列侯に仰て先朝鮮国を撃しめ給ふ、其勢十三万余人既に朝鮮に攻渡る、我侯義弘公・忠恒公御父子も亦一万の軍兵を率して其列にあり、時に先陣の大將小西摂津守行長王城を攻落し、加藤主計頭清正朝鮮王子臨海君肆・次子順和君璋を生捕らる、其外の列侯各軍功あり、就中慶長三年戊戌十月の合戦夥し、蔚山城には加藤清正一万騎、順天城にハ小西行長七千騎にて楯籠らる、義弘公・忠恒公ハ四川の海辺に城を築き新寨と号し此城に籠り玉ふ、時に明国の援兵六十万騎軍を三州に分ち各二千万騎ニ而蔚山・順天・四川に向ふ、同朔日四川には明軍の大將盤老爺・董一元・裨將孟老爺・茅国器二十万の兵を率し羽旄を立連ぬ、鐘鼓を鳴らし進ミ来る、義弘公諸軍二向

て卒爾に鉄炮を放つへからず、敵隍際(朱書ニマ、)二攻くを待て一度に放つへしと下知し給ける、時に東の門より白狐一ツ走り出て敵軍に入る、義弘公父子合掌して心中に祈念し給ふ、暫あつて又赤狐二水の手より出て敵の軍中に走り入けるを、義弘公父子其外諸其外軍(朱書ニマ)に至まて其体勢を見て勇ミ進まぬ者ハなかりけり、剩へ赤一ハ半弓の矢に中て戰場に死す、既に敵隍涯まで攻寄けれハ、義弘公時分ハよしと諸軍を磨き給へハ、諸軍一度に鉄炮を放かけ近づく敵を悉く打臥せたり、敵兵火葉を以て城を焚崩さんと用意しけるに、城中より放ちける大鉄炮にて其火葉の壺を撃破りければ忽火移つて一度に焼立つ、其音あたかも疾雷の鳴はためくかことく黒煙天を掩ひけれハ、明兵驚き騒ひて備四度路になる、義弘公・忠恒公此分野を見て城門を開き諸軍一同に突て出、急に攻撃給ひけれハ明軍大に乱れて敗走す、忠恒公軍兵を卒して彭信古か三千騎に撃て掛り給ひけれハ、其中より兩三人干戈を横へて、忠恒公に向ひ来るを、忽ち其内一人を斬殺し馬より下りて其首を捕玉ふ、此

時 忠恒公御肩に傷を負給ひ、乗馬も又薄手を負ひ驚ひて敵の軍中に馳入ける処に、平田新左衛門宗位走來て先其首を歩卒に持せ、乗馬を追て敵の軍中より率來り 忠恒公を乗せ奉る、此時 忠恒公手自敵の首を斬玉ふ、從軍も我劣らしと先を争ふて進ミ撃ける程に三千の兵悉く撃捕れ、纔五六十人こそ逃延たり、夫より郝三聘・師道立も又遂に不叶して敗北す、国器・邦榮これを見て城中ハ空虚也と思ひ、一万の軍兵を率し皆赤支度にて一同二城ニ向て攻來る、其勢ひ敵しかたく味方を曳て敗北するものあり、惟り島津凶書頭忠長奮ひ出て強敵と戦ひ終に其首を討取る、去れとも大軍物の数ともせず忠長を打捕らんとて急に攻めかゝる、此時忠長地に下りしひて動かす、黒田加兵衛も亦小川を隔て其傍に居たりけり、時に野添帶刀・本田与兵衛馳來り、勢を増て敵兵数多打捕る、

義弘公遙に此体を御覽し数百の軍兵を卒し來りて救ひ給ふ、又樺山権左衛門久高・新納新八郎忠在・寺山四郎左衛門久首・同姓久右衛門久智等逃る敵を追

て北嶺に登り、忠長小勢にて大軍と戦ふ、其危き分野を見て各救ハんと思へとも、其間七八町はかり隔りけれハ急に進ミ得ざる処に、寺山久兼手勢を率して速に大軍の後陣に近寄り鉄炮を放ち掛けは、荷物を負ひたる従卒等周章騒ぎ其荷物を捨て逃去ければ、前陣に進たる軍兵に同しく続て敗北す、此時も又敵千騎はかり討捕る、かく敵軍悉く敗北しけれ共、唯董一元諸將を励しまた軍を旋して攻とす、また中軍徐世卿ハ望津に蹈留りて戦ひけるを 義弘公の従兵槍にして殺しけり、是に依て明軍大に破て悉く逃はしる、味方の諸将士卒に至るまで皆勝に乗、逃るを追て晋州の河畔まで追撃す、其間五六里か程に屍を伏するもの砂礫のことく、又河水に溺れ死する者数をしらす、 義弘公御父子手自敵首を斬給ふ者数級なり、時に味方の諸軍晋州の大川を渡り明軍を塵にせんと進ミけれとも、日既に西山に傾きけれハ 義弘公軍を取めて帰り給ふ、其途中新寨より二三町此方に広野あり、此所に一本杉の御馬義弘公朝鮮国二日州白鳥山の杉を表し作らせ、今日始駢於て雲夢を蒙り於て此馬しるしをもたせ玉ひけるとなり 忠恒公を大将

として、御父子手自討捕給ひし首の内三級を御前に備へ、 義弘公今日公の著給ひける胃ハ小和泉と号す、是より先き 義弘公再び朝鮮に渡海し給ふ時、 秀吉公度々勝利を得佳例他に異なりとて賜ひける御胃也自から勝吐氣を執行ひ給ふ、其儀式敵重也、夫より諸軍を率して新寨に帰城し給ひける、是日味方の討死は市来清十郎鹿兒島・瀬戸口弥七土佐両人也、其外大将より士卒に至るまで軍功を抽てさるはなし、是によつて斬獲の首三万八千七百十七級にそ及ひける、此御勝利に依て蔚山・順天に向ひける大敵もまた聞懼して引退く、(朱書)マ爰に不側あり、是日太刀始ハ白狐の出頭したる地に於て上床五郎兵衛国隆後二江田吉右衛門と号、時に二十八才なりといふもの敵を斬る、此者宵より城門の外に出て敵のよするを待居たり、扱矢に中つて死したる赤狐をは其翌日龍雲和尚大慈寺の住持、陳僧にて渡海也に仰て懇に弔らハせ新寨の北の岡に葬らしめ給ふ、其後明狩の方より参謀大夫龍涯を新寨に遣して和睦を求む、 義弘公御父子小西行長・寺沢志摩守正成に御交議あつて其求に応し給ひければ、聽て龍涯玉器か弟の茅渚浜を列来て質とす、是より弥 義弘・忠恒両公の武威日本ハさてをき朝鮮八道

京幾道・江原道・黄海道・全羅道・慶尚道・忠清道・平安道・咸鏡道以上八道なり、此内に又各數十州あり、

明国に振へり、是偏に稻荷大明神の加護によつてなり、是によつて御帰朝の後いよく稻荷を崇敬し給ひ、且上の山城内に小社寛永十四年丁丑八月家久公の御建立也を建て彼矢に中りし赤狐神を御安置あつて御尊崇殊二厚し、当社も又其比公の兵具を持渡りし輩神恵忘れかたく、役席御兵具所の内に彼赤狐神を安置し奉り、今に至て十月朔日祭祀怠らず、是も又 府君への尊崇に効ふものならし、

享保十八年癸丑冬日高為純謹誌、相良長洪校閱、

琉球在番へ被相渡置候

御条書之写

并船頭水主江毎朔読聞せ候 御条書之写

付、落平水取方之条書之写

条々

一 琉球之儀、遠国二而御心遣被 思召、為在番被差越

之儀二候間、御城下之応御法式万端入念可被相勤儀可為肝要、遠海二而渡楫之時節も有之儀二候得者、

御当地より時々之御仕置難達御事候間、奉行并付役

(薩藩例規雜集)

人邪儀之働無之様可被心懸候、酒宴・遊興より補等二而

勤方忘却之人モ為有之由不可然候、△縦先例たりと

いふとも不道理と存候訳も於有之者、付役人中遂吟

味正道可被相勤候、勿論琉球方仕置之善悪其外氣を

付致見分、御心得二可成儀ハ無油断委細可被申越候、

奉行人并付役人至迄私欲ケ間敷儀堅可為停止、尤、

不依何色国司蔵方江借物之儀御禁止二候条、弥堅固

二可被相守候事、

一 在番之奉行江三司官其外役々用事申来候廻、取次を

以被承之由候、右通二而每物滞、又者互二旨趣不承

達儀茂可有之候、向後ハ奉行可被致対談候、若又致対(離脱之)

談儀者時宜次第付役并与力二而成共可承之、尤、三

司官其外之役人御用付而見廻候節、終日不申談候而

不叶砌輕料理出候儀者可為心次第、酒宴之取持仕馳

走ケ間敷儀令停止候事、

一 奉行人懇意之琉球人を不相応之官職等二取持之儀可

為無用、尤、琉球人より賄賂之音物一切受用有間敷候事、

一 付役之人勤方二付而諸間切江可差越剋、兼而日取之日限無相違、人馬等之費無之様可被相心得儀肝要候、尤、所より之馳走會而受用有間敷候事、

一 在番之面々諸所江差越多人数を催致狩候儀可為停止、生類御あわれミ付而狩殺生之儀從

公義被 仰渡趣も有之候、於琉球茂可有遠慮候、尤、猪・鹿田畠を荒候二付而打候儀ハ可為各別事、

一 在番奉行より国司申請之儀ハ先年 御禁止二被 仰

出置候間、弥以可被相守其旨候、且又奉行入琉球江〔二薩藩例規雜集より補〕到着之節并年頭又ハ△令帰帆二付而首里城内江罷

出候剋、任取持長座仕、無礼之所行無之様可被心掛候、相定候外国司より被召寄候共、御断申達可然候、尤、城外二而も国司より馳走之催雖有之、断申達候様内々可被致覚悟候、且又中城王子・佐敷王子江も相定候付届之外猥致見舞候儀可為停止候事、

一 琉球人宅江奉行并付役人毎度差越、馳走を請酒宴いたし万端みたりかましき儀可為停止、御用之外令參

會儀無用候、且又付役人首里江不差越候而不叶用事

於有之者、用事之分ケ奉行人具承届之可差免候、尤、用事相仕舞候ハ、早速可令帰宿候、一宿之儀ハ勿論、夜更候迄罷居候儀も可為禁止、無抛用事二而も首里江毎度差越候儀堅令制禁候、惣而琉球人江心安致參會、不依何色無心之所望別而可有遠慮候事、

一 先年より奉行人并付役之家来・下人共、於琉球女を召置子共令出生、致商売候二付而帰帆之節琉球江残置、数年居付之体二而罷居候者も有之由、又者病氣之由二而残置候者も有之由旁以不可然事候間、入念相改、右之者共妻子者取放し、不殘可被相帰候、若改大方之儀も於有之者可及沙汰事、

一 於琉球奉行并付役、女を被召方々遊山二為罷越儀も有之由、奉公人二不成合無作法之所行二候、向後之儀堅固可被相慎候、又者地下之女を近付ケ、其縁引二而勤方二付而最負偏頗之儀も可有之候間、右体之儀無之様相慎尤二候事、

一 奉行并付役之家来・下々〔八左〕、無作法之儀無之様堅く可被申付候、就中酒女之戒可為肝要、第一耽利欲二諸

物入札之節、家来共入札之人數ニ相加り、しめ買いたし町人同前ニ商売仕、諸事所之妨ニ成候由、畢竟主人之申付緩故不屈之仕形ニ候、向後右体之儀氣を付稠敷可被申付候、且又右家来共琉球人より諸物を請取、鹿兒島ニ而相払代銀可差下由致契約品々持上り、代銀之首尾相滞琉球人致迷惑候儀も為有之由候、此儀も速ニ申付大方故右式ニ候間、万端入念稠敷可被申付候付、家来・下人共首里其外諸間切振売ニ差越候儀堅令停止候事、

一奉行并付役、家来分ニ御当地より商人を召連罷下、仕繰商売など為仕候付而不宜出入等も有之、且又質物を取置地下人ニ銀錢米等を借シ付候人も為有之由不可然候、向後右体之儀堅可為停止、為在番被差越候処其身之勝手を存、士ニ不似合商売為仕候儀者有之間敷事候得共、万一了簡違之人も可有之候間可被入念候事、

一奉行并付役人、被置候水夫之外何色ニ而も請間敷候、且又在番之面々代合相濟候節、何角ニことよせ乗船致延引儀可為停止、尤、在番帰帆之節、奉行并与力

乗船壹艘、付役之乗船壹艘たるへき事、

一奉行并付役人、薪用ニ那覇辺之用木猥伐取候儀可為無用、御当地より被差下置候（朱書ニマ、レ）以権柄右之仕形無之様、下人共江慎（權之）可被申付候事、

一穀物船之儀何角と令遅滞、日和後ニ成破損船等茂有之由候間、米其外諸物急度積入、毎年六月廿九日限堅固出船可被申候、若違背之儀於有之者至在番人も可及沙汰候、但国司用物船者可為各別候、且又穀物船之儀、御船手吟味之上差下事ニ候得者船具等旁堅固可有之儀ニ候得共、於琉球茂船具等能々為見届穀物可為積之、若心遣ニ見及候船於有之者先余船ニ為積之、其船者随分船拵いたさせ、追而積荷可被申付候事、

一穀物船那覇致出船間切相替候得者其湊ニ致滞留儀も有之由候間、付役人を相廻、日和次第早速出船可被申付候、且又船改ニ罷越候剋、船頭より之馳走を請候儀堅可為停止候事、

一船頭・水主共を奉行并付役人私用ニ付而召仕、或課（本ノ）役ヲ懸船頭・水主造作を請候事可為停止候、且又運

賃并諸物積乗せ候儀ニ付而奉行・付役人ニ賄賂之進物いたし船頭・水手共勝手ニ罷成候様取持候人も可有之候間、右体之進物何色ニ而も受用有間敷候事、

一 御当地より罷下候水手共、船中之用ニ刀・脇差召乗せ於琉球封之印ニ而在番所江差置、帰帆之節相渡候候処、近年者其身江為致所持候儀も有之由不可然儀候間、前々之通在番所江取上ケ召置、帰帆之節可被相返候事、

一 船頭・水手共致気任候ハ、科之輕重ニより過籠過銀相応ニ可申付候御法様之儀候間宥赦有間敷候、惣而船頭・水主共江申付様漸々緩ニ罷成、琉球人二いたり聊爾之為体茂有之由相聞得候、右体之仕置等專可被入念事、

一 運賃船積荷、碇先次第二可被申付之、或在番之乗船、或琉球人乗船、又者国司奉行人等之荷物を乗来候なと、申立候を取持候而碇先ニ召成、荷物為積候儀堅可為停止、且又琉球人御当地江渡海乗船之儀、三司官より望次第可被申付候事、

右条々堅固可被相守之、前々より段々被仰渡置候

御掟、當時之御仕置ニ不相応之儀も有之、又者漸々緩ニ成立候儀モ有之由候間、相しらへ令増減、一紙ニ相認之可申渡之旨被 仰出候付、代々之奉行

人勤方善悪之儀をも一々令承知、此節相改申渡候間被得其意、入念可被相勤候、尤、付役人江も右之趣慥ニ可被申渡之、向後在番代合之節、此条書堅固可被次渡之候、右之外異国方之儀ニ付而者(元禄方)永禄九年永禄九年ハ大中様御代也、子九月委細御条書申渡置（則之）琉球未不入御手前也、不審

候通、弥以可被相守其旨者也、
(元禄方) 永禄十三年辰二月三日 肝付主殿 印

種子島藏人 印

島津中務 印

琉球在番奉行

在番仮屋におひて毎朔詭聞せ候苦なり、

条々

琉球行之船頭・水手共、多人数之儀候間、万事相慎、無作法之儀無之様可被申付候、滞留中船宿之外脇方江罷在候儀、堅令停止候事、

一 船頭・水主共、酒女之戒を令忘却遊女所江宿いたし、

猥ニ酒宴遊興いたし、万端我儘を働、地下人ニ強儀

を申掛、剩琉球土方男女ニ於途中無礼をいたし、法

外之儀をも為仕者為有之由其聞得候、言語同断不届

候、向後右体之者於有之者籠舎申付置、鹿兒島江可

被申越候、応科之軽重ニ急度曲事可被仰付候事、

一 従前々琉球上下之船ニ女致往来儀御禁止ニ候間、弥

以可相守之、且又船頭・水手船中自分著用之外、刀・

脇指・弓・鉄炮并玉葉・具足・鍵・長刀惣而兵具持

下儀堅可為停止候事、

一 船頭・水主、御法度を相背候節者寺領ニ而申分ケい

たすの由候得共、向後者咎之軽重を相糺、相応之過

料又者籠舎可被申付候事、

一 船頭・水主、衣類如御定可為木綿布、尤、上腕カ帯下帶等

ニ至迄木綿布之外堅令停止事、

一 博奕打事、前々より御禁止之儀ニ候、若相背族於有

之ハ、船頭者致書状鹿兒島江可致差上之、水手者百

日籠舎申付、其上科料銀壹枚可被申付之、勿論水主

博奕打候ハ、其船之船頭同類ニ而無之共、同断之科

料銀可被申付候事、

一 諸船頭・水主、那覇村之外ニ罷出候節ハ在番所より

手形を出、其日中ニ右之手形可相納之、且又振売之

儀者御禁止之儀ニ候処、首里迄も差越致振売候者跡々（朱書）マ、一

為有之由不届ニ候間、向後右体之者於有之者其咎可

被申付候事、

一 船頭・水主、万売物かけニ入付儀并借シ物之方ニ地

下人を下人分ニ召成儀堅令停止候、尤、押買押売同

断之事、

一 船頭・水手、於琉球女房を迎所帯相立候儀、前々よ

り御禁止之儀ニ候間、弥以向後堅禁止可被申付候、

且又地下人致祝言候付而船頭・水主共より、或水を

懸或祝物を遣致酒宴儀堅令停止候事、

一 船頭・水主琉球江居付候儀、従前々御禁止之儀候処、

妻子持多年罷在候者も有之由不可然候間、右式之

者入念相改帳面ニ委細相記、鹿兒島江可被差越候事、

一 仕上せ米船頭方江未請取以前運賃米相渡候儀令禁止

候、水手飯米無之由断申出候ハ、其船応人数可被

相渡事、

付、私荷物積上せ候ハ、其品々書出之送状を請取、
鹿兒島御役所江差出、下知次第自分荷物可請取之
事、

一 荷物積入候船何方之湊ニ而も日待之間船頭・水手猥
二 陸地江下候儀可為停止、勿論遊女通用一切令禁止
候事、

一 諸船那覇致出船間切相替、其湊ニ緩々滞船仕候儀令
禁止、且又於道之島致日和待之由ニ而數日令滞留致
仕繰候由其聞得、自今以後右休之儀於有之者於鹿兒
島御僉議之上、越度ニ相究候ハ、向後琉球下り差留、
其上曲事可申付候事、

一 在番之奉行并付役代合之節荷物乗下シ、乗船之水手
其外爰元より之下船之水手ニ可被申付之、地下人ヲ
召仕候義令停止候事、

一 大清より琉球江買渡候糸・巻物、於琉球密々致商売
候哉、抜荷物有之由其聞得候、縦地下人より船頭・
水主共江唐買物之品々密々相扞度之由申者有之候共、
曾而買取間敷候、若此旨致違背之輩於有之ハ急度可
被申出候、稠敷其咎可被仰付候事、

右条々堅固相守候様船頭・水主共江可被申渡之、
船頭・水手御法様を疎ニ存、御掟を令忘却、惣而
驕りケ間敷儀而已有之由候、毎月朔日在番所江召
出之、此条目之趣慥可申聞之、若相背者於有之者
可被遂披露候、為見懲ニ候間、御僉議之上其科可
被仰付候、尤、此条書在番代合之節、慥ニ可被繼
渡之者也、

(元禄九)
永禄十三年辰二月三日 肝付主殿(久悲)

種子島藏人(久時)

島津中務(久輝)

琉球

在番奉行

一 琉球にて水取場遠方故前後争事候間、在番所より条
書相定船頭・水主江読聞せ候条書之写

覚

一 落平水琉球方差立候用水取之船二者船手方板印相立
可參候、其節ハ前後無構先番ニ水とらせ可申事、

付、大和船并地下人共ニ最初より水取掛并地下人(衍)
共ニ最初より水取掛居候ハ、其船を限水取仕廻、

板印相立候船江可相讓候、

一 船頭・水主落平水取方之儀、地下人水取掛居候節ハ
取仕廻候迄相待、夫より船何艘罷居候共前後無構先
番二水取可申事、

一 於水取場地下人小舟等二而乗組罷在候節も無用捨橋
舟を乗懸、又者自由ケ間敷儀共申懸候(朱書「マ、」)茂跡々為有之
由候、向後右体法外之儀曾而致間敷候、若理不尽之
致方相聞得候者屹と可及沙汰候事、

一 落平水取場、大和船より最初一円取拵置、于今修甫
等も仕來候様相心得候者も有之由候、其内修甫迄を
相調候儀ハ為有之由候得共、右用水之儀ハ専仮屋用
并諸人用事二而、琉球方より取仕立為被置場所候条、
以後右式之心得違有之間敷事、

付、此以後水取場及破損候共無免許大和人より修
甫致間敷候、此旨琉球方定式二相見得候事、

右者、落平水取方前之儀(後脱カ)ニ付此節及口論致喧嘩候処
より、以後何様有之可然哉之旨琉球方及相談、此節
より右之通相定候条具得其意、向後大形有之間敷候、
尤、那覇・久米村并地下之船々江者琉球方より被申

渡置咎候条、大和諸船頭共致得心、水手之ものとも
水取二差越候節、時々右之趣申聞可差遣候、此旨至
後年不致忘却堅固相守違背有間敷者也、

延享五年辰六月 在番奉行

此節市來伊作田村百姓善五郎事、(朱書「マ、」)

霧島山中山神衆隱与江折々差越候一件并其身父母
兄弟子共迄細々相尋形行可申上旨、ケ条書を以被
仰渡趣承知仕、右善五郎隣所江差越同人招呼聞届
形行左条之腰二申上候、

一 善五郎儀、何村何門何某百姓之段可申出、

右善五郎新城御屋敷持百姓市來郷伊作田村久保門
名頭伊助名子本名善五郎、今名政右衛門二而御座
候、尤、生名者寅と為申由承申候、

一 善五郎親名前可申出、

右善五郎親右同村同門名子半兵衛と為申由二而、

三拾年以前二相果為申由、

一 善五郎兄弟幾人有之、名前迄茂可申出、

右善五郎兄弟壹人、当子五拾九歳罷成、休右衛門

と申弟二而御座候、

越申候よし、

一善五郎母者何村何門娘之段茂可申出、

一最初隠与江差越候者何才之時分二而候哉、

右善五郎母右同村上地門名頭亡市之丞名子亡早右

右善五郎初而隠与江差越候者拾七八才之比二而も

衛門娘二而御座候処、三拾年以前二相果申候由、

候哉、究而之儀取覚不申候よし、

一善五郎子共幾人有之儀、男女相分名前相立可申出、

一当分年何歳二而候哉、

但、女之儀者既二縁付いたし候者ハ其段相記、致

右善五郎当年七拾壹歳二罷成申候由、

死去候者ハ其段モ可申出、

一隠与場所之儀、江之尾湯治場所より壹丁計之処二山

右善五郎子共四人、兄休太郎と申者武拾四五年以

之神社有之、一方二者岩かけ二而樹相茂り候場所

前二相果、二男伊右衛門と申者罷居申候、三男市

(朱書)「マ、一

候哉、且江之尾湯治場より何之方角二当り候哉、且

太郎と申者八九年已前相果申候、娘塩みつ壹人罷

亦隠与場所之儀者右之所二相究候哉、又者所々二相

居、同村水流屋敷名頭伊右衛門方江縁与仕居申候

替候哉、

由、

一善五郎儀、寅年寅日寅時三時合二生候者之由、其通

右湯治場之儀、硫黄湯・明礬湯・江之湯三ヶ所共

之事二而候哉、

二都而踊之内二而御座候、隠与之場所曾於郡之内

右善五郎儀、当子七拾壹歳二而、寅日二出生仕候

(朱書)「マ、一

千尋滝と申岩かけ高山樹木相茂り、右湯治場所よ

而直二生名を寅と申候由、然共先年寅之字遠慮被

り方角午之方二あたり、道法り壹里余も有之、一

仰渡善五郎と改名仕候由、且出生之剋相分不申候、

ツ所二相究、外二者無御座候由、

一最初霧島江何歳之時分差越候哉、

一隠与之場所惣構門屋作等之儀者、平生之大家同様二

右善五郎事、拾六歳之春霧島明礬山江稼として差

而門并塀茅家・瓦家等相違有之候哉、

右窓構都而小枝葺二而、平生人家同様之家作二而御座候、

一 隠与居之儀、戸・壁・襖・障子等有之候哉、尤、何様之物二而右取拵有候哉、且又居所之儀ハ窓体光り有之候様相聞得候、其通二而候哉、

右戸・壁・襖・障子二至迄人間二有之形子相違無

御座、唯綺麗ニ光明有之、障子之腰板等桑木之様なる杢之ある板二而候由、尤、襖絵形覚不申候由、

一 隠与居所家作之儀者(朱書「マ、」)覺何重敷と相見得候哉、

右隠与御屋敷之儀、殊之外綺麗ニ有之、八重敷又(朱書「マ、」)者拾畳計之御座敷何程有之候と見通難成、広サ之儀目届不申候由、

一 一説二隠与家宅之大サ・庭之大サ、花林寺家宅之大サ・庭之大サ并庭之大サ大体同様有之説も有之、是又同様二而候哉、

右隠与家宅并庭之大サ大体花林寺同様之形二可有

御座、然共綺麗ニ有之候儀天地之違ニ御座候、
一 隠与屋敷境内之儀、大サ何丁廻り程有之候哉、且後之方ハ樹木ニ而も候哉、茂居候山中ニ而も候哉、

右隠与御屋敷境内之儀者大体三拾式間方程も有之、

御門塀構小板葺にて前後樹木相茂り、前のつまの

先方二築山・泉水有之、白鷄四拾羽計・青毛駒壺疋

尾髪根地二届候よし、黒杢犬壺疋罷居候由、左候

而、平生二者獸も通融難成、高山岩掛之よし、

一 隠与居所者庭何様有之候哉、且又庭之内菓物木類等

人間二有之丈ケ之物者都而有之段相聞得、其通二而候哉、尤、菓物之儀四季共ニ有合有之段相聞得、是又右通之事ニ而候哉、

右庭面之儀者前行申上候通二而、菓物木類都而人

間二有之丈之物相違無之よし、
一 右庭之内凡人間二有之程之諸鳥類并獸都而致群集居候段相聞得、其通之事ニ而候哉、又者人間ニ無之諸鳥類并獸類も相見得候哉、

但、前行式ヶ条菓物類并諸鳥獸類之儀名大体可書

記事、

右庭之内諸鳥類・獸類屋敷内ニ而者見掛不申候由、
途中ニ而穴抔見掛候儀者有之由、菓物類大体柿・蜜柑・なし・九年母・橙・も、山も、其外人

間二有之四季之品大体御座候由、

一 隠与之儀、都而女人而已之段相聞得、惣体幾人程居
住被致候哉、

右 隠与之儀、女人同様之衆六人被致居住、外二老
僕壹人罷居申候よし、

一 右女人之内六人程頭取と相見得候人有之段相聞得、
其通之事二而候哉、

右 女人六人之内頭取と相見得候人無御座、皆様同
断同様二御座候由、都而洗髮二而衣類まんふ二而

光明有之、真向二者目はゆく御座候由、稀二者御
支度相替儀も有之よし、初発より大体五拾年余も

差越候得共、いつも拾七八才之比二而被成御座、
下人五拾計之男二而年輩相替不申候よし、

一 女人衣服之儀、何様なるものを被著候哉、又者著物
時々相替候哉、

右 衣服之儀、何と名を付候儀不存申、時々相替候
よし、

一 右女人平生洗髮二而被居候段相聞得、其通二而候哉、
且筭等之飭物茂有之候哉、

右 善五郎差越候内壹度片迦二結被成候事見上り候

由、其節ハ筭等之飭物有之候よし、

一 山神衆毎日飲喰物有之候哉、蓋茶碗之様なるもの之
内二甘物入付有之、右物を飯之替二被致居、且善五

郎儀も差越候節ハ右之物を喰シ候段相聞得、右通二
而候哉、尤、甘物蜜又ハ砂糖之様なる物之由候得共、

人間二無之者二而無比類為勝味之物之由、人間二而
名付候へハ如何なる物二似寄候哉、右之物を壹度喰

シ候得者不氣分之節も精神忽さはやかに相成、腹塩
梅大ならず少ならず勝たる心持之者之由、其通之事

二而候哉、成行細々相糺可申出、
右 善五郎給者平生鹿兎島へ有之候結構なる白砂糖

作之御菓子、鶴の鳥の形又ハ伊勢海老之形杯之御
菓子、又者あめなど被下、其外之品ハ給り不申由、

一 隠与之儀、平生音楽鳴物を奏シ常二笑楽二被居事之
由、其通之事二而候哉、

右 善五郎隠与之御門口江差越候処賑々敷有之、立
聞致思案居候処、善五郎門口江參候二付、呼寄候

様内より被仰呼申候二付差越申候処、御賑々敷御

ヶ条之通御座候得共、其御座江差越不申、末より承申候よし、

一 右音楽器物之儀、いか様成物二而候哉、且右器物之數幾ツ程有之候哉、

右前行申上候通二而承之処、先琴・三味線・こきう・つゞみ(朱書「マ」)の有之由、其外二者相聞得不申候よし、

一 右居所之内諸器物類如何様成道具有之候哉、

右前行申上候通其御座江差越不申候二付、何様なるもの有之候茂存不申候よし、

一 隠与之内二五六拾之下人罷居候よし、右つかはれハ壺人二而候哉、又者多人数二而候哉、

右隠与之内五拾位之男壺人二而、外二者罷居不申候由、

一 右下人つかはれ之儀者抑より隠与之家二致成長たるもの二而候哉、又者人間より差越たる男二而候哉、右形行細々聞届不申出、(朱書「マ、可カ」)

右下人之儀、抑より致盛長又者佗より差越候儀存不申、やはり何つも五拾計之すかたにて罷居候よし、

一 右下人之外二下女類等相見得候もの茂罷居候哉、右之外二者下女迎も壺人も罷居不申候よし、

一 善五郎隠与逗留之節、隠与之家宅内いつ方二而も自由二相廻り見届候儀相調事二而候哉、

右善五郎儀、逗留仕候儀無之、夜内二差越其夜二罷帰候由、然処御座敷内相廻り拝見仕候儀無御座候よし、

一 隠与平生いか成事を相嘸、又ハいか様成事を被致居候哉、

右平生之儀不存申由、鳥渡差越候節者差而何様な御嘸、又ハ何様成事を御嘸、又ハ何様成事を被致候形見請不申、いつも差越候節ハ山神五六人被並居候よし、

一 山神衆より善五郎江常々肝要二教訓之事抔、又者身之上先々之事抔被申聞候儀ハ無之哉、右形行細々聞届可申出、

右山神衆より教訓等敷事被仰聞候儀無御座候よし、一 山神衆隠与家宅外山中抔江徘徊被致候儀も有之候哉、尤、徘徊之節者壺人徘徊被致候哉、又者多人数被致

徘徊候哉、且又歩行之外空中杯江自在ニ飛行被致徘徊候事杯見及候儀ハ無之候哉、

右隠与衆山中杯江徘徊被致候儀壹度見上候よし、

其節ハ御壹人ニ而候よし、且空中杯江飛行被致候

儀見請不申候由、

一山神衆之儀、隠与家宅外遠方数拾里之所ニ而色々之

事を相晰候儀を皆々無残被存居、善五郎差越候節右

事共を被相晰候儀も有之候由、其通之事ニ而候哉、

右ヶ条之趣も相違無御座候由、

一隠与之所江鹿兒島又ハ諸方之人送物いたし、重杯之

内江喰物菓子類致入付封印ニ而差遣、

(行開朱書「校正者曰、以下改紙、此間白紙四枚半」)

十四日丙申 霽、

四ツ後郷十郎同道ニ而花舜軒御墓參、九ツ半帰候、

一朝六ツ時起、五ツ前白尾金左衛門殿先達而之返番ニ

有之朝出被致呉候ニ付直ニ御暇、次渡等之儀何も無

之、暮前より荒田二階堂家御姉様御出、今晚者御泊

り、九ツ半臥候事、

病瘡妙法

一桃之木枝長壹尺三寸

但、東之方にさしたる枝〇是程四五寸廻、

一午房子 四匁 一枳殼(數力) 四匁

一陳皮 四匁 一紅花 四匁

一青豆 貳匁 一水 三升

右一升にせんしなしあひせ候節小豆拾三粒ほとくわ

へ、

右紀州様御領国家中面々三千人余り右湯御あひせ被

遊候処、壹人も無怪我無難にいたし、不思議と思召

態々壹人身半分ハ右湯を掛、半分ハ御残置御試有之

候処、湯之掛候分ハ軽くうるわしく、湯不掛分者過

分ニ出来候由、古今珍敷事故当 御隠居様齊宣公御事也御写

被遊、此度御国許御下シ諸人江為写候様伊東仙太夫

御取次を以被仰渡候、

文化十一年戊十二月十二日

十五日丁酉 日天雨天、当月初而雨也、

一朝六ツ時起、五ツ前出勤、張番勤、 太守齊興公御

書院江御出座、物頭罷出候人数十八人有之候、八ツ後半退城、今日祇園祭り有之、荒田御姉様其外安之助殿・安五郎殿暮過御帰り、四ツ過臥候事、

一 梅田九之丞殿より当分拙宅鏑出席人数其内精不精為知候様承候間、左之通吟味之上書付遣候、

一出精人数近藤彦右衛門・郷田仲左衛門・落合八郎

左衛門・讚良甚之丞・田中勘四郎、

一中出精人数平田茂八郎・吉留平右衛門・伊地知平

次郎・中原七之丞・鮫島新之丞・植村善右衛門・

星野平之進・島津右近・原田庄太夫・鎌田孫右衛

門、

一 不打捨稀二致出席候人数桐野源右衛門・谷山岩次

郎・児玉清之丞・植村鉄兵衛・相良休右衛門、

十六日 戊戌 雨灑、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後退城、九ツ時臥候

事、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後退城、大鐘時分横

山安之丞殿へ參、甚打客有之候間直二罷帰、土持平

右衛門殿へ參候得ハ是又留主、直二戸柱町田主馬殿

へ病氣見廻（朱書「マ、」ニ、暮帰ル、九ツ時臥候事、

十八日 庚子 大雨、間々日天、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後退城、暮より上村

周内殿・鎌田孫右衛門殿・植村鉄兵衛殿入来、九ツ

半被帰候、

一 吉貴公より 忠久公御像、鳥居恕軒江きざミかた被

仰付候処御受申上候二付、何を本にしてきざミ候哉

之旨御意有之候へハ、直二御前様が忠久公也、吉貴

を真似奉剋へきの旨申上候而奉刻候よし、しかれと

も御服柄等之儀能不相知候よし、則今浄光明寺江右

御像被為入候、鳥居恕軒者其比名人と為申触者之由、

十九日 辛丑 雨、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後退城、大鐘前横山

安之丞殿江參候得者留主、谷山角太夫殿江參候へハ

十七日 己亥 雨大灑、

(三之卷 一一七頁文書に同じ、本文略)

是又留主、次郎太殿被居候二付しはらくはなし、伊藤家江参候得者於のりとか、様正忌日之よし二而暮前帰、暮より父上様御方江参候得者榊山助之進殿入来、四ツ過被帰候、九ツ時臥候事、

廿日壬寅 雨天、

一朝六ツ過(起脱)、四ツ時(出勤脱)、八ツ後より升形登様処江法事二

差越、暮皆々引取、拙者二者権五郎様方江参候而五ツ時帰ル、八ツ後臥候事、

一先達而より短冊掛絵書方相頼置候処、今日致出来候、

但、絵物八日鶴蘆沼桜紅葉、

廿一日癸卯 小雨、間々日天、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後退城、七ツ後横山

安之丞とのへ一剋、夫より谷山角太夫殿へ参候得者

留主故、次郎太とのと暫時晰し町田主馬殿へ参、暮

前帰申候、父上様御方御客来二付六ツ過より罷出候、

御勘定所書役五六輩、外二市来源左衛門殿入来、四

ツ半被帰候、

廿二日甲辰 雨降、

一朝大鐘過起、四ツ時出勤、四ツ後御暇、市郎左衛門

所へ一剋参、同席郷十郎、外二階二而申候、郷十郎

殿之儀ハ当分軍学被致稽古事候間、是非是二而成就

被致候へ、且又右松家之儀師匠も三才之幼穉二候間、

何れ門弟之内より先々不教立候而不相叶事候間、一

向ニ抛身修行可被致、拙者二も同断之事候得共、拙

者儀者学文致修行候考有之候付両方いたし候得共、(朱書「ア、一

両方共二成就難成相考候二付、郷十郎殿儀ハ軍学を

一向修行被致候へ、拙者二者漢学致修行、兩人共二

致成就度候へハ、父上様二も第一孝行之筋二も可

相成相考候段申候へハ、甚以落涙二被及候而、是よ

り相互二致修行厲合可申段承候、就而者一ツ之頼あ

り、郷十郎殿儀ハ未經書之儀易経一冊被読居候間、

五経を拙者江給り候へハ、拙者持合之書物茂存之通

四書五経・小学迄持合候二付、右五経を脇方へ差遣

候而夫を以経書古本相集読考二候、将又拙者は迄致

難儀写置候城之本ハ七八百程も可有之、夫ハ皆郷十郎殿へ預置可申、両方ニ相分れ一向ニ可致修行、(朱書ニマ、)

日新公、亥にふして寅にハおくといふ露の身をいたつ

らにあらせしかための御歌之意を二六二中不忘、朝

茂八ツ時より自眠次第相互ニ起し候而修行可致、左

候而、郷十郎殿懈り之色相見得候ハ、拙者より可申、

拙者懈り之色相見得候ハ、時々可被申之旨談合いた

し候事、

一九ツ時より二木強太郎殿入来二付、蛭子之下ニ古書

物二所ニ出居候二付、夫をさがし見被呉候へ之旨相

頼候へハ、詩経・朱経・書経・(朱書ニマ、)朱経・小学詳解・近

思録杯有之段承候、強太郎殿夜四ツ過被帰候、五ツ

時分より三原七郎右衛門殿入来、同道ニ而被帰候、

四ツ半臥候事、

廿三日乙巳 朝晴天、後雨霽、

一朝七ツ時起、郷十郎殿起候而、拙者二者六ツ迄之間

小学壺冊半計致素読候、四ツ前升形登様江一刻参り、

四ツ時出勤、八ツ後退城、大鐘時横山安之丞殿へ参、

夫より谷山角太夫江参り而暮前帰る、今晚ハ式夜之事候得共、今朝 父上様江御願申上置候一条之通ニ而出席不致、四ツ半臥候事、

一昨日兄弟申合候儀、今朝 父上様江如何御座候哉之

旨相伺候処、氣不向者いたし候共、申上候通定而其

詮無之余程面白考ニ而候間、左様ニ可致段御褒詞致

承知候事、

一伊藤善平殿歌

甚秘蔵被致候行広之刀を被売候節、

おと、しハ讚良かしんで今年また

行広売て我いか、せん

世中にこすときものか三ツある

銀鞆尻に讚良(朱書ニマ、)

清水馬場より後迫江被致転宅候節、

わすれても後迫にハ移るなよ

片山たけのいちのわるさよ

一善平殿諏訪之馬場を被通候節、竟見ニ善平殿すねを

為打者有之候処、善平殿被申候ハ、扨々そこもとハ

面白人哉、是迄拙者之すねを為打者無之候ニ被打候

儀太抵之事二而ハ無之、今日ハ鷄之汁二而粟之飯可
差上候間、何卒直ニ御出被下候へとの旨被申候ニ付、
則致同道被參候処、扱みしらげ無之候、御つき可給
之旨きねうす被差出候へハつかれ候よし、

一 右通善平殿髪を(寛力)意見ニ打候者有之候処、直ニ打廻シ
かといふて次の人之髪また被打候よし、

一 善平殿ハ刀之銘利上手故銘利頼ニ參候へハ、(朱書)早晚も
我腕に掛被見候よし、

一 後追江被居候節今の讀良休兵者衛殿居宅なり兵者兵子之弟子衆江稻荷川
之石を我屋敷内江被為持込候よし、

一 毛虫を今北条と唱候事ハ、北条十左衛門といふ人諸
事為行届人ニ而色々と善悪共にさゝれ候付毛虫と名
を付候処、毛虫之事をまた北条と為申触よし、夫よ
り今ハ毛虫を北条といふ、

一 大山壯之介といふ人より今被居候へハ谷山角太夫殿直
百才計之由也

嘶被聞候よし、壯之介殿二歳之時分迄ハ、二才客ハ
水を出し、初而之御目見祝或親類近所葬礼等之節ハ、
上下著候人ハ三拾以上之富人かまた親江戸杯江登り
居候而其古上下か致著候へ共、至極稀々之事二而二

才共杯かへつておかしく相思ひ、帰ニ者肩者取候而
帰るものゝよし候処、今ハ惣体著事ニ相成世為替と
嘶之よし、

廿四日丙午 雨降、

一大鐘過起、郷十郎殿起し四ツ時出勤、八ツ後退殿、

七ツ過横山安之丞殿江參、同剋帰宅、日入時分より

六ツ半時分迄市郎左衛門所江參居、八ツ前臥候事、

廿五日丁未 雨天、

一朝大鐘過郷十郎殿被起直ニ起、朝五ツ時長屋之村田
市郎左衛門か植おきし蘭の花の体を賞美してしはら
くかりて此三首を詠し、竹之先にくゝりつけて右の

(朱書)「マ、鉢」
体に立てかへしける、

藤袴にしあるしのこゝろをハ

ふかくも見する匂ひ也けり

朝な夕な往来に匂ふ藤袴

しはし軒端に移しても見ん

そのまゝにかへすも花の名残ありて

ひとふさこゝに折とゝめけん

七ツ後より泊番出勤、北条織部殿夕詰ニ替合、押番
坂口用右衛門・郷押番川路与右衛門右兩人召呼候而
四ツ過迄御漸、四ツ半臥候、

一長崎より五島迄四十八里

一五島より女島迄四十八里

一女島より鳥島迄廿里十八里共

右ヨリ四里沖ニ出ルニ唐地見ゆる、ヨル唐ノ方ヨリ

毛漁夫出会ヒ共ニ釣ヲイタスト云フ、其所ニテ縄ヲ

二ツニ折手様ヲイタスニ是ガ界目ト云コトカ、又是

ヨリ内ニ来ルナト云コトカ不分ヨシ、

但、合百二十里ニシテ唐地ノ見ルト云へハ唐迄モ

百四十五里ノ内ナラン、因此節唐舟モ三日ニシテ

入津イタス也、然レトモ公義ニ御届ケハ七日位ノ

日賦ニ御届成由、余リ近キヨシヲ公義江不レ申訊

ト云、予思フニ右ノ里数ヲ隠シ遠キトイタスハ何

様ノ訳成乎、甚解シカタシ、

琉球在番并冠船奉行系図

一寛永八末年川上又左衛門、(忠通)

一寛永八末年より同九年まで菱刈半右衛門、(重榮)

一寛永八末之冬為諸事見合新納加賀・最上土佐下国ナ
(忠清) (義時)

リ、

一寛永九申之冬渡辺阿波下国也、

一寛永十酉秋平島休右衛門為御使下国也、

一寛永十酉冬甲斐右京為御使下国也、

一寛永十年より同十二乙亥年迄町田勘解由、(久則)

一寛永十二乙亥冬村田郷右衛門為御使下国也、

一寛永十三丙子より同十四丁丑迄野村大学、(元綱)

一寛永十四丁丑より同十五戊寅迄相良権兵衛、

一寛永十四丑之冬上原鼓介為御使下国也、

一寛永十五戊寅より同十七庚辰迄河多内膳下国也、

一寛永十五寅冬伊東仁右衛門・平田狩野為御使下国也、

一寛永十六年己卯より同十八辛巳迄肥後長左衛門、

一同十八年辛巳より同廿年癸未迄鎌田源左衛門、

一同廿年より正保二年乙酉迄猿渡新介、

一正保二年乙酉より同四年丁亥迄諏訪奎右衛門、

一正保四年丁亥より慶安二年己丑迄鎌田左京、

一慶安二年己丑より同四年辛卯迄諏訪勘左衛門、
一同三年新納刑部(忠秀)為御使下国也、

一木上筑右衛門右御使下国也、

一慶安四年辛卯より承応二年癸巳迄二礼左近、

一承応二年癸巳より明暦元年乙未迄山田弥九郎、

一明暦元年乙未より同三年丁酉迄頼娃右京、

一明暦二年丙申冬冠船為奉行高崎惣右衛門・本田六左衛門下国也、

一明暦三年丁酉より万治二年迄川上將監、

一冠船之儀ニ付本田右衛門為御使下国也、

一万治二年己亥より同三年迄長谷場兵右衛門、
(純正)

一万治三年庚子四月十一日より寛文二年壬寅迄佐多六郎兵衛、

一寛文二壬寅年より同四年甲辰迄比志島内記、

一寛文三癸卯冬より同四年辰六月迄桂奎之丞・広瀬次郎兵衛、

一寛文四年甲辰四月十二日那覇入津、巳七月朔日病死、

東郷権左衛門、

一寛文五乙巳十月十日より同六年丙午迄三原伝左衛門、

一寛文六丙午十月十八日より同八年戊申迄諏訪仲左衛門、
門、

一北谷親方恵祖親方之儀ニ付伊勢勘右衛門下国北谷恵祖、
者打首也

一寛文八年戊申より同十年庚戌迄岩切彦兵衛、

一寛文十年庚戌より同十二年壬子迄黒葛原周右衛門、

一寛文十二壬子より延宝二甲寅迄伊東次郎右衛門、

一延宝二年甲寅より同四年丙辰迄弟子丸市之介、

一延宝四年より同六年戊午迄阿多六兵衛、

一延宝六年戊午より同八年庚申迄井上五郎左衛門、

一延宝八年より天和二年壬戌迄伊地知新左衛門、

一天和二年より同四年甲子迄若松彦兵衛、

一天和三年より同四年甲子迄平山次郎右衛門(忠想)
御用人役・肥後

平右衛門(盛昌)
冠船奉、
行也

一天和四年より貞享二年丙寅迄大田内蔵之介、
(三乙)

一貞享三年より同五年辰迄新納武左衛門、
(重儀)

一元禄元年より同二年己巳迄三原次郎左衛門、
(重榮)

一元禄二年より同四年辛未迄村尾源左衛門、

一元禄四辛未より同六年癸酉迄三原次郎左衛門、

一元禄六年より同九年子夏迄川上右京、
(久寛)

一元祿六年酉十二月十六日佐敷王子様見送として入津也、戊五月(空)日出船、菱刈次郎兵衛、

一元祿九年子春より同十一年寅迄肥後主膳、

一元祿十一年より辰五月廿四日迄向井市之丞友貞、

一元祿十三年より同十五年午迄蒲生十郎兵衛清賢、

一元祿十三より同十五年迄柏原市右衛門公門、

一元祿十五年四月より同十七年申七月迄高崎四郎右衛門、

一元祿十七年より寛永三年戊六月迄伊集院嘉右衛門、

一宝永三年丙戌三月三日より同戊子五月廿四日迄伊地知八郎兵衛、

一宝永五年二月より中神七右衛門御目、

一宝永七年三月より清水弥兵衛御目付役、同年、

一正徳元年卯十一月より同四年甲午六月迄伊地知越右衛門、

一正徳四甲午二月より同六四月迄西八左衛門、

一正徳五年丙申三月下国也、讚良権左衛門物頭御役、申十、

一享保三年戊戌三月五日より翌年四月十四日病死、中

原伊兵衛、

一享保四年冠船奉行相良権太夫御役御用人、

一享保五年より同七年寅六月迄谷山長右衛門、

一享保七年寅三月より同九年辰五月迄市来勘左衛門政洪、

一享保九年辰三月より山口李左衛門利兼(已十二月十日死去)、

一享保十一年午三月十一日より山岡権太左衛門久房役物頭、

一享保十三年申三月より山田四郎兵衛有勝御役物頭、

一享保十七年子四月より同十九年寅六月迄蒲生十左衛門御役物頭、

一享保十九寅三月十四日那覇入津、卯二月四日死去、

伊十院善太夫御役物頭、

一享保二十年卯八月廿七日より野村勘兵衛良昌、

一元文三年より同申六月迄吉利李右衛門久副御役物頭、

一元文五年申二月より戌六月迄仁礼十兵衛御番頭、西七、

一寛保二年戌二月より桂平六左衛門御役物頭、

一延享元年より吉利李左衛門久副御役物頭、

一延享三年寅二月より高橋七郎右衛門御役物頭、

一延享五年辰二月より讚良善助、

一寛延三年二月より宝曆二申六月迄弟子丸与次右衛門
御役、
物頭、

一宝曆二申二月四日より同四年三月迄島津矢柄物頭、

一宝曆四年より子六月迄弟子丸与次右衛門弘充御役物頭、

一宝曆六子^(空巳)月より山岡斎宮久澄、

一宝曆八寅三月より園田紋八実^(朱書「マ」)、

一宝曆十辰二月より同十二年四月迄本田新次郎御役物頭、

一宝曆十二より同十四迄園田紋八、

一宝曆十四より明和三戌三月迄西平太純房<sup>(御役、
物頭)</sup>、

一明和三亥正月より子六月迄伊地知嘉右衛門季置、
^(戌カ)

一明和四亥正月より九良賀野八郎、
^(五カ)

一明和六丑正月より平田平太左衛門、

一町田幸太郎実裕御役物頭、

一安永三年午正月より西田嘉左衛門<sup>(未十二月於、
琉球死去)</sup>、

一安永七年戌正月廿三日より子夏迄伊集院伊膳、

一安永九子より北条十左衛門、

一天明二寅より畠山数馬、

一天明四辰より堀四郎太夫、

一天明六午より樺山助之丞、

一天明八申より河野外記、

一寛政二戌より渋谷喜三左衛門、

一寛政四子より平田孫太郎、

一寛政六寅より北条加之助、

一寛政八辰より谷川次郎左衛門、

一寛政十午より島津相馬、

一寛政十二申より戌八月上国新納隼<sup>(見冠船奉行兼務、
御役御繼奉行)</sup>、

一享和二戌二月より村橋左膳、

一享和四年子正月より寅夏上国藤野休右衛門、

一文化三寅正月より辰春上国北条織部、

一文化四卯三月より小笠原彦六郎<sup>(冠船奉行兼務、
御役御弓奉行)</sup>、

一文化七午春より渋谷喜三左衛門貫通、

一文化九申春より土持権之丞、

一文化十一戌正月より平田掃部御役当番頭、

一文化十三子春より島津十太右衛門御役当番頭、

一文化十五寅より山田新助、

一文政三辰より梅田九左衛門、

一文政四巳^(朱書「マ」)より、

一文政五年午より森川孫六長植物頭、

一文政七年より高城六右衛門物頭、

一文政九年戌より渋谷喜三左衛門当番頭、

一文政十一子より山田直記御鉄炮奉行、

一文政十三寅より町田平御鐵炮奉行、

一天保三辰より吉利主馬当番頭、

一天保五年より倉山作太夫御鉄炮奉行、

一天保七申より天保九戌九月二日死去、高田尚五郎御

納戸奉行、

一天保十亥正月より同十一年子より詰越、近藤彦左衛

門御鉄炮奉行、

廿六日戊申 霽

一朝六ツ時起、昨晚ハ詰席御修甫中故張番所江泊、四

ツ過御暇、七ツ過より横山安之丞殿江参り、夫より

谷山角太夫殿江参り、暮過帰、夫より父上様御方江

罷出候へハ中馬甚右衛門殿入来、四ツ時被帰候、無

間茂臥候事、

一 かくあらハ契らしものを中々に

またほそりの露の葉かくれ

右歌者曆伝書杯にハ中納言家久公と細川幽齋との御

歌と相見得候得共、是ハ疑説ならん、酒井忠勝美少

年二而為有之由、家光將軍江初而御目見為有之節、

將軍より上之句御読掛被遊候へハ、則下之句御返答

申上候よし、誠二幼年より忠勝者才発之人二而候、

家光將軍之事を書候判本之大部之者へ為有之よし候

間弥之儀二候半、

(三之卷 一一一頁文書に同じ、本文略)

廿七日己酉 霽

一朝大鐘過郷十郎殿被起候、夕詰故九ツ半より出勤、

大鐘時分泊り中村黒人殿替合帰る、日入時分より暮

迄前内記様江参る、九ツ過臥候事、

一大用江参難通節ハ、手をつまミ足をつまミ腹をなせ

いたし候へハ通するものゝよし、我こゝに考ふる、

身之内不廻之処より不通者歟、

廿八日庚戌 小雨、日茂出ル、

一 暁七ツ起、郷十郎殿起す、四ツ時出勤、八ツ後退城、
帰懸町田主馬殿江參、七ツ前帰、大鐘過より御祖母
様桜島古里江御湯治、其時分ハ空も晴上り西風ニ而
順風宜(朱書「マ、」浜、薩摩屋角より御乗船故 父上様・郷十郎・
拙者三人御見送ニ參候、四ツ半臥候事、

廿九日辛亥 朝小雨、昼霽、夕小雨、

一 暁大鐘起、郷十郎殿ヲ起す、四ツ時出勤、八ツ後退
城、大鐘時分横山安之丞殿江參り暫して帰り、又日
入時分正兵衛所江一剋、暮より内記様江參り、四ツ
半時分歸る、九ツ時臥候事、

一人ハ身の垣なりといふ事をするへき也、たとへハ家
あれとも垣なき時ハ盜賊の恐あり、垣ある故に心を
安んす、是を安堵といふ、堵ハ垣なり、されは家業
を務て貧の垣とし、養生をなして病の垣とし、道を
守て殃の垣として安堵すへし、此垣忽成時ハ殃の敵
責入て防に手段なし、又身の垣とハ慎の事也、慎ハ
堪忍にあらされハならず、堪忍ハ己に克仁を求るの
道也、其要いかりをおさへ言をつゝしミ悪を避に有、

いかりをしのへハ智あきらかにして仁愛人に及び、
身に潤ひ温和の徳を得、言をつゝしめて智深く、心
静に成て近き憂なし、悪を避れば道として至らずと
いふ事なし、若此垣なき時者四方の敵責入て防事叶
へからず、私といふものハ賊の透間をうかゝふ様な
る物なれハ此垣を忘るへからず、

一 島津新八郎久茂殿所江 中納言様家久御成之節硯箱
之蓋江御書付被遊候御歌、

夕立の雨もみかさのかさなりて

池の汀をこゆる白波

一 右(朱書「マ、」同し拜領、中納言様家久梅絵御筆に御歌御讚、

晦日壬子 霽、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後退城、懸帰前内記
様江一刻參歸る、九ツ過臥候事、

一 徒弟之山岡八太郎昨晚被致死去候段今日承候事、

一 山田昌殿殿歎節々武辺噺いたす人にて候よし、或時
昌殿殿寝入られ候時二才とも計ニ而枕本の脇差を取
る、然共不被覺之由候、跡より武辺者の脇差とらる

といふ事のあるへきやと嘲候へハ、昌嚴被申候者、
寝てハ死したるに同じ、死人の脇差とるハいと安き
事なり、我等二者武士のこゝはといふ所におくれ取
られねハくるしからすと被申候と也、

一人ハ毎日く心を引きしめく居こそ誠の学問二なく、
たとへハものをいふにも余り多言すと引しめ、もの
ことに此考あるへしとなり、

一紀伊中納言頼宣公御年拾四才之時大坂御陣有之、御
勝利二なり茶臼山二 神廟御座をすへられ、頼宣公
後陣におハしましたるを御使番衆馳而召れたり、頼
宣卿其所へ御趣有て御勝利之御悦被仰けるに、御手
に不合遅なハリ参りたるを御せき有てひたもの御落
涙也、傍の人被申候者、御幼年被成御座候へハ、御
一生之内二者幾度も御手に被合御手柄も可被遊御座
候間、さのミ御せき被成間敷と被申上候へハ、其方
者何を申そ、十四歳の時二度あるものかと被仰たり、
神廟甚御感称有之、常陸介殿今日之手に合たるより
其一言か大なる覚なるそと上意有しとかや、

一或侍の宿へ意趣有る者来り、亭主座敷に出対談せし

に抜打に亭主の右の手を切落したり、左二而抜んと
する処を左の手をも打落す、左右の手なければ相手
胸板に頭を押付壁のすミへ押付たり、押れて切つ突
つしけれ共其魂二而押詰たれハ、なとかハ少しも動
すへき、士者微声となるといへとも勇猛の一念ハ大
盤石のことく二て働へき、此音に女房懸付けれハ、
某ハ迎もたまらず我共に打留よ、突てくれくとい
ひて妻女に討させしとかや、士の魂は斯こそあるへ
きものなれ、

一黒田長政の奥方ハ立花立汎齋(朱書「マ、」といひし人の息女也、
立汎齋(朱書「マ、」常に被申候は、女たりとも士の妻たるものは
事ある座敷江居合たる時取乱したるハ見苦しき事な
り、左様の時ハかゝる座へ居合たる事誠に冥加哉と
先思ふへし、扱其後の事ハいか様とも其時の相応に
取計ふへし、是はいか様成事と動転する故に取乱し
たる時もある也と申含められしと也、

日記五之巻終

名越篤烈

常不止集

六、七、八之卷

(天保十二年七、八、九月中)

一 光久公御筆之写

一 当時歌林

一 淵辺領右衛門覚書

一 吉野狐御狩之事

外 二段々有之候得共略ス、

常不止集^{六、七、八}之卷

常不止集 六之卷

名越篤烈

天保十二年辛丑七月朔日

一 水戸侯追鳥狩記

一 小野郷右衛門殿親父郷左衛門、関ヶ原ニ而戦死、貴島

柳右衛門見届状

一 黒田如水遺言事

一 花園会約

一 御兵具所取手初由緒之事

一 成島邦之丞上書

候、九ツ半時分臥候事、

一 島津織衛殿ハ強力ニ而、小野辺江乘廻シに被行候処、

拾才位之土民牛よりねちつけられ、既ニ突候勢ひ之

処江被行、直ニ馬より飛をり候而右牛之首を被取候

へ共、角を打込候而甚稠敷勢ニ候間、うこしをかけ

候得者、牛ハ投候者と兼而被承居候而、左様ニ被致候へハ、重畠をは重共ニ落、土塀江漸ぬちつけられ候ニ付、夫より牛かはなれ取ふせ候、誰ニ而も參候へと、大音に被呼候得者、近辺百姓共ことくく參候、被取留候よし、しかしながら袂のあたり衣裳を為被突破よし、夫より拾才計之牛つかひ者則木の空へ致見物居しよし、

水戸侯追鳥狩記

試策

文武兼備、然後道義可明、政教並行、然後風俗可正、而文武之易岐、政教之難举、道義未明、風俗未正、是算人所日夜腐心焦思也、汝輩妙幹俊秀、其於所以易岐者能合、難举者悉具之、道心当有所見、蓋各吐露胸臆以助算人之不逮、算人将虚心聴之、

庚子仲春、閱三五隊親兵之武、既而試其文事、席上賦以示焉、

徳沢毫無霑士林、何堪汝輩愛吾深、更期文武研精後、

尽是熊羆不二心、

文好む木のした陰にやすらひて

ともにかたらん武士の道

忠孝者誰ニもしる事ながら、今日の心得如何いたし
さむらひて忠孝にかなひ可申哉、学問武芸如何様い
たし、武士の道にかなひ戦場の用に立可申や、

大戸氏より来る書面写

(徳川斉昭)

天保十一 庚子三月十一日 水戸中納言様御甲冑にて

東照宮御廟江御拜有之、御家中之面々并御領分神主・

山伏・郷士類まで甲冑にて御目見被仰付候よし、

一中納言様御出立ハ御甲冑の上に葵の御紋ちらしの御

直垂、御甲ハ御持せ、引立烏帽子被為召候由、

一同月廿二日千束原にて惣甲冑追鳥狩有之、小子ニも

同道ニ而見物罷越申候、当朝五時前水城大手前江駈

付候処、太鼓ニ而人数御繰出しの所ニ御座候、御旗・

御長柄・鉄砲・弓・騎ニ行ニ押申候処、尤、一手く

に輻ニ而駄馬壺足ツ、是ハ幕に申を付候折、長持、

是ハ蓑衣を多人候、一二位ツ、ニも御座候、上下都

而腰兵糧二御座候、真先ハ寛助太夫備之奉行候得共、
駑と寛不申候、夫より引統数隊御繰出し、誠ニ大勢

の隊ニ御座候、四ツ時過と存候節、中納言様御出馬

ニ相成申候、御具足は萌黄威、御甲八筋鋏形金の半

月御前立物、金の竜頭かと相見得候、虎皮の尻鞆の

御太刀、毛沓をも被為召候、御馬ハ青色、水府第一

之駿足に候由、皆具揃ニ而至極美々敷、御粧大將軍

と相見得申候、御先ニ武功之御家之由ニ而、朝賀孫

九郎と申人御馬より三四間先ニ騎馬ニ而御供、其外

御馬廻り・御床机廻之面々徒にて鎗・鉄砲を為持供

奉いたし候、夫より御跡備茂余程有之、殿備ハ山野

辺父子ニ而御座候、兼而貴君より御嘶之左源太・右

源太御先ニ騎馬、御跡より大石田勝八騎馬にて御供

御座候、都而御人数出立外備より宜様相見得申候、

一小子杯ハ右山野辺御人数御跡より千束原ニ罷越申候、

尤、大手より二里計も有、笠間よりハ七里程茂御座

候、
一惣人数四万人程と申候得共、空積一万余程と被存候、

一右之内目立ニ御座候へ共、多勢之儀御座候へハ、

中々記憶いたし兼候付、寛候分申遣候、戸田銀次郎

殿父子共ニ騎馬、嫡子未十三四歳と相見得、前髪立

御座候、髪を撫付にいたし、白き切れにて鉢巻、甲

ハ馬脇ニ為持、太刀を脊負申候、具足も立派に相見、

指物ハ白帛ニ進思尽忠と御座候、銀次郎殿甲冑美麗、

水戸様より拝領之由承申候、白羽の征矢被負、重藤

の弓采配を被指候、笠印白き帛ニ公侯干城と御座候、

父子共天晴の見分ニ而御座候、其実相知不申候、其

外さまく、出立ニ御座候得共、記憶いたし不申候、

一熊の尻鞆掛候太刀帯候而、槍砲相見得、母衣武者も

相見得申候、

一引立烏帽子を著し、甲を従者に為持候人茂多御座候、

一騎士の分歩行にて出候者も有之、是ハ鞭を為持候ニ

付、馬なしにても騎士とは察し申候、

一乗馬の内農馬も交り相見得申候、

一中納言様御馬杯拝見の前にて止り、口ニ含候小き笛

を中納言様永く二声御吹被成候、何の御合図御座候

哉相分不申候、是ハ押陣の節御座候、
一押陣途中も御使番は跡先乗廻り、命令を相伝候様子

二見受申候、何れも馬乗達者之様子ニ御座候、

一右者大荒増覚候分を少シ許申遣候、扱又右の一拳褒
貶色々申合候得共、何茂珍敷事見物ニハ無此上候、

近日猪狩ハ後れ推出し船軍の繰陣御座候由、風聞御
座候、

一追鳥狩之次第、別紙ニ申遣候草案之通御座候へハ、

定而相分り兼候儀共可有之候、何分御推覽可被下候、

一右之次第〔空目〕氏ニ御序之節、此書面為御見可被下候、

尤、外々江者堅御断申上候、以上、

四月三日

右者因之通所々陣取いたし、士卒腰兵糧遣ひ畢、

諸備より甲士歩卒共次第ニ繰替、御本陣前ニ如図

環列いたし、大筒ニ発追鳥狩始申候、最大軍故か

又ハ不慣故か、右之次第書面ニ認取様ハ無御座候

と相見得申候、

一右始り前備より壹騎位ツ、御本陣ニ乗付、御本丸よ

りも御使番・小姓頭之類度々乗出申候、尤、中納言

様も右之列ニ入、御乗出し御座候様子、

一右相済於場所御酒被下、拾八駄之酒飲尽し候由、跡

二而承申候、

一惣人数万許と相見得、備数七ツ、御旗本共八備ニ相
成申候、

一騎馬七百許も惣体ニ而可有之哉、

一壹貫目新張大筒五挺、行軍之節ハ牛三疋ニ而壹挺ヲ

引、

一脊旗騎歩共一陣一樣〔姓名〕金輪御印姓名かな書も御座候、

一弓・銃手・脊旗同断、



一御使番黃母衣、御目付猩々緋陣羽織、御小姓頭紅白

母衣、

一御先手笥助太夫殿・山野辺〔義樹〕兵庫殿・包丸殿、

一兵庫殿ハ桃色頭母衣御掛被成候、製作外と違ひ母衣

骨無之、原にて御乗切縦横指図御伝之節、風入丸ク

御武者振一涯勇し敷相見得申候、

右者、荒増且遠目故間違の事モ可有之候間、御信用

ニ相成ましく候、

子四月

○某氏に來候書面

去月廿一日水戸城にて追鳥狩有之候処、同日雨天にて翌廿二日御座候、何れも甲冑御人数も大勢二御座候、尤、場所ハ千束原と申所、同所下町より江戸街道巷里程南の方軍備立、軍師ハ山岡喜八郎カ、共旨と申者之由、武田流之由二候、何れも備立、夫より原中二而雉子を放し数百疋、一番より三番有之、朱書夫拜領物御座候よし、御本陣之様子且備立美々敷言語難申尽候、御人数ハ一万人余りと申事二御座候、

同所

三月廿二日追鳥狩有之、備押実二目を驚申候、五陣二相分五色の旗五本ツ、一備二相分候様子御座候、騎馬五百と申事御座候、各指物をさし、或ハ母衣之武者も有之、千束原と申広原に所々幕を打廻し申候、旗・刀・槍白日二輝き甲冑をも奇羅星の如く、其中を御使番又者御目付杯大指物二而乗廻候様、実二稀有之壯觀御座候、大筒五挺牛車運送、大銃を相図二諸軍小銃を放し、御本陣におひてハ太鼓を打始、諸

方より押雉并兔を放チ申所を諸士争候而打取申候、

鐘二而開き、鼓二而合幾度か試有之様子、其後御酒被下、十八樽鏡を抜、各柄杓二而飲、又行征を正し御本陣に引申候、夜二成下町二而者篝をたき申候由、御城中二も鈴木石見守其外甲冑二而御留主いたし候よし也、郷士・神主・山伏迄甲冑二而御供御座候、山野辺殿者御跡備侍百人、惣勢五百人と申事御座候、甲冑ハ各々思ひくゝの出立二而言語二難尽候、

守園氏江來候手紙写

水戸中納言様追鳥狩之次第、委曲二者相知不申候、荒増申進候、第一兵二手二之手三之手追々御繰出し、都合七備、一手切二二幅位の大昇四本ツ、押立、大将の馬印、其跡二行二相印二片脇二銘々姓名仮名書二而認、是ハ諸士以上又物頭以上ハ勝手次第おもひくゝの指物二而美々敷御座候、其内大将分ハ采配所持、御軍師山岡喜八郎カ、共旨八郎殿と申人ハ金の采配所持御座候、上之御先鉄砲四拾挺・二行弓四拾挺・二行長柄式拾本同断、又御後鉄砲四拾挺・長柄式拾本、武者

幾押と云数を不知、前後引続繰出しに相成、末々に到り郷士・修験・神職何れも甲冑二而騎馬相交り、都合百人余と相見得、夫より二三町引下り、山野辺殿父子一手備として百騎位押出し申候、上之御装束者萌黄緋威之御冑御召替と申事御座候、拜見之人々エイトウ／＼千束原二群集をなし申候、此原凡壹里位も可有之哉、廻り松山二而至極平二少々北高き御陣所を嚴重に相備、廻り二遥二七ヶ所幕相廻し、大幟押立、馬印・指物等きらめかし候有様、乍左昔の有様おもひ出されて、夫より段々押出し、中程二陣を詰寄候、組中比二四五本木を立置、其所二而采を合寄て後、雉・兔を放申候、其已前二而大筒四挺御持參、是を段々に打、諸軍小筒を打て、右の采を合鷹を放雉出し候、是を見付て鷹蹴落候処を打寄取押へ、御使番騎馬二而駈付其姓名を聞届、御陣所江注進いたし候様子二御座候、其外御使番・御目付・御小姓頭被出前後左右駈歩キ候様子、誠二勇敷相見得申候、兔付放しも右之振合と申事御座候、右を漸三四度致拜見候而引取申候、

右広原二立錐の地も無之、数万人相集申候、御勢四万人相見得、十万人余と申評判御座候、尤、虚実相分り不申候へ共、側江御祭礼数万人相集候へ共、夫以来二者拾倍と相定兼候程之人之由、水戸人噂御座候、何卒御行列帳を内々借受度候へ共、未手二入不申候、中々存外之大造立派之事二而難演言語難尽筆紙、日光の結構二同様之次第御座候、穴賢、

長谷川氏より來翰

扱今度甲冑二而追鳥狩有之候、御宮御參詣ハ一手二而三千人程候処、此度ハ五千の御人数故、一万五千余人と申事并御先手物頭ハ十二人出三十人ツ、但鉄砲右三百六拾挺と見受申候、壹貫目之大筒四挺出二牛二而牽申候、二挺ハ人足二而牽候様子、実二驚目申候、難尽筆紙、御推察可被下候得と御考候へハ御後備共六手之様子御座候、雑兵共二者四万騎共申事御座候、実数相分不申候、山野辺殿も御供四騎、父子共六騎と相見得申候、

